官報
号外
昭和二十七年七月二十五日

○第十三回国会　参議院会議録第六十九号（その一）

昭和二十七年七月二十五日（金曜日）午前十時五十四分開議

議事日程　第七十号
昭和二十七年七月二十五日
午前十時開議
第一　市の警察維持の特例に関する法律案（衆議院提出）（委員長報告）
第二　地方公営企業法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第三　地方制度調査会設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第四　義務教育費国庫負担法案（衆議院提出）（委員長報告）
第五　臨時石炭鉱害復旧法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第六　通商産業省設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第七　通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第八　工業技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第九　農林省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第一〇　経済審議庁設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第一一　経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第一二　資源調査会設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第一三　大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第一四　大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第一五　保安庁法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第一六　海上公安局法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第一七　運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第一八　総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第一九　国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第二〇　行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）
第二一　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

○議長（佐藤尚武君）　諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
文部委員　木内キヤウ君
同　小串　清一君
法務委員　左藤　義詮君
運輸委員　前之園喜一郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
文部委員　前之園喜一郎君
同　左藤　義詮君
法務委員　小串　清一君
運輸委員　木内キヤウ君
同日委員長から左の報告書を提出した。
電波法の一部を改正する法律案可決報告書
臨時石炭鉱害復旧法案修正議決報告書
地方制度調査会設置法案修正議決報告書
経済審議庁設置法案修正議決報告書
経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案修正議決報告書
大蔵省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書
大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案修正議決報告書
同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
自治庁設置法案
自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案
昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案
同日議院において採択することを議決した小笠原諸島への帰島に関する請願外六件の請願および千島列島の帰属に関する陳情外三件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律
昨二十四日大蔵委員会において当選した理事は左の通りである。
理事　野溝　勝君（野溝勝君の補欠）
同日議員から左の修正案を提出した。
義務教育費国庫負担法案に対する修正案（荒木正三郎君外一名発議）
同日委員長から左の報告書を提出した。
市の警察維持の特例に関する法律案可決報告書
保安庁法案修正議決報告書
海上公安局法案修正議決報告書
運輸省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書
国家行政組織法の一部を改正する法律案修正議決報告書
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案修正議決報告書
総理府設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書
義務教育費国庫負担法案修正議決報告書
厚生委員会請願審査報告書第七号同特別報告第八号
厚生委員会陳情審査報告書第七号同特別報告第八号
同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。
郵政省簡易保険局運用課長　稲増　久義君
同日内閣総理大臣から、郵政省簡易保険局運用課長稲増久義君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長（佐藤尚武君）　これより本日の会議を開きます。
この際、日程に追加して、積雪温潤地帯における義務教育学校の屋内運動場の整備促進に関する決議案（梅原眞隆君外十八名発議）（委員会審査省略要

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

求事件）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。本決議案につきましては、梅原眞隆君外十八名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。梅原眞隆君。

積雪濕潤地帶における義務教育学校の屋内運動場の整備促進に関する決議案

右の議案を発議する。

昭和二十七年七月二十二日

発議者

梅原　眞隆　　白波瀬米吉
高田なほ子　　相馬　助治
木内キヤウ　　川村　松助
木村　守江　　黒川　武雄
小串　清一　　草葉　隆圓
堀越　儀郎　　高良　とみ
高橋　道男　　石黒　忠篤
山本　勇造　　荒木正三郎
棚橋　小虎　　矢嶋　三義
岩間　正男

参議院議長佐藤尚武殿

積雪濕潤地帶における義務教育学校の屋内運動場の整備促進に関する決議

積雪濕潤地帶における義務教育諸学校は、冬期長期間にわたつて、校庭の使用が制限されるため、屋内運動場をもたない場合集団的組織的教育活動は殆ど不可能であり、狹あいな廊下或は教室においての保健体育等の指導実施は、きわめて困難であるばかりでなく、他の授業に対しても甚だしい障害とならざるを得ない。かくして、体育の不徹底と兒童生徒の一般的運動不足は、著しい体位の低下、各種の病患の続出を招来するに至つており、更に施設の面から見る場合これらの学校においては、校舎校具等の耐用年数は、一般に比して極度に縮減することを免れない実状にある。

すなわち屋内運動場は、積雪濕潤地帶の学校においては、正に必要不可欠の教育施設であるにもかかわらず、これらの地帶における市町村の経済力は概ね微弱であるため、自己負担のみによる施設の整備は容易に望みがたく、且つ、これに対する政府の従来の施策も甚だ不十分であつたため、その整備状況は、現在総必要坪数の五％にさえ達していない。

この際政府は、積雪濕潤地帶の義務教育学校の屋内運動場が、教育上、保健衛生上等において有する重要な意義を深く考慮し、その整備のために、速やかに、強力適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

〔梅原眞隆君登壇、拍手〕

○梅原眞隆君　只今議題となりました積雪濕潤地帶における義務教育学校の屋内運動場の整備促進に関する決議案について、発議者を代表いたしまして趣旨の弁明をいたしたいと思います。

最初に決議案を朗読いたします。

積雪濕潤地帶における義務教育学校の屋内運動場の整備促進に関する決議案

積雪濕潤地帶における義務教育諸学校は、冬期長期間にわたつて、校庭の使用が制限されるため、屋内運動場をもたない場合集団的組織的教育活動は殆ど不可能であり、狹あいな廊下或は教室においての保健体育等の指導実施は、きわめて困難であるばかりでなく、他の授業に対しても甚だしい障害とならざるを得ない。かくして、体育の不徹底と兒童生徒の一般的運動不足は、著しい体位の低下、各種の病患の続出を招来するに至つており、更に施設の面から見る場合これらの学校においては、校舎校具等の耐用年数は、一般に比して極度に縮減することを免れない実状にある。

すなわち屋内運動場は、積雪濕潤地帶の学校においては、正に必要不可欠の教育施設であるにもかかわらず、これらの地帶における市町村の経済力は概ね微弱であるため、自己負担のみによる施設の整備は容易に望みがたく、且つ、これに対する政府の従来の施策も甚だ不十分であつたため、その整備状況は、現在総必要坪数の五％にさえ達していない。

この際、政府は、積雪濕潤地帶の義務教育学校の屋内運動場が、教育上、保健衛生上等において有する重要な意義を深く考慮し、その整備のために、速やかに、強力適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

次にこの決議案につきまして提案の理由を御説明申上げます。

ここに積雪濕潤地帶と申しますのは、詳しくは積雪寒冷濕潤地帶ということを意味するのであります。これは昭和二十六年に制定されました積雪寒冷単作地帶振興臨時措置法の適用を受ける積雪寒冷地帶と、年間降雨量の多い濕潤地帶とを一括いたしておるものであります。即ち、これらの積雪地帶、寒冷地帶及び濕潤地帶の各地域におきましては、積雪、寒冷又は降雨のため、長期に亘つて戸外の運動場使用は殆んど不可能の状態となつているわけであります。

さて、学校におきましては、御承知の通り屋内運動場は種々の重要な教育的機能を営むものであります。第一に、団体的、組織的教育の実施に際して必要であり、又講堂に代用せられて教育的行事を行う等の際、極めて重要なる施設となつております。従つて屋内運動場も講堂もない場合には、この機能を果すことのできないことは明白であります。第二に、保健体育の点から見ましても、屋内運動場の設備がない場合は、体育の実施、指導が殆んど不可能になり、又自由に遊び且つ運動することができないため、その結果、発育旺盛なるべき時代にある兒童生徒は、その体位は低下し、運動機能は萎縮し、種々なる病患が続出する傾向は顯著とならざるを得ないのであります。第三に、教育施設の面から見まして、屋内運動場のない場合は、一般に比して、教室、廊下、壁、机、腰掛等に及ぼす破損は著しく、又これらの施設の耐用年数は甚だしく減少し、そのため修理等に多額の経費を要する実情であります。第四に、屋内運動場は、以上のような学校教育についてのみならず、社会教育におきましても、その地域社会の文化的公共的施設としても用いられるものでありまして、一般社会人に広く活用せられ、その地域における文化的センターとしての意義を果しておるのであります。以上のほかに、屋内運動場を持たない場合は教育上種種なる障害を招来いたすのでありまして、例えば積雪、雨天の際、休憩時には、兒童生徒は、教室、狹隘なる廊下にとどまらざるを得ないので、休憩時と授業時の区別さえ付かなくなり、或いは又、教室、廊下等における体育の実施が他の一般授業に対し甚だしい障害となることは申すに及ばないことであります。

従つて、かように教育上、保健体育上、又社会教育上重要性を担つておりまする屋内運動場は、冬期長期間に亘つて校庭の使用を制限されまする積雪寒冷濕潤地帶におきましては、本来他の一般教室と同時に設置されなければならないわけでありまして、まさに必要不可欠の教育施設をなしておりまするにかかわらず、現在これらの地帶における屋内運動場の整備は殆んど進捗いたしておりません。その理由は、屋内運動場は六・三建築の応急最低基準坪数に算入されていなかつたため、当初から六・三建築の対象外とされて来たためと、これら積雪寒冷濕潤地帶は概して経済力に乏しく、到底自己負担に堪え得ない実情にあり、又これらに対しまする政府の援助施策も不十分であつたためとによりまして、現在においては僅かにその一万五千七百八十二坪を整備したにとどまり、なお不足坪数は実に四十八万二千八百六十七坪であ

り、必要総坪数の五%にさえ達していない憂うべき現状であります。

顧わくば政府は、この際、積雪寒冷濕潤地帶の義務教育学校の屋内運動場が教育上、保健衛生上、社会教育上等において、最も重要なる意義を有する施設であることを深く考慮せられ、その整備のため急速に適切且つ万全の措置を講ぜられることを強く要望いたし、以て本決議案提出の理由といたします。

何とぞ本決議案に対し全会一致の御賛成をお願いいたす次第であります。

（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　日程第一、市の警察維持の特例に関する法律案（衆議院提出）

日程第二、地方公営企業法案、

日程第三、地方制度調査会設置法案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長西郷吉之助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

市の警察維持の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年六月五日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

市の警察維持の特例に関する法律

第一條　警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四十條第三項の規定に基き国家地方警察に警察維持に関する責任の転移が行われた町村の区域をもつて、又はその区域と警察を維持しない他の町村の全部若しくは一部の区域をもつて、市が設置された場合においては、当該市は、同條第一項の規定にかかわらず、その議会の議決を経て警察を維持しないこととすることができる。

2　前項の議決は、当該市の設置の日から五十日以内に行わなければならない。この場合において、当該市長は、議決の結果を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に報告しなければならない。

第二條　前條の規定により警察を維持しないこととなつた市は、住民投票によつて警察を維持することができる。

2　前項の住民投票については、警察法第四十條の三の規定を準用する。この場合において、同條中「町村議会」とあるのは「市議会」と、「町村」とあるのは「市」と、「町村長」とあるのは「市長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際既に市となつているもので第一條第一項の規定に該当する市に対する同條の規定の適用については、同條第二項中「当該市の設置の日から五十日以内」とあるのは「この法律施行の日から五十日以内」と読み替えるものとする。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

地方公営企業法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月十四日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

（小字及び▬は衆議院修正）

地方公営企業法案

地方公営企業法

目次

第一章　総則（第一條―第六條）
第二章　組織（第七條―第十六條）
第三章　財務（第十七條―第三十五條）
第四章　職員の身分取扱（第三十六條―第三十九條）
第五章　雑則（第四十條・第四十一條）

附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第二條　この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち左の上欄に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。）で、常時雇用される職員の数がそれぞれその下欄に掲げる数以上のもの（以下「地方公営企業」という。）に適用する。

水道事業	五十人
軌道事業	百人
自動車運送事業	百人
地方鉄道事業	百人
電気事業	三十人
ガス事業	三十人

2　地方公共団体は、政令で定める基準に従い、條例で定めるところにより、地方公共団体の経営する地方公営企業以外の企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

（経営の基本原則）

第三條　地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（経営の基本計画）

第四條　地方公共団体は、前條に定める基本原則に基き、議会の議決を経て地方公営企業の基本計画を定めるものとする。

（地方公営企業に関する法令等の制定及び施行）

第五條　地方公営企業に関する法令並びに條例、規則及びその他の規程は、すべて第三條に規定する基本原則に合致するものでなければならない。

（地方自治法等の特例）

第六條　この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に対する特例を定めるものとする。

第二章　組織

（管理者の設置）

第七條　地方公営企業を経営する地方公共団体に、当該地方公共団体の長の指揮監督の下に地方公営企業の業務を執行させるため、第二條第一項の事業ごとに管理者を置く。但し、條例で定めるところにより、管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。

2　管理者は、当該地方公共団体の吏員で、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が命ずる。この場合においては、管理者が地方自治法第百六十一條に規定する吏員であるときは、同法第百六十六條第二項において準用する同法第百四十一條第二項の規定中地方公共団体の常勤の職員との兼職に関する部分は、適用しない。

（管理者の地位及び権限）

第八條　管理者は、左に掲げる事項を除く外、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。但し、法令に特別の定がある場合は、この限りでない。

一　予算を調製すること。

二　地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

三　決算及び証書類を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。

四　地方自治法第二百十四條並びに第二百二十三條第二項及び第三項の規定により過料を科すること。

2　前條第一項の但書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

（管理者の担任する事務）

第九條　管理者は、前條の規定に基いて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担任する。

一　その権限に属する事務を分掌させるため必要な分課を設けること。

二　職員の任免、給與、勤務時間その他の勤務條件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。

三　地方公営企業の基本計画に基いて事業計画を定めること。

四　予算の見積に関する書類を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

五　予算の実施計画及び資金計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

六　決算を作成し、地方公共団体の長に提出すること。

七　当該企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること。

八　契約を結ぶこと。

九　料金その他の使用料又は手数料を徴収すること。

十　予算内の支出をするため一時の借入をすること。

十一　出納その他の会計事務を行うこと。

十二　証書及び公文書類を保管すること。

十三　その権限の範囲内において労働協約を結ぶこと。

十四　前各号に掲げるものを除く外、法令又は当該地方公共団体の條例若しくは規則によりその権限に属する事項

（企業管理規程）

第十條　管理者は、法令又は当該地方公共団体の條例若しくは規則又はその機関の定める規則に違反しない限りにおいて、業務に関し管理規程（以下「企業管理規程」という。）を制定することができる。

（就職及び在職の禁止）

第十一條　左の各号の一に該当する者は、管理者であることができない。

一　当該地方公営企業の業務に関し、当該地方公共団体に対し、物品の売買若しくは工事の請負をする者又は就任の日前一年以内において、これらの行為をしたことのある者

二　当該地方公営企業の業務に関し、当該地方公共団体に対し、物品の売買若しくは工事の請負をする法人若しくはこれらの行為をする者が当該物品の売買若しくは工事の請負に関して組織する団体の役員（名称のいかんにかかわらず、役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は就任の日前一年以内において、これらの者であつたもの

（転職の制限）

第十二條　管理者の職にある者は、左の各号の一に該当する場合を除く外、就任の日から三年を経過した後でなければ、その意に反して転職されることがない。但し、就任の日から六月以内において、その職に必要な適格性を欠くと認められるに至つた場合においては、この限りでない。

一　三月以上の休養を要する場合

二　その責に帰すべき重大な過失があつた場合

（代理及び委任）

第十三條　管理者に事故があるときは、企業管理規程で定める上席の職員がその職務を行う。

2　管理者は、その権限に属する事務の一部を第十五條の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。

（事務処理のための組織）

第十四條　地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、條例で必要な組織を設ける。

（補助職員）

第十五條　地方自治法第百七十二條第一項の職員で管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、管理者が任免する。但し、当該地方公共団体の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならない。

2　前項の職員は、管理者が指揮監督する。

（管理者と地方公共団体の長との関係）

第十六條　地方公共団体の長が管理者に対して行う指揮監督は、左の各号に掲げる事項に関して行うのを例とする。

一　地方公営企業の経営の基本計画に関すること。

二　地方公営企業の業務の執行に関する事項のうち、当該地方公共団体の住民の福祉に重大な影響があると認められるものに関すること。

三　管理者以外の機関の権限に属する事務の執行と地方公営企業の業務の執行との間における必要な調整に関すること。

第三章　財務

（特別会計）

第十七條　地方公営企業の経理は、第二條第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行い、その経費は、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。但し、同條同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、議会の議決を経て二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

（一般会計又は他の特別会計からの繰入金）

第十八條　地方公共団体は、地方公営企業について災害の復旧その他特別の事由に因り必要がある場合においては、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から繰入金による収入をもつて当該企業の経費に充てることができる。

2　前項の規定による繰入金に相当する金額は、翌年度以降において、予算の定めるところにより、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさなければならない。但し、一般会計又は他の特別会計において支出すべきものを当該企業の特別会計において支出したことに因る繰入金その他特別の事由に因る繰入金については、議会の議決を経て、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさないことができる。

（事業年度）

第十九條　地方公営企業の事業年度は、地方公共団体の会計年度による。

（計理の方法）

第二十條　地方公営企業においては、その企業の経営成績を明らかにするため、収益及び費用をその発生の事実に基いて計理しなければならず、且つ、その企業の財政状態を明らかにするため、資産、資本及び負債の増減及び異動をその都度記録し、及び整理しなければならない。

2　前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

（料金）

第二十一條　地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2　前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、且つ、これを決定するに当つては、地方公営企業の収支の均衡を保持させるように適切な考慮が拂われなければならない。

（企業債）

第二十二條　地方公共団体が、地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起す地方債（以下「企業債」という。）については、行政庁の許可を必要としない。

（償還期限を定めない企業債）

第二十三條　地方公共団体は、企業債のうち、地方公営企業の建設に要する資金に充てるものについては、償還期限を定めないことができる。この場合においては、当該地方公営企業の毎事業年度における利益剰余金の状況に応じ、特別利息をつけることができる。

（予算）

第二十四條　地方公共団体の長は、当該地方公営企業の管理者が作成した予算の見積に基いて毎事業年度地方公営企業の予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならない。

2　業務量の増加に因り地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、管理者は、当該業務量の増加に因り増加する収入に相当する金額を当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる。この場合においては、当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（財政計画に関する書類）

第二十五條　地方公共団体の長は、地方公営企業の予算を議会に提出する場合においては、当該地方公営企業の管理者が作成した当該予算の実施計画、当該年度の事業計画及び資金計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をあわせて提出しなければならない。

（予算の繰越）

第二十六條　予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支拂義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第二十七條　地方公営企業の業務に係る出納官は、管理者が行う。

2　管理者は、地方公営企業の業務に係る現金を政令で定める金融機関で当該地方公共団体の長が指定したものに預け入れて保管しなければならない。但し、管理者は、当該地方公共団体の長が定めた額を限度として現金を自ら保管することができる。

（企業出納員及び現金取扱員）

第二十八條　地方公営企業を経営する地方公共団体に、当該地方公営企業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。

2　企業出納員及び現金取扱員は、第十五條の職員のうちから、管理者が命ずる。

3　企業出納員は、管理者の命を受けて、出納その他の会計事務をつかさどる。

4　現金取扱員は、上司の命を受けて、企業管理規程で定めた額を限度として当該地方公営企業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

5　管理者は、その事務の一部を企業出納員に委任することができる。

（一時借入金）

第二十九條　管理者は、予算内の支出をするため、一時の借入をすることができる。

2　前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができない場合においては、償還することができない金額を限度として、これを借り換えることができる。

3　前項但書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。但し、借入金をもつてこれを償還するようなことをしてはならない。

（決算）

第三十條　管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を作成し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2　前項の規定による決算及び同項の規定によりあわせて提出すべき書類の提出を受けたときは、地方公共団体の長は、これらを監査委員の審査に付し、その意見をつけて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される議会の認定に付さなければならない。

3　第一項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総理府令で定める。

4　地方公営企業について、地方自治法第二百四十四條第二項の規定による議会の指定があつたときは、第二項の規定に基く地方公共団体の長の決算及び第一項の規定によりあわせて提出すべき書類の議会への提出をもつて地方自治法第二百四十四條第二項の規定による普通地方公共団体の長の貸借対照表その他必要な書類の提出とみなす。

（計理状況の報告）

第三十一條　管理者は、毎月末日をもつて試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月十日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

（剰余金の処分）

第三十二條　地方公営企業の決算上利益剰余金を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、これをその補てんに充て、なお、残額があるときは、その残額の二十分の一を下らない金額を利益準備金として積み立てなければならない。

2　各事業年度において生じた資本剰余金は、資本準備金、再評価積立金その他の科目に積み立てなければならない。

3　第一項に規定するものの外、利益剰余金の処分については、別に予算に定があるものを除き、議会の議決を経て定めなければならない。

4　第一項の利益準備金は、企業債の償還その他條例で定める支出に充てる場合を除く外、処分することができない。

5　第二項の資本準備金及び再評価積立金は、政令で定める場合を除く外、処分することができない。

（資産の取得、管理及び処分）

第三十三條　地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。但し、條例で定める重要な資産の取得及び処分は、当該地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

（契約）

第三十四條　地方公共団体が地方公営企業の業務に関して売買、貸借、請負その他の契約を結ぶ場合においては、公告して一般競争入札の方法に準じて申込をさせ、最低若しくは最高の価額によつて申込をした者又は申込をした者であつて価額その他の條件について公正な協議がととのつた者とこれをしなければならない。但し、法令

又は條例で定める場合においては、この限りでない。

（政令への委任）

第三十五條　この章に定めるものを除く外、地方公営企業の財務に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　職員の身分取扱

（企業職員の労働関係の特例）

第三十六條　第十五條の職員のうち、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者以外の者（以下「企業職員」という。）の身分取扱については、この法律に特別の定のあるものを除く外、地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第　号）に企業職員の労働関係に関する法律の定めるところによる。

（職階制）

第三十七條　企業職員については、管理者は、職階制を実施することができる。

2　前項の職階制において管理者は、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。

3　人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会は、職階制の実施に関し管理者に技術的助言をすることができる。

（給與）

第三十八條　企業職員の給與は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2　企業職員の給與は、生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

3　企業職員の給與の種類及び給與額決定の基準は、條例で定める。

（地方公務員法の適用除外）

第三十九條　企業職員については、地方公務員法第五條、第八條（第一項第五号、及び第八号並びに第三項及び第四項の規定を除く。）、第二十三條から第二十六條まで、第三十六條、第三十七條、○第三十九條第三項、第四十條第二項、第四十五條第二項から第五十六條から第五十六條まで及び第五十八條の規定は、適用しない。

第五章　雑則

（業務の状況の公表）

第四十條　管理者は、條例で定めるところにより、毎事業年度少くとも一回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国と地方公営企業を経営する地方公共団体等との関係）

第四十一條　地方公営企業の経営に関し、地方公共団体相互の間で協議がととのわない場合において、関係地方公共団体の申出があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要なあつ旋若しくは調停をし、又は必要な勧告をすることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、この法律公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める。

（起債の特例）

2　企業債については、第二十二條の規定にかかわらず、当分の間、地方自治法第二百五十條の規定の適用があるものとする。

（資産の再評価）

3　地方公営企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため、政令で定めるところにより、再評価しなければならない。

（政令への委任）

4　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

5　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二條第三項第三号中「電車事業、自動車事業、」を「軌道事業、自動車運送事業、」に、「運輸事業」を「運送事業」に改め、同項第二十号中「使用料、」を「使用料（普通地方公共団体の経営する企業の徴収する料金を含む。以下同じ。）、」に改める。

第二百六十三條を次のように改める。

第二百六十三條　普通地方公共団体の経営する企業の組織及びこれに従事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の経営に関する特例は、別に法律でこれを定める。

審査報告書

地方制度調査会設置法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十三日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

館　哲二　高橋進太郎
石村　幸作　宮田　重文
溝淵　春次　岩木　哲夫
岩男　仁蔵　中田　吉雄
原　虎一　吉川末次郎
岩沢　忠恭

第一條中「諮問に応じて」を「諮問に応じ、前條の目的に従つて」に改め、同條を第二條とし、以下一條ずつ繰り下げ、第一條として次のように加える。

（目的）

第一條　この法律は、日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的とする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、民主政治の基盤である地方自治を育成強化し、且つこれまでの地方行政の各分野における諸制度相互の間に有機的一体性を保つよう地方自治制度を全般的に検討するため、総理府の附属機関として地方制度調査会を設置しようとするものである。

その内容は、地方制度調査会は諮問機関であること、委員は五十人以内、臨時委員は二十人以内とすること、会長は互選とすること、部会制を設けること、その他構成委員の任命資格等を規定するものが主要な点である。

本委員会においては、本設置法の目的に鑑み、第一條にその目的を明記する修正を行つたが、本法律案の内容は大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて地方制度に検討を加え、日本国憲法の基本理念である民主政治の発達を促すことができる。

三、費用

本法の施行に要する費用は、予算に計上ずみである。

地方制度調査会設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

地方制度調査会設置法案

地方制度調査会設置法

（設置及び所掌事務）

第一條　内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八條第一項の規定に基き、総理府の附属機関として、地方制度調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

（組織）

第二條　調査会は、委員五十人以内で組織する。

2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。

（会長及び副会長）

第三條　調査会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第四條　会長は、必要に応じ、調査会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

3　部会所属の委員は、会長が指名する。

（委員及び臨時委員）

第五條　委員は、国会議員、関係各行政機関の職員、地方公共団体の長及びその他の議会の議員、地方公共団体の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　臨時委員は、関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　臨時委員は、当該特別事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5　委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（雑則）

第六條　この法律に定めるものを除く外、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條の表中

選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議する。

を

地方制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する。
選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議する。

に改める。

〔西郷吉之助君登壇、拍手〕

○西郷吉之助君　只今議題となりました市の警察維持の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は衆議院提出にかかわるものであります。その内容といたしましては、一、警察法の規定に基き、住民投票の結果、自治体警察を維持しないことになつた町村に、その区域を以て、又はその区域と警察を維持しない他の町村の全部若しくは一部の区域を以て、市が設置された場合においては、市は自治体警察を維持すべしとの原則に対する特例といたしまして、当該市は議会の議決を経て警察を維持しないことができること。第二、その議決は市設置の日から五十日以内に、この法律施行の際すでに市となつている場合は、この法律施行の日から五十日以内に行わなければならないこと。第三、以上の規定によりまして警察を維持しないこととなつた市は、その後、住民投票によりまして市警察維持の原則に復することができること、以上が主要な点であります。

地方行政委員会におきましては、五月十二日衆議院議員河原伊三郎君より提案理由の説明を聞き、関係者との間に質疑応答を重ねました後、本月二十四日討論に入りましたところ、社会党第四控室の中田委員及び同第二控室の吉川委員より、本法案は新憲法並びに現行警察法の精神に反する時代逆行の立法であり、自治体警察の全面的廃止への橋頭堡ともなるものであるとの理由によりまして反対する旨を述べられ、採決の結果、多数を以て本法案は原案の通り可決すべきものと決定いたした次第でございます。

以上御報告いたします。

次に只今議題となりました地方公営企業法案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

今回内閣がこの法案を提出した理由は、先に制定されました地方公務員法の附則において「公営企業に従事する職員の身分取扱については、別に公営企業の組織、会計経理及び職員の身分取扱に関して規定する法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例による。」と規定して、この法案の制定を予定しているので、ここに成案を得て提出する運びに至つたのでありまして、その内容はおおむね次の通りであります。

第一は総括的規定でありまして、この法律は一定の職員数を有する水道、軌道、自動車運送、地方鉄道、電気及びガス事業に適用するのを原則とし、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法との関係においては、この法律が特例法となる旨を明らかにしております。

第二は公営企業の組織に関する規定でありまして、地方公共団体の長の指揮監督の下に企業の管理者を置いて業務を執行させることとして、その地位及び権限、担任する事務、就職及び在職の禁止等につきましては詳細な規定を設けると共に、企業経営の基本計画等、当該地方公共団体の事務処理又は住民の福祉等に重大なる影響がある事項につきましては、地方公共団体の長が指揮監督権を発動し得ることとしております。

第三点は公営企業の財務に関する規定でありまして、企業の経理につきましては特別会計を設け、独立採算制を堅持し、能率的な運営を図るため、一般会計の経理方法に対しまして、発生主義の採用、複式簿記の計理、文言形式の採用等の特別を認めると共に、企業の出納は管理者の権限といたし、決算は、損益計算書、貸借対照表等を以てすることとしております。

第四点は公営企業に従事する職員の身分取扱に関する規定でありまして、管理者及び企業職員のうち、管理又は監督の地位にある者、機密の事務を取扱う者、即ち労働組合法にいう「労働組合を結成し、加入し得ない者」に相当する者の身分取扱については、原則として地方公務員法の定めるところによるが、右以外の一般の企業職員の身分取扱については、この法律に特別の定のあるものを除き、地方公営企業労働関係法の定めるところによるものとしています。

最後に、この法律の施行期日は公布の日から六カ月を超えない範囲で政令で定めることとしていますが、これは企業資産の再評価等、この法律施行のためには相当な準備期間が必要であると考えたからであるとのことであります。

この政府案に対しては衆議院において一部の修正が加えられました。その要旨は、企業職員の身分取扱については、できる限り私企業と同様に、これを団体交渉の対象としてその権利を保護することを妥当と認め、地方公営企業労働関係法との調整を図り、㈠管理者の担任する事務の範囲に「労働協約を結ぶこと」を加え、㈡職階制の実施に関する人事委員会の助言の権限を削り、㈢地方公務員法の適用除外の條項を拡大し、㈣これらに関連する字句の修正を行うものであります。

委員会においては、岡野国務大臣並びに政府委員より提案理由並びに法案内容の説明を聞いた後、質疑に入り、又労働委員会との連合委員会を開いて審議を行い、更に衆議院の門司議員より同院修正部分の説明を聞いて質疑を続行しましたところ、若木、原、中田、岡本、宮田の各委員より、本法の適用範囲、監査委員の権限、労働協約の相手方、償還期限の定めなき企業債、職階制の運営等について質問があつたのに対し、政府委員より、現在の公営企

業はおおむね本法の適用範囲に入ること、下水道にも適用し得ること、監査委員の権限は地方自治法の改正によつて強化されること、公共団体の長も労働協約の相手方となること、企業債は社債に類似するものであること、職階制は企業経営に即応するように運用すること等の答弁がありました。

なお、この法律と不可分関係にある地方公共企業労働関係法についても質疑応答が行われましたが、これらの詳細は速記録によつて御覧を願います。

以上を以て質疑は終了しましたので、討論に入りましたところ、若木委員より、衆議院の修正案にはなお不満足の点があるけれども、暫定的に賛成する旨の発言がありました。他に発言もないので、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て可決されました。よつて衆議院修正議決にかかる内閣提出の地方公営企業法案は、全会一致を以て修正議決すべきものと決定した次第であります。

右御報告いたします。

更に、只今議題となりました地方制度調査会設置法案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

今回内閣がこの法案を提出した理由は、過去六年余における地方制度運営の実績に徴し、且つ独立後の新事態に鑑み、この際、地方自治制度を全体的に考察し、その構造、組織、税財政制度等に再検討を加える必要があるので、広く各方面の意見を聞いて所要の改正案を作成するため、本調査会を設置しようとするのでありまして、調査会は内閣総理大臣の諮問機関として総理府に置き、委員五十人以内で組織し、委員の互選によつて会長及び副会長一人を定めます。委員は、国会議員、関係各行政機関の職員、地方公共団体の長及び議会の議員、職員、学識経験者等の中から内閣総理大臣が任命するものでありまして、その任期は一ヵ年とし、再任を妨げないこととしております。なお特別の事項を調査審議するため必要あるときは、臨時委員二十人以内を置くことができることとなつております。

委員会におきましては、政府委員より提案理由並びに法案内容の説明を聞いた後、質疑に入りましたが、吉川、原、岡本の各委員より、地方制度の検討は、地方行政調査会議において行なつたばかりであるのに、再び本会を設ける理由如何。本会を設けて更に再検討することは、いわゆる逆コースの現われではないか。委員の構成並びに付議事項如何等の質疑があつたのに対し、政府委員より、地方行政調査委員会議の勧告は殆んど実現されていないので、本会を設けてこれを解決したい。地方自治の本旨に徴するために全面的考察を行わんとするのであるから、逆コースとはならない。委員は国会議員、関係政府職員、地方公共団体及び学識経験者の四グループより、ほぼ同数を選任する。諮問事項として予定するものは、都道府県の性格規模、道州制、政府出先機関、市町村の規模の合理化、地方公共団体の構造、組織、行政委員会の問題、議会の運営、事務の再配分、国と地方公共団体との関係等であつて、相当期間存置する旨の答弁がありました。なお、岩木、中田の両委員より、委員の選任、調査会の運営方針等について希望意見を加えた質疑が行われましたが、これらの詳細は速記録によつて御覧を願います。

以上を以て質疑は終了したので、直ちに討論に入りましたところ、吉川委員より、中田、岩木、原、館、岩男、吉川の六委員共同提出にかかる修正案の説明がありました。その要旨は、本会における調査審議の基本精神を明確ならしめるため、第一條として、この法律は日本国憲法の基本理念を十分具現するように、現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的とする旨を規定し、これに伴う字句の修正をしようとするものであります。次いで採決に入りましたところ、吉川委員ほか五名提出の修正案は全会一致を以て可決され、右修正部分を除く原案も又全会一致を以て可決されました。よつて内閣提出にかかる地方制度調査会設置法案は全会一致を以て修正議決すべきものと決定した次第であります。

右御報告いたします。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　市の警察維持の特例に関する法律案に対し討論の通告がございます。発言を許します。吉川末次郎君。

（吉川末次郎君登壇、拍手）

○吉川末次郎君　私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、只今議題となりました市の警察維持の特例に関する法律案に対しまして反対の意を表明するものでございます。

概括的に見ますのに、本法案は、警察機構全体の戦前への復帰を目標にいたしまして、自治体警察をば全般的に廃止して、一切の警察を国警一本に統一化してしまおうというところの陰謀をば漸次これから拡大して行くところの一つの手段として、ここに提案されているということであります。

本案は、委員長の報告にもありましたように、昨年政府提案の警察法の改悪によりまして、全国を通じまして多くの町村自治体警察が国警に吸収されてしまつておるのであります。これを最近の表について見ますのに、警察法改正当時の自治体警察の数は一千五百五十六あつたのであります。ところが今申上げましたところの町村警察廃止の警察法の改正によりまして、そのうちの実に一千七十九がすでに廃止されてしまつておるのであります。それらの自治体警察をば誤まつて返上するに至りましたところの町村をそのうちに包括して、新たに市になりました地方公共団体、それは、その警察は、当然、現行警察法によりまするというと、その都市みずからの自治体警察を持たなければならないことになつておりますにもかかわらず、これらの新らしい市に限つてのみ住民投票によつてこれを国家地方警察に委ねることができるというところの特例を許そうというのが、即ちこの法案の骨子といたしておるところであります。

曾つてこの壇上におきまして私も申上げたことがあるのでありまするが、現行法上、国家地方警察と言われておりまするのは、その起源からいたしまするというと、M・R・P、即ちナショナル・ルーラル・ポリスの訳語でありまして、これは本来全国村落警察或いは全国農村警察、又は全国田舎警察と翻訳されるべきであつたのでありまするが、官僚はわざとこれを国家地方警察と曲げて翻訳いたしまして、軍人や官僚の大好きでありまするところの、旧式のドイツかぶれの国家至上主義が意味いたしておりまするところの国家、それはステートという言葉に結び付けまして、一方、M・P即ちミュニシパル・ポリスを都市警察と当然これは訳されなければならないのでありまするが、これを自治体警察とわざと曲げて翻訳命名いたしまして、このようにして、警察法上、国警と自治警とはそれぞれ対等の立場において互いに助け合つて行くということが警察法上の立場の精神となつておるにもかかわらず、こうした誤まつたところの官僚的な訳語の名称を通じまして、何か国警というほうが、自治体警察、自治警よりも一段上の位にあるものであるかのような錯覚に警察官や一般の地方民をば今まで陥れて来たのであります。差当りこの法律の適用を受けまするところの新らしい市は、富山県の魚津市、岡山県の笠岡市、鹿児島県の阿久根市、岩手県の大船渡市の四つでありまするが、およそ町村が合併いたしまして新らしい市を折角作り上げておきながら、みずからの都市警察の組織をわざと行わない、市長とか或いは市会議員というような、市の付いた名ばかりを欲しまして、その市が当然法律上行わなければならないところの行政上の事務をわざと行うことを回避いたしまして、みずから自己の自治権限を放棄して、その警察権を、国警、その実は先ほど申しましたような意味においてのルーラル・ポリス、田舎警察に委ねてしまおうというようなことは、誠に滑稽至極の私は沙汰であると言わなければならんと思うのであります。（「そうだ」「制度が無理なんだ」と呼ぶ者あり）その警察権の放棄ということで、この法律案によりまするというと、住民投票によつ

て行われるのであるから、それは民主主義的であると、衆議院からの提案者や国警本部の官僚諸君は我々に答えておるのであります。成るほど住民投票で、一応それは民主主義的な形式ということができると思います。併し誰かが申しましたように、日本の民主主義はまだ十二才の幼年期にあるのであります。封建的な依存性の強い農山漁村で、選挙運動におけるがごとく互いに対立候補を立てまして、それ〳〵の政党が討論し合うというような過程を経ないで、町村吏員が一方的に、自治体警察は能率が悪いとか、それを返上してしまうほうが財政上負担が軽くなるのであるということをば、計画的に頻りにデマを飛ばしまして、自治体警察返上の住民投票を今日まで行なつて来たのでありますが、そういうようなやり方は、それは官僚や反動主義者が欲しておりまするように、その自治体警察が随意に廃止されるようなこの住民投票の結果を見るに至るということは、私は極めて明白であると考えるのであります。このようなやり方が、幾ら形だけが民主主義の形式であるからと言つて、これをほかのことにも適用いたして参りまするならば、私は現下の日本におきましては、新憲法を廃止してしまうて、あの昔の神がかりの明治憲法を復活しようじやないかというような住民投票をば農山漁村等でやらせましたならば、恐らくはその復古的な運動も或いは成功するところの可能性が非常に多いのではないかということを考えるのであります。

ここに我々が注意しなければならないことは、あのヒトラーが独裁政治を確立いたしまするときには、ドイツのワイマール憲法が規定いたしておりまするところの選挙であるとか或いは議会政治というような、形式におきましては民主主義的な形をとりまして、そうして、かの授権法を議会において制定せしめ、ナチスの独裁政治を彼がドイツにおいて確立して、そうして再びドイツ国民をば、かの大戦の惨禍に陥れたということを、今日我々は政治家として、この日本のすべてが反動政治家のために逆コースの線を歩まされつつあるときに、深くこれに思いをいたして、この例に思いを及ぼさなければならないと考えるのであります。

自治体警察の廃止論者は、常にこの警察行政の能率主義の立場から、これを国警一本にしてしまうというのがよいと主張いたすのであります。政治をただ単に能率本位の立場からのみ考えまするならば、ヒトラーやムッソリーニがやりましたような全体主義や独裁政治は、一番これは能率を発揮するところの政治のやり方であります。我々は能率を発揮するということをば考えて行かなければなりませんけれども、そうした能率本位の考え方と同時に、行政の民主主義的な原則を併せ考えて行かなければならないと思います。一たび確立した民主主義的な現行警察制度において、自治体警察が若しその能率に欠くるところがありましたならば、平衡交付金その他の財政的援助を強化するとか、或いはその自治体警察相互間の警察の機能をもつと大地域単位に統一協同せしめるの途を講ずることによりまして、これを直して行くという考え方に立つべきでありまして、直ちにこれを国警へ返さしてしまうところの方向へリードするということは、断じて私は民主主義的政治家の今日とるべき手段ではないと考えるのであります。（拍手）

先般来、地方行政委員会におきまして、與党と野党との間にあつて、常にこの勢力の相伯仲する間にキャスティング、ヴォートを握つて来られたのは、緑風会出身の二人の委員のかたでありました。これらの方々は、いつも、その政治力をば大いに御発揮になりまして、警察制度その他の地方行政の官僚主義化、反動化のために、いろいろ御奮闘になつて来たのであります。（拍手）そこで緑風会の方々にお伺いしたいのは、それが果して緑風会全体の御意思であるかどうかということであります。私は緑風会の方々全体が、このような封建的な残滓階級、封建的な残り滓階級でありまする古い官僚のイデオロギーによつて、すべて政治を判断するような方々ばかりで構成されているとは、実は思いたくないのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり）この一部自由党議員の衆議院議員の提案によりますると、ばか〳〵しい天下の悪案であります。この低劣極まるところの反動法案、それがこの封建的な残滓階級者の賛成によりまして、我が地方行政常任委員会におきましては不幸にも多数の議決となつたのでありますが、どうぞ本会議におきましては、ここに正しい判断と御表決を賜わりまして、これを否決し、我が参議院の名誉を再び回復せられんことをば、日本民主化のために熱望し、深くお願い申上げまして降壇いたすものであります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより三案の採決をいたします。

先ず市の警察維持の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に地方公営企業法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に地方制度調査会設置法案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　日程第四、義務教育費国庫負担法案（衆議院提出）を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。文部委員長梅原眞隆君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

義務教育費国庫負担法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年六月十七日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

義務教育費国庫負担法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。

（教職員給與費の国庫負担）

第二條　国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校並びに盲学校及びろう学校の小学部及び中学部（以下「義務教育諸学校」という。）と義務教育に要する経費のうち、市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給與負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一條に掲げる職員の給料その他の給與（以下「教職員給與費」という。）並びに都道府県立の盲学校及びろう学校に係る教職員給與費について、その実支出額の二分の一を負担する。

2　前項の各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度は、政令で定めることができる。

（教材費の国庫負担）

第三條　国は、毎年度、義務教育の教材に要する経費の一部を負担する。

2　前項の教材費は、義務教育諸学校の種類に応じ、児童又は生徒の数を基礎として算出するものとし、義務教育諸学校の種類ごとの児童又は生徒一人当りの教材費の国

の負担額その他その配分に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律の施行期日は、政令で定める。

2　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同條に第一号として次の一号を加える。

一　義務教育に従事する職員及び義務教育の教材に要する経費

〔梅原眞隆君登壇、拍手〕

○梅原眞隆君　只今議題となりました義務教育費国庫負担法案につきまして、文部委員会におきましての審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

義務教育は申すまでもなく憲法に定められた国民の重要なる義務であり同時に権利であります。而も憲法はその無償の原則をも明記いたしておりまする以上、国はこの義務教育につきまして当然その一定の規模と内容とをすべての国民に対して均等に保障すべき責務を負つているものと申さねばなりません。而して、この責務を果しますためには、先ず国が義務教育について確実な財政的裏打ちをいたすことが何よりも必要であると考えられます。御承知の通り、義務教育費につきましての国の保障の制度といたしましては、昭和十五年以来義務教育費国庫負担法が、設けられ、義務教育に従事する職員の給與の半額を国が負担して参りましたが、昭和二十五年地方財政平衡交付金制度が創設せられますと共に、この法律は廃止されましたため、現在は義務教育につきましては、財政上国の特別の保障は設けられておりません。勿論この地方財政平衡交付金の中には義務教育費も又他の各種の地方行政費と共に算入されてはおりまするが、平衡交付金の性質上紐付きにはなつておりませんため、平衡交付金の圧縮や地方財政の窮乏化等に伴いまして、義務教育費のような額の大きな而も比較的に抵抗の少いものは他の費用に圧迫され、真先に削減の対象となる危険を常に免れない状態に置かれている実情であります。従つて、義務教育費のように、憲法上、国が最終的責任を負うことを要請されており、而も地方財政においてはその半ばに達するほど極めて大きな地位を占めている経費につきましては、是非とも平衡交付金とは別に国家がこれを保障する制度を確立し、義務教育の妥当な規模と内容とを国民のすべてに対して保障いたしますると共に、地方財政の安定を図ることが必要不可欠であると申さねばなりません。近来いわゆる義務教育費国庫負担制度の確立を要望する声が全国的に巻き起るに至りましたのも、以上のような関係から見て極めて当然な結果であると考えられます。

本法案は、このような一般の強い要望に応えて衆議院議員竹尾弌君外十四名から提案いたされましたものであります。今この法案の内容の概略を申上げますると、法案は三カ條から成り、第一條におきましては、この法律の目的が、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対してその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図るに存することを掲げております。次に、第二條におきましては、国が義務教育に従事する職員の給與費につきまして、実際に各都道府県が支出した額の二分の一を負担する趣旨を明らかにしております。ただ、その場合、この各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度は政令で以て定めることができるという、一種の制限とも言うべきものが付されております。次に、第三條におきましては、国は毎年度義務教育の教材に要する経費の一部を負担する旨規定いたしておりまするが、その場合、兒童又は生徒の一人当りの教材費について、国の負担額その他その配分等に関し必要な事項はこれを政令に委ねており、更にこの法律の施行期日自体も又やはり政令で定められることになつております。

さて、本委員会におきましては、義務教育費国庫負担制度の持つ重要性に鑑み、数回に亘る会議におきまして、本案につきまして慎重審議を行い、更に又地方財政との本質的関連性に基きまして、地方行政委員会とも連合委員会を開いて検討を加えた次第でありまするが、これらすべての委員会を通じまして最も問題となりました諸点は、まず第一條につきましては、この法案は果して内容的に見る場合、第一條に掲げる高い理想を実現したものと認め得るかどうか。国民はこの義務教育費国庫負担法という堂々たる名称或いは第一條の高い理想乃至目的と、この法案の貧弱な内容とを比較検討した場合、果して甚だしい失望を感じないであろうかということが問題となりました。（「その通りだよ」と呼ぶ者あり）第二條につきましては、このような半額国庫負担の場合、その残額に対する財政的措置はどうするか。又国庫負担額の最高限度は政令で定め得るとした場合、その政令はどのようなきめ方をするのか。そのような最高限度を定めることは、各都道府県の従来の実績に対して引下げの作用を営むことにならないか。又一般的に見て、これは地方の自主性を害することにはならないか。更に又実支出額の半額を国庫負担としながら、更に負担額の最高限を政令を以て定め得るとすることは明白な矛盾ではないか（「その通り」と呼ぶ者あり）などという点が問題となりました。次に第三條につきましては、そのいわゆる教材費の推定額及びその推定の基礎が問題となり、更にそれからの教材費について国の負担しようとする予定額が質疑の対象となりました。又本法案において施行期までが政令に一任されていることは、他の政令委任の事項と相待つて、本法案をして単なる空中楼閣にとどまらしめるものではないかという疑問が提出されました。

以上の諸点のうち、先ず第一條の理想乃至目的と法案内容との著しい懸隔につきましては、提案者を代表して若林義孝議員から、本案は、その原案において相当豊富な内容を持つていたのであるが、諸般の情勢よりして本案のような体裁にまで修正圧縮することを余儀なくされたものであつて、その点は極めて遺憾であるが、併しこの内容を以てしても、将来の完全な義務教育国庫負担制度への橋頭堡としての使命は十分果し得るものと信じ、又それを祈るものであるとの答弁があり、第二條において、国庫負担額の最高限を政令によつて定め得るとする点につきましては、同じく若林議員及び政府当局から、政令を以て定めることは極めて例外的措置であり、たとえ政令によつてこれを定める場合にも、各都道府県の従来の実績を下廻ることのないよう極力善処すべき旨、又半額国庫負担の場合、残りの半額は、従来通りこれを

平衡交付金によつて処理するものである旨の答弁がありました。第三條の教材費につきましては、差当り兒童又は生徒一人当り二百円、総計約三十億円の国庫負担を見込んでいる旨の答弁があり、最後に本法案の施行期を政令に委ねたのは、本案が近き将来の地方税制改革と密接な関係を持つため、その改革の進行と相伴わしめるためにほかならないという説明がありました。

かくして質疑を終了いたし、討論に入りましたところ、緑風会の堀越委員から、本法案の第二條第二項の規定を削除し、第二條第一項に、「但し、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる」という但書を附加して、国庫負担額の最高限について政令を定め得る場合を更に制限すると共に、附則第一項が本法施行期を政令に委任してあるのを改めて、「この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する」とする修正案の提出があり、又社会党第四控室荒木委員ほか五名から本法案の全部に亘つて修正する修正案の提出がありました。この修正案は、法案の名称を、「教育費国庫負担法案」に変更すると共に、その適用範囲を義務教育のみならず高等学校にも及ぼし、これら諸学校の教職員給與費、教材費及び校舎の建設事業費について、それぞれその総額の五分の四を下らない額を国庫負担とし、更に別に法律の定めるところによつて、義務教育学校の兒童及び生徒の教科用図書の購入費並びにその学校給食に要する経費の全額を国庫負担とすると共に、これらの教職員給與費の総額、教材費の総額、建設事業費の総額等については、それぞれ法律を以てその算定の基準を定めようとするものであります。

これら二つの修正案並びに衆議院送付案につきましては、相馬委員、高田委員、岩間委員及び矢嶋委員から、それぞれ衆議院送付案並びに堀越委員提出の修正案に反対し、荒木委員提出の修正案に賛成の旨の討論があり、木村委員及び堀越委員から、堀越委員提出の修正案及びこの修正部分を除く送付案に賛成の討論が行われ、かくて採決の結果、委員会は、堀越委員提出の修正案に従い、本法案を多数を以て修正議決いたすべきものと決定しました。

委員会及び連合委員会におきましての質疑応答の詳細及び討論内容の委細につきましては、会議録にこれを譲りたいと思います。

最後に、木村委員から次のような附帯決議を行うことの動議の提出があり、同じく委員会は多数を以てこれを可決いたしました。附帯決議の内容は次の通りであります。

一、教職員給與費の国庫負担額の最高限度を政令で定める場合には、その限度の基準は、少くとも各都道府県の従来の実績を下廻らないように定めること。

一、速かに地方財政法第五條を改正して、地方の財政能力の如何にかかわらず、老朽危険校舎の改築費を常に起債の対象として確保できるようにすること。

一、戦災その他の災害を被つた校舎に対しては、地方財政法の規定に基き、速かに国庫の負担区分を明確にし、且つその復旧を促進するよう特別の措置を講ずること。

概略ながら以上を以て御報告といたします。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　本案に対し、荒木正三郎君ほか一名より、成規の賛成者を得て修正案が提出されております。この際、修正案の趣旨説明を求めます。荒木正三郎君。

義務教育費国庫負担法案に対する修正案

右修正案を成規により発議する。

昭和二十七年七月二十四日

発議者

荒木正三郎　棚橋　小虎

賛成者

内村　清次　梅津　錦一
江田　三郎　岡田　宗司
小笠原二三男　門田　定蔵
金子　洋文　河崎　ナツ
木下　源吾　菊川　孝夫
栗山　良夫　小林　孝平
小酒井義男　佐多　忠隆
重盛　壽治　高田なほ子
中田　吉雄　成瀬　幡治
野溝　勝　羽生　三七
三橋八次郎　三輪　貞治
森崎　隆　山花　秀雄
吉田　法晴　若木　勝蔵
和田　博雄　千葉　信
赤松　常子　伊藤　修
岩崎正三郎　大野　幸一
加藤シヅエ　片岡　文重
カニエ邦彦　上條　愛一
小林　亦治　小林　正雄
齋　武雄　島　清
下條　恭兵　松原　一彦
山崎　恒　岩木　哲夫
佐々木良作　千田　正
東　隆　矢嶋　三義
西園寺公一　相馬　助治
曽祢　益　田中　一
堂森　芳夫　永井純一郎
中村　正雄　波多野　鼎
原　虎一　松浦　清一
松永　義雄　三木　治朗
村尾　重雄　山下　義信
山田　節男　吉川末次郎
鈴木　清一　堀　眞琴
水橋　藤作　木村禧八郎
岩間　正男　兼岩　傳一
須藤　五郎

参議院議長佐藤尚武殿

義務教育費国庫負担法案の全部を次のように修正する。

教育費国庫負担法

（目的）

第一條　この法律は、学校教育について、その妥当な規模と内容とを保障し、併せて義務教育の無償の実現を期するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。

（国の負担）

第二條　国は、毎年度、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園（以下「学校」と総称する。）の教育に要する経費のうち、教職員給與費、教材費及び校舎（盲学校及びろう学校にあつては、寄宿舎を含む。以下同じ。）の建設事業費について、それぞれ、その総額の五分の四を下らない額を負担する。

2　国は、別に法律の定めるところにより、義務教育の課程に属する兒童及び生徒の使用する教科用図書の購入並びにこれらの兒童及び生徒のための学校給食に要する経費について、それぞれ、その全額を負担する。

（教職員給與費の総額）

第三條　前條第一項の教職員給與費の総額は、第四條の規定により算

出された教職員給與費の平均單価に、左の各号に定めるところによりそれぞれの学校ごとに算出された全国の公立の小学校の教員（校長（幼稚園にあつては、園長。以下同じ。）、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の数、中学校の教員の数、高等学校の教員の数、盲学校及びろう学校の教員及び寮母の数、幼稚園の教員の数、小学校、中学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園の事務職員の数並びに高等学校の事務職員（実習助手を含む。）の数のそれぞれの合計数を乗じた額の合算額とする。

一　校長の数は、一学校について一人とする。

二　教諭、助教諭又は講師の数は、小学校及び幼稚園にあつては理論学級一について一・二五人とし、中学校にあつては理論学級数一について一・八人とし、盲学校及びろう学校の小学部にあつては理論学級数一について一・五人、中学部及び高等部にあつては理論学級数一について一・八人とし、高等学校にあつては別表第一又は別表第二に掲げるところにより算出された員数とする。

三　養護教諭又は養護助教諭の数は、一学校について一人とする。

但し、小学校及び中学校にあつては児童数又は生徒数が千人をこえる場合は、千人までを加えるごとに一人を加算するものとし、盲学校及びろう学校にあつては小学部、中学部及び高等部の理論学級数の合計数が十二をこえる場合は、十二までを加えるごとにそれぞれ一人を加算するものとする。

四　寮母の数は、盲学校及びろう学校の寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数にそれぞれ五分の一を乗じた員数とする。

五　結核性疾患により休職中の教員及び寮母の数は、前各号の規定により算出された教員及び寮母の数（以下この條中「基準教員数」という。）に百分の二・七を乗じた員数とする。

六　産前産後の休暇中の教員及び寮母の数は、基準教員数に百分の一・三を乗じた員数とする。

七　事務職員の数は、小学校、中学校及び幼稚園にあつては一学校について一人とし、小学校及び中学校の児童数又は生徒数が千人をこえる場合は、千人までを加えるごとに一人を加算するものとし、盲学校及びろう学校にあつては一学校について一人とし、小学部、中学部及び高等部の理論学級数の合計数が十二をこえる場合は、十二までを加えるごとにそれぞれ一人を加算するものとする。

2　前項の理論学級数は、左の各号に定めるところによる。

一　小学校及び中学校にあつては、各学年の児童数又は生徒数を四十五で除し、端数を一に切り上げた数の合計数とする。

二　盲学校及びろう学校にあつては、小学部については各学年の児童数を六で除し、端数を一に切り上げた数の合計数とし、中学部及び高等部については各学年の生徒数を十で除し、端数を一に切り上げた数のそれぞれの合計数とする。

三　幼稚園にあつては、幼児数を三十で除し、端数を一に切り上げた数とする。

3　前二項の規定の適用については、一分校は、一学校とみなし、第一項第一号の規定の適用については、盲学校及びろう学校の小学部、中学部及び高等部は、それぞれ一学校とみなす。

（教職員給與費の平均單価）

第四條　教職員給與費の平均單価は、毎年度、全国の公立の学校の教員、寮母及び事務職員（以下「教職員」という。）について、国立学校のこれらに相当する教職員の例に準じて算出した給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、日直及び宿直に関する手当、年末手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、退職年金、退職一時金、死亡一時金及び公務災害補償並びに都道府県の負担に係る恩給負担金及び共済組合負担金のそれぞれの教職員一人当り平均單価を合算した額に旅費の單価八千円を加算した額とする。この場合において、その算出された給料の平均單価の額が現に受けている給料の一人当りの平均單価の額を下るときは、現に受けている給料の平均單価の額を当該算出された給料の平均單価の額とする。

2　前項の教職員給與費の平均單価は、小学校の教員、中学校の教員、高等学校の教員、盲学校及びろう学校の教員（寮母を含む。）、幼稚園の教員、小学校、中学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園の事務職員並びに高等学校の事務職員ごとに算出するものとする。

（教材費の総額）

第五條　第二條第一項の教材費の総額は、第三條第一項の規定により算出された教職員給與費の総額に百分の十五を乗じた額とする。

（建設事業費の総額）

第六條　第二條第一項の学校の校舎の建設事業費の総額は、毎年度、二万八千円に左の各号に定めるところにより算出された学校の校舎の総坪数の三十分の一に相当する坪数を乗じた額とする。

一　小学校の校舎については、一・一坪に全国の公立の小学校の児童数を乗じた坪数と〇・二坪に政令で定める積雪寒冷地帯にある公立の小学校の児童数を乗じた坪数との合計数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

二　中学校の校舎については、一・六坪に全国の中学校の生徒数を乗じた坪数と〇・二坪に政令で定める積雪寒冷地帯にある公立の中学校の生徒数を乗じた坪数との合計数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

三　高等学校の校舎については、二・五坪に全国の公立の高等学校の生徒数を乗じた坪数と〇・二坪に政令で定める積雪寒冷地帯

にある公立の高等学校の生徒数を乗じた坪数との合計数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

四　盲学校及びろう学校の校舎については、八・一八坪に全国の公立の盲学校及びろう学校の小学部、中学部及び高等部の児童数及び生徒数の合計数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

五　幼稚園の校舎については、一・五坪に全国の公立の幼稚園の幼児数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

（戦災復旧費及び災害復旧費の国の負担割合）

第七條　国は、地方公共団体に対し、その設置する学校の戦災復旧及び災害復旧に要する経費について、それぞれ、その五分の四を負担する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。但し、第二條から第七條まで及び附則第七項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　昭和二十七年度に限り、地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定にかかわらず、各地方公共団体の負担に係る小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園の教職員に係る教育費に関する基準財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）の算定については、附則第三項から附則第五項までに定めるところによる。

3　各地方公共団体の基準財政需要額は、小学校にあつては十三万六百九十円、中学校にあつては十四万二千三十二円、高等学校にあつては十六万三千九百八十円、盲学校及びろう学校にあつては十四万一千七十二円、幼稚園にあつては十一万二千九十二円に、勤務地手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、石炭手当等を考慮して政令で定める地域別の補正係数を乗じた額に、政令で定める教職員一人当りの超過勤務手当、休日給、夜勤手当、日直及び宿直に関する手当、年末手当、退職手当、死亡一時金及び公務災害補償の額並びに旅費の単価八千円を加算してそれぞれの学校ごとに教職員一人当りの給与単価を算出し、その給与単価に、都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある公立の小学校及び中学校、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の設置する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十四條第一項に規定する定時制の課程（以下「定時制の課程」という。）のみを置く高等学校、当該都道府県の設置する高等学校並びに公立の盲学校、ろう学校及び幼稚園の附則第四項の規定により算出されたそれぞれの理論教職員数を乗じた額の合算額とし、市町村にあつては、当該市町村の設置する高等学校（定時制の課程のみを置く高等学校を除く。）の附則第四項の規定により算出された理論教職員数を乗じた額の合算額とする。

4　理論教職員数は、それぞれの学校ごとに、左の各号に定めるところにより算出された員数の合計数とする。

一　校長の数は、一学校について一人とする。

二　教諭、助教諭又は講師の数は、小学校及び幼稚園にあつてはそれぞれ学級数一について一・一人とし、中学校にあつては学級数一について一・五人とし、高等学校にあつては別表第三又は別表第四に掲げるところにより算出された員数とし、盲学校及びろう学校の小学部にあつてはそれぞれ第三條第二項第二号に規定する理論学級数（以下「理論学級数」という。）一について一・五人とし、盲学校及びろう学校の中学部及び高等部にあつてはそれぞれ理論学級数一について一・八人とする。

三　養護教諭又は養護助教諭の数は、一学校について一人とする。但し、盲学校及びろう学校にあつては、小学部、中学部及び高等部の理論学級数の合計数が十二をこえる場合は、十二までを加えるごとにそれぞれ一人を加算するものとする。

四　寮母の数は、盲学校及びろう学校の寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数にそれぞれ五分の一を乗じた員数とする。

五　結核性疾患により休職中の教員及び寮母の数は、前各号の規定により算出された教員及び寮母の数（以下「基準教職員数」という。）に百分の二・七を乗じた員数とする。

六　産前産後の休暇中の教員及び寮母の数は、基準教職員数に百分の一・三を乗じた員数とする。

七　事務職員（高等学校にあつては、実習助手を含む。）の数は、小学校、中学校及び幼稚園にあつては、一学校について一人とし、高等学校にあつては、生徒数百二十人までは四人とし、生徒数百二十人をこえる場合は、百八十人までを加えるごとに二人を加算するものとし、盲学校及びろう学校にあつては一学校について一人とし、小学部、中学部及び高等部の理論学級数の合計数が十二をこえる場合は、十二までを加えるごとにそれぞれ一人を加算するものとする。

前項の規定の適用については、一分校は、一学校とみなし、前項第一号の規定の適用については、盲学校及びろう学校の小学部、中学部及び高等部は、それぞれ、一学校とみなす。

5

6　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「盲学校及びろう学校の校長」を「盲学校、ろう学校及び幼稚園の校長、園長」に改め、「特殊勤務手当、」の下に「超過勤務手当、休日給、夜勤手当、」を加える。

7　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同條に第一号として次の一号を加える。

一　学校（大学を除く。この号中以下同じ。）における教育に従事する職員に要する経費及び教育の教材に要する経費並びに学校の校舎の建設事業費

別表　第一

課程の類種	生徒数（第一欄）	基礎となる教諭、助教諭又は講師の数（第二欄）	第二欄の教諭、助教諭又は講師の数を補正した数（第三欄）	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の数に加算すべき員数
通常の課程	三百六十人以下	生徒数に百分の五・七を乗じた員数	第二欄の数が十九以下のときは二十一人、第二欄の数が十九をこえ二十二以下のときは二十二人	農業及び水産に関する学科を置く場合に、生徒数百二十人までで、又はそれをこえて百二十人までを加えるごとに一人 工業に関する学科を置く場合に、生徒数百二十人までで、又はそれをこえて百二十人までを加えるごとに二人 農業、水産又は工業に関する学科以外の専門学科一学科を増すごとに二人
	三百六十一人以上	生徒数に百分の四・七を乗じた員数		
夜間の課程	三百六十人以下	生徒数に百分の四を乗じた員数	第二欄の数が十四以下のときは十五人、第二欄の数が十四をこえ十六以下のときは十六人	
	三百六十一人以上	生徒数に百分の三・三を乗じた員数		

別表　第二

課程の類種	週当り授業総時数（第一欄）	基礎となる教諭、助教諭又は講師の数（第二欄）	第二欄の教諭、助教諭又は講師の数を補正した数（第三欄）	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の数に加算すべき員数
定時制の課程（夜間の）	三百時間以下	週当り授業総時数を十五で除した数	第二欄の数が十九以下のときは二十一人、第二欄の数が十九をこえ二十二以下のときは二十二人	農業及び水産に関する学科を置く場合に、生徒数百二十人までで、又はそれをこえて百二十人までを加えるごとに一人 工業に関する学科を置く場合に、生徒数百二十人までで、又はそれをこえて百二十人までを加えるごとに二人 農業、水産又は工業に関する学科以外の専門学科一学科を増すごとに二人

別表　第三

課程の類種	生徒数（第一欄）	基礎となる教諭、助教諭又は講師の数（第二欄）	第二欄の教諭、助教諭又は講師の数を補正した数（第三欄）	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の数に加算すべき員数
通常の課程	三百人以下	生徒数に百分の五・七を乗じた員数	第二欄の数が十五以下のときは十七人、第二欄の数が十五をこえ十七以下のときは十八人、第二欄の数が十七をこえ十九以下のときは十九人	農業及び水産に関する学科を置く場合 一学科を二学科以上のとき置く場合に、一学科を増すごとに加算すべき員数 工業、商業その他の専門学科（農業及び水産に関する学科を除く。）を置く場合 一学科を二学科以上のとき置く場合に、一学科を増すごとに加算すべき員数
	三百一人から七百五十人まで	生徒数に百分の四・七を乗じた員数	第二欄の数が三十以下のときは三十四人、第二欄の数が三十をこえ三十三以下のときは三十五人、第二欄の数が三十三をこえ三十六以下のときは三十六人	二人
	七百五十一人以上	生徒数に百分の三・八を乗じた員数		一人
夜間の課程	三百人以下	生徒数に百分の五・七を乗じた員数	第二欄の数が十以下のときは十二人、第二欄の数が十をこえ十二以下のときは十三人、第二欄の数が十二をこえ十四以下のときは十四人	二人
	三百一人から七百五十人まで	生徒数に百分の四・七を乗じた員数		二人
	七百五十一人以上	生徒数に百分の三・八を乗じた員数		二人

課程を除く。）

週当り授業総時間以上	週当り授業総時数を十八で除した数	第二欄の数が十九以下のときは二十一人、第二欄の数が十九をこえ二十二以下のときは二十二人
三百一時		

別表　第四

課程	生徒数に百分の三・八を乗じた員数	第二欄の数が二十一・五以下のときは	第二欄の数が二十一・五をこえ二十四以下のときは	第二欄の数が二十四をこえ二十六以下のときは
七百五十一人以上		二十四人	二十五人	二十六人

定時制	類種の課程	週当り授業総時数（第一欄）	基礎となる教諭、助教諭又は講師の数（第二欄）	第二欄の教諭、助教諭又は講師の数を補正した数（第三欄）	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の数に加算すべき員数		
					農業及び水産に関する学科を置く場合	工業、商業その他の専門学科（農業及び水産に関する学科を除く。）を置く場合	
	週当り授業のときは			第二欄の数が十五以下のときは十七人	一学科を置く場合に、一学科を増すごとに加算すべき員数	一学科を置く場合に、一学科を増すごとに加算すべき員数	二学科以上のときは加算すべき員数

課程	五百時間以下	五百一時間以上	総時数を十五で除した数	週当り授業総時数を十八で除した数	第二欄の数が十五をこえ十七以下のときは十八人	第二欄の数が十七をこえ十九以下のときは十九人	第二欄の数が三十以下のときは三十四人	第二欄の数が三十をこえ三十三以下のときは三十五人	第二欄の数が三十三をこえ三十六以下のときは三十六人
夜間の課程を除く。									

〔荒木正三郎君登壇、拍手〕

○荒木正三郎君　只今議題となつております義務教育費国庫負担法案について、発議者を代表いたしまして修正案の提出理由を説明いたします。

先ず修正案の内容でございますが、その詳細はお手許にお配りいたしております印刷物によつて御承知願うと共に、これを速記にとどめることにいたしまして、私からはその骨子について御説明申上げたいと存じますので、御了承を頂きたいと存じます。

先ず初めに申上げておきたいことは、参議院の文部委員会におきましては、教育財政確立の問題は、現下我が国の教育現状から見て極めて重要な問題であると考え、特に小委員会を設けて、その検討を続けて来たところであります。その久しきに亘る研究の結果、一応の小委員会案なるものができたのであります。而もこの小委員会案は各位によつて極めて望ましいものであるという結論を得たのであります。私が今ここに提案理由を説明いたしておりまする本修正案は、その小委員会案を基礎としてできたものであるということを特に申上げておきたいと思うのであります。

次に、内容の主なる点を説明いたします。第一の点は、教育費の国庫負担の対象を単に義務教育に限定せず、高等学校、幼稚園をも含めておる点でございます。勿論義務教育の問題は重要でございますが、幼稚園の教育、高等学校の教育も又重要な問題でありまして、新学制全般を通じてその充実を図らなければならないという趣旨より出でたものであります。第二の点は、教育費の国庫負担額は入割を原則としたことであります。これは地方財政の現状より考えて、地方の負担をできるだけ軽減し、国庫において大幅に負担することが、教育財政負担の均衡上妥当な措置であると考えたからであります。教育費の大部分を地方が負担していることが、地方財政の窮乏と相待つて教育財政を不安定なものにしておるのであります。かような理由から大幅な国庫負担の必要を痛感いたしておるものであります。第三の点は、国庫負担の対象となる教育費の範囲を単に教職員の給與費のみにとどめず、教材費、校舎の建築費に拡めている点であります。教材費がPTAの会費によつてその大部分が賄われている現状でありまして、父兄の負担の軽減を図りたいとの考えであります。又校舎の建築についても父兄の多額の寄附によつて六三校舎の建築が進められている現状でありまして、誠に歎かわしい次第であります。特に我々の留意しなければならないのは、老朽校舎で使用を禁止しなければならないような危険な校舎が今日すでに四十万坪にも達しておるという事実であります。これは戦争中、又戦後においても放置されて来たために起つて来たものでありまして、これらの改築は地方費を以ては到底なし得ないところであります。どうしても国庫の大幅な負担によるほかに解決の途がないものと信ずるのであります。第四点は、戦災及び災害校舎の復旧費を見たことであります。戦災校舎にして未だ復旧していないものは、なお相当数に上つているのでありまして、二部授業が今日なお解消しない最大の原因はここにあると言つても過言でないのでございます。又年々起る風水害、或いは震災等のため、校舎が相当数倒壊破損いたすのでありますが、これら災害校舎の

復旧のため国庫負担の制度を確立しておくことは極めて緊要なことと考えたのであります。第五点は、憲法に謳われている義務教育無償の原則を実現せんとしたことであります。義務教育の課程に属する児童及び生徒の使用する教科用図書の購入並びにこれらの児童生徒のための学校給食に要する費用について、それ〳〵その全額を国庫において負担することにしているのであります。教科用図書の購入費及び学校給食費が如何に父兄にとつて重い負担になつているかは今更説明するまでもないところでありまして、憲法の義務教育無償の原則はやはり名のみとなつているのであります。最近長期欠席者が著しく増大している現状を考えるとき、義務教育無償の原則を具体化する必要を痛切に感ずるものでございます。

以上が本修正案の骨子となるものでございますが、私どもは本修正案は教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることができる最低のものと信ずるのであります。

私は特に最後に一言申上げたいのは、本年度予算において二千億に及ぶ再軍備費が組まれておるのであります。仮にその半分を教育費に廻すならば、予算的には十分賄い得て余りあるのでございます。軍備に力を注いで国を亡ぼした例は古今東西枚挙にいとまがないのでございますが、教育に力を入れて亡んだ国は未だ聞かないのであります。（拍手）私は本修正案が、平和を愛し、文化国家の建設の熱意に燃える各位の心からなる御賛同を期待いたしまして、簡単でございますが修正案提案の理由を説明申上げた次第であります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　討論の通告がございます。順次発言を許します。高田なほ子君。

〔高田なほ子君登壇、拍手〕

○高田なほ子君　私は社会党第四控室を代表いたしまして、只今上程になりました衆議院送付の義務教育費国庫負担法案並びに緑風会堀越儀郎議員提出の修正案に対しまして、反対いたし、荒木正三郎議員ほか一名提出の修正案について賛成の意を表するものであります。

思えば、惨憺たる敗戦の焦土の中で、非常な窮乏と飢餓の中からしみじみ私たちが思いましたことは、子々孫々このような残酷なことを二度と繰返してはならないという固い決意でございました。（「そうだ〳〵」と呼ぶ者あり）幸いに憲法の前文においては、全世界の人類に対して、ひとしく恐怖と欠乏から免れて、平和な文化国家を建設するという、新たなる誓いを私たちは投げかけたということをここに想起しなければならないと思うのであります。而もこの礎石として重大な要素である教育の確立については、明確に、憲法の第二十六條において、国民はすべてその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有し、義務教育は国家において無償でなすことの規定がここに確立されました。このことは世界の全人類が人権宣言として打ち立てた一つの真理であるということを、私どもは明確にここに把握しなければならないと思うのであります。かくして、ここに具体的に要求されるものは、教育財政の確立であり、教育機構の改革であり、民主的な教育行政の運営という、この三点がここにはつきりと主張されるわけでございます。占領下という非常に窮屈な、日本の自主性が失われた條件の中にありましても、事、教育に関する限りにおいては、アメリカの教育使節団が回を重ねて来朝いたしまして、日本の教育行政に対して人類として傾聴すべき幾多の警告を與え、分けて日本の教育財政の確立による教育水準の向上と、教育の機会均等を根幹とした教育の民主化を示唆したということは、今なお記憶に新らしいところであります。併しながら、六・三制の実施後、而もシャウプ勧告に基いて、義務教育費の半額国庫負担は廃止されまして、地方財政平衡交付金に組み入れられて、爾来三ヵ年、義務教育費は都道府県の一般財源の中で三五％から二十六年度には四五％に膨脹し、而も半額国庫負担当時は配付税と合せて六六％程度でありましたが、最近は五〇％を割ろうとしているのでございます。かくして、地方団体の財政需要と財政収入との差額を合理的に而も客観的に補充せんとする平衡交付金の総額は、毎年頭打ちを続け、遂にこの「しわ」寄せは限界点に達しました。而も準備がなくして出発いたしました六・三制の出発、児童の自然増、更に加えてたび〳〵起る風水害の災害、これらの「しわ」によつて、教職員の給與、定員も著しく低下を来たし、地方間の不均衡は極度にその幅を拡げ、あまつさえ血のにじむようなPTAの厖大な寄附もよそにいたしまして、六・三建築最低基準〇・七坪に達しまするのには今なお十五万坪の厖大な不足の数を示し、老廃校舎は二百八十万坪を超え、児童の生命に危惧を持たなければならないような危険校舎は実に四十四万坪の多きを数えるに至つているのでございます。而も毎年度の台風の襲来によつて、このぼろ校舎は常に大きな破損を来たしまして、子供たちのただ一つの生長の道である教育環境は誠に転落の様相を来たしておるのであります。児童の学力低下と青少年不良化の見えない素地がここに胚胎しつつあつたことは、心ある者の長きに亘る憂いであつたはずでございます。文部省は、輿論に応え、すでにこの破綻に対して義務教育費法案の構想を練り、爾来二ヵ年の歳月を費し、今、独立初の国会に際して勇躍これが打開の途を講ぜんとせられたのでありまするけれども、不幸にして地財委並びに政府部内の一部の猛反撃に会いまして、遂に五月七日衆議院自由党竹尾議員外十三名の議員提出の原案として提出するの止むなき状況に至つたのであります。こういう波瀾の中から生まれた案が、もとより欠陥を持たざるを得ないというのは当然のことではありましようが、一応教育の崩壊を食いとめ得る役割を果せるという期待を持つたのでありますが、又々再軍備予算に血道を上げる政府與党間の意見の不一致から、原々案の心臓部ともいうべき最低教育費の基準法文はことごとく削除され、第一條に謳うところの目標とは似ても似つかない満身創痍の姿になつて出て来たのが、只今提出された原案そのものなのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり、拍手）而も第二條第二項においては、大蔵、地財委の反撃の結果、国庫負担額の最高限度は政令で定めることができると謳いました。第一條の目的に謳う教育の機会均等とその水準の維持向上とはおよそ反対に、自動的に定員定額の惨状に押しやる結果を招来させることは明白の理窟であり、目的と相反する條項を挿入するこの精神分裂症的なやり方で迷惑をこうむる者こそ全国二千万の児童であるということは、はつきり銘記しなければならないと思うのであります。これに対しまして衆議院の若林議員は原々案の提出者といたしまして、こういうみじめな原案の姿になつたことに対して、これはまるで卵から黄味と白味を取り去つてしまつた殻のようなものだと嘆息をされているのでありますけれども、私は、この嘆息こそが議員としての本音であり、又良心的なかたのこれは本当の願いであり、お心であろうと思うのでございます。而もこういうお粗末な法案が施行期日を政令を以て定めるということに至つては、又何をか言わんやというところでございましよう。而も議員提出の法案に対して、議員がその重大な内容を単に附帯決議として並べるがごときは、誠に不見識極まるものであつて、後世の大きな批判の材料となるでありましよう。（「自殺行為だ」と呼ぶ者あり）而もこれがこのような満身創痍なものであつても、なお且つ政府の一部にはこれを握り潰してしまおうというような言語道断の動きがあるということは、私どもは断じてこの横暴は許すことはできないのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり）昭和二十七年度においては、義務教育費無償の線に沿つて一年生の児童に教科書を與えたのでございますけれども、これは前年度の義務教育費無償の線を外して、お祝いをするとい

うふうに改めて、時と場合によつては、いつ何時でも取上げることが可能とされるように法文を改め、而も催の涙のような学童給食費は全面的に文部予算から削つたではありませんか。而もこれは国民の反撃に会つて、農林省からお涙を頂戴して学童給食を継続しているという、国民の手前を糊塗する態度に至つては、誠に言語道断であります。吉田首相は本年度の施政方針の中で堂々と文教の完備を国民に公約をし、天野文相は今年度の文教政策の四大支柱の第一として六・三の完備を掲げておりますけれども、全くこういうようなことによつて根本から天野文政は転倒しているではありませんか。私は、安保條約の手前とは言いながら、非生産の最たる再軍備費総予算の四分の一のその犠牲を蔽わんがために、かかる良心なき法案を上程され、而して民意を愚弄するがごとき野蛮な勇気こそ、私は排撃すべきであろうと思うのであります。こういつた欺瞞に満ちた原案に対しては、二千万の兒童の怒りをこめて、断固として私は反対しなければなりません。更に緑風会の修正案は、歴代の文部委員長をお勤めになつているお手前もありましようから、御努力の程度はわかりますが、施行期日を明白にしただけのことであつて、法案実施上の鍵ともなるべき第二條第二項、これは「特別の事情あるとき」と、ぼかしてはおりますものの、この特別の事情の内容は、如何ようにも解釈をされ、如何ような取扱も都合よくできる結果、何らこれはもとの精神と変らないのであつて、表現上の変化を付けただけにとどまるということでありますから、誠に御努力に対してはお察しをいたすのでありますが、良心的に私はこの修正は当を得たものではない、このように考えるのであります。

我が文部委員会は、かねてからこの成行きを重大に考えまして、教育費国庫負担法に関する小委員会を設けて、回を重ねて、教育費の国庫負担のあるべき姿を仔細に検討し、その大原則を打出し、荒木氏提案は、この大原則を骨子として、日本の全国民が願つて止まないこの精神を一つの結晶として盛り上げたのがこの修正案であります。この提案の趣旨によりまして十分御了解が付くと思いますが、自由党一部のかたの中には、このような理想案は国民の実情に適さないではないかというような逃げ口上を言われておりますが、口を開けば教育々々と叫びながら、一体その良心はどこにあるのか。真実の愛情があつたならば、この我が荒木委員の修正案に賛同するということは、これは当然のことではないでしようか。即ち、国民の望むその真情、教育の崩壊をどのように抑止しているかということが問題であつて、熱が下つてしまつた病人にアスピリンを飲ませるというような愚を繰返すことは、これは断じてやるべきことではない。日本の現状に必要であればこそ荒木委員の修正案が必要になつて来るのであります。

私は、二十七年七月二十五日五時十七分、我が荒木委員の修正案が否決され、全く骨と皮、満身創痍のこの案が通りました。私は、この時、この時間を絶対に忘れることはできません。ただ子供のよい成長のために、ひたすら朝も夕も祈り続ける日本の貧しい母親、みじめな日本の子供たちを思いますときに、私はどうかこの荒木修正案を、あなた方の議員としての良心を以て、單に選挙戦へのおみやげにしようというようなさもしい考え方をここではつきり割り切られまして、どうか日本の子供のために、あなた方の良心を傾けて、我が荒木委員の修正案に対して御賛成が頂けますことを心から念願いたしまして、私の討論を終る次第であります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　木村守江君。

（木村守江君登壇、拍手）

○木村守江君　私は自由党を代表いたしまして、只今上程されました義務教育費国庫負担法案に対し、堀越儀郎君修正案並びに同修正部分を除きました衆議院送付原案に賛成いたし、荒木正三郎君外一名提出の修正案に反対するものであります。

先ず本案に賛成する理由といたしまして、御承知の通り、戦いに敗れました日本の再建は、その根幹を教育に待たなければならないことは、今更申上げる必要のないところであります。（「陳情請願を忘れたか」と呼ぶ者あり）日本再建の教育は飽くまでも民主的教育でなければならないのであります。この民主的教育の達成は（「民主的教育とは何ぞや」と呼ぶ者あり）教育財政の確立を期さなければならないこと、これ又勿論のことでありまするけれども、昭和二十四年以来、義務教育費は平衡交付金の中において賄われ、土木、警察、消防、厚生、労働、産業、経済等、三十数項目の一切の地方行政費の中に含まれており、現在の平衡交付金制度は、これら地方行政費の全般を保障することになつておるのでありますが、不幸にして、年々支出される平衡交付金額を以ていたしましては、これら全体の地方行政費を保障することが事実上不可能な状態となつておるのであります。従つて、最も重要であるべき教育費が犠牲となり、昭和二十四年度以来漸次教育費がしわ寄せとなり、その教員数においても、又給與の面におきましても、年々低下の一方を示しつつある状態に立ち至りましたことは、すでに教育に関心を持たれるところの議員各位の痛感されるところであると存ずるのであります。然るに、本法案の提出によりまして、これが成立の暁には、教育の基本的要素であるところの教職員給並びに教材費の半額を国家がこれを別途支出し、義務教育について財政上の最終責任を明確にし、国がこれを負担するという、我が国教育史上における画期的な成果を見るものでありまして、これ即ち憲法に謳われているところの義務教育無償の原則を実施する第一歩であると言わなければならないのであります。（拍手）かかる有意義なる法案を、講和発効により、独立をかち得ました最初の今国会におきまして上程するに至りましたことは、我が国義務教育の将来のために誠に御同慶に堪えざるところでありまして、（拍手）これらの法案の提出者並びに成立に努力された各位に対しまして深甚なる敬意を惜しまざるものであります。（「祝辞じやないぞ」と呼ぶ者あり）特に緑風会の堀越儀郎君提出にかかる修正案は、原案においてやや明確を欠きました施行期日を昭和二十八年四月一日とし、教職員給の最高限度を定める政令の誤謬と行き過ぎを是正せんがために、第二條第一項の但書としたことでありまして、誠に適正妥当なるものでありまして、衷心より賛意を表するものであります。

次、本法案の成立は、ひとり教育財政の確立の第一歩であるのみならず、地方財政の安定を期すると共に、父兄の負担、即ちPTAの負担を著しく軽減し得るということであります。教育費の地方自治体における負担の大なることは今更申上げるまでもないことでありますが、国が財政的責任の最終を負担するということは、地方財政の安定を期する上におきましても重大なる意義を有することは明らかであります。又これと同時に、元来当然公けの費用によつて賄わるべき教材費の約半額程度を国庫が支出し、PTAの負担を軽減し、小中学校の設備の充実を図り、教育内容の向上を期することは、誠に時宜を得たる処置なりと言わなければならないのであります。

次に、本案の特殊性は、飽くまでも実現し得る最も堅実な教育的法案であるということであります。（「ノーノー」と呼ぶ者あり）長い間の戦禍に見舞われまして、敗戦の苦盃を嘗めた我が国財政に即した、而も将来起るべき税制の改革とを勘案、立案した最も堅実なるものでありまして、決して、日本の現在と将来とを混迷に陥れんとする共産党の諸君を交えた荒木君等の提案にかかる、（「つまらんことを言うな」「何を言うか」と呼ぶ者あり）国家財政を無視した、架空的厖大な人気取りの扇動法案とは全くその趣きを異にするものであります。（拍手）日に世界の平和と民族の解放とを叫びながら、手に赤旗と火炎びんとを持つて祖国ソヴイエトに隷属せしめんとする共産党の諸君（「何だその言葉は、取消せ」と呼ぶ者あり、

その他発言する者多し）と共に、義務教育費国庫負担に名をかりて国家財政を顧みざる社会党左派諸君の暴挙に至りましては、いわゆる平和論の美名に隠れて、共産党と手を握つて、日本の革命をも企図せんとするに何ら異なるところのない暴挙なりと言わざるを得ないのであります。（「取消せ」と呼ぶ者あり）かように考えて参りましたときに、本法案の成立は、少数の共産党指導下にある特殊な教職員を除いた全国六十万の教職員は勿論のこと、一千数百万の生徒児童並びにPTA等の熱望しておるところでありまして、私の賛意を表する因由のものも又ここに存するのであります。（拍手）

ここに、次に一言、荒木正三郎君ほか一名の諸君の提案による修正案に対しまして反対の理由を述べたいと存ずるのであります。今日上程されました法案は、憲法の義務教育費は無償とするの精神に基くところの義務教育費国庫負担法でありまするのに、修正案はこれを逸脱した、根本的にその趣きを異にした全教育費国庫負担法であるのであります。私はかように考えたときに、この法案は本日修正案として提出すべきではなく、これは後日別個の法案として上程すべきものではないかと考えるのであります。（「何だそれは」「理由は」と呼ぶ者あり）教育の全部を国庫の負担に負わすがごときは、教育の姿が如何になるか、いわゆる教育の姿が中央集権的になり、画一的な教育を施行せられますことは、全民主教育の最もとらざるところであると言わなければならないのであります。提案者等は、憲法の示す義務教育がどんな程度であるかは（「どんな程度だ」と呼ぶ者あり）よく御存じだろうと存ずるのであります。提案者の各位は、実際教職員であつたという関係上、教育の基本がいわゆる義務教育費を以てその根幹となすということを御存じであろうと存ずるのであります。この義務教育費の現在の状態が、我々がこの義務教育費国庫負担法によつて一日も速かに立派な教育を施行しなければならないというところから、この法案の提出に至つたことは、よく御存じであろうと存ずるのであります。ところが、この修正案を見ますと、義務教育費と一緒にほかのすべての教育費を要求して、而してこの教育費をもいわゆる葬むり去らんとする状況に至ることを考えなければならないのであります。

私は、この法案、修正案を見ましたときに、丁度今回荒木君の提出せられました修正案は、即ち義務教育費国庫負担法の美名に隠れまして、いわゆるどさくさ紛れにちよつと隣の物をちよろまかしたところの、いわゆるどさくさ紛れの法案であると言わなければならないのであります。（拍手）かようなどさくさ的法案こそ教育的見地から最も唾棄すべき態度であると言わなければならんと思うのであります。いずれにいたしましても、かような修正案を提出することは、汽車を顚覆しても、火炎びんを警察に放り込んでも平和工作であるとして恥じないところの共産党の行為と同一でありまして、若し社会党の左派の諸君に共産党と異なるというところがありましたならば、かような法案を撤回して、別個の法案として提出すべき良心がなければならないと思うのであります。（拍手）

次に、たとえ諸君は野党でありましても、いやしくも修正案を提出する場合には、特に委員会ならまだしも、本会議においてこれを提出せんとする場合は、国会議員として、国家経済並びにその他万般の事情を勘案して、その成立を確信して提出すべきではないかと考えるのであります。徒らに無責任な厖大な法案によつて、その予算も幾ばくになるかも計算できず、その財源も考えずに、人気取りや選挙の宣伝に提出するに至りましては、議員としての良識を疑わざるを得ないのであります。（拍手）本会議における議案の審議は街頭演説や皆さんが教職員の前でやるハツタリ演説とは違うのであります。（拍手）

以上、私はこの無責任極まるところの修正案に対し、義務教育の重要性を考えるときに、（「名演説だよ」と呼ぶ者あり）国家全体の健全な発展を考えたとき、（「何が健全だ」と呼ぶ者あり）反対せざるを得ないのであります。賢明なる同僚議員諸君におきましては、御賢察の上、堀越君修正案並びにその他の原案に賛成せられんことを要望いたしまして、国家再建のために賛せらるるようお願いいたしまして、私は委員会修正案に賛成し、荒木君ほか一名提出の修正案に反対する次第であります。

〔小笠原二三男君発言の許可を求む〕

○議長（佐藤尚武君）　小笠原君、何ですか。

○小笠原二三男君　只今の木村君の賛成討論の中に、この本会議場において議場の権威のためになすべからざる発言があつたやに伺うのであります。（「ノーノー」と呼ぶ者あり）議長においてこれが速記録について調査の上、善処せらるることを希望しますと共に、特に我が社会党は、荒木君の法案提出、修正案の提出につきまして、共産党と同時にこれを論じ去り、そうしてこの議員の本法案に対する修正案の提出権にまで誹謗した言論がなされたのでございます。併しながら、この修正法案は、荒木君ほか一名とありまするものは、社会党第二控室の棚橋小虎君でございまして、何ら共産党において修正案を提出しておらんのでございます。（「そうだノーノー」と呼ぶ者あり）かかる場合に、本村君の言動は、我が日本社会党第二並びに第四控室を誹謗すると共に、議員が持つ法案に対する修正案の提出権までも（「そうだ」と呼ぶ者あり）これを誹謗し、（「それは怪しからん」と呼ぶ者あり）防止するやの言動があつたのでございまして、この点につきましては木村君においてその言論を取消されんことの動議を提出いたします。（「賛成々々」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚武君）　お答えいたします。議長において速記録をよく調査いたします。（「動議はどうした」と呼ぶ者あり）今の動議には賛成者がないものと認めます。（「賛成するぞ」「国会規則をよく見ろ」「記名投票をやれ」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚武君）　只今小笠原君から、先ほどの木村君の説明に対して一部取消の動議を出されました。この動議を議題といたしまして、今小笠原君の要求された動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　少数と認めます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　相馬助治君。相馬助治君登壇して下さい。

〔相馬助治君登壇、拍手〕

○相馬助治君　私は只今議題と相成つておりまする義務教育費国庫負担法に関しまして、委員長報告の修正議決全文に対し反対、並びに荒木君外一名提案にかかる修正案に対しまして賛成の意を、社会党第二控室を代表して表明せんとするものであります。

皆さん御承知のように、日本憲法の二十六條は、厳密に次のごとく謳つております。国民はその能力に応じ教育を受ける権利がある。更に進んで、その義務教育は無償でなければならない。従いまして、国民のこの重要なる権利であり且つ義務でありまするところの義務教育に対しましては、国家は当然教育の一定の規模と内容とを保障するために財政の裏付けをするということは、極めて当然なことであろうと存ずるのであります。ところが皆様、現状はどうでありましようか。教育はその財政的な貧困の理由を以て次々に崩壊をしております。先に本国会におきまして或る議員の質問に対し、当時天野文部大臣は、御趣旨御尤もでありますが、誠に残念に存じますという答弁をし、残念大臣と弥次られました。このときに或る新聞は次のごとくこれを書いてあるのであります。「これは議場における弥次ではない。今や教育に対し冷酷なる態度をとりつつある自由党の中において、党人でないが故に天野文部大臣は窮地に追い詰められておる。これに対する激励の民の声である。」こういうふうに当時新聞は報じたのでございます。事実、現在の法律によりますれば、文部大臣は義務教育に

ついて責任を持つておりまするが、財政的には何らの権限も保有されてない。従いまして地方財政はいよ〳〵貧困を極め、池田財政の当然の帰結といたしまして、財政上のしわ寄せというものが地方財政に押寄せ、地方財政のしわ寄せが教育の面に現われておることは、自由党の諸君をも含めて議員各位のすでに了承するところであろうと思うのであります。而も本年度の当初予算におきましては、全国民の特にお母様方の血の叫びに反抗して、給食費が削られたではないですか。一方においては牛乳を風呂に立ちこめてそれに悠々と浸つてビールを飲み酒を喰らつている連中があるかと思うと、一方では育ち盛りの子供に牛乳をも飲ませることを予算の面で拒否するという政策がとられる限りにおいて、文化国家建設などということは誠に由ないことであると断ぜざるを得ないのであります。（拍手）今日父兄はPTAの寄附に苦しんでおります。教科書はいよ〳〵高くなつております。中小企業の没落、農村の不況、こういう現実というものは、文部当局、或いは地方の教育委員会、学校の校長以下職員の血のにじむような督励努力にもかかわらず、長欠児童は激増しておるのであります。つまり政府当局の教育尊重のかけ声にもかかわりませず、そのなすところの教育侮辱政策の当然の帰結といたしまして、六・三制の基礎は、その長欠児童の激増というものによつて象徴されているように、次々と崩壊を見つつあり、新教育の制度はその経済的理由から揺らぎつつあるということを我々はここで確認すると共に、国家の将来を考えて暗然たらざるを得ないのであります。

この段階において我々は、率直に、党派を超越して、少くとも国民の代表として、選良として立法府に議席を有する限りにおいて先ず考えなければならないことは、敗戦日本をして真に立ち上らせるためには、我田引水流のすべての議論を抜きにしても、次代を背負う子供たちに我々はより大なる希望を繋がなければならんという一つの問題であると思うのであります。文化国家ということは、諸君、積極国家であります。勿論、今日どなたがこの政権を担当するとも、すきつ腹に飯をかつ込んだようなうまい工合に参らんことは我々もよく了解いたします。併しながら、真に文化国家建設と言うならば、積極的にやりくりの金をもこの教育費のほうに流されなければならない。即ち、この際、我々は教育尊重ということを再確認しなければならない。ところが皆様、義務教育費の必要は認めながら、これは不生産的な支出であるというようなことをおつしやるかたがある。おつしやらないまでも、具体的にそういうことを行動の上においてなさんとする党派がある。あらゆる財政支出のうちでも最も生産的な支出というものは、実に次代を背負う国民を教養すべき義務教育費であると私は断ぜざるを得ないのであります。而も、今日教育の規模において問題でありますることは、義務教育費を国家が正式に支弁しておりませんがために、地域によつて教育のアンバランスが甚だしいということであります。教育の画一性を排する声が高い、そうして地方自治体を尊重する、だから地方に教育は委ねるものであるというような議論は、一応議論として筋が立つておるようでありますが、財政の面においてはこれは誤まれるものであると言わざるを得ないのでありまして、今日我々が要望しなければならないことは、第一に義務教育費の確保であります。第二には地域的配分の均等化であります。これなしに断じて教育は、今日の教育の振興し得ないことを、私は諸君と共に銘記するものであります。この間の事情において、天野文部大臣は就任以来常に義務教育費は国費を以て賄うのを基本とするとおつしやつておりました。同感であります。而も又頑迷固陋なるこの党内における政治的力がありやなしやというような種々の議論は、仮にあるといたしましても、私は文部当局の善意の努力を認めないわけには参らないのであります。而も政府はこの間に処して、政府提案を以てこの法律を出す勇気を失つて、そういたしまして竹尾式君外十五名の提案にかかる議員提出法案を出したのであります。当時新聞はその内容を報告いたしました。そうして多くの人々は自由党を実は見直したのであります。ところが諸君、その後におきまして竹尾君初め十五名にかかるところの原案は修正されたと言つておる。修正されたのではないのです。内容全部取除いて、わけのわからん規定をやつたのであります。あえて、わけのわからん規定をやつたということは、堀越君の修正案が出たということだけでも、すでに明らかであろうと思うのであります。従いまして、私どもがこの際、考えなければならないことは、文部省が常に言い続けておるところの、義務教育費を地方だけの負担とし、そうして平衡交付金に任せておくということは矛盾があるという、このこと、而も義務教育費の算定というものは、極めてこれは困難であると言えば困難な仕事でありますが、可能なる仕事なのであります。そういう意味合いからも、義務教育費の最終的責任を国が負うという建前を堅持し、そうして教員の給與の安定を図りますると共に、学校の雑費の解消、これらに向つて文部当局が拂われた努力並びにその案件に対しまして、消極的な段階において実は我々は賛意を表していたのであります。ところが現実は全く当局の意見をも無視したものが出て来たことは、すでに御案内の通りであります。而も理窟はなか〳〵うまく立つものだと思いますることは、教育というものは憲法に規定されておるけれども、中央集権的な官僚統制になつてはならない、その通りです。だから教育費というものも、義務教育費を国費で以て支弁することは、そういう虞れがあるから怪しからん、理窟としてはその通りであります。ところが皆様、日本の教育の現実、特に財政的な立場から見た現実というものは、そんな生やさしいものでないことは、諸君すでに御案内の通りでございます。そこで皆様、現在ここで委員長によつて報告された自由党の原案というものを御承知でありましよう。この原案に対しまして緑風会の諸君が修正の動議を出され、政府筋に向つて努力されたことに対しまして、私は十分なる敬意をお世辞抜きに呈するものであります。併しながら緑風会の皆様、あなたたちは不運なことに、玉を磨くならば努力の効があるけれども、この政府が、いや衆議院から廻された法律案というものは、不幸にして玉でなかつた。石ころであつた。あなたたちが善意の意思を以て磨いても光の出る品物でなかつたということであります。従いまして、先ほど自由党の木村君の討論に対しまして、内容を何とかしろと言つたが、この法案には実は内容がない。高田君の討論の中に現われたように、卵黄をとつた卵の殻だと言つたか、卵黄も卵白も、卵白と殻の所にある薄い膜をも洗い浚い取つたものがこの法律案であると言わざるを得ないのであります。従いまして、私は緑風会の諸君に対し心からなる敬意を表しまするとともに、かかる法律案を、衆議院より廻つて参つたのでありまするが、かかる法律案を土台にして討論し審議しなければならなかつたこの段階を、実に祖国の将来のために私は悲しむものであります。（「簡単々々」と呼ぶ者あり）一言にして言うならば、簡単ということをおつしやるから私は簡単に言う。この法律案は羊頭狗肉の法律案である。この法律案は義務教育費侮辱法案である。（「その通りだ」と呼ぶ者あり）この法案は、上原君、自由党選挙対策法案である。（拍手）この法案は実に自由党の文部委員会の私生兒法案である。（「君らしくないぞ」と呼ぶ者あり）簡単に言えばこういうことに相成ると思うのであります。従いまして私はかかる法案に反対です。木村君の自画自賛論はありましたけれども、内容を隔たること残念ながら余りにも遠い。私は良識を以てこれに反対いたします。

次に、荒木君提案の修正案ということになつておりますが、荒木君と棚橋君が発明した修正案ではない。前に我々は、即ち参議院文部委員会は、堀越儀郎君を小委員長といたしまして、義務教育費国庫負担法は如何なる線によつてやらなければならないかということを相談いたしました。そのときに試案として日教組案も出されました。又共産党の岩間君よりは、義務教育費というものは全額国費を以て支弁すべきであるという貴重なる意見も開陳されました。これは勿論耳をかすべき議論でありますが、我々は、自由党の諸君をも含めて、国家の置かれておる財政の現実、財政の規模、そのようなものを勘案いたしますと共に、参議院の良識をかけて小委員会案なるものを決定し、堀越儀郎君をしてこれを参議院文部委員会に報告せしめ、（「そうだ」と呼ぶ者あり）我々はこれに対して全員賛成したことを忘れてはならないと思うのであります。（拍手）而もこの趣旨に基いて出されましたところのこの修正案に対しましては、事の次第をつまびらかにいたしますならば反対すべき何物もないのでございまするが、今日、我々は、この修正案が実に一部党派の人気取りな、そうして内容空虚なものであるということを、ここで木村君によつて指摘されたということは、内容を隔たること遠きものではありますが、かかる意見が少くとも公党において、而も又信義を重んじなければならない常任委員会の文部委員会の一員としてなされたことを、木村君のためにも、又日本の一番大きな政党でありまするところの自由党のためにも悲しむものでありますると共に、どうぞ皆様、あらゆる因縁情実を捨てられまするると共に、特に是々非々を以てするところの緑風会のゼントルマン諸君、諸君は断然この荒木君提案にかかる修正案に賛成するであろうということを期待いたしまして、あえて私の討論を終る次第であります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　矢嶋三義君。

〔矢嶋三義君登壇〕

○矢嶋三義君　文化的、平和的国家建設の基盤が教育にあり、特に義務教育にあるということと、その義務教育は適正なる規模と内容においてすべての国民に保障されなければならないという憲法の基本的な立場と、更に独立の庭に立つた我が国民的自覚の立場から、私は第一クラブを代表いたしまして、先ず委員長報告にかかる修正議決案全部に反対いたし、荒木君ほか一名提案にかかる修正案に賛成の討論を行わんとするものでございます。

私は、討論を進めるに先立ちまして、先ず我が国の現在の教育が極めて危機にあるということを申上げたい。第一点といたしまして、校舎もなく、教師もなく、教材、教具もなく、何ら財政的裏付けなくして発足したところの我が国の教育改革が、財政面において窮迫を告げて今日まで参つたことは御承知の通りでありまするし、現段階において再軍備コースに入つた我が国の教育を考えるときに、まさしく私は財政的な面で危機にあるということを申上げたい。第二点といたしましては、民主主義教育の理念と、その理念の不足から来るところの学制並びに教育行政に対する無定見から来るところの教育の危機というものも、又重大だということを申上げたいのであります。これを要するに、教育に対するところの政治面におけるところの教育軽視、政党各派の選挙におけるところの教育に対する公約無視というものが、今日の教育危機を招来しておると断言いたすものであります。例えば、この建設的重要法案の討論時間が僅か十五分間に制限されておるところの事実、更に義務教育費国庫負担法案の審議過程において、吉田首相の一回の御出席も頂けなかつた点、更に、財政的に申上げるならば、本年度八千五百億の一般会計予算に対して、非文化的防衛予算が二一％も組まれておるのに対して、教育予算が僅か五％であり、更に具体的に申上げるならば、六・三制が発足して全国民的な要望がありましたところの六・三建築費が、過去六カ年間熾烈なる国民的要望があつたにもかかわらず、僅か二百六億八千万円しか確保されていないのに対しまして、三カ年前に発足した警察予備隊費には、僅か三年間にすでに千五十億の予算が我が国会において承認されておるこの事実を以ても、私は十分に御説明申上げることになると思うのであります。私は、我が国の防衛力の漸増は、飽くまでも教育に基礎を置いたものでなければならないということを特に申上げたい。もう一点申上げまするならば、或いは今日衆議院本会議において否決されんとしておるところの教育委員会法の一部改正法律案によつて、市町村に教育委員会を設けようとしておるのである。厳密に反省しなければならない。かくのごとく、挙げれば数限りないのでございまするが、我が国の教育は先ず危機にあるということを申上げます。

次に申上げたい点は、然らば我が国の教育は如何なる現状にあるかということを、本法律案に関係ある立場において申上げたいのであります。先ず教育費の算定というものは、教育の規模や内容と密接な関係にありまするので、これは教育所管省がこれに当るべきであるにもかかわらず、現行制度において文相は責任こそあれ財政的に何ら権限がないという点。第二点といたしましては、憲法に保障されているところの義務教育というものは、その財政負担が、とにかく形の上では、建前の上では地方だけの負担になつておつて、国の責任というものが明確化されていないということであります。第三点として申上げたい点は、国の法令に基くところの事務はますます激増いたしまして、地方公共団体は悩んでいるのでございますが、この裏付けをなすところの国庫支出金の増額は、平衡交付金の名において極めて少額を極めているということでございます。一般公共事業費は二十五年度当初一〇〇に対して二十七年度二一〇を数えているのに対しまして、平衡交付金は一〇〇に対して僅か一一九の増額しか見られていないのでございます。この平衡交付金を抑えているということは、地方公共団体の行政の面において最大比重を占めるところの教育費に非常にしわ寄せになつて来ているのでございます。給與関係費のみをとつて申上げましても、一般財源の中の二十四年度においては三五・八％、二十七年度においては実に四四％と飛躍いたしております。これは税収の七五％を占めているのでございます。然るにもかかわらず平衡交付金が増額されないということは、教育に非常にしわ寄せをなして来ておりまして、その結果、父兄の負担というものは年々増大されつつあるのでございます。この結果、教育に如何に支障を来たしているかという点につきまして二点具体的に申上げますならば、先ず教員の充足状況が低下しているということ、例えば二十四年度兵庫県においては一学級一・八人でございましたの

が、二十六年度広島県の一学級一・四と低下いたしているのでございます。そして教員の充足状況は政府定員の三万人を下廻るという実情でございます。次に給與が低下して地方差が非常に大きくなつている。それを御説明申上げまするならば、二十六年度全国平均を一〇〇としたときに、現在東京の一二六に対しまして、埼玉は八八と出ているのでございます。かくのごとく、教員の定足数の充足という立場におきまして、更に、教員の給與が低下し、その地方差が大になつて、教育の機会均等がそこなわれているということは否定できないと思います。これらを補うために、実にPTAは二十四年度百六億を支出いたしているのでございまして、一般勤労大衆の子弟は実に七十万人というものが長欠をいたしているという実情でございます。

次に申上げたい点は、然らばこういう現状にあるところの我が国教育に対して如何なる対策を講ずべきかということでございます。それは、独立国家として新たに発足して、この際、根本的教育的な政策を打ち立てるべきときだと考えるのでありますが、先ず目標といたしましては、国の財政的責任を明確化すること、それから地方財政から義務教育費を解放されて地方財政の安定を図るということ、更に、地方行政費の項目中、国がその全部又は一部を負担するものが十四あるのでございますが、具体的に申上げまして、義務教育費を平衡交付金から分離するということでございます。これらについては、或いは地方財政委員会或いは自治庁から意見があるようでございますが、それに対する討論をなすならば、私は時間がなくなるので申上げませんが、何ら自治庁或いは地方財政委員会のこれに対する反対意見というものは取上げるに足らないと私は結論付けるものでございます。そうして、先ほど私が申上げましたところのPTA会費というものを解消する、これが目標でございます。その方法として如何なる方法をとるべきか。それは義務教育費を、法律で算定する国庫負担金の各地方公共団体に対する配分基準、その他その配分に関する必要なことを法律で定める、これが方法だと考えます。然らばその内容は如何にすべきかと申上げまするならば、この教育費の大部分を占めるところの教職員の給與費、更に維持費、施設費、特に老朽校舎或いは戯災、災害復旧等の施策、これらを内容とすべきものだと考えるのでございます。ただこれを実現するに当つて留意すべき点として申上げまするが、義務教育を育てるのは飽くまで地方自治体でなければならない。その立場から教育の中央集権化を警戒しなければならないことと、地方税制の改正によつて、地方財政の調整を図らなければならないと考えますが、これらは簡単にできるところの可能な問題だと考えるのであります。

そこで、第四点といたしまして、私は只今議題となつておりまするところの両修正案の内容に触れたいと存じまするが、委員長の報告にかかわるところの修正議決案の内容が、給與費、教材費の一部になつているということ、それから法律で定めて初めて意義があるのにこれを政令に委ねていること、これは時の政権の私は関與というものが懸念されるわけでございまして、法律できめておけば問題ございませんが、これを政令できめるというところに、今後に問題を残したという点に非常に遺憾な点もございます。更に国の負担の最高限度を政令できめるがごとき、国民の手によつて如何ほどこれを盛んにしてもいいところの義務教育につきまして一つの制限規定を設けるということは、私は、やはり義務教育の振興という立場から納得のできないところでございます。この修正議決案につきましては、前委員から仔細に検討されたのでございまするが、ともかくも一番私は遺憾な点は、施設費、建築費、そういうものがなくなつたことと、法律できめないで政令で定めて、問題を他日に残した。ここに私はこの修正議決案の一番難点があると考えられます。

荒木修正案に賛成いたします理由といたしましては、ともかく私が先ほど我が国の窮迫した義務教育を振興するに当りまして、とるべきところの対策として若干申上げましたが、その対策に即応しているということでございます。即ち教職員の給與費、維持費、建築費、問題となつておりますところの戯災並びに災害校舎の復旧という点と、更にこの適用範囲を、アメリカの第二次教育使節団が、義務教育は高等学校まで拡めたらいいだろう、更に就学前の幼兒教育の重大性から、高等学校から幼稚園までその適用範囲を拡めて、而もPTAの百億に余るところの寄附金、それらを解消することによつて、全国一千三百万余人の父兄の期待に応えようとするところの荒木修正案に賛成しようとする大きな根拠があるわけであります。

その五点としまして最後に申上げたい点は、本法律案の審議の過程におきまして、官庁のセクト主義が露呈されたということと、党利党略にこれが使われた点があるという点を私は申上げたいと思うのでございます。ともかくも平衡交付金の中から義務教育費を外すということについては、いろ〳〵の意見がありましようが、十分討論するところの時間を持ちませんが、先ほどちよつと私が申上げましたように、義務教育無償という憲法の精神から考えますときに、更に地方公共団体の総合的な財政の運営という立場から言いますと、中央集権を避けるという点から言いましても、何ら私は問題にならないと思います。殊に立法府において、この審議の過程において、行政府の一部のかたがたに対して反対の意思表示をし、その行動をとつたやに承わつているのでありますが、これは今後我々が立法府において案を審議するにおいて、行政府の特に政府委員のとるべき基本的態度という立場から、私はここに一言発言しておきたいと思う次第でございます。

次に、この法律案が党利党略に使われた気配があるという点について私は申上げて、遺憾の意を表したいのであります。この法律案は、幾度か申されたことでございますが、天野文部大臣はその内藤課長をわざ〳〵外遊さして、その検討の下に打ち出されたものでありまして、この法律案は天野文政から始まつたものでなくして、そこにいらつしやいませんが、高瀬議員が文部大臣時代から、その名は標準義務教育費法案でございましたけれども、その当時から全国民的な要望によつて取上げられて来た問題でございます。この法律は当然政府提案は当然政府提案にかかわらなければならなかつたのに、天野文部大臣は、與党自由党の議員提案にするならばうまく行くだろうというようなお考えで、これを與党自由党の議員立法にしたところが、與党自由党におきましては、天野文部大臣の構想

を入れることなく、全くここに、からつぼのものにしてしまつた。更にその半面を考えますというと、教育委員会法等の一部改正法律案があるのでございますが、これも天野文部大臣の文政の一つの大きな柱でございます。これを閣議決定を経て国会に提案し、現在どういう状況にあるかということは皆さん御承知でございますが、自由党に義務教育費国庫負担法の提案を譲られた天野文部大臣、その天野文部大臣に対しまして、自由党は、教育委員会法等の改正に当つては、全く天野文部大臣の顔を踏み躙るところの行為に出たわけでございます。この政治的信義に欠けるところの自由党、更に衆参ばらばらであるところの自由党、更に天野文部大臣と自由党とを通じまして、或いはここに義務教育費国庫負担法を提案するかと思うというと、すべての市町村に教育委員会を設ける。その場合の人事権と給與権の関係など仔細に検討せずに、かくのごとき文教政策を打ち出された、このばらばら文教政策、こういうものは我が国の教育の危機の様相を一層深めるものでございまして、（「その通りだ」と呼ぶ者あり）私は、かくのごとき政府、與党においては、我が国の今後百年の礎を築くところの文教政策を任せることはできない。私は、政権担当の資格を喪失しているものと断定するものでございます。（「その通り」と呼ぶ者あり、拍手）

最後に、この点についてもうちよつと申上げたいのでございますが、議員諸君はよく知つて頂きたい。と同時に私は、この席上から国民に重ねて呼びかけたいのでございます。ということは、義務教育費国庫負担法、これを議員立法にした。これに政府は反対した。教育委員会法の改正については、政府はすべての市町村に設置することは適当でないという結論を出して提案した。ところがこれには党が反対した。この二つは天野文政の柱である。この二つとも潰れるならば、天野文相は即座にその席を去らなければならないであろう。（「その通り」と呼ぶ者あり）そこで、いずれも選挙を考えて、教育委員会法等の一部改正のほうが與党自由党の政治に至大の関係がある。これだけは天野文部大臣、我慢しなさい。すべての市町村に教育委員会を設置するから、それだけは我慢しなさい。その代り、あなたの顔を少し立てて、義務教育費国庫負担法なる名前が生れればいいから、内容は、からつぽでも、ともかく義務教育費国庫負担法が通過したということになればいいからという、形だけを求めて、その点に天野文部大臣の顔を立てようとした。かくのごとき態度というものは、これは天下周知の事実と私は断言しても憚らないものでございます。これを以ても、義務教育国庫負担法、これと関連があるところの教育委員会法等の一部改正、この二法律案が如何に與党自由党の選挙対策の立場から打ち出されたかということを、私はこの席から全国民に叫ぶと同時に、かくのごとき文教政策を布くところの與党自由党に対しては厳重なる反省を促すと同時に、その反省を行わない上においては、国民の総意を以て政権から引摺り下ろさなければならないというようなことを宣言をいたしまして、討論を終る次第であります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　岩間正男君。

（岩間正男君登壇、拍手）

○岩間正男君　私は日本共産党を代表して、只今議題となつております義務教育費国庫負担法の衆議院送付原案並びに堀越儀郎君提出の修正案には反対、荒木正三郎君ほか一名提出の修正案には賛成するものでございます。

先ず原案について述べれば、これは全く国民大衆を欺瞞し、教育に対する政府、與党の無能と無誠意を暴露した法案であります。この法案第一條によれば、本法の目的として、「義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担すること等により、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図る」云々と謳つており、憲法に保障する義務教育の無償と教育の機会均等の確立を強調しているのであります。それなら、このような目的がこの法案の内容としてどう果されているかというに、それは全く殆んど皆無に等しい。即ち従来の実績の線を一歩も出ていない。教員給與費の二分の一と教材費の三分の一程度がその内容であり、目下懸案となつている教育上の財政上の諸問題はすべて棚上げにされているのであります。ところで、肝腎のその教員給與費にしてからが、過般のベース・アップで削減された三百七十五円はそのままに持ち越され、その上、実支出の二分の一という限定が設けられておるのでありまして、これは昨今の物価高で給與ベースが絶えず上向線を辿つているという現状では、これが桎梏となつて、ベース・アップを今後困難ならしめるという結果を来たすことは明らかであります。そのため地財委案では約五%に及ぶ教員の馘首が伝えられているほどであります。このように、現状よりも、もつと不利を来しかねないのが本法案の実質的な中身であり、これでどうして義務教育無償、教育の機会均等が図られるか。誠に羊頭をかかげて狗肉を何とやらというたとえも決してこれほどではないと思うのであります。

翻つて思うに、教育財政確立に対する国民大衆の熱望は、終戦後ここ数カ年、日々激烈を極めているのであります。それは、例えば昨年日教組によつて国会に提出された教育費全額国庫負担の請願署名者が両院を通じまして約一千五百万人であつたという事実でも明らかなように、それはまさに全国民的、全民族的運動として目下展開されているのであります。言うまでもなくそのような運動が起つたのは、六・三制の不完全実施、殊にも校舎さえまだ十分に建ち揃つていないという現状と、その結果、大衆負担が物すごく今日転嫁されているということと、更には、最近大衆生活が、重税と高物価政策によりまして生活が極端に窮乏に瀕している。もうこれ以上このような生活態勢の中では莫大な教育費を自分のふところから負担し切れなくなつたところの国民大衆が、これを憲法の保障する義務教育費無償の原則に則つて国庫の支出に期待する声となつて現われているのでありますが、併しながら、これらは表面に現われた現象でありますが、これらの運動を通じまして、そこに胚胎しているところの民族教育確立への深い念願を見逃がすわけには行かないのであります。言うまでもなく、戦前戦時中の教育は、日本帝国主義の厖大な軍事費の支出により、絶えず財政的に圧迫され続けて来たことは、現状と何ら異なるところはないのであります。六十人、七十人の生徒を一つの教室に大量的に詰め込み、これに画一的な天降より的精神主義を押し付けた。これでは、どうしても、一人々々の個性を伸ばし、その人間性を培うという、いわゆる民主的な教育は夢にも考えることができなかつたのであります、否々、このような物量にもまがうべき大量生産的な物量教育こそが、日

本の支配階級にとつては却つて都合がよかつたというのがその真相であります。なぜならば、個人の知性や判断力、批判力、こういうものに対しましては、これを育てることなく、却つて意識的に眠らせ、天皇制絶対主義への献身を説いて、身を肉弾や特攻隊の軽きに比することが、侵略政策遂行にとつては絶対必要条件であつたからであります。このような愚民政策、暗黒政策に基く肉弾製造の目的こそ、彼らの狙うところであつたからであります。従つて教育の中に未だに胚胎するこれら戦争の原因を完全に除去するためには、国庫の大幅な教育費負担が絶対に必要である。それによつて施設並びに教育の量質を拡充改善するほかに途はないのであります。

又、現在教育の中に横たわつている階級性、つまり貧しいが故に如何に優れた才能を持つていても進学の自由を満たすことができない、経済上の障害を除去することなしには、教育の機会均等ということを口先でどんなに叫んでも、これは単なる掛声に過ぎないのであります。戦前、小学校の様子を考えますというと、中等学校や女学校に進めたところの子供たちは全国民の僅か二〇%程度だつたのであります。その他の八〇%の国民は如何に優れた才能を持つていても、小学校だけで諦めなければならなかつた。これらの失意に閉ざされたところの幾多の人材について、我々は過去にその様相を見、聞いて来たところであります。又この結果、学歴や系閥で独占された少数官僚の支配下に下積みにされて眠らされ、そつぽを向いていたところの不遇な才能についても、我々は知つているのであります。このような真にその才能に所を得せしめることをさせなかつた倒立現象こそが、また日本亡国の大きな原因でもあつたということ、従つて、これらの教育の不平等と階級性を打破し、貧しい者も富める者も、等しなみに教育するところの組織を打ち立てることこそが、目下の急務であり、これは民族の深い念願になつておるのであります。憲法二十六條は義務教育無償の原則を謳つておるのでありますが、そのことはまさにこの現われであると同時に、これは単なる見栄や見せかけではなく、世界に向つて戦争放棄を誓い、飽くまで平和維持を宣言した憲法第九條の精神とも繋がつており、又表裏一体をなすところのものであります。従つて、あらゆる戦争準備をやめ、即刻その費用を教育文化費に廻せというスローガンは、目下日本国民の殆んど全部が揚げているところの衷心からの声なのであります。然るに吉田内閣は、この民族的要望を踏みにじつて、義務教育の無償や教育の機会均等はおろか、教育をして再び戦争前の体制に引戻さんために現在努力しているのであります。このことは、本法案による実質的な財政的裏付けを見れば一層明白であります。先ほど述べた教員給與費は年間を通じて約九百億であり、その半額四百五十億程度を支出するにほかならないのであります。これと全く刺身の「つま」にも足らないところの教材費約三十億を計上して事態を糊塗し、国民大衆を欺瞞せんとしておるのであります。この三十億の教材費というのは、ほかならない図書、掛図、実験実習費、楽器等、児童生徒の教授上必要な用具費であり、これは必要額の約三分の一にも足らないのであります。然るに現実に大衆的な教育費の負担支出を見まするというと、教科書、給食代、学用品、修学旅行費、或いはPTAの会費、最近では子供銀行の醵出金等々、それに新入学時の用具、靴、鞄、衣類、雨具等を入れるときは、小学生で最低月々千円から千五百円程度の支出であります。これは年間を通じて見ればまさに厖大な負担となつておるのであります。この万を超える教育費の大衆負担に対して、今度新たに計上された教材費は児童、学生一人平均年間約二百円というのでありますから、これはまさに必要額に対しまして五十分の一、百分の一に過ぎないのであります。こうした経済難のために、教育界では年々不就学者や中途退学者、長期欠席者の数が激増いたしまして、その結果は、家出、浮浪者、青少年の不良化、犯罪者を増加せしめておることは最近の統計によつてもすでに明らかな通りであります。又、最近の農村の不況によりまして、家出者が非常に激増しておる。こういうような姿についてはしば〳〵ニュースも伝えておるところでありますが、これは一体何を物語つておるかということを我々は見究めなければならないと思うのであります。

このような教育の実情を察知するときに、教育財政の確立は目下焦眉の急であることは、しば〳〵ほかの諸君からも今まで述べられたところであります。然るに、このたびの法案では何ら、これらの問題が解決しないのみか、却つて教育費削減の調節弁をさえ丁寧にも本法案にちやんと用意しているのであります。本法第二條第二項がそれでありまして、これによれば国庫負担分の最高限度は各府県ごとに政令によつてこれを定めることができるというのであります。この條項は、衆議院自由党提出の原案が、大蔵、地財委との折衝の結果、このような妥協を余儀なくされたのでありますが、これは文部省や提案者の希望的な委員会における説明にもかかわらず、明らかに制限條項であります。元来この法案は、吉田内閣の売国的な政策、即ち両條約並びに行政協定による再軍備費の重圧から教育を守るための保護立法的性格のものであつた筈であります。従つて、そのためには教育費の最低限度をこそきめるべきであるにかかわらず、これを最高限度で押えておるところに、はつきりそのような狙いが隠されておることを私は指摘したいと思うのでございます。即ち日本の再軍備費は現在でも国家財政の約二一%、即ち二千億を占めるのでありますが、これが三〇%、四〇%と上昇することは、今や時間の問題であろうと思うのであります。現に本年度十一万に増強された警察予備隊が、マーフイー大使の要請により、今年度中には十八万、来年度三十万と伝えられ、やがてこれらは重戦車、飛行機が持たされ、又海上保安庁では現にアメリカの武器貸與法によりまして、十六隻のフリゲート艦、五十隻の上陸用舟艇が持たされることが決定されておるのであります。そうして、北大西洋條約によつても明らかなように、このようなことは、これらの武器貸與並びに軍事援助の引換え條件としましては、その国の国民所得の一〇%を軍事費として支出することが当然に要請されておるのであります。としますというと、昭和二十七年度の国民所得五兆三百億の一〇%、即ち約五千億程度が日本の今後の軍事支出として要請されることになるのであります。本法案の提案者や支持者が、口を開けば、本法案は不満足だが、一つの橋頭堡であり、その達成は他日を期したいと述べておるのでありますが、これはアメリカと、その手先吉田内閣によつて両條

約と再軍備の道を歩かされておる日本の現実を考えますときに、これは全く望みなき繰り言に過ぎないのであります。（「同感」と呼ぶ者あり）第二條第二項の最高限度の制限條項こそは、まさにこうした日に備えた調節弁であるということを、私は重ねて繰返したいのであります。いよ〳〵高まる軍事的支出の圧迫に伴つて、その「しわ」は一層に力の弱い教育財政面に寄せられることは必至であり、そのとき、この制限條項は教育費への重大な脅威となつて作用することは火を見るよりも明らかであります。

以上述べたように、この義務教育費国庫負担法こそは、国庫負担とはおよそ似ても似つかぬ制限法案であり、このような地滴的法案を與党並びにその同調者諸君が、土用のため間延びしたこの延長国会を利用して強引に通過を図る心理が、私には絶対了解できないのであります。緑風会の修正案を見るに、第二條第二項は、言葉の上で如何に潤色されようが、すでに前に述べたように特別の必要があつてこのような修正が衆議院でなされている以上は、その濫用を食い止めることは全く不可能でありましよう。又施行期日を四月一日としたことも、来年四月から実施する法案を、すでに三カ年半前に選ばれたこの暴力的な絶対多数党によつて今から準備しておく必要がどこにあろうか。国民のやみがたき要望をそのままに具現し、民族的な課題を忠実に果そうとする努力を忘れた、かかるあいまいな法案を、目前の国会解散を前にして強引に通そうとするならば、そのこと自身が選挙目当ての対策と非難されても返す言葉がないだろうと思うのであります。

最後に、荒木君その他の修正提案に私の賛成するゆえんのものは、言うまでもなく、これは曾つて設けられた参議院文部小委員会が約一カ月に亘つて努力した結果のものであり、私も小委員として超党派的立場からこれに参画したものであります。ここでは教員給與のほかに、学校維持運営費、学校建築費、先ほど決議案として本院を通過しましたところの寒冷積雪湿潤地帯の屋内体操場建築費、災害復旧費、なお、そのほかに教科書、給食費、通学費等におきまして、いわゆる義務教育の無償の原則を最低限において果し、その対象も、中小学校はもとより、幼稚園、高校に及んでおるのであります。その国庫負担額も全額に近い線を決定しておる。無論これとても憲法に保障する教育の線にはほど遠いものでありますけれども、戦争を絶対に拒否し、飽くまで平和達成のための憲法の精神に徹するならば、これぐらいの財政支出は決して至難ではないのであります。我々日本共産党は、日本の民族教育を守り、飽くまで教育を国民のものたらしめるために、志を同じくする人々と提携しまして、力を合せ、教育財政確立のために今後も闘い抜くことを誓いしまして、私の討論を終る次第であります。（「国民が迷惑だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚武君）　これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決いたします。

先ず荒木正三郎君外一名提出の修正案全部を問題に供します。表決は記名投票を以て行います。荒木正三郎君外一名提出の修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（佐藤尚武君）　投票漏れはございませんか……投票漏れはないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（佐藤尚武君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数百五十票、

白色票五十票、

青色票百票、（拍手）

よつて荒木正三郎君外一名提出の修正案は否決せられました。

〔参照〕

賛成者（白色票）氏名　五十名

成瀬　幡治君　重盛　壽治君
山花　秀雄君　門田　定蔵君
三橋八次郎君　若木　勝蔵君
中田　吉雄君　小酒井義男君
梅津　錦一君　三好　始君
荒木正三郎君　内村　清次君
羽生　三七君　松浦　定義君
松原　一彦君　高田なほ子君
森崎　隆君　吉田　法晴君
深川栄左ェ門君　岩男　仁蔵君
菊川　孝夫君　岡田　宗司君
河崎　ナツ君　小笠原二三男君
木下　源吾君　金子　洋文君
野溝　勝君　須藤　五郎君
岩間　正男君　江田　三郎君
上條　愛一君　千田　正君
東　隆君　加藤シヅエ君
山田　節男君　矢嶋　三義君
村尾　重雄君　永井純一郎君
吉川末次郎君　島　清君
相馬　助治君　山下　義信君
赤松　常子君　小松　正雄君
伊藤　修君　三木　治朗君
棚橋　小虎君　原　虎一君
下條　恭兵君　片岡　文重君

反対者（青色票）氏名　百名

藤森　眞治君　藤野　繁雄君
波多野林一君　鶴川　宗敬君
常岡　一郎君　田村　文吉君
伊達源一郎君　竹下　豐次君
高橋　道男君　高瀬荘太郎君
高田　寛君　高木　正夫君
杉山　昌作君　新谷寅三郎君
島村　軍次君　楠見　義男君
加藤　正人君　片柳　眞吉君
加賀　操君　岡本　愛祐君
梅原　眞隆君　伊藤　保平君
石黒　忠篤君　飯島連次郎君
赤木　正雄君　山川　良一君
村上　義一君　森　八三一君
上原　正吉君　岡田　信次君
青山　正一君　玉柳　實君
中川　幸平君　九鬼紋十郎君
郡　祐一君　廣瀬與兵衛君
岡崎　眞一君　松平　勇雄君
楠瀬　常猪君　加藤　武徳君
城　義臣君　植竹　春彦君
山本　米治君　古池　信三君
小杉　繁安君　山縣　勝見君
木村　守江君　山田　佐一君
大谷　瑩潤君　深水　六郎君
仁田　竹一君　草葉　隆圓君
左藤　義詮君　大島　定吉君
黒田　英雄君　小林　英三君
中川　以良君　寺尾　豊君
溝口　三郎君　三浦　辰雄君
前田　穣君　堀越　儀郎君
小野　義夫君　小串　清一君
重宗　雄三君　大野木秀次郎君
宮田　重文君　西川甚五郎君
平井　太郎君　杉原　荒太君
松本　昇君　秋山俊一郎君
鈴木　直人君　石村　幸作君
長谷山行毅君　石原幹市郎君
鈴木　恭一君　安井　謙君
平林　太一君　長島　銀蔵君
平沼彌太郎君　竹中　七郎君
菊田　七平君　溝淵　春次君
池田宇右衛門君　前之園亀一郎君
駒井　藤平君　油井賢太郎君
北村　一男君　中山　壽彦君
白波瀬米吉君　岩沢　忠恭君
西田　隆男君　大屋　晋三君
黒川　武雄君　横尾　龍君
境野　清雄君　大隈　信幸君
谷口弥三郎君　小瀧　彬君

○議長（佐藤尚武君）　次に委員会修正案及び委員会修正部分を除く原案全部を問題に供します。委員会修正案及び委員会修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。（拍手）

これにて午後二時半まで休憩いたします。

午後一時三十一分休憩

官報 号外
昭和二十七年七月二十五日

○第十三回国会 参議院会議録第六十九号（その二）

午後二時五十七分開議

○議長（佐藤尚武君）　休憩前に引続き、これより会議を開きます。

日程第五、臨時石炭鉱害復旧法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長竹中七郎君。

審査報告書

臨時石炭鉱害復旧法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十三日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

古池　信三　山本　米治
中川　以良　島　清
西田　隆男　松本　昇
小松　正雄　結城　安次
塩野　清雄

附則中「昭和二十七年七月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は現在累積している石炭及び亜炭の鉱害（特別鉱害を除く）約二百三十億円を十年間において計画的に復旧するため「鉱害復旧事業団」を九州及び山口県にそれぞれ一ヶ所設置し、現行鉱業法の賠償責任の限度において鉱業権者より納付金を徴収し、これに国及び地方公共団体の補助金を加え、復旧費の支拂、復旧工事の施行等の業務を行わしめ、鉱害復旧の促進を計ろうとするものであつて現下国土の有効利用及び保全並びに民生の安定を図るため適切な措置と認める。なお、本委員会は附則に所要の修正を加え、又(一)本法施行に伴う予算措置として通商産業省に新規項目を起すこと、(二)第七十五條の賠償打切については施行後の状況にてらし善処すること、(三)第七十七條のかんがい排水施設の維持管理について、本法廃止後の管理継承責任の明確化、(四)復旧工事の打切り補償、不適地の選定及び打切り補償については被害者の意見を聴取すること等の附帯決議を行つた。

二、事件の利害得失

本法施行により鉱害復旧が促進され、国土の有効利用及び保全並びに民生の安定に資するとともに石炭鉱業、亜炭鉱業の健全な発達を図り得る利益がある。

三、費用

本法施行のため昭和二十七年度において国の支出約二億円を要する。

臨時石炭鉱害復旧法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月二十六日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

（小字及び▬は衆議院修正）

臨時石炭鉱害復旧法案

臨時石炭鉱害復旧法

目次

第一章　総則（第一條—第三條）
第二章　鉱害復旧事業団
第一節　総則（第四條—第九條）
第二節　設立（第十條—第十四條）
第三節　管理（第十五條—第三十條）
第四節　業務（第三十一條—第三十七條）
第五節　監督（第三十八條—第四十條）
第六節　解散及び清算（第四十一條—第四十七條）
第三章　農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事
第一節　復旧基本計画（第四十八條—第五十四條）
第二節　復旧工事の施行（第五十五條—第六十三條）
第三節　納付金等の徴収及び復旧費の支拂（第六十四條—第七十二條）
第四節　農地及び農業用施設に関する復旧工事後の措置（第七十三條—第七十九條）
第四章　家屋等の復旧工事に関する協議及び裁定（第八十—九條—第八十六條）
第五章　補則（第八十七條—第九十六條）
第六章　罰則（第九十七條—第百三條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資するため、鉱害を計画的に復旧することを目的とする。

（用語の定義）

第二條　この法律において「鉱害」とは、石炭鉱業又は亜炭鉱業による鉱害（特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第百七十六号）第二條第二項の特別鉱害を除く。）をいう。

2　この法律において「復旧工事」とは、鉱害が生じている土地物件が本来有していた効用を回復するように、その土地物件について施行する工事及びこれに附帯する工事をいう。

3　この法律において「復旧費」とは、当該復旧工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、工事雑費並びに事務費の合計額をいい、主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用する材料であつて、復旧工事に使用できるものに要する費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

4　この法律において「鉱業権者」とは、石炭（亜炭を含む。以下同じ。）を目的とする鉱業権者をいい、「租鉱権者」とは、石炭を目的とする租鉱権者をいう。

5　この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは、農地の利用又は保全上必要な施設であつて、左に掲げるものをいう。

一　かんがい排水施設
二　農業用道路
三　農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設

6　この法律において「公共施設」とは、左に掲げる施設であつて、政令で定めるもののうち、国の機関、地方公共団体（その機関を含む。以下同じ。）その他政令で定める者が維持管理を行うものをいう。

一　河川
二　海岸
三　砂防設備

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

四　林地荒廃防止施設
五　道路
六　林道
七　港湾
八　漁港
九　上水道及び下水道
十　鉄道及び軌道
十一　学校○並びに公用及び公共用建物

7　この法律において「家屋等」とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物（農業用施設又は公共施設たるものを除く。）及びこれらの建物の所有の目的に供される土地並びに墓地をいう。

（処分、手続その他の行為の効力）

第三條　この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、第五十二條の受益者、復旧工事の施行者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2　この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3　この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、石炭を目的とする採掘権の範囲内において、石炭を目的とする採掘権者に対しても、その効力を有する。但し、石炭を目的とする採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第二章　鉱害復旧事業団

第一節　総則

（目的及び法人格）

第四條　鉱害復旧事業団（以下「事業団」という。）は、鉱害の計画的な復旧に関する業務を行うためこの法律の規定に基き設立される法人とする。

（地域）

第五條　事業団は、政令で定める地域により、その地域ごとに一を限り、設立されるものとする。

（名称の独占）

第六條　事業団は、その名称中に鉱害復旧事業団という文字を用いなければならない。

2　事業団でないものは、その名称中に鉱害復旧事業団という文字を用いてはならない。

（登記）

第七條　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（事業年度）

第八條　事業団の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

（民法の準用）

第九條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、事業団に準用する。

第二節　設立

（設立の認可）

第十條　事業団を設立するには、第五條の政令で定める地域内の市町村の長、その地域内に石炭の掘採のための事業場を有する鉱業権者及びその地域内に生じている鉱害に係る被害者（都道府県知事の承認を受けた者に限る。）十人以上が発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2　前項に規定する市町村長、鉱業権者又は被害者は、それぞれ同項の発起人の総数の二分の一以上を占めてはならない。

3　第一項の発起人は、同項の認可を申請するには、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項その他通商産業省令で定める事項を公告して、当該地域内の市町村の長及び当該地域内に石炭の掘採のための事業場を有する鉱業権者のそれぞれ三分の一以上の同意を得なければならない。

4　通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第十一條　通商産業大臣は、第五條の政令で定める地域について、その地域が同條の政令で定める地域となつた日から三月以内に前條第一項の認可の申請がないか、又はその期間内になされたいずれの申請についても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十人以上に、同項の発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する期日までに同項の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2　前條第三項の規定は、前項の規定により前條第一項の認可を申請する場合には、適用しない。

（設立事務の引継）

第十二條　第十條第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を事業団の理事長に引き継がなければならない。

（成立）

第十三條　理事長は、前條の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

2　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（設立費用の負担）

第十四條　事業団が成立したときは、その設立費用であつて、通商産業大臣の承認があつた額以内のものは、その事業団の負担とする。

第三節　管理

（定款）

第十五條　事業団の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　地域
四　事務所の所在地
五　役員に関する事項
六　評議員会に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　会計に関する事項
九　公告の方法

（役員）

第十六條　事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

2　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

3　理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、事業団の会計を監査する。

第十七條　理事長及び監事は、評議員会が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。但し、設立当時の理事長及び監事は、第十條第一項の発起人が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

3　理事長、理事及び監事の任期は、四年とする。但し、設立当時の理事長及び監事の任期は、二年とする。

4　理事長、理事及び監事は、再任されることができる。

第十八條　理事長は、理事が第二十五條各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、評議員会の同意を得て、これを解任することができる。

（評議員会）

第十九條　事業団に、評議員会を置く。

2　評議員会は、理事長及び十人以上の評議員をもつて組織する。

3　評議員会に議長を置き、理事長をもつてこれに充てる。

4　議長は、評議員会の会務を総理する。

5　評議員会は、あらかじめ、次條第一項第三号に掲げる者のうちから任命された評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

（評議員）

第二十條　評議員は、左に掲げる者のうちから、通商産業大臣が任命する。

一　事業団の地域内に石炭の掘採を目的とする事業場を有する鉱業権者及び租鉱権者

二　事業団の地域内に生じている鉱害に係る被害者であつて、都道府県知事が推薦した者及び事業団の地域内に存する公共施設であつて、鉱害が生じているものの維持管理を行う地方公共団体の職員であつて、その公共施設の維持管理に関する事務に従事するもの

三　事業団の地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体の長又はその職員（前号に掲げるものを除く。）及び鉱害の復旧に関し学識経験がある者

2　評議員の任命に当つては、前項各号に掲げる者のうちからそれぞれ任命される評議員の数が評議員の総数の二分の一以上を占めることとなつてはならない。

第二十一條　評議員の任期は、三年とする。

2　評議員は、再任されることができる。

第二十二條　評議員は、報酬を受けない。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（評議員会の権限）

第二十三條　左の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　経費等の賦課徴収の方法

三　業務の方法の決定及び変更

四　借入金の借入及び復旧事業債券の発行

五　会計の処理に関する規程の設定及び変更

六　収支予算及び収支決算

七　復旧基本計画の作成及び変更

2　定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（評議員会の議決の方法）

第二十四條　評議員会は、第二十條第一項各号に掲げる者のうちからそれぞれ任命された評議員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

（役員等の欠格條項）

第二十五條　左の各号の一に該当する者は、役員又は評議員となることができない。

一　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二　国家公務員（教育公務員たる者及び審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）

三　政党の役員

（理事長等の兼職禁止）

第二十六條　理事長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（役員等の秘密保持義務）

第二十七條　事業団の役員、評議員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

（経費等の賦課）

第二十八條　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、その設立費用であつて、事業団の負担となるもの、経費（第三十一條第一項第三号に掲げる業務を行うため必要なもの並びに同項第四号及び第五号の支拂に充てるべきものを除く。以下「事務経費」という。）及び準備金に充てるため、設立の日の属する事業年度（設立の日が七月一日以降である場合において、通商産業大臣の認可を受けたときは、その設立の日の属する事業年度及びその翌事業年度。以下「当初年度」という。）において、その地域内に生じている鉱害に係る鉱業権者又は租鉱権者に対し、設立の日の前前月以前当初年度と同じ期間（その期間に一月未満の端数があるときは、その端数を控除したもの）内にその鉱害に係る事業場において掘採した石炭の数量一トンにつき五円以内の金額を賦課徴収することができる。

2　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、その事務経費及び準備金に充てるため、当初年度後の毎事業年度において、鉱業権者及び租鉱権者に対し、前事業年度（当初年度の翌事業年度にあつては、当初年度）中にその復旧費の全部又は一部を事業団が負担して施行した復旧工事のうちその鉱業権者又は租鉱権者に係る鉱害の復旧のため必要となつたものの復旧費に、百分の七以内の割合を乗じて得た金額を賦課徴収することができる。

3　事業団は、第一項の規定により賦課徴収した金額に相当する金額を、当初年度の翌事業年度から五年以内に、当該鉱業権者又は租鉱権者に交付しなければならない。

（定款等の備付）

第二十九條　事業団は、定款及び業務の方法を記載した書面を主たる事務所及び従たる事務所に備えて置かなければならない。

2　事業団は、事業団の業務に利害関係がある者から、前項に規定する書類の閲覧の請求があつたときは、正当な事由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（民法の準用）

第三十條　民法第五十四條（代表権の制限）及び第五十七條（特別代理人）の規定は、事業団に準用する。

第四節　業務

（業務）

第三十一條　事業団は、第四條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一　鉱害（家屋等について生じたものを除く。）の復旧のための復旧基本計画の作成

二　鉱業権者及び租鉱権者の納付金並びに受益者の負担金の徴収

三　事業団が復旧工事の施行者として定められた場合において、その復旧工事の施行

四　第七十七條第二項の規定により引渡を受けたかんがい排水施設及び事業団が復旧工事を施行した場合において同條第一項に規定する同意を得ることができなかつたときにおけるそのかんがい排水施設の維持管理

五　事業団以外の者が施行する復旧工事の復旧費のうち、事業団の負担となるものの支拂

六　鉱害に係る農地及び農業用施設に対する補償金並びに復旧工事により新たに設けられるかんがい排水施設の維持管理費の支拂

七　地域内の家屋等の復旧工事に要する費用の貸付

八　前各号の業務に附帯する業務

九　前各号に掲げるものの外、第四條の目的を達成するため必要な業務

2　事業団は、前項第九号の業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（業務の方法）

第三十二條　事業団は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務の方法には、前條第一項第一号の復旧基本計画の作成の方法、同項第二号の納付金の徴収の時期及び方法、同項第四号の支拂の時期及び方法並びに同項第六号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限を定めておかなければならない。

（予算）

第三十三條　事業団は、事業年度開始前に（設立の日の属する事業年度にあつては、設立後すみやかに）、毎事業年度の收支予算を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（借入金及び復旧事業債券）

第三十四條　事業団は、その業務を行うため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、借入金の借入をすることができる。

2　事業団は、第三十一條第一項第三号に掲げる業務を行うため必要な資金に充てるため、通商産業大臣の認可を受けて、復旧事業債券を発行することができる。

3　前項の復旧事業債券の発行及び償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（準備金）

第三十五條　事業団は、定款で定める額に達するまでは、第二十八條第一項又は第二項の規定により徴收した金額の二十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、通商産業大臣の認可を受けなければ、処分してはならない。

（財産目録等）

第三十六條　事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（資料の提出の請求）

第三十七條　事業団は、第三十一條第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務を行うため必要があるときは、その地域内に石炭の掘採を目的とする事業場を有する鉱業権者若しくは租鉱権者若しくはその鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、その地域内に生じている鉱害に係る被害者又は第五十二條の受益者となるべき者に対し、資料の提出を求めることができる。

2　前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第五節　監督

（監督）

第三十八條　事業団は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、事業団の報告又は第四十條第一項の規定による検査の結果に基き、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員等の解任）

第三十九條　通商産業大臣は、理事長、監事又は評議員が第二十五條各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　通商産業大臣は、理事長、監事若しくは評議員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長、監事若しくは評議員に職務上の義務違反その他理事長、監事若しくは評議員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

3　通商産業大臣は、評議員が第二十條第一項の規定による資格を失つたと認めるときは、これを解任することができる。

（報告及び検査）

第四十條　通商産業大臣は、必要があると認めるときは、事業団から報告を徴し、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節　解散及び清算

（解散）

第四十一條　事業団は、左の事由によつて解散する。

一　事業団の地域内の市町村の長の三分の二並びにその地域内に石炭の掘採を目的とする事業場を有する鉱業権者及び租鉱権者の三分の二以上の者の請求

二　破産

三　事業団の目的が達成されたと認められる場合における通商産業大臣の解散の命令

2　前項第一号の請求は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつたときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきくとともに、事業団の意見をきかなければならない。

4　通商産業大臣は、第一項第三号の命令をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

（清算人）

第四十二條　事業団が解散したときは、破産による場合を除いては、理事長がその清算人となる。但し、通商産業大臣が公益上必要があると認めて他の者を選任したときは、この限りでない。

2　清算人が欠けたときは、通商産業大臣が清算人を選任する。

3　通商産業大臣は、公益上必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。

（清算事務の監督）

第四十三條　清算人は、就職の後、遅滞なく、事業団の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

（残余財産の処分の制限）

第四十四條　清算人は、事業団の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

（残余財産の帰属）

第四十五條　残余財産は、事業団が第二十八條第二項の規定による賦課徴收をした者に対し、その賦課徴收した額に応じて分配しなければならない。

（決算報告書）

第四十六條　清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2　前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、事業団の帳簿及びその業務に関する重要な書類を添附しなければならない。

（民法の準用）

第四十七條　民法第七十三條（清算法人）及び第七十八條から第八十一條まで（清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、債務超過による破産）の規定は、事業団に準用する。

第三章　農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事

第一節　復旧基本計画

（復旧基本計画）

第四十八條　事業団は、毎事業年度開始前に（設立の日の属する事業年度にあつては、設立後すみやか

に）、そこに生じている鉱害を復旧することが必要且つ適当であると認められる地区をその事業年度において復旧工事（家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ。）に着手すべき地区として選定し、その地区内に生じている鉱害に係る復旧工事の概要、その復旧工事の復旧費、第七十三條第二項の規定により算定されるべき額及びその復旧工事により新たに設けられるかんがい排水施設の維持管理費（以下「復旧費等」という。）並びに復旧費等の負担区分を記載した復旧基本計画を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　事業団は、前項の復旧基本計画を作成し、又は変更するには、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。但し、復旧基本計画の変更について第六十六條第二項の規定により都道府県知事の同意を得たときは、この限りでない。

3　通商産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項の認可をする場合においてその申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の認可をした事項を変更することができる。

4　通商産業大臣は、第一項の認可又は前項の規定による変更をしようとするときは、主務大臣の同意を得なければならない。

第四十九條　前條第一項の復旧費等の負担区分には、復旧工事ごとに、次條第一項の規定により納付金を納付すべき者及び第五十二條又は第五十三條の規定により復旧費を負担すべき者並びにその見込納付金額及び負担額を記載し、且つ、当該復旧基本計画には、負担区分に関するこれらの者の同意書（その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面）を添附しなければならない。

（賠償義務者の納付金）

第五十條　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百九條又は鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）第三十五條第二項若しくは第三項の規定により鉱害を賠償する責に任ずべき者（以下「賠償義務者」という。）であつて、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画（同項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に生じている鉱害に係るものは、その復旧基本計画に記載された復旧工事に係る復旧費等又は第七十八條第一項の規定により事業団が支拂う金額に充てるため、事業団に対し、納付金を納付しなければならない。

2　鉱業法第百十條（負担部分と償還請求）の規定は、前項の規定による納付金の納付義務に準用する。

第五十一條　前條第一項の納付金の額は、左に掲げる金額とする。

一　鉱害が生じたことにより効用が減少したため鉱害が生じた後における農作物の收穫高が鉱害が生ずる前の收穫高の十分の三を下るに至つた農地については、土地台帳法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）による改正前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）による賃貸価格であつて、昭和二十五年七月三十日現在のもの（当該賃貸価格がない農地にあつては、その本来有していた効用と同等の効用を有する農地の賃貸価格を参考とし、通商産業大臣の認可を受けて事業団が定める価格とし、当該賃貸価格が鉱害が生じたことにより修正されているためこれによることが不相当と認められる農地にあつては、事業団が通商産業大臣の認可を受けたときは、その修正前のものとする。）（以下「基準賃貸価格」という。）に、二千を下らず五千をこえない範囲内において、都道府県別に政令で定める倍数を乗じて得た金額

二　前号に掲げる農地以外の農地であつて、鉱害が生じたことにより効用が減少したため、鉱害が生じた後における農作物の收穫高が鉱害が生ずる前の收穫高より減少するに至つたものについては、收穫高の減少の割合による区分ごとに、基準賃貸価格に、前号の政令で定める倍数をこえない範囲内において政令で定める倍数を乗じて得た金額

三　前二号の規定にかかわらず、一の復旧工事において復旧の目的となつている農地であつて、これらに係る復旧費等の合計額（その利用又は保全上必要な農業用施設の復旧費等を含み、第五十二條の負担金の額を控除した残額とする。以下この條において同じ。）がこれらについて前二号の規定により算出した額の合計額以下であるものについては、その復旧費等の合計額に、前二号の規定により算出した額のその合計額に対する割合を乗じて得た額

四　鉱害が生じているにかかわらず、これにより農作物の收穫高が減少するに至つていない農業用施設については、その復旧費等の額から国及び都道府県の補助金の額並びに第五十二條の負担金の額を控除した残額

五　農地及び農業用施設以外の土地物件については、その復旧費の額から国の補助金及び負担金並びに第五十二條の負担金を控除した残額

六　第一号の規定にかかわらず、第七十八條第一項に規定する農地については、同項の規定により定められる金額

2　賠償義務者であつて、第四十八條第一項前段の規定による復旧基本計画の認可があるまでに、鉱業法第百九條又は旧鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）第七十四條ノ二の規定による損害の一部を既に賠償している者は、その旨を事業団に申し出ることができる。

3　事業団は、前項の申出を受けた場合において、その申出をした者の納付金の額を減ずることが相当であると認めるときは、第四十八條第一項の復旧費等の負担区分に記載された見込納付金額を変更しなければならない。

（受益者の負担）

第五十二條　復旧工事の施行の結果利益を受ける者があるときは、その受益者は、その利益を受ける限度において、復旧費の一部に充てるため、事業団に対し、負担金を納付しなければならない。

（地方公共団体の負担）

第五十三條　地方公共団体は、第六十六條第二項の同意をした場合において、当該復旧基本計画について第四十八條第一項後段の規定による変更の認可があつたときは、前條の規定による外、その地方公共団体が維持管理を行う公共施設の復旧費について、政令で定める割合を負担しなければならない。

（復旧基本計画の公示等）

第五十四條　通商産業大臣は、第四十八條第一項前段の規定により復旧基本計画の認可をしたときは、当該復旧基本計画に復旧工事に着手すべき地区として記載された地区を公示しなければならない。その地区について同項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更をしたときも、同様とする。

2　事業団は、第四十八條第一項前段の規定により復旧基本計画の認可を受けたときは、復旧費等の負担区分に記載された見込納付金額

又は負担額を、それらの金額を納付し、又は負担すべき者に通知しなければならない。見込納付金額又は負担額について、同項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたときも、同様とする。

第二節　復旧工事の施行

（復旧工事の施行者）

第五十五條　復旧工事の施行者は、他の法令に定があるときは、それによるものとする。この場合において、主務大臣は、その法令の規定により賠償義務者に復旧工事を施行させることができるときは、その賠償義務者に代えて事業団にその復旧工事を施行させることができる。

2　前項に規定する場合の外、第四十八條第一項の復旧費等の負担区分において一の復旧工事に係る賠償義務者の見込納付金額がその復旧工事に係る復旧費等の額と同額となつている場合において、賠償義務者が前條第二項の規定による通知を受けた日から二月以内に主務大臣に申し出たときは、復旧工事の施行者は、その賠償義務者とする。但し、その施行が他の復旧工事の施行と密接な関係がある場合又はその賠償義務者がその申出をした日から三月以内に復旧工事に着手しない場合において、主務大臣が事業団その他適当と認める者を施行者と定めたときは、この限りでない。

3　前二項に規定する場合の外、復旧工事の施行者は、事業団その他主務大臣が適当と認めて指定する者とする。

（実施計画の認可）

第五十六條　復旧工事（主務大臣が施行する工事を除く。）の施行者（前條第二項本文の規定による復旧工事の施行者を除く。）は、主務大臣が第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基いてする指示に従い、復旧工事の実施計画及びこれに係る復旧費等につき、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の実施計画が農地の復旧を目的とするものである場合においては、当該復旧工事の施行者が当該実施計画を作成するに際し、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する農地のうち、第五十一條第一項第一号に掲げる農地に該当するものであつて、その本来有していた効用を回復することが著しく困難なため復旧の目的としない農地があるときは、あらかじめ、その所在地の市町村長の意見を聞かなければならない。

3　前條第二項本文の規定による復旧工事の施行者は、復旧工事に着手する前に、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基いて、復旧工事の実施計画を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に届け出るとともに、事業団に通知しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　第一項の実施計画が農地又は農業用施設の復旧を目的とするものであるときは、同項の認可を申請する実施計画には、復旧工事の施行によりその農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復される見込を記載した書面及びその鉱害に係る被害者の同意書（その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面）を添附しなければならない。

第五十七條　主務大臣は、前條第一項前段の認可の申請があつたときは、その旨を公示し、二十日以上の期間を定めて、その申請に係る実施計画を縦覧に供しなければならない。

2　実施計画の基本となつている復旧基本計画に復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する土地物件（家屋等を除く。）であつて、鉱害が生じているものの所有者その他その土地物件に関し権利を有する者及びその地区内に生じている鉱害に係る賠償義務者は、実施計画について異議があるときは、主務大臣に対し、異議の申立をすることができる。但し、前項に規定する縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

3　主務大臣は、前項の規定による異議の申立があつたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後二月以内に決定をしなければならない。

4　主務大臣は、第二項の規定による異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合において、そのすべてについて前項の規定による決定をした後でなければ、前條第一項前段の認可をしてはならない。

第五十八條　主務大臣は、必要があると認めるときは、第五十六條第一項の認可をする場合においてその申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の認可をした事項を変更することができる。

2　主務大臣は、前項の規定により申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の規定による変更をしようとする場合において、その認可又は変更後における実施計画が第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基かないものとなるときは、通商産業大臣の同意を得なければならない。

3　通商産業大臣は、前項の同意をしたときは、第四十八條第一項の認可をした復旧基本計画について、同條第三項の規定による変更をしなければならない。

第五十九條　主務大臣は、事業団以外の者が施行者となつている復旧工事の実施計画について、第五十六條第一項の認可をしたとき、又は前條第一項の規定による変更をしたときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

（工事施行の義務）

第六十條　第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、同項前段の認可があつた実施計画（同項後段の規定による変更の認可又は第五十八條第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて、復旧工事を施行しなければならない。

2　主務大臣は、第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者が同項前段の認可があつた実施計画に従つて復旧工事を施行しない場合において、必要があると認めるときは、同項前段の認可を受り消すことができる。

3　主務大臣は、前項の規定による認可の取消をしたときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

（所有者等の協力）

第六十一條　第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画において復旧の目的となつている土地物件の所有者及び占有者は、前條第一項の復旧工事の施行者の義務の遂行を妨げてはならない。

（工事完了の届出）

第六十二條　第五十六條第一項前段及び第二項に規定する復旧工事の施行者は、その復旧工事を完了したときは、十日以内に主務大臣にその旨を届け出なければならない。

（主務大臣の施行する復旧工事）

第六十三條　主務大臣は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基き復旧工事を施行する場合において、その復旧工事に着手したときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

第三節　納付金等の徴収及び復旧費の支拂

（納付金等の納付期日）

第六十四條　賠償義務者又は第五十二條の受益者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付すべき期日

は、第五十九條又は前條の規定による通知（事業団が復旧工事の施行者であるときは、第五十六條第一項前段の認可。以下この條において同じ。）があつた日（第五十九條又は前條の規定による通知があつた日以後に復旧基本計画について第四十八條第一項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたため新たに第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付すべきこととなつた者にあつては、その変更の認可又は変更があつた日）以後において事業団が定める期日とする。

（納付金等を徴収しない場合）

第六十五條　賠償義務者であつて、第五十五條第二項の規定により復旧工事の施行者となつたものは、第五十條第一項の規定にかかわらず、その復旧工事について、同項の納付金を納付することを要しない。

2　第五十二條の受益者たる地方公共団体であつて、その維持管理を行う公共施設について復旧工事を施行するものは、同條の規定にかかわらず、その復旧工事について、同條の負担金を納付することを要しない。

第六十六條　事業団は、賠償義務者若しくは第五十二條の受益者が事業の廃止若しくは休止、災害その他の事由により資力を有しなくなつたため、第五十條第一項の納付金若しくは第五十二條の負担金を納付することが著しく困難であると認められるとき、又は賠償義務者の所在が不分明であるときは、その納付金又は負担金に係る復旧基本計画について、第四十八條第一項後段の規定による変更の認可を申請しなければならない。

2　事業団は、公共施設の復旧費に充てるべき納付金又は負担金について前項の規定による認可の申請をしようとするときは、あらかじめ、その維持管理を行う地方公共団体の同意を得なければならない。

3　第一項の場合において、第四十八條第一項後段の規定による変更の認可があつたときは、当該賠償義務者又は第五十二條の受益者は、第五十條第一項又は第五十二條の規定にかかわらず、その変更後の金額と変更前の金額との差額に相当する納付金又は負担金を納付することを要しない。

（納付金等の返還）

第六十七條　賠償義務者又は第五十二條の受益者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付した後において復旧基本計画について第四十八條第一項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたためこれらの者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付すべき額がその既に納付した額より小となるに至つたときは、事業団は、遅滞なく、これらの者に対しその差額を返還しなければならない。

（復旧費の支拂）

第六十八條　事業団は、第五十六條第一項前段の認可を受けた復旧工事の施行者から支拂の請求を受けたときは、第三十二條第一項の認可を受けた業務の方法に定めるところに従い、第五十六條第一項前段の認可があつたその復旧工事の復旧費（同項後段の規定による変更の認可又は第五十八條第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額を支拂わなければならない。但し、その額がその復旧工事の復旧費に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金の額のうち、その請求の時までに事業団が徴収した額をこえるときは、そのこえる額については、通商産業大臣の認可を受けた額に限る。

2　事業団は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基き施行する復旧工事に着手した主務大臣から支拂の請求を受けたときは、第三十二條第一項の認可を受けた業務の方法に定めるところに従い、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に記載されているその復旧工事の復旧費に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額を支拂わなければならない。

3　第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

（復旧費の返還）

第六十九條　第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、その復旧工事の復旧費に剰余を生じたときは、前條第一項の規定により支拂を受けた金額のうち、主務大臣が定める金額を事業団に返還しなければならない。

2　事業団は、第六十條第二項の規定による認可の取消があつたときは、その者に対し、前條第一項の規定により支拂つた金額のうち、主務大臣が第六十條第一項の規定に従つて施行された復旧工事に要したものでないと認める金額を返還させることができる。

（強制徴収）

第七十條　事業団は、第二十八條第一項若しくは第二項の規定により賦課徴収する金額（以下「賦課金」という。）、第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金又は前條の規定による返還金を支拂うべき者が納期限までにその金額を支拂わないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　事業団は、前項の規定により督促をするときは、同項に規定する者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第七十一條　前條第一項の規定による督促を受けた者（地方公共団体を除く。）がその指定の期限までに賦課金、第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金、第六十九條の規定による返還金その他この法律の規定による徴収金を支拂わないときは、市町村（特別区のある地においては、特別区。以下同じ。）は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合は、事業団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

2　市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、地方税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

3　前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、市町村の徴収金に次ぐものとし、その時効については、市町村税の例による。

第七十二條　事業団は、第七十條第一項の規定により督促をしたときは、賦課金、第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金又は第六十九條の規定による返還金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四節　農地及び農業用施設に関する復旧工事後の措置

（補償金）

第七十三條　農林大臣は、第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画による農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事が完了したときは、二月以内に、その農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されたかどうかにつ

いて検査を行わなければならない。

2　農林大臣は、前項の検査を行つた場合において、その農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていると認めるときは、遅滞なく、その旨を公示し、その効用が回復されていないと認めるときは、遅滞なく、農林省令、通商産業省令で定める評価基準に従い、なお回復されていない効用の価額を算定し、その算定の根拠を附してその額を事業団に通知しなければならない。

3　事業団は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、少くとも三回の公告をもつて、当該農地又は農業用施設に係る被害者に対し、一定の期間内に損害賠償請求権の主張をすべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は、一月を下つてはならない。

4　前項の公告には、被害者が同項の期間内に主張をしないときは、その損害賠償請求権は除斥されるべき旨を附記しなければならない。但し、事業団は、知れている被害者を除斥することができない。

5　事業団は、知れている被害者には、損害賠償請求権の主張をすべき旨を各別に催告しなければならない。

6　事業団は、第三項の期間の末日から一月以内に、同項の期間内に主張をした被害者に対し、第二項の規定により通知を受けた額を支拂わなければならない。

第七十四條　事業団又は被害者は、前條第一項の規定による検査の後一年を経過した場合において、同條第二項の規定による認定又は同項の規定により算定された額が当該農地又は農業用施設の利用の結果に徴し不当であると認めるときは、一回を限り、農林大臣に対し、その農地又は農業用施設について再検査を行うべきことを請求することができる。但し、同條第一項の規定による検査の後三年を経過したときは、この限りでない。

2　農林大臣は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されたかどうかについて再検査を行わなければならない。

3　農林大臣は、前項の再検査を行つた場合において、前條第二項の規定による認定又は同項の規定により算定した額を変更する必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を第一項の規定による請求をした者（その請求をした者が被害者であるときは、その請求をした者及び事業団。以下同じ。）に通知し、前條第二項の規定による認定又は同項の規定により算定した額を変更する必要があると認めるときは、遅滞なく、必要な変更をし、その変更の事由を附してその旨を第一項の規定による請求をした者に通知しなければならない。

4　事業団は、前項の規定による通知を受けた場合において、再検査により当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていないと認められたため、新たになお回復されていないと認められる効用の価額の支拂を要することとなつたときは、遅滞なく、少くとも三回の公告をもつて、当該農地又は農業用施設に係る被害者に対し、一定の期間内に損害賠償請求権の主張をすべき旨を催告しなければならない。

5　前條第三項但書、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による催告に準用する。

6　事業団は、第四項の期間の末日から一月以内に、同項の期間内に主張をした被害者に対し、なお回復されていないと認められる効用の価額であつて、第三項の規定による通知があつたものを支拂わなければならない。

7　事業団は、第三項の規定による通知を受けた場合において、その通知に係る変更により、前條第六項の規定により支拂つた額に過額若しくは不足額を生じ、又は同項の規定により支拂を要しないこととなつたときは、当該被害者から過額を徴収し、若しくは当該被害者に対し不足額を支拂い、又は当該被害者から同項の規定により支拂つた額を徴収しなければならない。

（鉱害賠償責任との関係）

第七十五條　農地又は農業用施設について生じた鉱害であつて、その農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事に係るものは、それぞれ、左に掲げる時に消滅したものとみなす。

一　第七十三條第一項の検査によりその本来有していた効用が回復されていると認められた場合

イ　検査の後三年以内に前條第一項の規定による再検査の請求がなかつたときは、検査の後三年を経過した時

ロ　前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査により第七十三條第二項の規定による認定を変更する必要がないと認められたときは、前條第三項の規定による通知があつた時

ハ　前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査によりその本来有していた効用が回復されていないと認められたときは、同條第六項の規定による支拂があつた時

二　第七十三條第一項の規定による検査によりその本来有していた効用が回復されていないと認められた場合において、同條第六項の規定による支拂があつたとき。

イ　検査の後三年以内に前條第一項の規定による再検査の請求がなかつたときは、検査の後三年を経過した時

ロ　前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査によりその本来有していた効用が回復されていると認められたとき、又は第七十三條第六項の規定により支拂つた額に過額を生じたときは、前條第三項の規定による通知があつた時

ハ　前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査によりその本来有していた効用が回復されていないと認められたとき、又は第七十三條第六項の規定による支拂があつた時

ニ　前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査により第七十三條第六項の規定により支拂つた額に不足額を生じたときは、前條第七項の規定による支拂があつた時

第七十六條　前條に規定する鉱害に係る被害者は、当該復旧工事が完了した時から同條各号に規定する時までは、当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていないことにより生ずる損害について、賠償義務者に対し、賠償の請求をすることができない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　前條第一号ハ又は第二号ニに規定する場合において、第七十四條第三項の規定による通知があつた日から五月以内に同條第六項又は第七項の規定による支拂がなかつたとき。

二　第七十三條第一項の検査によりその本来有していた効用が回復されていないと認められた場合において、同條第三項の期間の末日から四月以内に同條第六項の規定による支拂がなかつたとき。

2　前項但書第二号に規定する場合において、第七十三條第三項の期

間の末日から四月を経過した後に同條第六項の規定による支拂があつたときは、当該被害者は、その支拂があつた時から前條第二号に規定する時までは、当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていないことにより生ずる損害について、賠償義務者に対し、賠償の請求をすることができない。但し、前條第二号ニに規定する場合において、第七十四條第三項の規定による通知があつた日から五月以内に同條第七項の規定による支拂がなかつたときは、この限りでない。

（かんがい排水施設の引渡等）

第七十七條　復旧工事の施行者は、農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たにかんがい排水施設を設けた場合において、その復旧工事について第七十三條第一項の検査を受けたときは、一月以内に、その施設に係る農地の所有者若しくは占有者又はこれらの者の組織する団体その他適当と認められる者のうちから、その同意を得てその施設の維持管理を行う者を定め、その者にその施設を引き渡さなければならない。

2　復旧工事の施行者（事業団を除く。）は、その復旧工事について第七十三條第一項の検査を受けた後一月以内に前項に規定する者の同意を得ることができないときは、直ちに、その復旧工事に係る鉱害の賠償義務者のうち事業団があらかじめ選定した者に同項に規定する施設を引き渡さなければならない。

3　復旧工事の施行者（事業団を除く。）は、前項に規定する施設を引渡したときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

4　第一項の規定により同項に規定する施設の維持管理を行う者と定められた者又は第二項の規定により選定された賠償義務者は、第一項又は第二項の規定により第一項に規定する施設の引渡を受けたときは、当該農地が本来有していた効用を維持することができるようにその引渡を受けた施設の維持管理を行わなければならない。但し、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

5　事業団は、前第三項の規定による通知を受けたときは、三月以内に、前項の規定により同第一項に規定する施設の維持管理を行うべき者に対し、その施設の維持管理に要する費用であつて、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に記載されている金額を支拂わなければならない。

（天災時における特別助成）

第七十八條　国は、農地が、その復旧工事の完了後において、こう水等不測の天災に際し他の一般の農地に比し特別の被害を受けたときは、当該農地の所有者又は占有者たる被害者に対し、農林大臣の定める金額の範囲内において、特別の助成を行うことができる。

（復旧不適地の処理）

第七十九條　事業団は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する農地のうち、第五十一條第一項第一号に掲げる農地に該当するものであつて、その本来有していた効用を回復することが著しく困難なため第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画において復旧の目的とならなかつた農地（以下「復旧不適地」という。）がある場合において、農林大臣が農林省令、通商産業省令で定める算定基準に従い、その復旧不適地について支拂うべき金額を定めたときは、その復旧不適地の所有者に対し、その定められた金額を支拂わなければならない。

2　農林大臣は、前項の規定により復旧不適地について支拂うべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、当該復旧不適地の所在地の市町村長の意見を聞かなければならない。

3　前項の規定による支拂があつたときは、当該復旧不適地に係る鉱害は、消滅したものとみなす。

第四章　家屋等の復旧工事に関する協議及び裁定

（協議）

第七十九條　鉱害が生じている家屋等の所有者又は占有者たる被害者は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基く復旧工事の施行に伴い、家屋等の復旧を目的とする復旧工事を施行することが必要となつた場合又はその鉱害により家屋等としての効用が著しく阻害されている場合において、通商産業局長の許可を受けたときは、その家屋等に係る賠償義務者に対し、その家屋等の復旧を目的とする復旧工事の施行に関し、その家屋等に生じている鉱害の賠償に関し、確定判決があつたときは、当該申出が係属し、若しくは調停手続が行われているときは、この限りでない。

2　鉱害が生じている家屋等の占有者が前項の許可を申請するには、あらかじめ、その家屋等の所有者の同意を得なければならない。

（家屋等の復旧に関する届出等）

第八十條　鉱害が生じている家屋等に係る賠償義務者は、事業年度ごとに、通商産業省令の定めるところにより、当該事業年度において復旧工事を行おうとする家屋等を通商産業局長に届け出なければならない。

2　通商産業局長は、特に必要があると認めるときは、鉱害が生じている家屋等に係る賠償義務者に対し、家屋等の復旧を目的とする復旧工事に関する復旧計画の提出を命ずることができる。

（被害者の申出）

第八十一條　鉱害が生じている家屋等の所有者又は占有者たる被害者は、その鉱害により家屋等の効用が著しく阻害されている場合又は第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基く復旧工事の施行に伴い家屋等の復旧を目的とする復旧工事を施行することが必要となつた場合においては、通商産業省令の定めるところにより、その家屋等の復旧を目的とする復旧工事に関し、その家屋等の所在地の市町村長を経由して、通商産業局長に対し、賠償義務者との協議のあつせんを申し出ることができる。但し、その家屋等に生じている鉱害の賠償に関し、確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行われているときは、この限りでない。

2　鉱害が生じている家屋等の占有者が前項の申出をするには、あらかじめ、その家屋等の所有者の同意を得なければならない。

3　第一項の規定により市町村長を経由する場合において、当該市町村長は、その家屋等の復旧を目的とする復旧工事を特に必要と認めるときは、その理由を記載した意見書を附さなければならない。

（協議命令及び協議のあつせん）

第八十二條　通商産業局長は、前條の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る家屋等の復旧工事が第八十條第一項の規定による届出があつた家屋等に係るものについては、すみやかに、当事者に対し、期限を定めて、当該復旧工事の施行に関し協議すべき旨を命ずることができる。

2　通商産業局長は、前條の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る家屋等の復旧工事が第八十條第一項の規定による届出があつた家屋等に係るものでないものについても、特に必要があると認めるときは、当該賠償義務者と当該申出者のために、当該申出に係る家屋等の復旧工事の施行に関し協議のあつせんをしなければならない。

3　通商産業局長は、前項の場合において、当該賠償義務者の当該家屋等の復旧工事の施行についての同意があつたとき又は金銭をもつてする賠償の額に比し著しく多額の費用を要しないで復旧工事により原状の回復をすることができると認めるときは、当事者に対し、期限を定めて、当該復旧工事の施行に関し協議すべき旨を命ずることができる。

（裁定の申請）

第八十三條　前條第一項又は第三項の規定による命令を受けた者は、定められた期限内に、鉱害が生じている家屋等の所有者又は占有者たる被害者は、前條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、通商産業局長の裁定を申請することができる。

2　第八十一條第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

3　通商産業局長は、第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案が前條第一項但書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

（聴聞）

第八十一四　通商産業局長は、前條第一項の規定による裁定の申請があつたときは、その申請書の副本を当該他の当事者賠償義務者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3　聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（裁定）

第八十二五　通商産業局長は、聴聞の結果に基き裁定を行う。

2　前項の裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3　通商産業局長は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

第八十三六　通商産業局長は、〇〇石第八十三條第一項の規定による裁定の申請を受けた場合において、炭の掘採のための掘さくによる土地の陥落又はたい積した捨石の崩壊が停止していると認められる場合において〇〇、金銭をもつてする賠償の額に比し著しく多額の費用を要しないで復旧工事により原状の回復をすることができると認めるときは、復旧工事を施行すべき旨の裁定をしなければならない。

2　通商産業局長は、復旧工事を施行すべき旨の裁定をするときは、その裁定において復旧工事の概要並びにその着手及び完了の時期を定めなければならない。

3　通商産業局長は、前項の場合において、損害の発生に関し被害者の責に帰すべき事由があつたと認めるとき、又は復旧工事によりその家屋等が鉱害により減少した効用以上の効用が回復されるため被害者が〇〇利益を受けると認めるときは、損害の発生に関し被害者の責に帰すべき事由又は被害者が利益を受ける限度をしんしやくして、被害者が負担すべき復旧工事に要する費用の額及び支拂の時期を定めなければならない。

第八十四七　通商産業局長は、〇〇石第八十三條第一項の規定による裁定の申請を受けた場合において、炭の掘採のための掘さくによる土地の陥落又はたい積した捨石の崩壊が停止していないと認められる場合において〇〇、必要且つ適当であると認めるときは、家屋等の効用を維持するために必要な復旧工事を施行すべき旨の裁定をすることができる。

2　前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（裁定の効果）

第八十五八　第八十二五條の裁定があつたときは、鉱害が生じている家屋等の復旧を目的とする復旧工事又はその効用を維持するために必要な仮工事の施行に関し家屋等の所有者又は占有者たる被害者と賠償義務者との間に、協議がととのつたものとみなす。

（裁定の失効）

第八十六九　第八十三六條第一項の裁定があつた場合において、被害者が支拂の時期までにその負担すべき復旧工事に要する費用を支拂わないときは、裁定は、その効力を失う。

第五章　補則

（異議の申立）

第八十七九　この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分に対し異議のある者は、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣に対し、異議の申立をすることができる。

第八十八一　主務大臣は、前條の異議の申立を受理したときは、その申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

第八十九二　主務大臣は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者及び利害関係人に送付しなければならない。

第九十〇三　異議の申立、予告、聴聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

（国及び都道府県の補助）

第九十一四　国は、その予算の範囲内において、農地、農業用施設又は公共施設の復旧を目的とする復旧工事について第五十六條第一項前段の認可を受けた者に対し、補助金を交付することができる。

2　都道府県は、国が前項の規定により補助金を交付する農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事について第五十六條第一項前段の認可を受けた者に対し、補助金を交付する。

3　前二項の規定により農地又は農業用施設（第五十一條第一項第四号に掲げるものを除く。）の復旧を目的とする復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額は、その復旧工事に係る復旧費等から第五十條第一項の納付金及び第五十二條の負担金を控除した残額とし、国及び都道府県が交付する補助金の額の割合は、政令で定める。

第九十二五　国は、前條第一項の規定により補助金を交付した公共施設の復旧を目的とする復旧工事が完了したときは、その公共施設に係る賠償義務者に対し、政令で定めるところにより、その交付した補助金の額以内の額を支拂わせることができる。

（補助金の返還）

第九十三六　第九十一四條第一項又は第二項の規定により補助金の交付を受けた者は、その復旧工事の復旧費に剰余を生じたときは、政令で定めるところにより、その交付を受けた補助金の全部又は一部を国又は都道府県に返還しなければならない。

2　主務大臣又は都道府県知事は、第六十條第二項の規定による認可の取消があつたときは、その者に対し、第九十一四條第一項又は第二項の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（地方公共団体及び復旧工事の施行者の事業団に対する事務経費の負担）

第九十四七　地方公共団体は、事業団の事業年度ごとに、事業団に対し、その事務経費の一部を補助するため、前事業年度中にその復旧費の全部又は一部を事業団が負担して施行された復旧工事であつて、その地方公共団体が維持管理を行う公共施設の復旧を目的とするものの復旧費に百分の四以内において政令で定める割合を乗じて得た金額を交付しなければならない。

2　第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、第九十一四條第一項の規定により補助金の交付を受けたときは、政令で定めるところにより、事業団に対し、その事務経費の一部に充てるため、交付を受けた補助金であつて、第二條第三項に規定する事務費に対するものの一部に相当する額を交付しなければならない。

（報告及び立入検査）

第九十五八　主務大臣は、第四十八條第一項の復旧基本計画、復旧工事の施行又は復旧工事後の措置の

適正を図るため特に必要があると認めるときは、鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、復旧工事の施行者、被害者若しくは第五十二條の受益者から報告を徴し、又はその職員に左に掲げる場所に立ち入り、鉱害若しくは復旧工事の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一　石炭鉱業又は亜炭鉱業の事業場

二　鉱害が生じている場所

三　復旧工事の作業場又はその附属材料置場

四　鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者又は復旧工事の施行者の事務所又は営業所

2　第四十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

（主務大臣の権限の委任）

第九十六條　この法律の規定による主務大臣の権限であつて、政令で定めるものは、地方支分部局の長又は都道府県知事が行う。

第六章　罰則

第百九十七條　事業団の役員、評議員又は職員がその職務に関して、賄ろを収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、二年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、収受した賄ろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3　第一項の賄ろを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第百九十八條　第六十條第一項の規定に違反して、第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画に従つて、復旧工事を施行しなかつた者は、五万円以下の罰金に処する。

第百九十九條　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四十條第一項又は第九十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　第六十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第九十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百〇三條　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした事業団の役員、職員又は清算人は、三万円以下の罰金に処する。

一　第二十八條第一項若しくは第二項、第三十一條第二項、第三十二條第一項、第三十四條第一項若しくは第二項、第三十五條第二項、第六十八條第一項但書（同條第三項において準用する場合を含む。）又は第七十一條第二項の規定により通商産業大臣の認可を受けてしなければならない事項を認可を受けないでしたとき。

二　第三十一條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三　第三十三條、第三十六條、第四十三條又は第四十六條第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けてしなければならない事項を承認を受けないでしたとき。

四　第三十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する準備金を積み立てなかつたとき。

五　第三十八條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

六　第四十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　第四十四條又は第四十五條の規定に違反して、残余財産を処分し、又は分配したとき。

第百一四條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第六條第二項の規定に違反した者

二　第二十七條の規定に違反して、取得した秘密を漏らし、又は窃用した者

三　第三十七條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第百一五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第百一九十八條、第百一九十九條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第百一六條　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした事業団の役員、職員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一　第七條第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

二　第二十九條第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三　第三十六條、第四十三條又は第四十六條に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

3　特別鉱害復旧臨時措置法の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

（処分、手続その他の行為の効力）

第四條　この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする鉱業権者若しくは租鉱権者、被指定者、復旧工事の施行者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2　この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする採掘権の範囲内において、石炭を目的とする採掘権者に対しても、その効力を有する。但し、石炭を目的とする採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第十一條の見出し中「被指定者」を「被指定者等」に改める。

第二十四條第一項中「石炭を目的とする鉱業権者」の下に「（租鉱権者を含む。以下同じ。）」を加え、同條第二項但書中「被指定者が現に」を「納付義務者が現に」に、「被指定者について」を「納付義務者について」に改める。

4　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本放送協会、」の下に「鉱害復旧事業団、」を、「放送法、」の下に「臨時石炭鉱害復旧法、」を加える。

5　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号の十の次に次の一号を加える。

六ノ十一　鉱害復旧事業団ノ発スル証書、帳簿

6　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及び鉱害復旧事業団」に改める。

7　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号の次に次の一号を加える。

七　鉱害復旧事業団

8　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号、及び第三百四十八條第一項及び第七百四十三條第三号中「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及び鉱害復旧事業団」に改める。

第七百四條中「及び日本国有鉄道」を「、日本国有鉄道及び鉱害復旧事業団」に改める。

第七百四十三條第三号中「及び一般放送事業者」を「、一般放送事業者及び鉱害復旧事業団」に改める。

9　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「又は土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）」を「、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は鉱害復旧事業団」に改め、同條第六号の次に次の一号を加える。

六の二　地方公共団体又は鉱害復旧事業団が臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第　号）によつて行う客土事業又は復旧工事の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備

〔竹中七郎君登壇、拍手〕

○竹中七郎君　只今議題となりました臨時石炭鉱害復旧法案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず本法制定の出来を申上げますと、石炭鉱業による鉱害の復旧対策といたしましては、戦時中の強行採炭に基因する特別鉱害約七十九億は、すでに特別鉱害復旧措置法によりまして着々と復旧されつつあるのでありますが、その他のいわゆる一般鉱害につきましては、その復旧を促進すべく、一昨年第九国会におきまして鉱業法案可決の際、附帯決議として、国庫の負担において鉱害地の原状回復を断行すべく審議会を設けて必要なる立法措置を講ずるよう、政府に対して強い要望をしたのであります。爾来政府とせられましては資源庁に石炭鉱害地復旧対策審議会を設置し、国内鉱害事情の調査は勿論、海外事情の調査をも行い、その間、利害関係者等の意見を聴取、その調整を図り、鋭意立法化に努力、漸く今国会に提案になつたような次第でございます。

次にこの法律案の内容に関する主要な点を申上げます。

第一は鉱害復旧事業団に関するものであります。この法律におきましては、賠償義務者、被害者及び関係地方公共団体を基盤とする機能法人たる鉱害復旧事業団の設立を要請し、鉱害に対する計画的復旧事業の基幹たらしめ、復旧基本計画の作成、賠償義務者からの納付金の徴収及び復旧費の支拂並びに復旧工事の施行等の業務を行うことになつております。この事業団は、鉱害地が主として山口県及び九州地区に限られてゐる関係上、宇部及び福岡の両地区に一ヵ所ずつ設置される予定になつております。

第二点は、復旧費に関する賠償義務者の納付金負担並びに国及び地方公共団体の補助金負担に関するものであります。鉱害の復旧につきましては、賠償責任を負う鉱業権者又は租鉱権者が第一の費用の負担者でございますが、現行鉱業法によりますと、賠償義務者は金銭による公正適切な賠償金を被害者に支拂うべきことを規定し、原状の回復を強制しておるものではなく、この方法のみを以てしては累積した約二百三十億円に上る鉱害の完全な復旧は期待し得ないのであります。従いまして現行鉱業法の責任の限度において納付金を徴収、これを復旧費に充当し、なお不足する場合、国及び地方公共団体が一般公共事業の例にならつて補助金を支出し、鉱害の復旧を促進しようとするものでございます。而して農地については基準賃貸価格の二千倍乃至五千倍までを鉱業権者の賠償責任限度とし、それ以上の分については国及び地方公共団体の負担とし、他の公共施設については、国及び地方公共団体がそれぞれ一定の率を以て補助金を支出、この分については政令の定めるところにより全部又は一部を返還させることとなつておるのであります。

第三点は農地及び農業用施設の復旧後の措置に関するものであります。鉱害賠償規定が金銭賠償原則によるべきか原状回復原則によるべきかは、農地の復旧問題にからみまして最も複雑且つ深刻な対立のあるところであります。本法におきましては、復旧工事完了後、農林大臣が検査を行いまして、効用回復が不十分なものについては、事業団が補償金を支拂い、なお三年以内ならば再検査を求めることができることにいたしまして、被害者の利益の保護に万全を期すると共に、他面、賠償義務者は、復旧工事完了後は、その鉱害については賠償責任は消滅することになつておるのであります。

第四点は非公共事業、いわゆる家屋、墓地の復旧の裁定に関するものであります。非公共事業の復旧は、農地と共に鉱害対策としては看過し得ないものでありますが、個人所有である関係上、国の補助を支出することができず、加害者及び被害者の話合いに任してありますが、通商産業局長の復旧工事施行に関する裁定制度を設け、事件の合理的且つ円滑なる解決に資するようにしてあるのであります。

以上がこの法律案の骨子となつております。而して本法は現在累積しておりまする約二百三十億円に上る鉱害を正常な状態に引戻すことを目的とするものでありまして、施行期間十年の臨時立法となつております。

右の政府原案に対しまして、衆議院で相当の修正が加えられました。その第一点は公共施設の定義の中に公共建物を含めること。第二点、事業団の事業として灌漑排水施設の維持管理を加え、その経費は事業団が負担すること。第三点は、復旧不適地とする農地を定めようとするときは、あらかじめ所在市町村長の意見を聞くこと。又その不適地について農林大臣が支拂うべき金額を定めようとするときも同様の措置をとること。第四点は、農地復旧工事完了後の措置といたしまして、農地が洪水等不測の天災により他の一般農地に比し特別の被害を受けたときは、農林大臣の承認の範囲内において国が特別の助成を行うことができることとしたのであります。第五点は、非公共事業の復旧について、毎事業年度ごとにその計画を加害者から通産局長に提出せしめ、必要な場合、通産局長が適切な裁定を行うことができるようにしたことであります。

以上が衆議院の修正の要点でございます。これは要するに、本法律案は、被害者及び鉱業権者、地方公共団体等の利害が強く対立し、これを調整する最後の鍵を国庫支出の拡大に求めるところに修正の眼目があるわけでございます。

本委員会におきましての審議に際しましては、特に慎重を期しまして、現地に議員を派遣し、その実情を調査し、又公聴会を開きまして関係者及び学識経験者等から意見を聴取し、政府当局に対しましても通産、農林、大蔵の各省関係者との間に熱心な質疑応答が行われました。なお農林委員会から委員外発言があり、特に農地及び農業用施設の復旧とその維持管理について善処方が要望されました。

次に、質疑応答のうち特に主要な点を申上げますと、先ず第一に法第七十五條による農地にかかる鉱害の消滅

は、新七十八條において鉱害が残つておることとなつて、法理論上矛盾していないか、又七十五條は行き過ぎではないか、比較して両者の関係を明らかにされたいとの質問に対しまして、政府側から、法七十三條、七十四條により、復旧工事完了後の残存鉱害については金銭に換算して清算がなされており、賠償責任はなくなつており、加害者と被害者との法律関係は絶たれたわけで、鉱害が消滅したものとみなしても合理的である。従つて七十八條に該当するような天災の場合には、鉱害が残つておることによる国の補償ではなく、国の特別の助成措置であり、七十五條と矛盾するものではない旨の答弁がありました。第二におきまして、農地にかかる鉱業権者の納付金の限度を賃貸価格の二千倍乃至五千倍とするとあるのは、実例に照らし、又完全な復旧をするには三千倍乃至六千倍に改めたほうが適当と思うが、政府の所見如何との質問に対しまして、政府より、農地の收益率その他の條件を加味して府県ごとに異なつた倍率を採用するもので、山口県、長崎県については三千倍以下の倍数、福岡県、佐賀県、熊本県については三千倍乃至四千倍に定まる予定で、この場合、国及び地方公共団体の補助金は復旧費の六五%程度に上るもので、若干の物価の変動を考慮して二千倍乃至五千倍と規定したもので、適当なものである旨の答弁がありました。三といたしまして、法七十七條、灌漑排水施設の維持管理は事業団が持つように修正されたが、事業団の存続期間は十年で、その解散後の責任の明確化と賠償の性格から鉱業権者にしたほうがいいと思うが、政府の所見如何との質問に対し、政府側より、鉱業権者は法定の納付金の中にその費用を含めて納付してあるので、法律の建前から鉱業権者に維持管理をさせるのは好ましくなく、事業団が持つことが最も適当で、事業団解散後はそれに代るべき組織体を作る等、政府が責任を持つて恒久策を検討する旨の答弁がありました。第四といたしまして、法第七十九條、復旧不適地の打切補償額の決定に際しては、当該市町村長の意見は勿論、所有者の意見を聞くようにしたほうがいいと思うが、政府の所見如何との質問に対しまして、政府側より、市町村長の意見を聞くことは事実上所有者の意見を取入れるようにしたい旨の答弁がありました。その他熱心な質疑応答が行われましたが、詳細は省略して速記録に譲りたいと思います。

かくて討論に入りましたところ、小林委員より社会党左派を代表し、鉱害復旧は金銭賠償主義でなく、原状回復主義をとるべきで、本法によつては被害農民は満足されず、完全な復旧は期待し得ず、本案には反対である旨の発言がありました。次いで小松委員より社会党右派を代表して、本法には幾多の問題点はあるが、本法の成立により鉱害復旧を促進することは現下の急務であり、不備の点は今後適宜に改正することにして賛成である旨の発言がありました。次いで石川委員より改進党を代表して、鉱害復旧は原状回復を原則とすべきで、本法では完全な鉱害復旧はできず、被害農民にとつて不利であり、再提出し、抜本的な対策を講ずべきであり、本法には反対である旨の発言がありました。次に境野委員より民主クラブを代表して、本法の施行期日七月一日を公布の日に改める修正案を提出し、特に本法運用については各省間の連絡を十分とると同時に、予算的措置については万全を期すべきである。なお、農林委員会からの強い要望もあり、左記附帯決議を付して賛成である旨の発言がありました。

附帯決議の要旨を申上げます。

一、予算について。本法施行のために要する予算は、一括して通産省予算として新規項目を起し、実施の際に復旧事業の各主管庁に移管すること。

二、第七十五條の賠償打切りについて。本問題は極めて重要問題であるので、本法実施後被害農民にとつて不利であると認められる場合は速かに本法を改正すること。

三、第七十七條施設の維持管理について。かんがい排水施設の維持管理は暫定的な事業団では将来不安定であるので、法律廃止後の継承責任者を明確にする立法措置を講ずると共に、この法律実施後支障ある場合は速かに本法を改正すること。

四、復旧工事後の打切補償及び復旧不適地の打切補償については慎重を期し、被害者の意見を徴すること。

以上四点でございます。かくて討論を終り採決に入りましたところ、境野委員提出の修正案通り多数を以て修正議決すべきものと決定いたしました。続いて前述の附帯決議について採決いたしましたところ、多数を以て可決されました。

以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　本案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。吉田法晴君。

〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君　私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、只今議題となりました臨時石炭鉱害復旧法案に対する反対討論をなすものであります。

反対の第一の理由は、本法が立案の趣旨精神に反しておるという点であります。委員長の報告にもございましたけれども、この臨時石炭鉱害復旧法案は、第九臨時国会における鉱業法審議の際に、当院における強い要望、この石炭鉱害の復旧の制度を確立しなければ鉱業法を審議しないという強い態度によりまして、この法案の基礎が閣議においてきめられたのであります。第九臨時国会におけるこの法案の基礎付けの場合には、これは国家が中心となり、国庫が負担をして鉱害を復旧するということであつたのであります。鉱業法上の金銭賠償か原状回復かということは大きな争いであり、鉱業法立案の過程にも問題になつたところでありますが、我々はこの課題を特別の立法を以て解決すべきであるとし、その基礎を閣議決定或いは復旧対策審議会令に見出して鉱業法の通過を條件附に認めて参つたのであります。然るに本法案においては、国家の責任はこれは本質的には解除せられたごとく、国庫の負担、国家の責任が明らかになつておらんのであります。法律的に国家が責任を持つという点は本法案にはどこにもはつきりいたしておらんのであります。国家が責任を以て原状回復をするというのでなければ、今日において十分な石炭鉱害の復旧は困難なる実情にありますことは、これは諸氏の十分な御了承を頂けることだと思うのであります。かくて、本法案は立案の趣旨を十分活かさずして、国家が責任を持ち、国庫の負担においてなすという点が第一に明らかになつておらん点が私どもの反対の理由の第一であります。

反対の第二の理由は、本法案は鉱害復旧のための法律であります。このことは鉱害のための法律と申していいかと思うのでありますが、鉱害のために特別立法をし、新らしい法律を作つたという建前、看板でありますけれども、この法律によつて何ら新らしい法律原理の発展はないのであります。新らしい法律制度を作りますときに、そこに発展と前進がなければならんのでありますが、本法案にはこの点は何らございません。いわば鉱害を復旧するという看板はかかつておりますけれども、その中身は極めて不十分であります。羊頭を掲げて狗肉を売るという言葉がございますが、まさにこの法案の実体がこの言葉に該当すると考えられるのであります。炭鉱鉱害の問題は明治の二十年頃から起つて参つております。明治二十三年に三池炭鉱が三井に拂下げられて井水が枯渇し、それに補償金を支拂つたというのが我が国の鉱害問題についての最初の記録であります。三十年には、同所において溜池の補修、これはいわば今日で言います原状或いは原状の効用の回復であるかと思うのでありますが、溜池の補修が明治三十年に行われております。この炭鉱鉱害の一般化は明治の末期から大正に

かけてでございます。この炭鉱鉱害の一般化に伴いまして、昭和四年から五年にかけて九大農学部の沢村教授を中心に農政学の教室が農林省農政局の委託を受けて調査をいたしております。この調査の結果は「福岡県に於ける炭鉱業に因る被害の実情調査」という記録となつて出たのでありますが、それによりますと、炭鉱業被害が県下各所に発生し始めたのは、蒸気機関応用による大規模の地下採掘が行われかけてから以後、明治三十年前後以後であると記されております。そうして同じ福岡県における水田の陥落被害の実情は、大正六年に総反別千八百六十二町歩、不毛田が八十七町歩、然るにこれが十四五年たちますというと、昭和四年には四千九百一町歩、不毛田が九百四十二町歩に達したと調査されております。補償の状況につきましては、炭鉱経営者は或る程度まで補償又は復旧を実行しておるのですが、併しながら鉱業法上何らの賠償規定がないことが、この問題の解決を困難にし、民事訴訟によらなければならない事実は、費用と日時とを要して、その救済の方法を講ずることを極めて困難にしておるということが報告されておるのであります。なお詳細は省略いたしますけれども、今日、法律上の賠償責任に関する根本主義も漸く動こうとしておるので、形式的法律論を振りかざし、被害者の要求を一蹴し得るような炭鉱経営者は殆んど影を潜めたようであるけれども、而もなお、補償の実行上、その根底においてこの法制上の欠陥が多大に禍いしていることは否むことを得ないと書いてございます。このことは、これは現在のような原状回復か或いは金銭賠償かという問題ではなくして、金銭賠償の根拠になる法規すらなかつた。そこで無過失賠償責任論が当時生じておつたということであります。かくて昭和十四年、鉱業法の改正が行われ、鉱害の賠償が金銭によつてなされることになつたのであります。

その後、最近の実情を概括いたしまするならば、原状或いは効用の回復が漸次行われて参り、或いは公共事業、河川、道路、鉄道その他公共事業は実際に原状或いは原状の効用が回復され、或いは家屋のごときも、それが人の住んでおりまするものというだけに、回復せられる率がだん〳〵殖えて参つたというのが実情であると考えるのであります。最も問題になりましたのは農地であります。こういう実情の中においてこの新しい法律が問題になつたのでありますが、そこで当然新鉱業法制定の過程において問題になつた点が、或いは特別鉱害復旧法において現われて参りました原状の効用を回復するという制度が、この法律の少くとも立案の基礎になつたことは当然であると考えられるのであります。なお、この法律案を作りますために、中島炭政局長及び農林省の谷垣管理部長は、鉱業権者の代表と共に欧米の実情を調査せられたのでありますが、この調査の結果は、海外石炭鉱害調査団報告として出されておりますけれども、その結論三の中には、賠償は明文の有無にかかわらず各国とも原状回復を第一義としているようである。我が国の金銭賠償の原則はこれに劣ると言いたいと、はつきり書いてあるのであります。この問題について歴史的な発展、或いは外国の例、将来の展望を申上げたのでありますけれども、こうした経過の中においてこの法案は前進するところがないという点が、この法案について私どもが不満と反対の意を表しなければならん第二の理由であります。

第三の理由は、この法律が被害のための法律であるにかかわらず、被害を救済する、従つて人間的に申しますならば、これは加害者のための法律ではなくして、むしろ被害者のための法律でなければならん。それは個々の被害者のための法律ではありませんけれども、公共的な立場から、原状を回復するという公共性を持つておりますけれども、被害を復旧する、こういう点において被害のための法律でなければなりませんけれども、その実際はむしろ逆になつておるという点が反対をしなければならん第三の理由であります。（「馬鹿なことを言うな」と呼ぶ者あり）公共事業或いは家屋の点については先ほど申上げたところでありますが、農地につきまして、農地が一番問題になるのでありますが、鉱業権者の負担を残しました鉱害の補償を含めて、二千倍乃至五千倍とせられておることについては、先ほど委員長からの報告の中に含まれておりました、土地の価格と離耕料とを加えて、おおむねかかる数字が出て参つたのでありますが、鉱業権者の責任に限度を付したということと、そして国の補助が復旧工事自身の半額に考えられておりますけれども、この半額自身予算において確定しておるわけではございません。仮に半額補助をせられるということが実現することは間違いないことだと思いますけれども、併せて復旧を行う、或いは補償をいたしましたといたしましても、なおそこに鉱害が残るのであります。現実に鉱害が残るのであります。これについては質疑の過程において政府、炭政局長においても認められたところであります。これは効用の回復、その方法が、或いは実際に計算をいたして見ますというと六千倍になる場合においても、これを三千五百倍程度にする結果であります。そこで復旧工事自身も完全に参りませんと共に、或いは復旧を不完全にいたしました耕地を熟田化するために、或いは現地の、土地によりますと七年も要するという委員の報告もございますが、三年の範囲において打切りをいたしましたために、この打切りの金額の当、不当という問題も起つて参りましよう。農林省令、通産省令によつて問題が残る。或いは残る鉱害の一部であります灌漑排水施設について、これが十年の期間中においては事業団に、その後においての責任がはつきりいたしておりませんが、こうした不完全に復旧せられた耕地と、その残る鉱害について、法上の規定と制度とがございません。これひとえに、この法律が、或いは鉱業権者の責任を価格と離耕料において限度とし、国家の補助において十分の責任を持たない結果でありますが、そこで七十七條の二項に、原案においては灌漑排水施設の維持管理責任が鉱業権者とせられた條文があつたのでありますが、衆議院においてこれが削除せられ、或いは七十八條の衆議院の修正案について、天災時における特別助成として残つたのでありますけれども、この残つた鉱害について誰が責任を負うかという質問に対しては、国が責任を持つと答弁せられましたけれども、その国家の責任さえも明らかになつておりません。或いは灌漑排水施設の十年後の維持管理の責任のごとき、明確になつておりません。或いは国家の責任或いは鉱業権者の責任についても、何ら最少限の責任をさえも、衆議院修正案を以て、或いは参議院における修正の努力を否定せられました結果、何にも残つておらんという結果が生じ、国も責任を負わない。鉱業権者も責任の限界の外においては責任を負わない。而も復旧は不十分であるから、多くの鉱害耕地を不毛に残し、国も鉱業権者も責任が解除せられ、打切補償ののちにおいては被害者は言うて行くところがない。或いは泣きつくところがないという法文になつております点は、この法案について私どもは賛成いたしがたい理由であります。

最後に、この法案は、民主主義が官僚主義に負け、再軍備のために、国民の幸福、民生の安定を犠牲にせられるが故に反対をせざるを得ないのであります。或いは総工費二百三十億と言われましたが、その二百三十億が百五十億になり、百億になり、大半が不毛のままに放置せられるのでありますが、立案の当初からかくのごとく後退いたしました理由は、自衛力漸増、再軍備企図のためであります。我が党は国民の幸福と生活を犠牲にする再軍備には反対でありますが、この自衛力漸増、再軍備のために鉱害復旧を犠牲にするがごとき本法案については反対をいたすものであります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　松浦定義君。

［松浦定義君登壇、拍手］

○松浦定義君　私は改進党を代表いた

しまして、只今議題となりました臨時石炭鉱害復旧法案に反対の意を表明せんとするものであります。

本法律案は、百三十万農民の土地に対する愛着、農業経営の安全確保という理想の下に、今日まで放置されていた惨状解決のために、国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定と銘打つて作られたものでありまして、併せて石炭鉱業、亜炭鉱業の健全な発展を図るというのであります。果して本法は、現在の政府の発表しておりまするように、被害総額二百三十一億の惨澹たる鉱害を計画的に復旧でき得るでありましようか。今日まで拝見いたしました政府の立法上の態度、これを裏付ける財政措置等から見まして、残念ながら復旧は困難と存するのであります。そも〳〵鉱害は鉱業権者の責任において自力自費を以て原状回復すべきでありまして、このことは今更ここに事新らしく論ずるまでもないのであります。従つて原状回復は、被害者の意思の命ずるところ、或いはその意思に従つて計画され、希望するごとく実施され、同意する最後の決定が下されなければならないのであります。然るに鉱業権者の権利擁護に汲々といたしまして、この復旧に対する責任を不明確にし、復旧に関しましては協力の限界を設け、復旧のため適宜とられた諸施設の最後に維持管理する者が何者かわからないというに至りましては、初めから政府も賠償義務者も誠意を以て農業土木の工事に当るとは思われないのであります。責任のあるところにこそ完全な計画と事業の実施が行われると存ずるのでありまして、本法にはそれを認めることは不可能であるのであります。明治以来今日まで放置されておりました惨澹たる国土の喪失並びに被害を、金銭賠償という一時的便宜的手段によつて取扱つて来た欠陥を、更に本法は、事業実施に当つて官僚の責任忌避と縄張り争いや、効用回復か原状回復の論議研究等に日時を浪費し続けると思われるのであります。敗戦以来四つの島に閉じ込められました八千四百万国民が、食糧自給のためには先ず農地である、生活安定のためには農地である、子孫永住のためには農地であると叫び続けて来た切実な要求に対しまして、当然新たに勇敢に取上げられなければならない原状回復の必然性を無視いたしまして、鉱業権者の濫掘擁護とその奨励、責任の忌避、言い逃がれの口実等のために本法が作られたとしか思われないのであります。仏作つて魂入れずとは本法案のごときことを指して言うのでありましよう。

先ずその第一点といたしましては、鉱業権者、即ち賠償義務者の納付金を基礎といたしまして、一定の而も少額の枠を定めて農業土木工事を進める点であります。納付金の算定については、五十一條において収穫高等の比率によつて農地を定め、改正前の土地台帳法による賃貸価格をとり、何とかして鉱業権者の負担を軽くするようにしてきめたのが、その基準賃貸価格の二千倍を下らず五千倍を超えないという範囲内において都道府県別に政令で定める倍数を乗じて得たる金額でありますが、本院においても農林委員会から強い要望といたしまして、これでは事業遂行上支障を生ずるであろうとして、三千乃至六千に引上げ説が持ち込まれたのであります。これは当然の意見であるにかかわらず、與党や同調の諸君はこれを無視し去つたのであります。千仞の功を一簣にかくとはこのことであると思うのでございます。

その第二点は、七十七條の灌漑排水施設の引渡しに関してであります。一定の納付金さえ完納すれば鉱業権者に責任を免れしめようとするところに本法の欠陥があり、又責任を免れるために、あらゆる考慮が拂われておると存ぜられるのでありますが、鉱害の被害地は鉱害の被害地として地球の現存する限りあるのでありまして、その復旧が効果を挙げない限り、政府も鉱業権者を含めての国民の政府である以上、その責任は法的には上手に免れても現実的には免かれるものではありません。附帯決議に寝言のようなことが言つてありますが、こんなあいまいな表現をせず、これは当然加害者である賠償義務者にその義務は引継がれるべきであります。限られた能力、頗る短命な事業団のためにも、復旧工事により新設される灌漑排水施設の維持管理は賠償義務者の義務といたしまして、政府がこれを永久に監督するとき、この工事、この施設は完全な能率を挙げ得ると存ずるのであります。

更に第三点は第七十八條でありますが、復旧の不適地の処理でありまして、本條項は、衆議院においても、復旧不適地について支拂う金額を定めようとするときは、あらかじめ所在地の市町村長の意見を聞かなければならないと追加修正をされておるのでありますが、今日あのむずかしい所得税法を申告納税せしめられております農民が、自己の所有地の復旧の適、不適くらいは知らないわけはないのみならず、その金額の妥当性がどのくらいかは知つておるはずであります。又農民関係団体におきましても、共通の利害については一致した行動をとり得るのでありまして、何も市町村長の意見を聞く必要はないのであります。間接に聞くとの答弁もあつたようでありますが。間接に聞くくらいなら、民主政治の今日、直接不適地所有者の意見を聞くべきでありまして、政治の温かさ、行政の潤いとはかかる点にかかつておるのであります。曾つて犬養翁が青年将校のピストルに倒れたときの言葉に、「話せばわかる」と言つたごとく、日本の農民は話せばわかるのであります。ここにも本法の盲点があるのであります。

第四点は、第九十一條の国及び都道府県の補助についてでありますが、国土の保全並びに有効な利用、民生の安定は、当然政府の責任であり、補助は当り前でありましよう。特定の府県に限られた二百三十億の被害は、延いては地方公共団体の税財源を直接間接に減少せしめているのみならず、この復旧には心血を注ぐ協力が要求されていると存ずるのであります。然るに、加害者には一定の率を定めておきながら、被害者の立場にある地方公共団体に暗に無制限協力をせしめようとするところに政府のずるさがあると存ずるのであります。政府が、鉱業権者の採掘の申請、施業案の認可等の実権を握つておる点から見ましても、この不手際から生ずる結果としての本復旧工事には、地方公共団体の負担は当然一割以内とすべきであります。地方財政の一般的窮乏、鉱害府県の特殊事情から考えましても、政府と加害者たる賠償義務者による全額負担は当然であつて、その責任は免れ得るものではないのであります。

第五点といたしましては、第七十五條の鉱害賠償責任との関係でありますが、政府も鉱業権者も、農民や土地所有者がみずから好んで被害を招いたような錯覚を持つている点であります。原状回復が困難な場合には、効用回復のため工事或いは施設が進められるのは止むを得ないといたしましても、その場合、豪雨、旱魃その他不測の天災地変によつて、当該農地が原状に回復していないために、一般の農地に比し特別の損害をこうむつたときは、当該農地にかかる鉱害は当然消滅しないものと見なさなければなりません。これは三才の子供でもわかる真理であるにもかかわらず、政府や賠償義務者の代表らしき人々の側に反対の声があるのであります。五尺土盛りすべきところを三尺にいたしましたために、豪雨によつて二尺浸水した、それは鉱害が残つておることを明らかに示しているのであります。その責任と解決は賠償義務者と政府であります。それすら明らかにされていないのが本法案であります。

以上要点を申上げましたごとく、本法に従つて事業団を設立いたしまして、農業土木工事をいたしましても、被害者の農民を満足せしめ、国土の有効な利用、民生の安定は期せられないのでありまして、被害者の不平不満の生ずるところからは石炭亜炭鉱業は生れないと存ずるのであります。一時逃れの農業土木工事、言い逃れの灌漑排水施設は、禍いを後日に残し、問題を更に紛糾せしめると存じまするので、我が国

におきましても、英国、ドイツのごとく、賠償義務者である鉱業権者の自力自費による完全原状回復と、これに伴う政府の当然の措置を要求いたすものであります。事業実施に要する責任官庁の予算関係が未だ明確化されておらず、今日まで一致した答弁が求められない政府の不誠意極まる態度や、何とかして責任を逃れようとする賠償義務者の明治以来の経過に対しましても、強く反省を促さなければならんと存ずるのであります。要は、骨抜きの法案によってこうむる失敗は、最後には一番弱い被害者としての農民に背負わされることを考えました場合、民生の安定のためにも、厖大なる国費を濫費して、賠償義務者を最後には失望せしめるであろう本法案には、我が改進党といたしましては強く反対の意を表明する次第であります。

これを以て討論を終ります。

○議長（佐藤尚武君）　これにて討論の通告者の発言は全部終りました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よって本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　日程第六、通商産業省設置法案、

日程第七、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、

日程第八、工業技術庁設置法の一部を改正する法律案、

日程第九、農林省設置法等の一部を改正する法律案、

日程第十、経済審議庁設置法案、

日程第十一、経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案、

日程第十二、資源調査会設置法案、

日程第十三、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、

日程第十四、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、

日程第十五、保安庁法案、

日程第十六、海上公安局法案、

日程第十七、運輸省設置法の一部を改正する法律案、

日程第十八、総理府設置法の一部を改正する法律案、

日程第十九、国家行政組織法の一部を改正する法律案、

日程第二十、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上十五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

審査報告書

通商産業省設置法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

成瀬　幡治　　江田　三郎
三好　始　　松原　一彦
竹下　豐次　　栗栖　赳夫
楠見　義男　　波多野　鼎
上條　愛一

目次中「第十五條」を「第十六條」に、「（第十六條―第二十四條）」を「（第十七條―第二十五條）」に、「（第二十五條―第三十條）」を「（第二十六條―第三十一條）」に、「（第三十一條―第三十四條）」を「（第三十二條―第三十五條）」に改め、第三章及び第四章を次のように改める。

第三章　外局（第三十六條―第四十八條）

第一節　特許庁

第一款　総則（第三十七條・第三十八條）

第二款　内部部局（第三十九條―第四十四條）

第三款　附属機関（第四十五條―第四十七條）

第二節　中小企業庁（第四十八條）

第四章　職員（第四十九條・第五十條）

第四條第一項中第四十三号から第四十九号までを削り、同項第二十四号を第二十五号とし、以下第三十三号までを順次一号ずつ、第三十四号から第四十二号までを順次三号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　輸出業者の協定及び輸出組合の組合員の遵守すべき事項を認可すること。

第四條第一項中繰り下げ後の第三十四号の次に次の二号を加える。

三十五　航空機又は航空機用機器の製造設備等又は修理設備等の検査をすること。

三十六　航空機又は航空機用機器の確認又は証明をすること。

第四條第一項中第五十号を第四十六号とし、以下第五十三号までを四号ずつ繰り上げ、繰り上げ後の第四十九号の次に次の一号を加え、第五十四号を第五十一号とする。

五十　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）第三條に規定する権限

第四條第三項を削る。

第五條中「八局」を「九局」に、「鉱山局」を「繊維局　鉱山局　石炭局　鉱山保安局」に改め、「中小企業局」を削り、同條に次の一項を加える。

2　大臣官房に統計調査部を、軽工業局に化学肥料部を置く。

第六條第一項中「並びに統計調査監一人及び鉱山保安監一人」を削り、同條第二項中「（第七條第十四号から第二十号までに掲げる事務を除く。）」を削り、同條第三項及び第四項を削り、第五項中「重工業局、軽工業局」を「企業局、重工業局」に改め、同項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第七條中第十五号から第二十号までを削り、第二十一号を第十五号とし、同條に次の一項を加える。

2　統計調査部においては、前項第十四号に掲げる事務をつかさどる。

第十條中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　航空機又は航空機用機器の製造設備等又は修理設備等の検査に関すること。

八　航空機又は航空機用機器の確認又は証明に関すること。

第十一條第一号中「繊維工業品、」、「生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに」及び「綿製品　生糸、繭短繊維　化学繊維製品　羊毛製品　麻製品　パルプ、紙及び紙製品」及び絹製品」を削り、第二号中「（炭酸カルシウム及びカリ塩を除く。）」を「（炭酸カルシウム及びカリ塩を除く。以下同じ。）」に改め、同條に次の一項を加える。

2　化学肥料部においては、前項第二号に掲げる事務及び同項第七号に掲げる事務のうち、化学肥料に関することをつかさどる。

第十六條を第十七條とし、以下第四十六條まで順次一條ずつ、第四十七條及び第四十八條を二條ずつ繰り下げ、第十五條を削り、第十四條を第十六條とし、第十三條を第十四條とし、改正後の第十四條の次に次の一條を加える。

（鉱山保安局の事務）

第十五條　鉱山保安局においては、左の事務をつかさどる。

一　鉱山における人に対する危害の防止（衛生に関する通気及び災害時における救護を含む。）を図ること。

二　鉱物資源の保護を図ること。

三　鉱山の施設の保全を図ること。

四　鉱害の防止を図ること。

五　鉱山における保安技術の改善を図ること。

六　鉱山保安に関する教育及び指導を行うこと。

第十二條を第十三條とし、第十一條の次に次の一條を加える。

（繊維局の事務）

第十二條　繊維局においては、左の事務をつかさどる。

一　左に掲げる繊維工業品の輸出、輸入、生産、流通及び消費（生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。

綿製品
生糸、繭短繊維及び絹製品
化学繊維製品
羊毛製品
麻製品
パルプ、及び紙製品
右に掲げるもの以外の繊維工業品

二　繊維局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

繰り下げ後の第十九條中「第二十四條」を「第二十五條」に改める。

繰り下げ後の第二十五條第一項の表中

「輸出入協議会	輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。」を	
「輸出入協議会	輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。	輸出取引審議会	輸出取引に関する重要事項を調査審議すること。」に、
「高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。	計量行政審議会	計量に関する重要事項を調査審議すること。	地下資源開発審議会	地下資源（石油及び可燃性天然ガス資源を除く。）の開発に関する重要事項を調査審議すること。」を	計量行政審議会	計量に関する重要事項を調査審議すること。	航空機生産審議会	航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること。	競輪運営審議会	自転車競走場の設置の許可その他自転車競走の運営に関する重要事項を調査審議すること。	高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。	地下資源開発審議会	地下資源（石油及び可燃性天然ガス資源を除く。）の開発に関する重要事項を調査審議すること。	石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会	石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。」に

改める。

繰り下げ後の第二十七條中「第七條第十五号から第二十号までに掲げる事務」を「鉱山保安局の事務」に改める。

繰り下げ後の第三十二條第二項中「大臣官房の事務のうち、第七條第十五号から第二十号までに掲げる事務」を「鉱山保安局の所掌事務」に改める。

「第三章　特許庁」を「第三章　外局」に改める。

繰り下げ後の第三十六條中「特許庁」を「特許庁及び中小企業庁」に改める。

第三章中「第一節　総則」を「第一節　特許庁　第一款　総則」に改める。

繰り下げ後の第三十八條中「第五十号から第五十三條」を「第四十六号から第四十九号」に改める。

第三章中「第二節　内部部局」を「第二款　内部部局」に、同章中「第三節　附属機関」を「第三款　附属機関」に改め、各行頭を一字下げる。

繰り下げ後の第四十五條中「第四十六條」を「第四十七條」に改める。

第四章の前に次の一節を加える。

第二節　中小企業庁

（中小企業庁）

第四十八條　中小企業庁の組織、所掌事務及び権限は、中小企業庁設置法の定めるところによる。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

附則第二項中「左の法律」を「通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）」に改め、「中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）」を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政機構改革の一環として、各省の外局たる「庁」は、審判的機能を主とするもののほか、原則としてこれを廃止し、各省の内局又は附属機関とすること、又各府省の官房及び局中に置かれる部の制度を廃止すること等の主要な基準に基き、通商産業省設置法の一部を改正しようとするのであるが、本委員会においては、官房に調査統計部を置き、調査統計監を廃止し、鉱山保安局を新設して鉱山保安監を廃止し、企業局に次長を一人置き、軽工業局に化学肥料部を置き、次長はこれを置かないこととし、繊維局を設置し、中小企業庁を現行通り存置し、又通商産業省の権限に航空機に関する事務の一部を行うことを加える等所要の修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により行政機構を整備することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

通商産業省設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業省設置法案

通商産業省設置法

目次

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　本省
第一節　内部部局（第五條―第十五條）
第二節　附属機関（第十六條―第二十四條）
第三節　地方支分部局
第一款　通商産業局（第二十五條―第三十條）
第二款　鉱山保安監督部（第三十一條―第三十四條）
第三章　特許庁（第三十五條―第四十六條）
第一節　総則（第三十六條・第三十七條）
第二節　内部部局（第三十八條―第四十三條）
第三節　附属機関（第四十四條―第四十六條）
第四章　職員（第四十七條・第四十八條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、通商産業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、通商産業省を設置する。

2　通商産業省の長は、通商産業大臣とする。

（通商産業省の任務）

第三條　通商産業省は、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　通商の振興及び調整並びに通商に伴う外国為替の管理

二　輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査

三　商鉱工業の合理化を促進するため必要な指導、あつ旋及び助成に関する事務

四　計量に関する事務

五　電気事業及びガス事業の運営の調整

六　石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推進並びに発電水力の調整

七　鉱山の保安に関する事務

八　工業所有権に関する事務

九　中小企業の振興及び指導

十　鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及

十一　工業標準の制定及び普及

十二　商鉱工業に関する調査及び統計その他商鉱工業に関する事務

十三　国営通商事業

十四　アルコール専売事業

（通商産業省の権限）

第四條　通商産業省は、この法律に規定する所掌事業を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二　通商産業省の公印を制定すること。

十三　所掌事務に係る物資（電力を含む。）の生産、配給及び消費並びに貿易等に関する基本的施策につき企画立案をすること。

十四　鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行うこと。

十五　工業標準を制定すること。

十六　輸出及び輸入を行うこと。

十七　輸出及び輸入を制限し、又は禁止すること。

十八　通商に関する協定又は取極の実施に関し、必要な措置をとること。

十九　貿易に係る外国為替予算案を作成すること。

二十　通商に伴う外国為替に関する取引等を禁止し、又は制限すること。

二十一　輸出及び輸入に関し税関長を指揮監督すること。

二十二　輸出品の等級、標準及び包装條件を定めること。

二十三　輸出信用保険（輸出信用保険の再保険を含む。）を行うこと。

二十四　所掌事務に係る事業に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し認可を與え、又は届出を受理すること。

二十五　所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。

二十六　所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人を登録し、及びこれを監督すること。

二十七　所掌事務に係る公益法人その他の団体につき許可又は認可を與えること。

二十八　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

二十九　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡若しくは譲受又は引渡の制限又は禁止を命ずること。

三十　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

三十一　所掌事務に係る物資の検査を行うこと。

三十二　計量器の製造の事業を許可すること。

三十三　計量士国家試験を行い、計量士を登録すること。

三十四　アルコールを製造し、收納し、及び販売すること。

三十五　火薬類の製造の営業を許可すること。

三十六　鉱業権の設定等に関する出願及び鉱業権者の土地使用等を許可すること。

三十七　鉱業に関し保安上必要があるときは、鉱業を停止し、又は鉱業上使用する施設の使用の停止、改造、修理等を命ずること。

三十八　電気事業又はガス事業を許可すること。

三十九　電気及びガスの料金その他の供給條件の設定又は変更を認可すること。

四十　電気事業者間の電気の融通につき契約を認可し、及び必要な命令をし、並びに電気の供給が不足する場合において、電気の使用を制限すること。

四十一　電気及びガスに関する施設を認可し、又はその保安上必要な命令をすること。

四十二　電気工作物の検査を行い、又は電気用品の製造を免許すること。

四十三　中小企業の育成及び発展に関する基本的施策につき企画立案をすること。

四十四　中小企業に関係がある事項に関し、他の行政機関に対し、意見を述べること。

四十五　中小企業の指導をすること。

四十六　中小企業等協同組合につき定款の認証等をすること。

四十七　商工組合中央金庫の行う金融業務を監督すること。

四十八　中小企業の経営の状況につき調査及び診断を行い、経営の改善に関する勧告を行うこと。

四十九　中小企業信用保険を行うこと。

五十　弁理士試験を行い、弁理士を登録すること。

五十一　工業所有権の出願につき決定及び査定を行うこと。

五十二　工業所有権を登録すること。

五十三　工業所有権に関する審判及び抗告審判を行うこと。

五十四　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き通商産業省に属させられた権限

2　通商産業大臣は、たばこ、たばこ巻紙、塩、にがり、かん水、粗製しょう脳及びしょう脳油の輸出及び輸入の基本的事項については

大蔵大臣に、米麦等主要食糧、肥料及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林大臣に協議しなければならない。

3　行政庁は、中小企業に対する金融の基本となる方策その他中小企業に特に関係がある重要な方策を定めようとするときは、通商産業大臣にその旨を通知しなければならない。

第二章　本省

第一節　内部部局

（内部部局）

第五條　本省に、大臣官房及び左の八局を置く。

通商局
企業局
重工業局
軽工業局
鉱山局
石炭局
公益事業局
中小企業局

（特別な職）

第六條　大臣官房に官房長並びに統計調査監一人及び鉱山保安監一人を置く。

2　官房長は、命を受けて大臣官房の事務（第七條第十四号から第二十号までに掲げる事務を除く。）を掌理する。

3　統計調査監は、命を受けて大臣官房の事務のうち、次條第十四号に掲げる事務を掌理する。

4　鉱山保安監は、命を受けて大臣官房の事務のうち、次條第十五号から第二十号までに掲げる事務を掌理する。

5　通商局、重工業局、軽工業局及び公益事業局に次長各一人を置く。

6　次長は、局長を助け、局務を整理する。

（大臣官房の事務）

第七條　大臣官房においては、通商産業省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。
二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
三　大臣の官印及び省印を管守すること。
四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。（緊要物資輸入基金特別会計、輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、米国対日援助物資等処理特別会計、アルコール専売事業特別会計及び特別鉱害復旧特別会計に関することを除く。）
六　行政財産及び物品（緊要物資輸入基金特別会計、輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、米国対日援助物資等処理特別会計及びアルコール専売事業特別会計に属するものを除く。）を管理すること。
七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
八　こう報に関すること。
九　行政の考査を行うこと。
十　法令案の審査その他総合調整及び企画に関すること。
十一　物資（電力を含む。）の需給に関する政策及び計画その他商鉱工業に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
十二　調査一般に関すること。
十三　図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。（次号に掲げるものを除く。）
十四　商鉱工業に関する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行うこと。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）
十五　鉱山における人に対する危害の防止（衛生に関する通気及び災害時における救護を含む。）を図ること。
十六　鉱物資源の保護を図ること。
十七　鉱山の施設の保全を図ること。
十八　鉱害の防止を図ること。
十九　鉱山における保安技術の改善を図ること。
二十　鉱山保安に関する教育及び指導を行うこと。
二十一　前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

（通商局の事務）

第八條　通商局においては、左の事務をつかさどる。

一　通商に関する政策、計画及び手続を立案し、並びにこれらの実施の総合調整を図ること。
二　通商に関する協定又は取極の実施に関すること。
三　海外市場、内外通商事情その他通商に関し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。
四　貿易等に関する外国為替予算案を作成すること。
五　通商に伴う外国為替を管理すること。
六　輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。
七　通商経済上の国際協力に関する事務を総括すること。
八　輸出及び輸入に関する税関長の指揮監督に関すること。
九　通商手続を監査し、及びその励行を図ること。
十　通商に関する団体の指導及び監督を行うこと。
十一　輸出信用保険に関すること。
十二　輸出信用保険特別会計の経理を行うこと。
十三　輸出検査に関すること。
十四　前各号に掲げるものの外、通商に関し他局及び他機関の所掌に属しない事務に関すること。

（企業局の事務）

第九條　企業局においては、左の事務をつかさどる。

一　通商産業省の所掌に係る事業の合理化に関すること。
二　通商産業省の所掌に係る事業に要する資金の融通をあつ旋することその他事業の経理に関する事務を総括すること。
三　通商産業省の所掌に係る事業の労務に関する事務を総括すること。
四　前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務を総括すること。
五　通商産業省の所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。
六　通商に関する参考品等の収集及び展示紹介に関すること。
七　通商産業省の所掌に係る物資の輸送、保管及び保険に関する事務を総括すること。
八　通商産業省の所掌に係る物資に関する価格等の統制に関すること。
九　通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家に係る技術援助契約の審査を行うこと。
十　通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の株式その他の財産の取得の審査を行うこと。
十一　商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関すること。
十二　緊要物資輸入基金特別会計に係る物資の取得及び売捌に関する事業を行うこと。
十三　緊要物資輸入基金特別会計の経理を行うこと。
十四　條約に基いて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人等に対する物資の供給及び役務の提供に関する事務を総括すること。（調達庁の所掌に係ることを除く。）
十五　通商産業省の所掌に係る事業に関する賠償に関すること。

十六　米国対日援助物資の引取、保管、売却及びこれらに附帯する業務を行うこと。

十七　米国対日援助物資等処理特別会計の経理を行うこと。

（重工業局の事務）

第十條　重工業局においては、左の事務をつかさどる。

一　左に掲げる鉄鋼、機械器具等（鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関、船舶用品及び農林省が生産を所掌する農機具を除く。）の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除き。航空機の修理については航空機製造事業者の行うものに限る。）

銑鉄
鋼材及びその半製品
合金鉄
鉄鋼製品
鉄くず
工作機械器具
精密機械器具
産業機械器具
農水産機械器具
電気機械器具及び電気用品
電気通信機械器具及び電気通信用品
原動機
自動車
自転車
産業車両
陸用内燃機関
航空機
右に掲げるもの以外の機械器具

二　鑄造品及び鍛造品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

三　鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

四　計量に関すること。（大臣官房及び公益事業局の所掌に係ることを除く。）

五　自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

六　兵器等の生産等の許可に関すること。（軽工業局の所掌に係ることを除く。）

七　重工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

（軽工業局の事務）

第十一條　軽工業局においては、左の事務をつかさどる。

一　左に掲げる繊維工業品、化学工業品（化学肥料、飲食料品及び農薬を除く。）、雑貨工業品等の輸出、輸入、生産、流通及び消費（生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。

綿製品
生糸、繭短繊維及び絹製品
化学繊維製品
羊毛製品
麻製品
パルプ、紙及び紙製品
ソーダ、火薬その他無機化学工業品
タール、タール系誘導品その他有機化学工業品
ゴム、ゴム製品、皮革（原皮及び原毛皮を除く。）、皮革製品及び油脂製品
陶磁器、ガラス、セメントその他窯業品
土木建築材料（木材及び石材を除く。）
木竹製品、金属製日用品及び包装材料
右に掲げるもの以外の繊維工業品、化学工業品及び雑貨工業品

二　化学肥料（炭酸カルシウム及びカリ塩を除く。）の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整を図ること。

三　工業塩及び粗製しょう脳の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

四　アルコールの専売を行うこと。

五　アルコール専売事業特別会計の経理を行うこと。

六　火薬類及び高圧ガスの取締に関すること。

七　軽工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

（鉱山局の事務）

第十二條　鉱山局においては、左の事務をつかさどる。

一　鉱業権の設定等に関する出願、登録その他鉱山に関すること。（大臣官房の所掌に係ることを除く。）

二　左に掲げる鉱物、金属等の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

鉱物（石炭及び亜炭を除く。）及び重要土石
非金属鉱物製品
非鉄金属及び非鉄金属製品
石油製品

三　鉱物（石炭及び亜炭を除く。）の埋蔵量の調査に関すること。

四　鉱山局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

（石炭局の事務）

第十三條　石炭局においては、左の事務をつかさどる。

一　石炭の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

二　亜炭並びに石炭及び亜炭の乾りょう品及び加工品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

三　石炭局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

四　新炭鉱及び新坑の開発、炭田開発並びに石炭及び亜炭の埋蔵量の調査に関すること。

五　石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の復旧に関すること。

六　特別鉱害復旧特別会計の経理を行うこと。

（公益事業局の事務）

第十四條　公益事業局においては、左の事務をつかさどる。

一　電気及びガスの料金その他の供給條件に関すること。

二　電気事業及びガス事業の経理及び会計の監督に関すること。

三　電気事業及びガス事業の運営を調整すること。

四　電気及びガスに関する施設、電気用品並びに電気工事業に関する監督その他電気及びガスの保安に関すること。

五　発電水力の調査及び調整を行い、並びに電源の開発その他電気に関する施設の建設を推進すること。

六　電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。

七　電気の計量に関すること。（大臣官房の所掌に係ることを除く。）

八　公益事業局の所掌に係る事業の発達及び改善を図ること。

（中小企業局の事務）

第十五條　中小企業局においては、左の事務をつかさどる。

一　中小企業等協同組合に関すること。

二　中小企業の診断及び指導に関すること。

三　中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

四　中小企業に対する資金の融通をあつ旋すること。

五　中小企業信用保険に関すること。

六　中小企業信用保険特別会計の経理を行うこと。
七　商工組合中央金庫に関すること。
八　中小企業に有益な技術、経営方法等を奨励すること。
九　中小企業に対する金融制度その他中小企業に関係がある経済問題に関し、調査研究すること。
十　中小企業に係る製品又はその製法等を展示紹介すること。
十一　前各号に掲げるものの外、中小企業の振興及び指導に関すること。

第二節　附属機関

（工業技術院）
第十六條　本省に附属機関として、工業技術院を置く。
第十七條　工業技術院は、鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行う機関とする。
2　工業技術院は、東京都に置く。
3　工業技術院の組織及び所掌事務は、工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。
（その他の附属機関）
第十八條　前條及び第二十四條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。
工業品検査所
繊維製品検査所
計量教習所
鉱務監督官研修所
保安技術講習所
（工業品検査所）
第十九條　工業品検査所は、銑鉄、鋼材（その半製品を含む。）、鉄鋼製品、非鉄金属、非鉄金属製品、通商産業省がその生産を所掌する機械器具、日用品及び化学工業品（国内向の肥料用のものを除く。）並びに試薬の検査を行う機関とする。
2　工業品検査所は、東京都に置く。
（繊維製品検査所）
第二十條　繊維製品検査所は、通商産業省がその生産を所掌する繊維製品の検査を行う機関とする。
2　繊維製品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
京都繊維製品検査所	京都市
横浜繊維製品検査所	横浜市
神戸繊維製品検査所	神戸市
名古屋繊維製品検査所	名古屋市
桐生繊維製品検査所	桐生市
鶴岡繊維製品検査所	鶴岡市
福井繊維製品検査所	福井市
金沢繊維製品検査所	金沢市

（検査所の支所、出張所等）
第二十一條　通商産業大臣は、検査所の事務を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設置することができる。
2　検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。
（計量教習所）
第二十二條　計量教習所については、計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の定めるところによる。
（鉱務監督官研修所及び保安技術講習所）
第二十三條　鉱務監督官研修所及び保安技術講習所については、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の定めるところによる。
（その他の附属機関）
第二十四條　左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
顧問会議	通商産業に関する重要事項を調査審議すること。
物資需給調整審議会	関係各大臣の諮問に応じ、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関し、必要な報告及び建議をすること。
鉱山保安試験審査会	鉱山保安技術職員の国家試験を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。
中央鉱山保安協議会	鉱山の保安に関する重要事項を調査審議すること。
輸出入協議会	輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。
輸出検査審議会	輸出品の等級、標準及び包装條件その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。
輸出信用保険審議会	輸出信用保険に関する重要事項を調査審議すること。
商品取引所審議会	関係各大臣の諮問に応じ、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。
産業合理化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
工業生産技術審議会	工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。
電気自動車充電技術者資格検定審議会	電気自動車の充電技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。
高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。
計量行政審議会	計量に関する重要事項を調査審議すること。
地下資源開発審議会	地下資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。
電気事業主任技術者資格検定審議会	電気事業主任技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節　地方支分部局

第一款　通商産業局

（通商産業局）
第二十五條　本省に、地方支分部局として、通商産業局を置く。
（所掌事務）
第二十六條　通商産業局は、本省及び外局の事務（第七條第十五号から第二十号までに掲げる事務を除く。）のうち、左に掲げる事務を分掌する。
一　輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。
二　輸入に関する事業を行うこと。
三　通商に伴う外国為替の管理に関すること。
四　輸出信用保険に関すること。
五　調査及び統計に関すること。
六　所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。
七　所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開

設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

八　所掌に係る事業の賠償に関すること。

九　所掌に係る物資の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十　自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

十一　アルコールの専売を行うこと。

十二　鉱業権の設定等に関する出願及び登録その他鉱山に関すること。

十三　電気事業及びガス事業の運営を調整し、並びにその発達及び改善を図ること。

十四　電気及びガスに関する施設、電気用品並びに電気工事業に関する監督その他電気及びガスの保安に関すること。

十五　発電水力の調査及び調整を行うこと。

十六　電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。

十七　中小企業の振興及び指導を行うこと。

十八　中小企業信用保険に関すること。

十九　鉱工業の科学技術に関する試験研究を振興し、及びその成果の普及を図ること。

二十　工業標準の普及を図ること。

二十一　発明、実用新案、意匠及び商標の指導奨励を行うこと。

（名称、位置及び管轄区域）

第二十七條　通商産業局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌通商産業局	札幌市	北海道
仙台通商産業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京通商産業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
名古屋通商産業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
大阪通商産業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
広島通商産業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国通商産業局	丸亀市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡通商産業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2　通商に関しては、前項の規定にかかわらず、関門港は、福岡通商産業局の管轄区域とする。

3　石炭の生産その他石炭鉱業に関しては、第一項の規定にかかわらず、福島県は、東京通商産業局の管轄区域とする。但し、鉱業権の設定、変更（試掘権の存続期間の延長を含む。）及び消滅並びに鉱業権並びにこれを目的とする租鉱権及び抵当権に関する登録については、この限りでない。

4　鉱業の区域が二以上の通商産業局の区域にわたるとき、又は通商産業局の管轄区域の境界が明確でないため鉱業の管轄について疑を生じたときは、通商産業大臣が管轄通商産業局を指定する。

5　前條第十三号から第十六号までに掲げる事務（電気に関するものに限る。）について特に必要があるときは、通商産業省令で第一項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

6　通商産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。

（内部部局）

第二十八條　通商産業局に、左の四部を置く。但し、必要に応じて通商産業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

総務部
商工部
鉱山部
公益事業部

2　前項の部の外、札幌通商産業局に石炭部を、大阪通商産業局に通商部を、福岡通商産業局に石炭部及び鉱害部を置く。

3　前二項に定めるものの外、通商産業局の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

（附属機関）

第二十九條　通商産業局に、附属機関として、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

2　地方鉱害賠償基準協議会については、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の定めるところによる。

（支局等）

第三十條　通商産業大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局、通商事務所、アルコール事務所、石炭事務所及び工場を設置することができる。その名称、位置、管掌区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二款　鉱山保安監督部

（鉱山保安監督部）

第三十一條　通商産業局に、鉱山保安監督部を附置する。

2　鉱山保安監督部は、大臣官房の事務のうち、第七條第十五号から第二十号までに掲げる事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十二條　鉱山保安監督部の位置及び管轄区域は、その附置された通商産業局の位置及び管轄区域とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

（内部部局及び附属機関）

第三十三條　鉱山保安監督部の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

2　鉱山保安監督部に、附属機関として、地方鉱山保安協議会を置く。

3　地方鉱山保安協議会については、鉱山保安法の定めるところによる。

（支部）

第三十四條　通商産業大臣は、鉱山保安監督部の部務の一部を分掌させるため、所要の地に鉱山保安監督部の支部を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第三章　特許庁

第三十五條　国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて通商産業省に置かれる外局は、特許庁とする。

第一節　総則

（任務及び長）

第三十六條　特許庁は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2　特許庁の長は、特許庁長官とする。

（権限）

第三十七條　特許庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第五十号から第五十三号までに掲げる権限を行使する。

第二節　内部部局

（内部部局）

第三十八條　特許庁に、長官官房及び左の四部を置く。

総務部
審査第一部
審査第二部
審判部

（長官官房の事務）

第三十九條　長官官房においては、特許庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。
二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関すること。
三　長官の官印及び庁印を管守すること。
四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
五　会計及び会計の監査に関すること。
六　行政財産及び物品を管理すること。
七　行政の考査を行うこと。
八　前各号に掲げるものの外、特許庁の所掌事務で他部及び万国工業所有権資料館の所掌に属しない事務に関すること。

（総務部の事務）

第四十條　総務部においては、特許庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　発明、実用新案、意匠及び商標に関する指導及び奨励を行うこと。
二　調査及び統計に関すること。
三　公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。
四　弁理士に関すること。
五　特許権の存続期間の延長その他工業所有権に関すること。（他部の所掌に係ることを除く。）
六　工業所有権に関し、外国と連絡すること。

（審査第一部の事務）

第四十一條　審査第一部においては、左の事務をつかさどる。

一　工業所有権に関する出願書類の方式審査、分類、整理、保管その他出願に関すること。
二　工業所有権の原簿登録、特許証及び登録証の下附、特許料及び登録料の収入その他登録に関すること。
三　意匠及び商標を審査すること。

（審査第二部の事務）

第四十二條　審査第二部においては、農林畜水産物、鉱物その他の資源の採取、加工、動力の利用、運輸、通信、建設、生活用品等に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

（審判部の事務）

第四十三條　審判部においては、工業所有権に関する審判及び抗告審判に関する事務をつかさどる。

第三節　附属機関

（万国工業所有権資料館）

第四十四條　第四十六條に規定するものの外、特許庁に、附属機関として、万国工業所有権資料館を置く。

第四十五條　万国工業所有権資料館は、左の事務をつかさどる機関とする。

一　発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、陳列し、及びこれらを閲覧させ、又は縦覧させること。
二　審査、審判及び抗告審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、保管し、及びこれらを閲覧させること。

2　万国工業所有権資料館は、東京都に置く。

3　万国工業所有権資料館の内部組織は、通商産業省令で定める。

（その他の附属機関）

第四十六條　左の表の上欄に掲げる機関は、特許庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
発明奨励審議会	発明、実用新案又は意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。
弁理士懲戒審議会	弁理士の懲戒に関し議決すること。
弁理士試験審査会	弁理士試験を行うこと。
特許補償等審査会	特許権の収用等による補償金等の額を議決し、及び特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。
工業所有権制度改正審議会	通商産業大臣の諮問に応じ、工業所有権制度の改正に関する重要事項を調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第四章　職員

（職員）

第四十七條　通商産業省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第四十八條　通商産業省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　左の法律は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）
通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）

3　前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

審査報告書

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

江田　三郎　成瀬　幡治
松原　一彦　三好　始
栗栖　赳夫　竹下　豐次
棚見　義男　上條　愛一
波多野　鼎

第一條（鉱山保安法の改正）及び第二條（中小企業等協同組合法の改正）を次のように改める。

（中小企業庁設置法の改正）

第一條　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項に次の一号を加える。

十　特定中小企業の安定に関する臨時措置法（昭和二十七年法律第　号）の施行に関すること。

第五條を次のように改める。

（附属機関）

第五條　中小企業庁に附属機関として、中小企業安定審議会を置く。

2　中小企業安定審議会については、特定中小企業の安定に関する臨時措置法の定めるところによる。

（鉱山保安法の改正）

第二條　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

「通商産業省資源庁」を「通商産業省」に改める。

第五條（公益事業令の改正）中第八十八條の改正規定の次に次の改正規定を加え、同條を第十條とし、第四條（電気事業再編成令の改正）を第九條とする。

附則第二十二項中「この場合において、第七十五條第五項中「委員会」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替えるものとする。」を削る。

第三條（輸出信用保険法の改正）の次に次の五條を加える。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の改正）

第四條　石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「資源庁」を「通商産業省」に、第三十二條中「資源庁鉱山局」を「通商産業省鉱山局」に改める。

（自転車競技法等の一部を改正する法律の改正）

第五條　自転車競技法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項及び第十項を削る。

（製塩施設法の改正）

第六條　製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十三條第七項中「通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）」を「通商産業省設置法（昭和二十七年法律第　号）」に改める。

（航空機製造法の改正）

第七條　航空機製造法（昭和二十七年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削り、第五項を第四項とする。

（電源開発促進法の改正）

第八條　電源開発促進法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十條第三項第六号を削り、第七号及び第八号をそれぞれ第六号及び第七号とし、同條第四項中「第八号」を「第七号」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、通商産業省設置法の施行に伴い、鉱山保安法、中小企業庁設置法、公益事業令等関係法令の整理を行おうとするものであるが、本委員会においては別冊の如く所要の修正を加えて議決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

この措置により関係法令を整理することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

（鉱山保安法の改正）

第一條　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十二條の見出しを「（鉱山保安監及び鉱山保安監督部）」に改め、同條中「通商産業省資源庁」を「内部部局として鉱山保安局」を「通商産業大臣官房に鉱山保安監」に改める。

第三十四條、第四十三條及び第四十九條中「鉱山保安局」を「通商産業大臣官房」に改める。

第三十九條、第四十五條、第五十二條第一項及び第五十三條第一項中「通商産業省資源庁」を「通商産業省」に改める。

第五十四條第二項中「鉱山保安局長」を「鉱山保安監」に改める。

（中小企業等協同組合法の改正）

第二條　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二　公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないと認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第百七條に次の一項を加える。

2　前項の場合については、第六條の二の規定を準用する。

（輸出信用保険法の改正）

第三條　輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條中「通商振興局」を「通商局」に改める。

（電気事業再編成令の改正）

第四條　電気事業再編成令（昭和二十五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十六項中「公益事業委員会」を「通商産業大臣」に改める。

（公益事業令の改正）

第五條　公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　公益事業委員会（第三條―第二十五條）」を「第二章　削除」に、「第八章　異議の申立、聴聞及び訴訟（第六十條―第七十三條）」を「第八章　異議の申立及び聴聞（第六十條―第七十三條）」に改める。

第二章、第五十七條、第七十一條から第七十三條まで及び附則を除き、「公益事業委員会」及び「委員会」を「通商産業大臣」に、「委員会規則」を「通商産業省令」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章　削除

第三條から第二十五條まで　削除

第五十七條を次のように改める。

（発電水力の調査）

第五十七條　通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行わなければならない。

「第八章　異議の申立、聴聞及び訴訟」を「第八章　異議の申立及び聴聞」に改める。

第七十一條から第七十三條までを次のように改める。

第七十一條から第七十三條まで　削除

第八十八條を次のように改める。

第八十八條　削除

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　従前の公益事業委員会の機関及び職員は、通商産業省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　この法律の施行の際現に効力を有する公益事業委員会規則は、この法律の施行後も、通商産業省令としての効力を有するものとする。

4　この法律の施行前に公益事業令第六十一條の規定による異議の申立に対し同令第六十二條第一項又は第六十九條第一項の規定による決定があつた同令又は同令に基く命令の規定による公益事業委員会の処分に対する訴については、改正前の同令第七十一條から第七十三條までの規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

この場合において、第七十二條中「委員会」とあるのは「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

審査報告書

工業技術庁設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　幸平　岡田　信次
波多野　鼎　上條　愛一
鈴木　直人　愛知　揆一
郡　祐一　楠見　義男
竹下　豐次　栗栖　赳夫
松原　一彦　三好　始
成瀬　幡治　江田　三郎

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政機構改革の一環として、総理府は別とし、各省の外局たる「庁」は、審判的機能を主とするもののほか、原則としてこれを廃止し、各省の内局又は附属機関とする趣旨から、通商産業省の外局たる工業技術庁を同省の附属機関たる工業技術院に改め、その他所要の改正を加えようとするものであるが、本委員会においては、施行期日について別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により行政機構を整備することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

工業技術庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

工業技術庁設置法の一部を改正する法律案

工業技術庁設置法の一部を改正する法律

工業技術庁設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工業技術院設置法

「工業技術庁」を「工業技術院」に、「工業技術庁長官」を「工業技術院長」に、「長官官房」を「官房」に改める。

第二條第一項中「通商産業省の外局として、」を「通商産業省に」に改め、同條に次の一項を加える。

3　工業技術院の職員（工業技術院長を除く。）の任免は、工業技術院長がこれを行う。

第三條第五号中「他の外局」を「外局」に改める。

第四條中「工業技術協議会並びに」を削り、「試験研究所」の下に「並びに第九條に掲げる附属機関」を加える。

第五條及び第六條を削り、第六條の二を第五條とし、第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第八條の二を第八條とする。

第十條を削り、第九條を第十條とし、同條の前に次の一條を加える。

（附属機関）

第九條　左の表の上欄に掲げる機関は、工業技術院の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
工業技術協議会	鉱業及び工業の科学技術に関する重要事項を審議すること。関係各大臣の諮問に応じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。
日本工業標準調査会	
熱管理士試験委員	熱管理士試験に関する事務をつかさどること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　政府は、昭和二十七年九月三十日までは、この法律の施行前に廃止した工業技術庁の試験研究所又はその支所の用に供していた国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條に規定する国有財産をいう。以下同じ。）及び物品（物品の無償貸付及び譲與等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第一條に規定する物品をいう。以下同じ。）を、時価から国有財産にあつてはその七割以内、物品にあつてはその五割以内を減額した対価で、地方公共団体に譲渡することができる。但し、当該地方公共団体がその国有財産又は物品を引き続き同種の施設の用に供する場合に限る。

3　政府は、前項の規定により国有財産又は物品を譲渡する場合においては、売拂代金の納付前においても、当該国有財産又は物品を引き渡すことができる。

4　第二項の規定により譲渡した国有財産又は物品の売拂代金は、政令で定めるところにより、当該地方公共団体が発行する地方債の証券をもつて納付することができる。

5　従前の工業技術庁の機関及び職員は、工業技術院の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

6　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九條中「工業技術庁」を「工業技術院」に改める。

審査報告書

農林省設置法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

波多野　鼎　成瀬　幡治
江田　三郎　三好　始
松原　一彦　竹下　豐次
栗栖　赳夫　楠見　義男
上條　愛一

第一條（農林省設置法の一部改正）

目次中「附属機関（第六十四條・第六十五條）」を「附属機関（第六十四條―第六十五條）」に改める。

第一條（農林省設置法の一部改正）

第四條第十七号及び第四十六号から第四十八号までの改正規定を次のように改める。

第四條第四十六号中「貯蔵すること。」の下に「（輸入のための買入及び輸出のための売渡を含む。）」を加え、同條第四十七号中「価格」を「買入及び売渡の価格」に改める。

第一條（農林省設置法の一部改正）

第四條第五十四号の改正規定を削る。

第一條（農林省設置法の一部改正）

第五條の改正規定を次のように改める。

第五條第一項中「農政局」を「農林経済局」に、同條第二項中「農政局に農業協同組合部」を「農林経済局に農業協同組合部及び統計調査部」に、「統計調査部、研究部及び普及部」を「研究部及び普及部」に改める。

第一條（農林省設置法の一部改正）

第六條に十四項を加える改正規定を削る。

第一條（農林省設置法の一部改正）

中の第八條の改正規定中第八條の次に二十二号を加える改正規定のうち第十七号中「企業の整備」を「農林省の所掌に係る企業の整備」に、同改正規定のうち第二十号中「外国為替予算案」を「農林省の所掌事務に係る外国為替予算案」に改め、第八條の改正規定中「同條第二項を削る。」を『同條第二項中「第三号及び第六号」を「第二号、第五号、第十号及び第十一号」に改める。』に改める。

第一條（農林省設置法の一部改正）

中第九條の改正規定を次のように改める。

第八條に次の一項を加える。

3　統計調査部においては、第一項第二十三号から第二十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第一條（農林省設置法の一部改正）

中第十條第一項第一号から第四号までを改正する規定のうち第二号及び第四号中「食糧局」を「食糧庁」に改める。

第一條（農林省設置法の一部改正）

中の第十條の改正規定中『同條第二項から第四項までを削る。』を『同條第二項を削り、同條第三項中「第一項第五号、第六号」を「前項第六号」に、「農民生活に関する試験研究」を「農山漁家の生活に関する自然科学的試験研究」に改め、同項を第二項とし、同條第四項中「農民生活」を「農山漁家の生活」に改め、同項を第三項とする。』に改める。

第一條（農林省設置法の一部改正）

中第十一條第二項の改正規定及び第十二條の次に二條を加える改正規定を削り、第十三條の改正を次のように改める。

第十五條第二項の表中「中国四国農業試験場　兵庫県」を「中国四国農業試験場　香川県」に改める。

第一條（農林省設置法の一部改正）

中第十六條から第二十二條までの改正規定、第二十二條の次に二條を加える改正規定、第二十三條から第三十三條までの改正規定、第三十二條及び第三十三條として二條を加える改正規定、第三十四條第一項の改正規定、第三十五條の改正規定、第四十三條及び第三章を削る改正規定、第二章第三節中第二款の次に三款を加える改正規定、改正後の第四十八條の次に一章を加える改正規定並びに第七十四條及び第七十五條の改正規定を削る。

第一條（農林省設置法の一部改正）

中第四十二條の改正規定の次に次の十改正規定を加える。

第四十六條中「第一号から第十六号まで、」を「第一号から第十六号の三まで、第十六号の五、」に改める。

第四十八條第三号を次のように改める。

三　主要食糧の買入及び売渡の価格の決定並びに主要食糧の価格の統制に関すること。

第四十八條第五号中「主要食糧」を「農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）による農産物の検査その他主要食糧」に改める。

第五十一條中「食糧庁」を「第五十四條に規定するものの外、食糧庁」に改める。

第五十四條を次のように改める。

（米価審議会）

第五十四條　食糧庁の附属機関として、米価審議会を置く。米価審議会は、米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議することを目的とする機関とする。

2　米価審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については政令で定める。

第五十六條第三項を削り、同條第四項中「第二項」を「前項」に、「農政局長」を「農業改良局長」に改め、「、前項の事務については官房長の指揮監督」を削り、同項を第三項とし、同條第五項を第四項とする。

第五十九條中「第一号から第十六号まで、」を「第一号から第十六号の三まで、第十六号の五、」に改める。

第六十四條第一項を削り、第二項を第一項とし、以下順次一項ずつ繰り上げ、同條を第六十四條の二とし、第三章第二節第三款中同條の前に第六十四條として次の一條を加える。

（附属機関）

第六十四條　林野庁に、第六十五條に規定するものの外、左の附属機関を置く。

林業試験場

林業講習所

改正後の第六十四條の二の次に次の一條を加える。

（林業講習所）

第六十四條の三　林業講習所は、林業の経営及び技術に関し、林野庁、営林局及び営林署の職員の教習を行う機関とする。

2　林業講習所は、東京都に置く。

3　林業講習所の内部組織については、農林省令で定める。

第七十條第一項中「林野庁」を「営林局」に改める。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項中「食糧庁及び林野庁の機関及び職員並びに」を削り、「それぞれ農林省の本省」を「食糧庁」に改め、同項を第二項とする。

附則第四項を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政機構改革の一環として、食糧庁及び林野庁を内局とし、並びに農業協同組合部、統計調査部、競馬部等を廃止する等のため農林省設置法の一部を改正しようとするのであるが、本委員会においては、食糧庁及び林野庁を内局とし、局に監及び次長を置き今後なお必要な部を廃止し、営林局の管轄区域の変更即ち長野営林局を長野市に置き前橋営林局を廃止すること等の措置は、これを不適当と認め別冊の如く修正を加えた。なお、中国、四国農業試験場を中国と四国に分離して農業試験場を置く等修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により、行政機構を整備することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

農林省設置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月三日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

（小字及び――は衆議院修正）

農林省設置法等の一部を改正する法律案

農林省設置法等の一部を改正する法律

（農林省設置法の一部改正）

第一條　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　本省

第一節　内部部局（第五條―第十二條の三）

第二節　附属機関（第十三條―第三十四條）

第三節　地方支分部局（第三十五條―第四十八條）

第一款　農地事務局（第三十六條―第四十一條）

第二款　統計調査事務所（第四十二條）

第三款　食糧事務所（第四十三條・第四十四條）

第四款　営林局（第四十五條―第四十七條）
第五款　営林署（第四十八條）
第三章　外局（第四十九條）
第四章　職員（第五十條・第五十一條）

附則

第四條第十三号から第十六号までを次のように改める。

十三　農林畜水産業に関する総合計画についての調査及び立案に関する事務を行うこと。

十四　所掌事務に係る物資の生産、配給及び消費の基本的施策につき企画立案をすること。

十五　所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。

十六　主要食糧及び所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

第四條第十六号の次に次の四号を加える。

十六の二　主要食糧の使用、加工、譲渡、譲受若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を制限し、又は禁止すること。

十六の三　主要食糧の加工、譲渡、譲受若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

十六の四　所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備をすること。

十六の五　所掌事務に係る事業に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し認可を與え、又は届出を受理すること。

第四條第十七号中「農業協同組合、」の下に「森林組合、」を、同條第四十六号中「貯蔵すること。」の下に「（輸入のための買入及び輸出のための売渡を含む。）」を加え、同條第四十七号中「価格」を「買入及び売渡の価格」に改め、同條第四十八号を次のように改める。

四十八　削除

第四條第五十四号を次のように改める。

五十四　削除

第五條第一項中「五局」を「七局」に、「農政局」を「農林経済局」に、「蚕糸局」を「蚕糸局　食糧局　林野局」に改め、同條第二項を削る。

3　第六條に次の[十四]六項を加える。

農林経済局及び農地局に次長各一人、食糧局及び林野局に[次長二人、]次長各[三]一人を置く。

4　次長は、局長を助け、局務（農林経済局の次長にあつては、第八條○[第二号、第五号及び]第二十三号から第二十八号までに掲げる事務を○[、農地局の次長にあつては、第九條第一項第四号、第五号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務を、食糧局の次長にあつては、第十二條の二第九号に掲げる事務を]除く。）を整理する。

5　農林経済局に○[農業協同組合監及び]統計調査監○[各]一人を置く。

6　農業協同組合監は、命を受けて第八條第二号及び第五号に掲げる事務を整理する。

7　統計調査監は、命を受けて第八條第二十三号から第二十八号までに掲げる事務を掌理する。

8　農地局に計画監及び融設監各一人を置く。

9　計画監は、命を受けて第九條第一項第四号及び第五号に掲げる事務を整理する。

10　融設監は、命を受けて第九條第一項第十一号から第十三号までに掲げる事務を整理する。

11　農業改良局に技監一人を置く。

12　技監は、命を受けて第十條第六号、第九号及び第十一号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農山漁村の生活に関する自然科学的試験研究に関するものを整理する。

13　畜産局に競馬監一人を置く。

14　競馬監は、命を受けて第十一條第十一号及び第十二号に掲げる事務を掌理する。

15　食糧局に農産物検査監一人を置く。

16　農産物検査監は、命を受けて第十二條の二第九号に掲げる事務を整理する。

第七條中第十二号を次のように改め、第十三号から第十七号の二までを削り、第十八号を第十三号とする。

十二　農林畜水産業に係る土地及び農業水利の総合計画に関する調査及び立案に関する事務を行うこと。

第八條（見出しを含む。）中「農政局」を「農林経済局」に改め、同條第一項中第二号、第七号及び第十号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを順次一号ずつ繰り上げ、第八号中「、農機具、農薬その他の農業専用物品」を削り、「所掌する農業専用物品」を「所掌する肥料」に改め、同号を第六号とし、第九号中「農産物（蚕糸及び主要食糧を除く。）及び農業専用物品」を「肥料」に改め、同号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同号の次に次の二十二号を加え、同條第二項を削る。

九　その他の青果物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十　農業倉庫に関すること。

十一　農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

十二　資金に関する調整並びに農林中央金庫その他の金融業務を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務の指導監督を行うこと。

十三　農林漁業資金を融通すること。

十四　農林漁業資金融通特別会計の経理を行うこと。

十五　農村負債整理に関すること。

十六　農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

十七　企業の整備及び振興を図ること並びに商工業団体の指導監督を行うこと。

十八　農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

十九　農林畜水産業用物資の割当又は配分に関する調整を行うこと。

二十　外国為替予算案の作成の準備に関すること及び輸出入に関する連絡調整を行うこと。

二十一　輸出農林畜水産物の等級、標準及び包装條件並びに検査に関すること。

二十二　日本農林規格に関すること。

二十三　農林省の所掌事務に係る統計報告の徴収についての調整その他統計に関する総合調整を行うこと。

二十四　耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。

二十五　農山漁村の統計的経済調査を行うこと。

二十六　前二号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。

二十七　統計的調査資料に基き、農林畜水産業に関する予測事業を行うこと。

二十八　農林省の所掌事務に係る図書の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。

二十九　農業（畜産業を含む。次号において同じ。）及び農民生活に関する経済学的研究の企画、実施、調査及び助成並びに関係研究機関の行う当該研究の連絡調査を行うこと。

三十　農業及び農民生活に関する経済学的研究についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

第九條第二項から第四項までを削る。

第十條第一項第一号から第四号までを次のように改める。

一　農業経営の改善を図ること。

二　農産物（蚕糸を除く。以下本條中同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（農林経済局及び食糧局の所掌に属することを除く。）

三　農機具、農薬その他の農業専用物品（肥料を除く。以下本号及び次号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関することを除く。）

四　農産物及び農業専用物品の検査に関すること。（食糧局の所掌に属することを除く。）

第十條第一項中第四号の二及び第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　農産物の生産の指導に関し、当該業務を行う団体を指導監督すること。

五の二　病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に関すること。

第十條第一項第七号、第十号、第十二号及び第十三号中「農民生活」を「農山漁家の生活」に、同項第九号、第十一号及び第十三号中「試験研究」を「自然科学的試験研究」に改め、同條第二項から第四項までを削る。

第十一條第二項を削る。

第十二條の次に次の二條を加える。

（食糧局の事務）

第十二條の二　食糧局においては、左の事務をつかさどる。

一　主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行うこと。

二　主要食糧の買入及び売渡の価格の決定並びに主要食糧の価格の統制に関すること。

三　主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整に関すること。

四　飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五　主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。

六　主要食糧の輸出入の許可等に関すること。

七　主要食糧の集荷、配給、加工等の業務並びに飲食料品及び油脂の生産、流通等に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。

八　主要食糧、飲食料品及び油脂に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

九　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）による農産物の検査その他主要食糧、飲食料品及び油脂の検査に関すること。

十　主要食糧、飲食料品及び油脂についての試験研究に関すること。

十一　食糧管理特別会計の経理を行うこと。

（林野局の事務）

第十二條の三　林野局においては、左の事務をつかさどる。

一　林業行政に関する企画を行うこと。

二　国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営に関すること。

三　民有林野の造林及び営林に関すること。

四　森林治水に関すること。

五　保安林及び保安施設地区に関すること。

六　林道の造成、復旧等を行い、及び林道に関する指導助成を行うこと。

七　木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

八　木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の検査に関すること。

九　国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。

十　立木の取得、加工及び処分に関すること。

十一　森林組合その他林業、林産物及び加工炭に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

十二　森林病害虫の防除に関すること。

十三　森林火災国営保険に関すること。

十四　野生鳥獣の保護繁殖を図り、狩猟の取締を行うこと。

十五　林業に関する試験研究及び調査を企画し、関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良、発達及び普及を図ること。

十六　森林火災保険特別会計及び国有林野事業特別会計の経理を行うこと。

第十三條中「家畜衛生試験場」を「家畜衛生試験場食糧研究所林業試験場」に、「種畜牧場」を「種畜牧場食糧管理講習所林業講習所」に改める。

第十六條及び第十七條を削り、第十八條を第十六條とし、第十九條及び第二十條を削り、第二十一條を第十七條とし、第二十二條を第十八條とし、同條の次に次の二條を加える。

（食糧研究所）

第十九條　食糧研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一　食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査

二　食糧に関する分析、鑑定及び検定

三　試験研究のために製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布

四　食糧の利用、加工、貯蔵等に関する講習

2　食糧研究所は、東京都に置く。

3　食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。

（林業試験場）

第二十條　林業試験場は、林業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。

2　林業試験場は、東京都に置く。

3　農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に林業試験場の支場及び分場を設けることができる。

4　林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二十三條を第二十一條とし、第二十四條から第三十三條までを順次二條ずつ繰り上げ、第三十二條及び第三十三條として次の二條を加える。

（食糧管理講習所）

第三十二條　食糧管理講習所は、食糧管理の実務に関する講習を行う機関とする。

2　食糧管理講習所は、愛知県に置く。

3　食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。

（林業講習所）

第三十三條　林業講習所は、林業の経営及び技術に関し、林野局、営林局及び営林署の職員の教習を行う機関とする。

2　林業講習所は、東京都に置く。

3　林業講習所の内部組織については、農林省令で定める。

第三十四條第一項の表中

「繭糸価格安定審議会」を「繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）によりその権限に属させた事項を審議すること。」

「繭糸価格安定審議会」

米価審議会

森林火災国営保険審査会

中央森林審議会

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）によりその権限に属させた事項を審議すること。

米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議すること。

森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の規定により、森林火災国営保険に関する事項を審査すること。

森林に関する重要事項を調査審議すること。

第三十五條中「統計調査事務所」を「食糧事務所」に改める。

「統計調査事務所
食糧事務所
営林局
営林署」

第四十二條第一項中「農作物の作況」を「農林産水産物の収穫高」に、「農村」を「農山漁村」に改める。

第四十三條及び第三章を削り、第二章第三節中第二款の次に次の三款を加える。

第三款　食糧事務所

（所掌事務）

第四十三條　食糧事務所は、本省の所掌事務のうち第十二條の二に掲げるものを分掌する。

2　農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所に本省の所掌事務のうち農林産物の検査に関する事務を分掌させることができる。

3　食糧事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

（支所及び出張所）

第四十四條　農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に食糧事務所の支所及び出張所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第四款　営林局

（所掌事務）

第四十五條　営林局は、本省の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

一　国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営を行うこと。

二　民有林野の造林及び営林の指導並びに森林治水事業に関すること。

三　国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。

四　立木の取得、加工及び処分に関すること。

五　営林署を指導監督すること。

（名称、位置及び管轄区域）

第四十六條　営林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
旭川営林局	北海道上川郡（石狩国）	北海道のうち上川郡（石狩国）、宗谷郡、礼文郡、利尻郡、天塩郡、枝幸郡、中川郡（天塩国）、苫前郡、上川郡（天塩国）、雨龍郡、留萌郡、増毛郡、旭川市、空知郡の一部、勇拂郡の一部
北見営林局	北見市	北海道のうち北見市、紋別郡、常呂郡、網走市、網走郡、斜里郡
帯広営林局	帯広市（十勝国）、中川郡（十勝国）、河西郡、広尾郡	北海道のうち帯広市、目梨郡、標津郡、野付郡、根室郡、花咲郡、厚岸郡、川上郡、釧路郡、釧路市、阿寒郡、白糠郡、足寄郡、河東郡、上川郡
札幌営林局	札幌市	北海道のうち札幌市、浜益郡、樺戸郡、岩見沢市、厚田郡、石狩郡、札幌郡、夕張郡、夕張郡、浦河郡、新冠郡、静内郡、三石郡、様似郡、幌泉郡、千歳郡、小樽市、高島郡、忍路郡、余市郡、小樽郡、美国郡、積丹郡、白老郡、空知郡の一部、勇拂郡の一部
函館営林局	函館市	北海道のうち函館市、古宇郡、岩内郡、虻田郡、磯谷郡、歌棄郡、有珠郡、室蘭市、寿都郡、幌別郡、島牧郡、瀬棚郡、山越郡、太櫓郡、久遠郡、奥尻郡、爾志郡、茅部郡、亀田郡、上磯郡、檜山郡、松前郡
青森営林局	青森市	青森県、岩手県
秋田営林局	秋田市	秋田県、山形県
福島営林局	福島市	宮城県、福島県
東京営林局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
長野営林局	長野市	長野県、新潟県
名古屋営林局	名古屋市	静岡県、愛知県、岐阜県、富山県
大阪営林局	大阪市	大阪府、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、島根県
高知営林局	高知市	高知県、徳島県、香川県、愛媛県
熊本営林局	熊本市	熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2　前項の表に掲げる管轄区域中「郡の一部」とある地域は、農林大臣が定める。

3　農林大臣は、林産物の運搬設備の管理その他の事項で二以上の営林局の管轄区域にわたるものに関し必要があるときは、その事項を管轄する営林局を指定することができる。

4　農林大臣は、林産物の運搬設備の管理その他の事項に関し必要があるときは、営林署の所掌事務の一部を営林局に行わせ、又は営林局の所掌事務の一部を営林署に行わせることができる。

（内部部局）

第四十七條　営林局に左の三部を置く。

総務部

経営部

事業部

2　前項に定めるものの外、営林局の内部部局の組織の細目及び職員の服制については、農林省令で定める。

第五款　営林署

（所掌事務）

第四十八條　営林署は、営林局本省の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

一　国有林野及び公有林野官行造林地の造林及び営林を実施すること。

二　民有林野の造林及び営林を指導すること。

三　国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。

四　立木の取得、加工及び処分を行うこと。

2　営林署の名称、位置、管轄区域及び内部組織並びに職員の服制については、農林省令で定める。

3　営林局長は、林産物の運搬設備の管理その他の事項で二以上の営林署の管轄区域にわたるものに関し必要があるときは、その事項を管轄する営林署を指定することができる。

改正後の第四十八條の次に次の一章を加える。

第三章　外局

（水産庁）

第四十九條　国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて農林省に置かれる外局は、水産庁とする。

2　水産庁の組織、所掌事務及び権限は、水産庁設置法の定めるところによる。

第七十四條を第五十條とし、第七十五條を第五十一條とする。

（水産庁設置法の一部改正）

第二條　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の二中「第七條の六」を「第八條」に改める。

第七條の九及び第八條を削り、第七條の八を第八條とし、第九條を次のように改める。

（漁業調整事務局及び漁業調整事務所）

第九條　水産動植物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締その他漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の施行に関する事務の一部を分掌させるため、漁業調整事務局及び漁業調整事務所を置く。

2　漁業調整事務局及び漁業調整事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
北海道漁業調整事務所	札幌市
仙台漁業調整事務所	仙台市
新潟漁業調整事務所	新潟市
香住漁業調整事務所	兵庫県
瀬戸内海漁業調整事務局	神戸市
福岡漁業調整事務所	福岡市
有明海漁業調整事務局	大牟田市

3　漁業調整事務局及び漁業調整事務所の管轄区域、内部組織及び所掌事務の範囲については、農林省令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　昭和二十八年三月三十一日までの期間内において政令で定める期日までは、営林局の名称、位置及び管轄区域については、農林省設置法第四十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　従前の食糧庁及び林野庁の機関及び職員並びに経済安定本部の米価審議会及びその委員（専門委員を含む。）は、それぞれ農林省の本省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第七号中「林野庁」を「林野局」に改める。

審査報告書

経済審議庁設置法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十三日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　幸平　鈴木　直人
岡田　信次　上條　愛一
栗栖　赳夫　楠見　義男
成瀬　幡治　江田　三郎
松原　一彦　三好　始
竹下　豐次　郡　祐一
愛知　揆一

第三條第一号から第三号までを次のように改める。

一　長期経済計画の策定

二　二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的且つ基本的な政策の企画立案（特定の行政機関の主管に属するものを除く。）

三　経済に関する基本的な政策の総合調整

第四條第十三号中「経済」の下に「（外国為替予算並びに外国投資家の投資及び事業活動を含む。）」を加え、同條第十七号中「国民生活の安定」の下に「及び労働状態の改善」を加え、同條第十八号中「他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策」を「二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的且つ基本的な政策（特定の行政機関の主管に属するものを除く。）」に改め、同條第十九号中「ハ電源開発促進法（昭和二十七年法律第　号）」を「ハ　特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第　号）」に改める。

第五條中「三部」を「四部」に、「総務部」を「総務部　調整部」に改める。

第六條中「総務部、」の下に「調整部、」を加える。

第七條第十一号中「貿易」の下に「、外国為替」を加え、同條第十六号中「国民生活水準」の上に「労働状態及び」を加え、同條第十八号中「前七号」を「前八号」に、「他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策」を「二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的且つ基本的な政策（特定の行政機関の主管に属するものを除く。）」に改める。

第八條に次の一号を加え、同條を第九條とし、以下順次一條ずつ繰り下げる。

五　特殊土じよう地帯の災害防除及び振興に関すること。

第七條第十号の次に次のように加え、同條中「十一」を「一」に、「十二」を「二」に、「十三」を「三」に、「十四」を「四」に、「十五」を「六」に、「十六」を「七」に、「十七」を「八」に、「十八」を「九」に改め、同條第十九号を同條第十一号とする。

（調整部の事務）

第八條　調整部においては、左の事務をつかさどる。

改正後の第八條第四号の次に次の一号を加える。

五　外国投資家の投資及び事業活動に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政機構改革の一環として総理府の外局に経済審議庁を設置しようとするものである。

即ち講和後のわが国は、今後の自衛力の漸増、賠償、外債の支拂等のため新たな経済上の諸負担が増加するので、これ等の困難な事態を打開し、国民経済の健全な発展と国民生活の向上を図ろうとするものであつて委員会は、概ね適当と認めたが別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により行政機構を整備し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

経済審議庁設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

経済審議庁設置法案

経済審議庁設置法

（目的）

第一條　この法律は、経済審議庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、経済審議庁（以下「審議庁」という。）を設置する。

2　審議庁の長は、経済審議庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

（任務）

第三條　審議庁は、左に掲げる事務をつかさどる。

一　経済に関する基本的な政策の総合調整

二　他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案

三　長期経済計画の策定

四　総合国力の分析及び測定

五　内外の経済動向及び国民所得等に関する調査及び分析

（権限）

第四條　審議庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拠をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸与する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置を執ること。

十一　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二　審議庁の公印を制定すること。

十三　経済に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

十四　国土総合開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十五　電源開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十六　物価に関する基本的な政策を企画立案すること。

十七　国民生活の安定に関する基本的な政策を企画立案すること。

十八　前四号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策を企画立案すること。

十九　左に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

イ　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）

ロ　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）

ハ　電源開発促進法（昭和二十七年法律第　号）

二十　前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、審議庁に属せしめられた権限

（内部部局）

第五條　審議庁に、左の三部を置く。

総務部

計画部

調査部

（特別な職）

第六條　審議庁に、次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3　審議庁に、審議官十人以内を置く。

4　審議官は、命を受け、重要な庁務に参画する。

5　総務部、計画部及び調査部に、各部を通じ、調査官二十人以内を置く。

6　調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

（総務部の事務）

第七條　総務部においては、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び庁印を管守すること。

四　公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六　行政財産及び物品を管理すること。

七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八　行政の考査を行うこと。

九　こう報に関すること。

十　法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。

十一　貿易及び国際収支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十二　産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十三　運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十四　財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十五　物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。

十六　国民の合理的な生活水準の策定並びに雇用の増大、国民生活水準の改善その他国民生活の安定に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

十七　国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び推進に関すること。

十八　前七号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案並びに経済に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十九　前各号に掲げるものの外、審議庁の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。

（計画部の事務）

第八條　計画部においては、左の事務をつかさどる。

一　長期経済計画の策定に関すること。

二　総合国力の分析及び測定に関すること。

三　電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

四　国土総合開発及び国土調査に関すること。

（調査部の事務）

第九條　調査部においては、左の事務をつかさどる。

一　内外の経済動向の調査及び分析に関すること。

二　経済統計の作成及び整備に関すること。

三　国民所得等の調査及び分析に関すること。

（附属機関）

第十條　審議庁の附属機関として、経済審議会を置く。

2　経済審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済に関する重要な政策、計画等につき調査審議する。

3　経済審議会の組織、所掌事業及び委員については、政令で定める。

（定員）

第十一條　審議庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に経済安定本部の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、法律に別段の定のない限り、同一の勤務條件をもつて、審議庁の職員となるものとする。

審査報告書

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十三日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

郡　祐一　　愛知　揆一
竹下　豐次　　三好　始
松原　一彦　　江田　三郎
成瀬　幡治　　栗栖　赳夫
楠見　義男　　上條　愛一
岡田　信次　　鈴木　直人
中川　幸平

第十條（臨時金利調整法の一部改正）中「経済審議庁総務部長」を「経済審議庁調整部長」に改める。

第十六條（国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）を削り、第十七條（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部改正）を第十六條とし、以下第二十九條（国有財産特別措置法の一部改正）まで順次一條ずつ繰り上げ、第三十條（電源開発促進法の一部改正）中「第四條及び第九條」を「第四條、第十條及び第二十三條」に、「第七條」を「第八條」に改め、第九條第三項第五号の改正規定を次のように改める。

第十條中「十五人」を「十四人」に改める。

第十條第三項第五号、第六号及び第七号を次のように改め、同項第八号を第七号とする。

五　経済審議庁長官

六　自治庁長官

第十條第四項中「第八号」を「第七号」に改める。

第三十條（電源開発促進法の一部改正）を第二十九條とする。

第三十一條（経済安定本部の残務整理）を第三十條とする。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政機構改革の一環として、経済安定本部を廃止し、それにともなつて関係法令の整理をしようとするものである。即ち従来経済安定本部が有していた物資需給調整、物価統制、公共事業、国土総合開発、国土調査、電源開発等に関する権限を新設の経済審議庁及びその他の行政機関に引き継ぐため、それぞれの法令に所要の改正を加えようとするものであつて概ね適当な措置と認めるが、委員会は別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により行政機構の改革に伴う関係法令を整理し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律

（経済安定本部設置法等の廃止）

第一條　左に掲げる法律は、廃止する。

一　経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）

二　価格調整公団法（昭和二十二年法律第六十二号）

三　通貨発行審議会法（昭和二十二年法律第百九十七号）

（恩給法の一部改正）

第二條　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第三号中「経済安定本部」を削る。

（食糧管理法の一部改正）

第三條　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八條ノ二第一項中「経済安定本部総裁ガ定ムル方策ニ基キ」を削る。

第九條第三項から第六項まで中「経済安定本部総裁」を「農林大臣」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第四條　日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條ノ四第二項第三号中「経済安定本部」を「経済審議庁」に改める。

（物価統制令の一部改正）

第五條　物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済安定本部令」を「政令」に改める。

本則（第二十條第二項、第二十一條及び第三十一條を除く。）中「経済安定本部総務長官」及び「経済安定本部総裁」を「主務大臣」に改める。

第二十條第二項及び第二十一條中「経済安定本部総裁」を「大蔵大臣」に改める。

第三十條中「管区経済局其ノ他ノ」を削る。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條　主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本令ニ規定スル主務大臣ノ職権ノ一部ヲ地方行政機関ノ長又ハ都道府県知事ヲシテ行ハシムルコトヲ得

（物価統制令の一部を改正する勅令の一部改正）

第六條　物価統制令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削る。

（地代家賃統制令の一部改正）

第七條　地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

「経済安定本部総務長官」を「建設大臣」に、「経済安定本部令」を「建設省令」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第八條　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第五項及び第六項中「、中央職業安定審議会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める」を「中央職業安定審議会に諮問のうえ定める」に改める。

（郵便法の一部改正）

第九條　郵便法（昭和二十二年法律

第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「及び経済安定本部総裁」を削り、「命令」を「省令」に改める。

（臨時金利調整法の一部改正）

第十條　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号を次のように改める。

二　経済審議庁総務部長

（郵便為替法の一部改正）

第十一條　郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。」を「省令で定める。」に改める。

（郵便振替貯金法の一部改正）

第十二條　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。」を「省令で定める。」に改める。

（輸出品取締法の一部改正）

第十三條　輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「、経済安定本部総裁の同意を得」を削る。

（国民金融公庫法の一部改正）

第十四條　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「九人」を「八人」に改め、同條第三項第一号を次のように改める。

一　大蔵省銀行局を代表する者一人

（緊急失業対策法の一部改正）

第十五條　緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

2　この法律で「公共事業」とは、国自ら又は国の負担金の交付を受け若しくは国庫の補助により地方公共団体等が実施する公共的な建設及び復旧の事業をいう。

第七條を次のように改める。

第七條　労働大臣は、前條の計画を樹立した場合には、失業対策事業の事業主体、種目及び規模等を定めておかなければならない。

第十二條中「経済安定本部総務長官と協議の上」を削る。

第二十條第一項中「経済安定本部総務長官」を「当該事業の主務大臣」に改め、同條第二項を次のように改める。

2　主務大臣は、前項の請求を受けた場合には、違反事項を審査し、その請求に正当な理由があると認めるときは、違反事項を是正し、又は当該事業主体に対し違反事項を是正し、若しくは必要により当該事業の全部若しくは一部を停止するよう命じなければならない。

（国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）

第十六條　国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一條中

「

国立国会図書館支部経済安定本部図書館	経済安定本部
国立国会図書館支部物価庁図書館	物価庁

」

を

「

国立国会図書館支部経済審議庁図書館	経済審議庁

」

に改める。

（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部改正）

第十七條　国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号の一部を次のように改正する。

第四條第一項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同條第二項中「及び第七号」を削る。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

第十八條　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「経済安定本部総裁、」を削る。

（国土総合開発法の一部改正）

第十九條　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三條中「第一條」を「この法律及び国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）」に改める。

第四條に次の一項を加える。

5　国土調査に関し国土総合開発審議会がつかさどる事務については、国土調査法の定めるところによる。

第七條の二第四項中「経済安定本部総裁」を「経済審議庁長官」に改める。

第十條、第十一條の四、第十二條及び第十三條の三中「経済安定本部総務長官」を「経済審議庁長官」に改める。

（旧軍港市転換法の一部改正）

第二十條　旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「二十人」を「十九人」に改め、同條第三項第五号中、「建設省及び経済安定本部」を「及び建設省」に改める。

（連合国財産の返還等に関する政令の一部改正）

第二十一條　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「経済安定本部総裁、」を削る。

（積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正）

第二十二條　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十三号を次のように改める。

十三　経済審議庁次長

（資金運用部資金法の一部改正）

第二十三條　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項第五号を次のように改める。

五　経済審議庁次長

（国土調査法の一部改正）

第二十四條　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　国土調査審議会及び都道府県国土調査委員会（第十一條―第十六條）」を「第三章　国土総合開発審議会及び都府県総合開発審議会の調査審議（第十一條―第十六條）」に改める。

「総裁」を「内閣総理大臣」に改める。

第三條第一項中「経済安定本部総裁（以下「総裁」という。）が定める。」を「総理府令で定める。」に改め、同條第二項中「経済安定本部令」を「総理府令」に改め、同條第三項中「国土調査審議会」を「国土総合開発審議会」に改める。

第六條から第八條まで中「都道府県国土調査委員会」を「都道府県知事」に改める。

「第三章　国土調査審議会及び都道府県国土調査委員会」を「第三章　国土総合開発審議会及び都府県総合開発審議会の調査審議」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條　削除

第十二條の見出しを「（国土総合開発審議会の調査審議）」に改め、同條中「審議会」を「国土総合開発審議会」に改める。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

第十三條及び第十四條　削除

第十五條を次のように改める。

（都府県総合開発審議会の調査審議）

第十五條　都府県知事は、その管轄区域内において国土調査が実施される場合においては、国土総合開発法第六條の六の規定により條例で設置された都府県総合開発審議会に対し、左に掲げる事項について調査審議を求めることができる。

一　第六條第三項の規定による指定又は勧告若しくは助言

二　第十九條第二項の規定による国土調査の成果の認証

第十六條を次のように改める。

第十六條　削除

第十八條から第二十三條まで中「委員会」を「都道府県知事」に改める。

（旅券法の一部改正）

第二十五條　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号中、「各省及び経済安定本部」を「及び各省」に、「各省大臣及び経済安定本部総裁」を「及び各省大臣」に改める。

（国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部改正）

第二十六條　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「経済安定本部総裁を定める方策に基き、」を「政令で定めるところにより、」に改め、同條第二項中「経済安定本部総裁の同意を得て、」を削り、同條第六項及び第七項中「経済安定本部総裁」を「主務大臣」に改める。

第三條中「経済安定本部」を「通商産業省」に改める。

第四條第一項を次のように改める。

審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、第二條第一項各号に掲げる物資の需給の調整に関する重要事項に関して審議し、その結果を報告する。

第四條第二項中「経済安定本部総裁」を「関係各大臣」に改める。

第五條第二項中「経済安定本部総務長官」を「通商産業大臣」に改め、同條第三項中「経済安定本部総裁」を「通商産業大臣」に改める。

（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正）

第二十七條　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第六号を次のように改める。

六　経済審議庁次長

（急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第二十八條　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第四号を次のように改める。

四　経済審議庁次長

（国有財産特別措置法の一部改正）

第二十九條　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「及び経済安定本部総裁」を削る。

（電源開発促進法の一部改正）

第三十條　電源開発促進法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第三條、第四條及び第九條中「経済安定本部総裁」を「内閣総理大臣」に改める。

第七條中「経済安定本部」を「総理府」に改める。

第九條第三項第五号を次のように改める。

五　経済審議庁長官

（経済安定本部の残務整理）

第三十一條　左に掲げる事項でこの法律施行の際現に経済安定本部の所管に係るものの残務整理については、経済審議庁においてつかさどる。

一　昭和二十七年度予算の執行及び予備費の支出に関する事項

二　昭和二十四年度から昭和二十七年度までの決算に関する事項

三　昭和二十六年度及び昭和二十七年度の国有財産に関する事項

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用及び価格調整公団の清算に関しては、旧価格調整公団法は、この法律施行後もなおその効力を有する。

審査報告書

資源調査会設置法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　幸平　岡田　信次
成瀬　幡治　江田　三郎
鈴木　直人　上條　愛一
波多野　鼎　横尾　龍
楠見　義男　栗栖　赳夫
松原　一彦　三好　始
郡　祐一　竹下　豐次

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政機構改革の一環として経済安定本部が廃止されるため、従来政令によつて経済安定本部の附属機関として設置されていた資源調査会を総理府の附属機関として設置し、調査会の調査審議は自発的に行う場合の外、総理大臣の諮問に応じ、また他の行政機関の依頼にも応じ得る等適宜改正を加えたものであつて適当の措置と認めるが委員会においては、施行期日につき別冊の如き修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により資源の総合的利用のための方策に関し調査審議を強化し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため昭和二十七年度予算に一千五百万円が計上されている。

資源調査会設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

資源調査会設置法案

資源調査会設置法

（設置）

第一條　総理府に、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八條第一項に規定する機関として、資源調査会を置く。

（所掌事務）

第二條　資源調査会は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　資源の総合的利用のための方策に関し調査審議すること。

二　関係各行政機関が樹立する資源の利用計画の総合調整に関し調査審議すること。

三　資源調査の計画に関し調査審議すること。

四　前各号に規定する事項に関し、調査審議の結果を内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各行政機関の長に対し、勧告し、又は報告すること。

五　関係各行政機関が行う各般の経済計画の作成及び国の予算の編成に必要な資源の利用に関する資料を収集整理すること。

六　資源の利用に関する内外の資料を収集し、並びに資源の利用に関し周知させ、及び啓発を行うこと。

七　その他資源の総合的利用に関すること。

2　資源調査会は、前項に規定するものの外、内閣総理大臣の諮問に応じ、同項第一号から第三号までに規定する事項に関し調査審議し、その結果を内閣総理大臣に答申する。

3　関係各行政機関の長は、その所掌事務を遂行するにあたつて必要があると認めるときは、第一項第一号から第三号までに規定する事項に関し、資源調査会の調査審議を求めることができる。

（資料の提出等の要求）

第三條　資源調査会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係各行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（組織）

第四條　資源調査会は、会長、副会長及び委員二十人以内で組織する。

（会長）

第五條　会長は、経済審議庁長官をもつて充てる。

2　会長は、会務を総理する。

（副会長）

第六條　副会長は、一人とし、学識経験がある者又は関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　副会長は、常勤とする。但し、関係行政機関の職員のうちから任命された場合又はやむを得ない場合には、非常勤とすることができる。

（委員）

第七條　委員は、学識経験がある者又は関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　関係各行政機関の職員（教職にある者及び試験研究に従事する者を除く。）のうちから任命される委員の数は、委員の総数の二分の一以下でなければならない。

3　委員は、非常勤とする。

4　学識経験がある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　前項の委員は、再任されることができる。

（会議）

第八條　資源調査会は、会長、副会長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。会長に事故がある場合には、副会長が、会長、副会長ともに事故がある場合には、会長があらかじめ指名する委員が、会議の議長となる。

3　資源調査会の議事は、会長、副会長及び委員のうち出席した者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第九條　資源調査会の事務を処理させるため、資源調査会に、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理する。

（連絡会議）

第十條　資源の利用に関し、資源調査会及び関係各行政機関相互の間の連絡を図るため、資源調査会に、連絡会議を置く。

（政令への委任）

第十一條　この法律に定めるものを除く外、資源調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）第十五條に規定する資源調査会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて、資源調査会事務局の職員となるものとする。

審査報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十三日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

上條　愛一　栗栖　赳夫
江田　三郎　成瀬　幡治
楠見　義男　三好　始
松原　一彦　竹下　豐次

目次の改正規定を次のように改める。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　本省

第一節　内部部局（第五條―第十三條）

第二節　附属機関（第十四條―第十七條）

第三節　地方支分部局（第十八條―第二十六條）

第一款　財務局（第十九條―第二十二條）

第二款　税関（第二十三條―第二十六條）

第三章　国税庁

第一節　総則（第二十七條―第二十九條）

第二節　内部部局（第三十條―第三十八條）

第三節　附属機関（第三十九條―第四十一條）

第四節　地方支分部局（第四十二條―第四十七條）

第四章　職員（第四十八條・第四十九條）

附則

第四條第二十三号の改正規定のうち第二十二号中「税務職員（徴税局、国税局及び税務署の職員（国税局協議団以外の国税局の附属機関の職員を除く。）をいう。以下同じ。）」を「国税庁の所属職員（協議団以外の国税庁及び国税局の附属機関の職員を除く。以下同じ。）」に改める。

第四條第三十一号から第四十号までの改正規定のうち第四十五号中「総合調整」を「事務の取りまとめ」に改める。

第五條第一項の改正規定中「七局」を「六局」に改め、「「主税局」を「主税局」に、「」を削り、「同條第二項から第四項までを削る。」を「同條第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。」に改める。

第六條の改正規定中第七項を次のように改める。

7　主計局に次長二人、理財局に次長一人を置く。

第九條第一項を改正する規定を次のように改める。

第九條第一項第五号中「保税倉庫」を「指定保税地域、特許上屋、保税

倉庫」に改め、同号を同項第六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　租税収入の見積及び決算の調査を行うこと。

第九條第二項の改正規定を次のように改める。

第九條第二項中「第三号から第八号まで」を「第四号から第九号まで」に改める。

第十條第五号中「(国民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。)」を削り、同條第十号から第二十二号までを次のように改める。

十　紙幣類似証券の取締を行うこと。

十一　金の買取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。

十二　金地金(歯科用金地金を除く。)の価格を決定すること。

十三　資金運用部資金を管理及び運用すること。

十四　米国対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

十五　産業資金の需給を調整すること。

十六　企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他企業の経理に関すること。

十七　商品券の取締を行うこと。

十八　社債等の登録を行うこと。

十九　証券取引制度を調査、企画及び立案すること。

二十　証券取引所を登録し、これを監督すること。

二十一　証券業者及び証券業協会を登録し、これらを監督すること。

二十二　証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

二十三　有価証券の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

二十四　公認会計士(会計士補を含む。)及び計理士の登録及び監督を行うこと。

二十五　政府契約に基く支拂の遅延防止に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

二十六　平和回復に伴い処理を要する賠償、外貨債その他の渉外負債に関する財務を管理すること。

二十七　平和回復に伴い処理を要する在外資金、渉外債権その他の在外資産に関する財務を管理すること。

二十八　在外公館等借入金の返済に関すること。

二十九　外国に居住する本邦人(外国に本店を有する本邦法人を含む。)が本邦内に有する財産を管理すること。

第十一條第八号を削り、同條第九号を同條第八号とし、以下同條第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同條第十二号中「の取得又は貸借」を「に関する権利の取得」に改め、同号を同條第十一号とする。

第十二條第一項第二号を削り、同項第三項を同項第二号とし、以下同項第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号を同項第十三号とし、同項第十七号を同項第十四号とし、同項第十八号を削り、同條第二項中「第三号から第六号」を「第二号から第五号」に、「第八号から第十号」を「第七号から第九号」に改める。

第三章を削る改正規定及び第二十條の改正規定を次のように改める。

第三章中「第三章　外局」を「第三章　国税庁」に改め、同章中第二十四條、第一節、第一節の二、「第二節　国税庁、総則」「第二款　内部部局」、「第三款　附属機関」、「第四款　地方支分部局」、第三節及び第四節を削り、第三十六條を第四十二條とし、同條の前に次の節名を加える。

第四節　地方支分部局

第三十七條を第四十三條とする。

第三十八條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、大蔵省令で定める国税局には、調査査察部を置かないことができる。

第三十八條を第四十四條とし、第三十八條の二を第四十五條とする。

第三十九條第一項の表地方酒類審議会の項中「、類別及び種別」を「及び類別」に改め、同條を第四十六條とする。

第四十條第二項中「税務署」を「税務署及び税務署の支署」に、「管轄区域及び」を「管轄区域、所掌事務の範囲及び」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2　税務署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署の支署を置く。

第四十條を第四十七條とし、第四十一條を削る。

第三十三條の四を第三十九條とし、同條の前に次の節名を加える。

第三節　附属機関

第三十四條を第四十條とする。

第三十五條第一項の表中央酒類審議会の項中「、類別及び種別」を「及び類別」に改め、同條を第四十一條とする。

第三十二條に次の一号を加え、同條を第三十四條とする。

五　酒類の価格を決定すること。

第三十二條の二第二号中「価格差益」の下に「及び物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二十條に規定する割増金」を加え、同條を第三十五條とする。

第三十三條を第三十六條とする。

第三十三條の二第一項中「第三十條」を「第三十二條」に改め、同條を第三十七條とする。

第三十三條の三を第三十八條とする。

第三十條第八号中「第三十三條の三」を「第三十八條」に改め、同條を第三十二條とする。

第三十一條を第三十三條とし、第二十九條の二を第三十一條とし、第二十九條を第三十條とし、同條の前に次の節名を加える。

第二節　内部部局

第二十八條中「第二十一号から第二十三号まで及び第四十四号」を「第二十号から第二十三号まで及び第四十号(酒類に係る場合に限る。)」に改め、同條を第二十九條とする。

第二十七條を第二十八條とし、同條の前に次のように加える。

第一節　総則

(設置)

第二十七條　国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、大蔵省の外局として、国税庁を置く。

第二十一條を第二十四條とし、第二十二條を第二十五條とし、第二十三條を第二十六條とする。

第二十條中「第一項第三号から第八号まで」を「第一項第一号及び第二号に掲げるもの(関税及びとん税に関するものに限る。)並びに同條第四号から第九号」に改め、同條第三号中「外国為替及び外国貿易管理法」の下に「(昭和二十四年法律第二百二十八号)」を加え、同條を第二十三條とする。

第二十一條から第二十三條までを繰り下げる改正規定及び第二章第三節中に一款を加える改正規定を削る。

第十四條の改正規定を次のように改める。

第十八條及び第十九條を削り、第十四條を第十八條とする。

第十五條の改正規定中「第一号から第十号まで及び第十條各号」を「第一項第一号から第九号まで」に、「第二十一條」を「第十九條」に改める。

第十六條から第十九條までの改正規定中「第二十二條」を「第二十條」に、「第二十三條」を「第二十一條」とし、第十八條及び

第十九條を次のように改める。」を「第二十一條とし、同條の次に次の一條を加える。」に改め、同改正規定中の第二十四條を第二十二條とする。

第十三條の改正規定中「第十五條」を「第十四條」に、「第十九條」を「第十七條」に改め、表の改正部分の表中中央酒類審議会の項及び税理士試験委員の項を削る。

第二章第二節中第十三條の前に四條を加える改正規定のうち、「次の四條」を「次の三條」に改め、第十五條中「税務講習所」を削り、同條を第十四條とし、第十六條を第十五條とし、第十七條を第十六條とし、第十八條を削る。

第十二條を改正し第二章第一節中同條の次に一條を加える改正規定中第十二條の改正規定及び「中同條の次」を削り、第十四條を第十三條とし、同條第六号中「総括」を「整理」に改める。

第十一條の改正規定を削る。

第十條を第十一條とし第九條の次に一條を加える改正規定を削る。

第十條第五号及び第十号から第二十二号までの改正規定を削る。

第四章を第三章に改める改正規定並びに第五十七條の改正規定のうち第三十五條及び第三十六條を削り、同改正規定のうち第三十七條を第四十八條とする。

第五十八條を第三十八條とする改正規定中「第三十八條」を「第四十九條」に改める。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政機構改革の一環として、証券取引委員会、公認会計士管理委員会、国税庁、外国為替管理委員会及び外資委員会を廃止して、その権限及び所掌事務の全部又は一部を大蔵省の本省に統合し、これに伴い本省の内部部局の組織を改めるとともに、造幣庁及び印刷庁を本省の附属機関とする等の改正を行おうとするものであつて、概ね妥当と認めたが、主税局の税関部、銀行局の検査部を廃止し、各局に次長を置くこと及び国税庁を廃止して内局にする件については、不適当と認め、別冊の如く所要の修正を含めて修正議決した。

二、事件の利害得失

この措置により、行政機構を整備することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　本省

第一節　内部部局（第五條―第十四條）

第二節　附属機関（第十五條―第十九條）

第三節　地方支分部局（第二十條―第三十四條）

第一款　財務局（第二十一條―第二十四條）

第二款　税関（第二十五條―第二十八條）

第三款　国税局（第二十九條―第三十四條）

第三章　職員（第三十五條―第三十八條）

附則

第三條第四号を同條第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第三号の次に次の一号を加える。

四　外国為替

第四條第十七号を削り、同條第十八号を同條第十七号とし、以下同條第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同條第二十三号を次のように改める。

二十二　法令の定めるところに従い、税務職員（徴税局、国税局及び税務署の職員（国税局協議団以外の国税局の附属機関の職員を除く。）をいう。以下同じ。）の職務に関係のある犯罪について捜査を行い、必要な措置をとること。

二十三　酒類の製造業及び販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。

第四條第三十一号を次のように改める。

三十一　賠償、外貨債その他の渉外負債及び在外資金その他の在外資産に関する財務を管理すること。

第四條第三十六号を次のように改める。

三十六　貨幣及び紙幣を発行し、日本銀行券の発行を監督すること。

第四條第五十号を同條第五十七号とし、同條第四十一号中「株式又は社債」を「有価証券」に改め、同号を同條第五十号とし、同條第四十二号を削り、同條第四十三号を同條第五十一号とし、同條第四十四号を削り、同條第四十五号を同條第五十二号とし、同條第四十六号中「貴金属の精製、配給」を「金地金の配給、貴金属の精製」に改め、同号を同條第五十三号とし、同條第四十七号中「証券類」の下に「及び印刷物」を加え、同号を同條第五十四号とし、同條第四十八号中「その他の印刷物」を「広報宣伝資料等の政府刊行物」に改め、同号を同條第五十五号とし、同條第四十九号中「印刷庁」を「印刷局」に改め、同号を同條第五十六号とし、同條第三十八号から第四十号までを次のように改める。

三十八　特別の法律により設立された金融機関を監督すること。

三十九　金融機関の融資及び金利を規制すること。

四十　大蔵省の所管に属する物資の価格の統制を行うこと。

四十一　外国為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。

四十二　外国為替相場を決定し、維持すること。

四十三　対外取引の決済條件を定めること。

四十四　所掌事務に係る外国為替の管理をすること。

四十五　外国為替予算案（貿易に係る部分を除く。）を作成し、外国為替予算案の準備に関する総合調整を行うこと。

四十六　外国投資家の投資及び事業活動を調整すること。

四十七　証券取引所を登録し、これを監督すること。

四十八　証券業者及び証券業協会を登録し、これらを監督すること。

四十九　証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

第五條第一項中「五局」を「七局」に、「主税局」を「主税局　徴税局」に、「銀行局」を「銀行局　為替局」に改め、同條第二項から第四項までを削る。

第六條を次のように改める。

（特別な職）

第六條　本省に財務参事官一人を置く。

2　財務参事官は、命を受け、大蔵省の所掌事務のうち第四條第三十一号に掲げる権限に属する事項その他国際的に処理を要する事項に係るものの総合調整を行う。

3　大臣官房に官房長を置く。

4　官房長は、命を受け、大臣官房の事務を掌理する。

5　大臣官房に日本専売公社監理官一人を置く。

6　日本専売公社監理官は、命を受け、専売制度を調査、企画及び立案し、日本専売公社を監督する。

7　主計局及び徴税局に次長各二人を、主税局、理財局及び銀行局に次長各一人を置く。

8　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第七條第一項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　専売品（アルコールを除く。）の価格の決定に関すること。

第七條第二項を削る。

第八條第八号を削り、同條第九号を同條第八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第九條第一項第五号中「保税倉庫」を「指定保税地域、特許上屋、保税倉庫」に改め、同号を同項第七号とし、以下二号ずつ繰り下げ、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　租税収入の見積及び決算の調査を行うこと。

三　酒類の価格を決定すること。

第九條第二項を削る。

第三章を削り、第二十條中「第一項第三号から第八号」を「第一号及び第二号に掲げるもの（関税及びとん税に関するものに限る。）並びに同條第五号から第十号」に改め、同條第三号中「外国為替及び外国貿易管理法」の下に「（昭和二十四年法律第二百二十八号）」を加え、同條を第二十五條とする。

第二十一條を第二十六條とし、第二十二條を第二十七條とし、第二章第三節中同條の次に次の一款を加える。

第三款　国税局

（所掌事務）

第二十九條　国税局は、本省の所掌事務のうち第九條第一号及び第二号に掲げるもの（内国税に関するものに限る。）並びに同條第三号及び第四号並びに第十條各号に掲げるものの一部を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十條　国税局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東京国税局	東京都	東京都　神奈川県　千葉県　山梨県
関東信越国税局	東京都	埼玉県　茨城県　栃木県　群馬県　長野県　新潟県
大阪国税局	大阪市	大阪府　京都府　兵庫県　奈良県　和歌山県　滋賀県
札幌国税局	札幌市	北海道
仙台国税局	仙台市	宮城県　岩手県　福島県　秋田県　青森県　山形県
名古屋国税局	名古屋市	愛知県　静岡県　三重県　岐阜県
金沢国税局	金沢市	石川県　福井県　富山県
広島国税局	広島市	広島県　山口県　岡山県　鳥取県　島根県
高松国税局	高松市	香川県　愛媛県　徳島県　高知県
福岡国税局	福岡市	福岡県　佐賀県　長崎県
熊本国税局	熊本市	熊本県　大分県　鹿児島県　宮崎県

（内部部局）

第三十一條　国税局に、左の五部を置く。

総務部

直税部

間税部

徴収部

調査査察部

2　前項の規定にかかわらず、大蔵省令で定める国税局には、調査査察部を置かないことができる。

3　前二項に定めるものの外、国税局の組織の細目は、大蔵省令で定める。

（国税局協議団）

第三十二條　国税局に、附属機関として、国税局協議団を置く。

2　国税局協議団は、国税局長に対する内国税に関する審査の請求について、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）その他の法律（法律に基く命令を含む。）に規定する協議を行う機関とする。

3　国税局協議団の所掌事務の細目及び組織は、政令で定める。

（その他の附属機関）

第三十三條　前條に規定するものの外、左の表の上欄に掲げる機関は、国税局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
地方酒類審議会	国税局長の諮問に応じて、酒類の生産及び配給に関する重要事項並びに酒類の級別及び類別について調査審議すること。
地方資産再評価調査会	国税局長の諮問に応じて、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）による再評価額又は再評価税額等に関する審査の請求その他の重要事項について調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

（税務署）

第三十四條　国税局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署を置く。

2　税務署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署の支署を置く。

3　税務署及び税務署の支署の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第十四條中「税関」を「税関国税局」に改め、同條を第二十條とする。

第十五條中、証券取引委員会及び公認会計士管理委員会」を削り、「第一項第三号から第八号まで」を「第一号から第十号まで及び第十條各号」に改め、同條を第二十一條とする。

第十六條を第二十二條とし、第十七條を第二十三條とし、第十八條及び第十九條を次のように改める。

（財務部及び財務局又は財務部の出張所）

第二十四條　財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務部を置く。

2　財務局又は財務部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務局又は財務部の出張所を置く。

3　財務部及び財務局又は財務部の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第十三條の見出しを「（その他の附属機関）」に改め、同條第一項中「左

の表」を「第十五條に規定するものの外、左の表」に改め、同項の表金利調整審議会の項中「（貸金業者の貸付の利率及び媒介の手数料を含む。）」を削り、同表中

在外公館等借入金評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、在外公館等借入金の返済の準備に資するために必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議すること。

を

在外公館等借入金評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、在外公館等借入金の返済の準備に資するために必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議すること。
中央酒類審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、酒類の生産、配給及び価格に関する重要事項並びに酒類の級別及び類別について調査審議すること。
企業会計審議会	企業会計の基準の設定及び原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善に関し、大蔵大臣の諮問に応じて調査審議し、又は大蔵大臣に対して必要な勧告及び報告を行うこと。
証券取引審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要事項に関し、調査審議すること。
外国為替審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、外国為替の管理に関する重要事項に関し、調査審議すること。
外資審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、本邦に対する外国資本の投下に関する重要事項に関し、調査審議すること。
公認会計士審査会	大蔵大臣の諮問に応じて公認会計士制度の運営及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定による公認会計士等に対する懲戒処分に関し調査審議し、並びに公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行うこと。
税理士試験委員	税理士試験を行うこと。

改め、同條を第十九條とし、第二章第二節中同條の前に次の四條を加える。

（附属機関）

第十五條　本省に、附属機関として、左の機関を置く。

造幣局
印刷局
税務講習所

（造幣局）

第十六條　造幣局は、造幣事業を行う機関とし、左の事務をつかさどる。

一　貨幣を製造し、旧貨幣等を鑄つぶすこと。
二　貨幣、貨幣地金及び貴金属の地金を出納保管すること。
三　金地金を配給すること。
四　章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品を製造すること。
五　貴金属の地金及び陶たかすを精製すること。
六　貴金属及び製品の品位を証明すること。
七　貨幣地金その他の物品の試金を行うこと。
八　重要金属の地金及び鉱物を分析及び試験すること。

2　造幣局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる権限を行使する。

3　造幣局の長は、造幣局長とする。

4　造幣局は、大阪市に置く。

5　造幣局に、左の二部を置く。

総務部
作業部

6　造幣局に、その所掌する作業に関する研究、講習及び指導を行わせるため、研究所を、造幣局部内職員の診療を行わせるため、病院を置く。

7　造幣局の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び広島県佐伯郡五日市町に造幣局の支局を、熊本市に造幣局の出張所を置く。

8　造幣局の研究所及び病院の名称、位置及び内部組織並びに造幣局の支局及び出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

（印刷局）

第十七條　印刷局は、印刷事業を行う機関とし、左の事務をつかさどる。

一　日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物を製造すること。
二　官報、法令全書、広報宣伝資料等の政府刊行物を編集、製造及び発行すること。
三　印刷局の業務上必要な用紙を製造すること。
四　すき入紙の製造の取締を行うこと。

2　印刷局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第五十四号から第五十六号までに掲げる権限を行使する。

3　印刷局の長は、印刷局長とする。

4　印刷局は、東京都に置く。

5　印刷局に、局長官房及び左の二部を置く。

業務部
製造部

6　印刷局に、左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
研究所	印刷及び製紙に関する研究、講習及び指導を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教習所	印刷及び製紙に従事する職員に対して、職務上必要な教習を行うこと。
病院	印刷局部内職員の診療を行うこと。

7　印刷局の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島県三好郡池田町に印刷局の出張所を置く。

8　第六項に掲げる機関の名称、位置及び内部組織並びに印刷局の出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

（税務講習所）

第十八條　税務講習所は、大蔵省の職員に対して、税務行政（関税及びとん税に関するものを除く。）に従事するため必要な職務上の訓練を行う機関とする。

2　税務講習所に支所を置く。

3　税務講習所及び支所の位置及び組織は、大蔵省令で定める。

第十二條第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、以下同項第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号を同項第十三号とし、同項第十七号を同項第十四号とし、同項第十八号及び同條第二項を削り、同條を第十三條とし、第二章第一節中同條の次に次の一條を加える。

（為替局の事務）

第十四條　為替局においては、左の事務をつかさどる。

一　国際金融及び外国為替に関する制度を調査、企画及び立案すること。
二　国際収支の調整を図ること。
三　外国為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。
四　外国為替相場の決定及び対外取引を行う通貨の指定その他対外決済の方式に関する事務を管理すること。
五　所掌事務に係る外国為替の取引を管理すること。
六　外国為替予算案（貿易に係る部分を除く。）を作成し、外国為替予算案の整備に関する事務を総轄し、その他関係審議会の事務を処理すること。
七　外国為替の損失補償に関すること。

八　外国為替銀行及び両替商に関する事務を処理すること。
九　国際通貨基金及び国際復興開発銀行に関すること。
十　外国投資家の技術援助及び事業活動並びに株式その他の財産の取得を管理及び調整すること。
十一　外国政府の不動産に関する権利の取得の審査を行うこと。
十二　本邦からの海外投資に関する事務を管理すること。
十三　外国為替及び国際収支に関する統計を作製すること。

第十一条第八号を削り、同条第九号を同条第八号とし、以下同条第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二号中「の取得又は賃借」を「に関する権利の取得」に改め、同号を同条第十一号とし、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（徴税局の事務）

第十条　徴税局においては、左の事務をつかさどる。
一　内国税の賦課徴収に関すること。
二　税理士の登録及び監督を行うこと。
三　内国税に関する統計を作製すること。
四　税務職員についてその職務上必要な監察を行い、法令の定めるところに従い、第三十六条第一項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとること。
五　税務職員の訓練を行うこと。
六　酒類等の生産及び販売を管理すること。
七　酒類等の製造業及び販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。
八　酒類その他間接国税課税物件の分析及び鑑定並びに醸造の試験、講習及び指導を行うこと。
九　価格差益及び物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二十条に規定する割増金の徴収に関すること。

第十条第五号中「（国民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。）」を削り、同条第十号から第二十二号までを次のように改める。

十　紙幣類似証券の取締を行うこと。
十一　金の買取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。
十二　金地金（歯科用金地金を除く。）の価格を決定すること。
十三　資金運用部資金を管理及び運用すること。
十四　米国対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。
十五　産業資金の需給を調整すること。
十六　企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他企業の経理に関すること。
十七　商品券の取締を行うこと。
十八　社債等の登録を行うこと。
十九　証券取引制度を調査、企画及び立案すること。
二十　証券取引所を登録し、これを監督すること。
二十一　証券業者及び証券業協会を登録し、これらを監督すること。
二十二　証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。
二十三　有価証券の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。
二十四　公認会計士（会計士補を含む。）及び計理士の登録及び監督を行うこと。
二十五　政府契約に基く支拂の遅延防止に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。
二十六　平和回復に伴い処理を要する賠償、外貨債その他の渉外負債に関する財務を管理すること。
二十七　平和回復に伴い処理を要する在外資金、渉外債権その他の在外資産に関する財務を管理すること。
二十八　在外公館等借入金の返済に関すること。
二十九　外国に居住する本邦人（外国に本店を有する本邦法人を含む。）が本邦内に有する財産を管理すること。

「第四章」を「第三章」に改め、第五十七条を次のように改める。

（国税監察官）

第三十五条　第十条第四号に掲げる事務を行わせるため、徴税局に国税監察官百二十人以内を置く。

2　国税監察官は、大蔵省の職員のうちから大蔵大臣が命ずる。

3　国税監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行つてはならない。

（国税監察官の行う捜査）

第三十六条　国税監察官は、左に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。
一　税務職員がしたその職務に関する犯罪
二　税務職員がその職務を行う際にした犯罪
三　前二号に掲げる犯罪の共犯
四　税務職員に対する刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条の犯罪

2　前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定を適用する。但し、逮捕、差押、捜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第二項の規定による請求は、することができない。

3　前項但書の規定は、刑事訴訟法第二百十三条の規定の適用を妨げるものではない。

4　第二項の場合において、刑事訴訟法第百九十三条、第百九十四条、第百九十六条、第百九十八条第一項、第二百二十一条、第二百二十二条第一項（第二百二十一条に関する部分に限る。）、第二百二十三条第一項、第二百二十七条第一項、第二百六十八条第二項、第四百三十条第二項（領置に関する部分に限る。）及び第四百三十五条第七号中「司法警察職員」又は同法第二十条第六号、第二十九条第二項、第二百四十一条及び第二百四十六条中「司法警察員」とあるのは、それぞれ「国税監察官」と読み替えるものとする。

5　検察官、都道府県公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会及び司法警察職員と国税監察官とは、第一項各号に掲げる犯罪の捜査に関し、互に協力しなければならない。

6　第一項から第四項までの規定は、第一項各号に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の責務を軽減するものではない。

7　国税監察官は、その職務を行うに当つては、身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

（人事管理に関する事項）

第三十七条　造幣局及び印刷局の職員（造幣局長及び印刷局長を除く。）の任免は、それぞれ造幣局長及び印刷局長が行う。

2　前項に定めるものの外、大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

第五十八条を第三十八条とする。

附則第五項以下を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　左に掲げる法律は、廃止する。
一　外国為替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）
二　外資委員会設置法（昭和二十五年法律第百六十四号）

3　従前の大蔵省の機関及び職員（証券取引委員会の委員長及び委

員並びに公認会計士管理委員会の委員を除く。）は、この法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、改正後の大蔵省設置法による相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4　この法律施行の際現に外国為替管理委員会及び外資委員会の職員（特別職の職員を除く。）である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて大蔵省の本省の相当の職員となるものとする。

審査報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十三日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

上條　愛一　栗栖　赳夫
福見　義男　江田　三郎
成瀬　幡治　松原　一彦
三好　始　竹下　豐次

第七條（特別職の職員の給與に関する法律の一部改正）中の第一條第三号の改正規定を削る。

第七條（特別職の職員の給與に関する法律の一部改正）中の第一條第二十三号の二から第二十五号までの改正規定中「第二十八号」を「第二十九号」に、「第二十九号」を「第三十号」に、「第三十号」を「第三十一号」に、「中央選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改め、第十三号を第十四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　地方財政審議会の会長及び委員

第七條（特別職の職員の給與に関する法律の一部改正）中の第二條の改正規定中「第十六号」を「第十七号」に改め、第三條の改正規定中「最高裁判所長官又は」を「最高裁判所長官、人事院総裁又は」に改め、第九條の改正規定中「第十七号から第二十六号」を「第十八号から第二十七号」に改め、第十條の改正規定中「第二十七号」を「第二十八号」に改め、第十條の二の改正規定中「第二十八号」を「第二十九号」に改め、第十條の三の改正規定中「第二十九号」を「第三十号」に改め、第十三條の改正規定中「第三十号」を「第三十一号」に改める。

第七條（特別職の職員の給與に関する法律の一部改正）中の別表第一の改正規定中

『「人事官及び検査官　国立国会図書館長　国家公安委員会委員　全国選挙管理委員会」を「検査官　国家人事委員長及び国家公安委員会委員　国立国会図書館長　国家公安委員会委員」に、『「文化財保護委員会委員長」を「文化財保護委員会委員長　地方財政審議会委員長」に、』を加え、『「土地調整委員会委員長」に、』の下に『「文化財保護委員会委員長　地方財政審議会委員長　人事委員　土地調整委員会委員」に改め、「中央更生保護委員会委員」及び「皇太后大夫」を削る。』を『「土地調整委員会委員　地方財政審議会委員」に改め、「全国選挙管理委員会委員長」及び「中央更生保護委員会委員長」を削る。』に改める。

第八條（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）中「第十三号」を「第十四号」に改める。

第十條（所得税法の一部改正）から第十四條（資産再評価法の一部改正）までを削り、第十五條（租税特別措置法の一部改正）を第十條とし、第十六條（国税徴収法の一部改正）から第二十二條（しょう脳専売法の一部改正）までを削り、第二十三條（金管理法の一部改正）を第十一條とし、以下順次十二條ずつ繰り上げる。

繰り上げ後の第二十三條（会社更生法の一部改正）の次に次の一條を加える。

（図書館法の一部改正）

第二十四條　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に、「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係法令の規定の整理を行おうとするものであるが、本委員会においては、更に別冊の如く所要の修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により関係法令を整理することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

（小字は衆議院修正）

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

（印刷庁特別会計法の一部改正）

第一條　印刷庁特別会計法（昭和二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

印刷局特別会計法

第一條中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

第二條中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に改める。

第四條中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

第九條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び」を「歳入にあつては、その性質に従つてこれを款項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを」に改める。

（印刷庁特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の一部改正）

第二條　印刷庁特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律（昭和二十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に改める。

第一條中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に、「印刷庁特別会計法」を「印刷局特別会計法」に改める。

（造幣庁特別会計法の一部改正）

第三條　造幣庁特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

造幣局特別会計法

第一條、第二條、第四條第一項及び第六條中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

第二十一條中「造幣庁長官」を「造幣局長」に改める。

第二十七條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び」を「歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて」に改める。

第二十九條中「造幣庁長官」を「造幣局長」に改める。

第三十七條中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）

第四條　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「造幣庁特別会計、印刷庁特別会計」を「造幣局特別会計、印刷局特別会計」に改める。

（外国為替資金特別会計法の一部改正）

第五條　外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

（管理）

第二條　この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第五條第二項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、「で大蔵大臣の指定するもの」を削り、同條第三項及び第四項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第六條中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十條の見出し中「及び送付」を削り、同條第一項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「、大蔵大臣に送付し」を削り、同條第二項を削る。

第十一條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び」を「歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて」に改める。

第十二條第二項を次のように改める。

2　前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出予定計算書

二　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

第十五條の見出し中「及び送付」を削り、同條第一項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「、大蔵大臣に送付し」を削り、同條第二項を削る。

第十六條第二項を次のように改める。

2　前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出決定計算書

二　当該年度の貸借対照表及び損益計算書

第十九條を次のように改める。

第十九條　削除

第二十一條第一項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣に、「書類」を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。」を「書類を作製しなければならない。」に改め、同條第二項中「前項の規定による資金支出負担行為計画及び資金支拂計画の承認をしたときは、」を「前項の規定により資金支出負担行為計画又は資金支拂計画に関する書類を作製したときは、」に改め、「外国為替管理委員会及び」及び「外国為替管理委員会、」を削り、同條第三項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に、「第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た」を「第一項の規定により作製した」に改める。

第二十二條第二項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「大蔵大臣及び」を削る。

第二十四條中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

（一般職の職員の給與に関する法律の一部改正）

第六條　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第五項第一号中「造幣庁」を「造幣局」に改め、同項第二号中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

（特別職の職員の給與に関する法律の一部改正）

第七條　特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第三号を次のように改める。

三　検査官

三の二　国家人事委員長及び国家人事委員

第一條第二十三号の二を同條第二十八号とし、同條第二十三号の三を同條第二十九号とし、同條第二十四号を削り、同條第二十五号を同條第三十号とし、同條第十号の二から同條第二十三号までを次のように改める。

十一　土地調整委員会の委員長及び委員

十二　文化財保護委員会の委員長及び委員

十三　運輸審議会委員

十四　宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長

十五　大使及び公使

十六　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二條第三項第八号に掲げる秘書官及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に定める裁判官の秘書官（以下「秘書官」という。）

十七　日本学術会議会員

十八　中央選挙管理委員会の委員

十九　公安審査委員会の委員長及び委員

二十　中央更生保護審査会委員

二十一　旧軍港市国有財産処理審議会委員

二十二　日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員

二十三　漁港審議会委員

二十四　商品取引所審議会の会長及び委員

二十五　電波監理審議会委員

二十六　首都建設委員会委員

二十七　侍従、女官長、東宮侍従長、女官、東宮侍従及び皇子ふ育官

第二條中「第十八号」を「第十六号」に改める。

第三條第三項中「内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、経済安定本部総裁、最高裁判所長官、人事院総裁又は会計検査院長」を「内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官又は会計検査院長（以下「各省各庁の長」という。）」に改める。

第九條を次のように改める。

（日本学術会議会員等の給與）

第九條　第一條第十七号から第二十六号までに掲げる特別職の職員（以下「日本学術会議会員等」という。）は、勤務一日につき二千二百円をこえない範囲内において、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。

第十條中「第二十三号」を「第二十七号」に改める。

第十一條を削り、第十條の二中「第二十三号の二」を「第二十八号」に改め、同條を第十一條とする。

第十二條を削り、第十條の三中「第二十三号の三」を「第二十九号」に改め、同條を第十二條とする。

第十三條を次のように改める。

（失業対策事業労務者等の給與）

第十三條　第一條第三十号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律（昭和二十五年法律第百九十号）の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）第十一條の規定の適用を妨げない。

第十四條第一項第二号中「首都建設委員会委員等」を「日本学術会議会員等」に改める。

「検査官

国家人事委員長及び国家人事委員

国立国会図書館長

国家公安委員会委員」

別表第一中「人事官及び検査官

国立国会図書館長

国家公安委員会委員

全国選挙管理委員会委員長」を、「国立国会図書館長

国家公安委員会委員」に、

「地方財政委員会委員長
公益事業委員会委員長
外国為替管理委員会委員長
統計委員会委員長
電波監理委員会委員長
土地調整委員会委員長
証券取引委員会委員長　」

を「土地調整委員会委員長
外国為替管理委員会委員長
公益事業委員会委員
電波監理委員会委員
土地調整委員会委員
中央更生保護委員会委員長
証券取引委員会委員　」に、

を「土地調整委員会委員」に改め、「中央更生保護委員会委員」及び「皇太后大夫」を削る。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

第八條　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「第十五号」を「第十三号」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九條　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号中「印刷庁」を「印刷局」に改め、同項第五号中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十條　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第三項中「、第二十六條の三第九項（第二十九條第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五條第四項」を「又は第二十六條の三第九項（第二十九條第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十九條第一項及び第六項中「国税庁長官又は」を削り、同條第八項中「国税庁長官又は」及び「国税庁又は」を削る。

第五十一條第五項中「国税庁又は」を削る。

第五十二條第一項中「国税庁長官、」を削る。

（法人税法の一部改正）

第十一條　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第四項中「、第二十五條第八項又は第四十六條の三第四項」を「又は第二十五條第八項」に改める。

第三十五條第一項、及び第五項中「国税庁長官又は」を削り、同條第七項中「国税庁長官又は」及び「国税庁又は」を削る。

第三十七條第五項中「国税庁又は」を削る。

第三十八條第一項中「国税庁長官、」を削る。

第四十五條及び第四十六條中「国税庁の収税官吏又は法人の納税地の所轄税務署若しくは」を「法人の納税地の所轄税務署又は」に改める。

第四十六條の二中「国税庁の収税官吏又は納税地の所轄税務署若しくは」を「法人の納税地の所轄税務署又は」に改める。

（相続税法の一部改正）

第十二條　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十五條第四項中「国税庁又は」を削る。

第四十四條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第三項中「、第四十二條第三項又は第六十二條第二項」を「又は第四十二條第三項」に改める。

第四十五條第一項及び第五項中「国税庁長官又は」を削り、同條第七項中「国税庁長官又は」及び「国税庁又は」を削る。

第四十七條第五項中「国税庁又は」を削る。

第四十八條第一項中「国税庁長官、」を削る。

第五十條第一項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第六十條第一項中「国税庁、」を削る。

第六十二條第二項及び第七十三條中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

（富裕税法の一部改正）

第十三條　富裕税法（昭和二十五年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八條第七項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第二十三條第五項中「国税庁又は」を削る。

第二十六條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第三項中、第二十條第四項又は第三十八條第二項」を「又は第二十條第四項」に改める。

第二十七條第一項、第五項及び第六項中「国税庁長官又は」を削り、同條第七項中「国税庁長官又は」及び「国税庁又は」を削る。

第二十九條第五項中「国税庁又は」を削る。

第三十條第一項中「国税庁長官、」を削る。

第三十二條第一項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十七條第一項中「国税庁、」を削る。

第三十八條第二項及び第四十七條中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

（資産再評価法の一部改正）

第十四條　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四十九條第一項及び第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第七十二條第一項中「国税局長の処分に係る場合においては国税庁長官に、税務署長の処分に係る場合においては」を削り、同條第四項中「国税庁長官又は」を削る。

第七十三條第一項中「国税庁長官又は」を削り、同條第二項中「国税庁長官は、全国資産再評価調査会に、」を削り、同條第三項中「国税庁長官又は」及び「国税庁又は」を削る。

第七十五條第四項中「国税庁又は」を削る。

第七十六條第一項中「国税庁長官、」を削る。

第九十二條中「国税庁に全国資産再評価調査会を、」を削る。

第九十三條第三項及び第四項中「全国資産再評価調査会又は」及び「国税庁長官又は」を削る。

第九十四條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

第九十五條第一項及び第二項中「、国税庁長官」及び「、全国資産再評価調査会」を削り、同條第三項から第五項まで中「、全国資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第十五條　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「外資委員会に協議した上、」を削る。

（国税徴収法の一部改正）

第十六條　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一條ノ二第一項中「国税庁若ハ」を削り、同條第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十一條ノ三第一項及び第五項中「国税庁長官若ハ」を削り、同條第六項中「国税庁長官又ハ」を削る。

第三十一條ノ四第五項中「国税庁又ハ」を削り、同條第七項中「国税庁長官」を削る。

（国税犯則取締法の一部改正）

第十七條　国税犯則取締法（明治三

十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「国税庁長官」を削る。

第十一條第一項中「国税庁收税官吏又ハ事件発見地ヲ所轄スル国税局若ハ」を「事件発見地ヲ所轄スル国税局又ハ」に改め、同條第二項を削る。

第十二條第一項中「国税庁長官又ハ国税局長ヨリ他ノ国税局又ハ」を「他ノ国税局長ノ要求ニ基キ所属国税局長ヨリ他ノ国税局ノ管轄区域内ニ於テ職務ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタルトキ又ハ所属国税局長ヨリ他ノ」に改める。

第十三條第二項を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十八條　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「国税庁長官、」を削る。

（税理士法の一部改正）

第十九條　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「国税庁」を「大蔵省」に改める。

第十六條中「国税庁長官官房」を「大蔵省徴税局」に改める。

第十九條第一項中「国税庁」を「大蔵省」に改め、同條第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第二十一條第一項、第二十二條、第二十三條、第二十五條第一項及び第三項並びに第二十六條から第二十八條まで中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十五條中「国税庁協議団又は」を削る。

第三十九條、第四十條第二項、第四十五條第一項、第二項及び第四項、第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條並びに第五十五條第一項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第五十六條を次のように改める。

第五十六條　削除

第五十七條中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

（たばこ専売法の一部改正）

第二十條　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十九條第五項を削り、同條第六項を同條第五項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

（塩専売法の一部改正）

第二十一條　塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第三項中「、第六項及び第八項から第十一項まで」を「及び第七項から第十項まで」に改める。

（しょう脳専売法の一部改正）

第二十二條　しょう脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項中「、第六項及び第八項から第十一項まで」を「及び第七項から第十項まで」に改める。

（金管理法の一部改正）

第二十三條　金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第三項中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

（証券取引法の一部改正）

第二十四條　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「証券取引委員会」を「証券取引審議会」に改める。

本則（第二十五條第一項、第二十八條第一項、第六十七條第一項、第七十九條第一項、第八十一條第二項及び第百三十八條第二項第四号を除く。）中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

本則中「審問を行つた後」を「当該職員をして審問を行わせた後」に改める。

第二條第一項第九号を次のように改める。

九　その他政令で定める証券又は証書

第二條第八項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三條第二項を次のように改める。

前條第一項第八号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有するもの並びに同号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有するもの及び同項に規定する有価証券以外の有価証券で政令で定めるものについても、また、同項と同様とする。

第四條第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定の適用を除外される有価証券の募集又は売出が行われる場合においては、当該有価証券の発行者は、大蔵省令で定めるところにより、当該有価証券の募集又は売出に関する通知書を大蔵大臣に提出しなければならない。但し、募集又は売出券面額の総額が百万円以下である有価証券については、この限りでない。

第五條（第二項を除く。）中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十三條第三項及び第四項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二十四條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「二箇月」を「三箇月」に改める。

第二十五條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第二十六條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十七條中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第二十八條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改め、同條第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十一條第九号及び第十号を次のように改める。

九　会社のうち、その資本の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

十　個人のうち、政令で定める方法によつて計算したその資産の額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

第三十四條第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同條第四項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三十五條、第四十條第一項、第四十一條第一項、第四十二條及び第四十八條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第四十九條第一項中「証券取引委員会の申出により」を削り、同條第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第五十條第二項中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十一條第一項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第五十三條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十四條第一項第五号の二中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同項第六号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十五條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十五條の二中「証券取引委員会規則で定めるところにより、」を削る。

第六十五條第一項及び第六十六條中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第六十七條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第七十三條第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第七十六條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第七十九條第一項及び第八十一條第二項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第九十七條第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百五條第三号及び第百十一條第二項から第五項まで中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百十八條中「二箇月」を「三箇月」に改める。

第百十九條中「、この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第百二十條中「別に証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百二十三條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百二十五條第三項中「証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百二十七條及び第百三十二條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百三十三條中「証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百三十八條第二項第四号中「証券取引委員会の」を「大蔵省に」に改める。

第百五十四條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百五十五條第一号中「若しくは証券取引委員会規則」を削る。

第百五十七條を次のように改める。

第百五十七條　証券業者のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引につき争がある場合においては、当事者は、その争の解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

第百五十九條第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、第百五十七條の規定による申立を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、当該職員をしてその意見を聴取させ、仲介を行うことを適当と認めたときは、当該職員をしてその申立に係る争の解決に必要な協定案を作成させる。

第百六十條を次のように改める。

第百六十條　大蔵大臣は、前條第一項の協定案を争の当事者に示し、その受諾を勧告する。

第百六十一條中「前條」を「第百五十九條第一項」に改める。

第百六十二條及び第百六十三條中「仲介に基く」を「第百五十九條第一項の」に改める。

第百六十四條中「第百六十條の規定による」を「第百五十九條第一項の」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章　証券取引審議会

第百六十五條　有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要事項に関し調査審議させるため、大蔵省の附属機関として、証券取引審議会（以下審議会という。）を置く。

第百六十六條　審議会は、委員九人を以て、これを組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、大蔵大臣がこれを任命する。

第百六十七條　委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第百六十八條　審議会の会長は、委員のうちからその互選によつて、これを決定する。

会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

第百六十九條　委員は、非常勤とする。

第百七十條　第百六十八條に定めるものを除く外、審議会の議事手続その他その運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七十一條乃至第百八十一條　削除

第百八十二條第一項中「審問しよう」を「当該職員をして審問を行わせよう」に、「審問を行わないで」を「審問を行わせないで」に改め、同條第二項中「審問しよう」を「当該職員をして審問を行わせよう」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「規定による審問を行つた」を「規定により当該職員をして審問を行わせた」に改める。

第百八十三條第一号中「その意見を聴取し」を「当該職員をしてその意見を聴取させ」に、「意見若しくは報告」を「意見書若しくは報告書」に改め、同條第四号中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十四條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同條第二項中「当該官吏」を「当該職員」に、「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十五條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十七條第一項中「、この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第百八十八條第五項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十九條第四項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は証券取引委員会規則で定めるところにより前三項の規定の適用が除外された場合」を削る。

第百九十三條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十三條の二第一項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同條第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十四條中「証券取引委員会が公益及び投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十四條の二　大蔵大臣は、この法律の施行に関する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

第二百五條第十三号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

（証券投資信託法の一部改正）

第二十五條　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

本則（第四條第一項を除く。）中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

本則中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「審問を行つた後」を「当該職員をして審問を行わせた後」に改める。

第四條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第五條第六項中「署名し」の下に「又は記名なつ印し」を加える。

第十一條第一項中「審問を行わなければならない。」を「当該職員をして審問を行わせなければならない。」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第二十六條　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　公認会計士管理委員会　第七章　公認会計士試験審査会」を「第六章　公認会計士審査会」に、「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に改める。

第七條及び第十一條中「公認会計士管理委員会」を「政令」に改める。

第十二條第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條第二項中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十五條第一項中「公認会計士試験審査会」を「公認会計士審査会」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（合格の取消等）

第十五條の二　公認会計士審査会は、不正の手段によつて公認会計士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2　公認会計士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて公認会計士試験を受けることができないものとすることができる。

第十六條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十六條の二第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、「公認会計士管理委員会による資格の承認を受け、且つ、公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣による資格の承認を受け、且つ、大蔵省」に改め、同條第二項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十八條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵省」に改める。

第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第二十二條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十一條中「公認会計士管理委員会規則」を「この法律に基く命令」に、「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十二條第一項から第四項まで中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條第五項本文中「場合において」の下に「公認会計士審査会の意見を聞いて、」を加える。

第三十三條第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、「左の各号に掲げる処分をする」を「当該職員をして左の各号に掲げる処分をさせる」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第三十四條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章　公認会計士審査会

（設置）

第三十五條　公認会計士制度の運営に関する重要事項並びに公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び計理士に対する懲戒処分に関し調査審議させるため並びに公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行わせるため、大蔵省の附属機関として、公認会計士審査会を置く。

（組織）

第三十六條　公認会計士審査会は、委員十人以内をもつて組織する。

2　委員は、関係行政機関の職員及び公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

3　委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第三十七條　公認会計士審査会の会長は、公認会計士審査会の委員のうちから、その互選によつて決定する。

2　会長は、公認会計士審査会を代表し、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（試験委員）

第三十八條　公認会計士審査会に、公認会計士試験及び特別公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員十五人以内を置く。

2　試験委員は、前項の試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認会計士審査会の推薦に基き、大蔵大臣が任命し、その試験が終つたときは退任する。

（委員等の勤務）

第三十九條　委員及び試験委員は、非常勤とする。

（議事及び議決の方法）

第四十條　公認会計士審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2　公認会計士審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。

3　委員は、公認会計士制度の運営に関する議事を除く外、自己に関係のある議事については、議決に加わることができない。

（庶務）

第四十一條　公認会計士審査会の庶務は、大蔵省理財局においてつかさどる。

（議事手続等）

第四十二條　この法律に定めるもの外、公認会計士審査会の議事手続その他その運営に関し必要な事項は、公認会計士審査会が定める。

第四十三條から第四十六條まで削除

第七章を削る。

「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に改める。

第五十五條各号中「又は同條第二項」を削る。

第五十七條第一項から第三項まで中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第五十七條の二第二項中「公認会計士管理委員会規則」を「政令」に改める。

第五十八條中「公認会計士試験審査会」を「公認会計士審査会」に改める。

第五十九條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第六十三條第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵省」に改め、同條第十項各号中「又は第二項」を削る。

第六十四條後段を削る。

第六十四條の二及び第六十四條の三を削る。

第六十五條第二項中「会計士補が」を「会計士補又は会計士補となる資格を有する者が」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第二十七條　日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「通貨発行審議会ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十一條第二項を削る。

第三十一條ノ二但書を削る。

第三十二條第六項中「通貨発行審議会ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十六條ノ二を削る。

（国民金融公庫法の一部改正）

第二十八條　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「通貨発行審議会の推薦に基き、」を削り、同條第八項中「通貨発行審議会の議を経て、」を削る。

（外国為替及び外国貿易管理法の一部改正）

第二十九條　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　不服の申立及び訴訟（第五十六條―第六十四條）」を「第七章　不服の申立及び訴訟（第五十六條―第六十四條）第七章の二　外国為替審議会（第六十四條の二・第六十四條の三）」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條　削除

第七條第三項を次のように改める。

3　大蔵大臣は、外国為替資金の運用による外国為替の売買の相場を定めなければならない。

第七條第四項中「外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、」を「大蔵大臣は、」に改め、同條第六項中「又は外国為替管理委員会」を削る。

第十一條中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十五條及び第二十條中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第四十四條中「主務の政府機関」を「主務大臣」に、「当該政府機関」を「主務大臣」に改める。

第五十六條中「政府機関」を「主務大臣」に、「当該政府機関」を「当該主務大臣」に改める。

第五十七條第一項中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第五十八條中「当該政府機関」を「第五十六條の規定による不服の申立を受理した主務大臣」に改める。

第六十條中「この章の規定による政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改める。

第六十一條第一項中「この法律の規定による当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に、「被告である政府機関」を「被告である主務大臣」に改め、同條第二項中「政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め、同條第三項中「当該政府機関」を「その訴に係る第五十八條の規定による決定をした主務大臣」に改める。

第六十二條中「当該政府機関」を「前條第三項に規定する主務大臣」に、「及び政府機関」を「及び当該主務大臣」に改める。

第六十三條中「当該政府機関」を「主務大臣」に改める。

第六十四條中「当該政府機関の決定」を「第五十八條の規定による主務大臣の決定」に、「政府機関に」を「当該主務大臣に」に改め、同條第二号中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　外国為替審議会

（設置）

第六十四條の二　外国為替の管理に関する重要事項に関し調査審議させるため、大蔵省の附属機関として、外国為替審議会を置く。

（組織及び運営）

第六十四條の三　外国為替審議会は、大蔵大臣及び委員七人以内で組織する。

2　大蔵大臣は、外国為替審議会の会長として会務を総理する。

3　外国為替審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4　外国為替審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　外国為替審議会の委員は、再任されることができる。

6　外国為替審議会の委員は、非常勤とする。

7　前六項に定めるものの外、外国為替審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六條中「政府機関又は外国為替銀行」を「主務大臣、日本銀行又は外国為替銀行」に改める。

第六十七條、第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「主務の政府機関」を「主務大臣」に改める。

（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第三十條　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「外国為替管理委員会は、大蔵大臣の同意を得て、」を「大蔵大臣は、」に改める。

（外資に関する法律の一部改正）

第三十一條　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五條・第十六條」を「第十五條―第十六條」に、「第五章　外国投資家の投資及び事業活動の調整（第十八條・第十九條）」を「第五章　外国投資家の投資及び第五章の二　外資審議会（第十九條の二・第十九條の三）」に、「第二十五條」を「第二十五條の三」に改める。

第三條第一項第一号ロ中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改め、同項第三号中「外資委員会」を「主務大臣」に改め、同條第二項中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第五條第二項から第四項まで中「外資委員会又は」を削る。

第七條第一項中「外資委員会」を「大蔵大臣及び通商産業大臣」に、「外資委員会規則」を「大蔵省令、通商産業省令」に改め、同條第二項中「外資委員会」を「大蔵大臣及び通商産業大臣」に改める。

第八條の見出し中「又は勧告」を「等」に改め、同條第一項及び第二項中「外資委員会」を「主務大臣」に改め、同條第三項中「外資委員会が指定をする」が「大蔵大臣が指定をする」に、「外資委員会が許可」を「外資審議会が許可」に、「勧告をする」を「意見を述べる」に改める。

第九條第二項中「外資委員会」を「主務大臣」に改める。

第十條並びに第十一條第一項及び第二項中「外資委員会規則」を「主務省令」に、「外資委員会」を「主務大臣」に改める。

第十二條第一項中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十三條第一項中「外資委員会規則」を「主務省令」に、「外資委員会」を「主務大臣」に改める。

第十三條の二及び第十三條の三中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十四條第一項中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、同條第二項中「外資委員会規則」を「主務省令又は大蔵省令」に、「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、同條第三項を削る。

第十五條及び第十五條の二第一項中「外国委員会の認可」を「主務大臣の認可」に、「外資委員会の指定」を「大蔵大臣の指定」に、「外資委員会が」を「主務大臣又は大蔵大臣が」に改める。

第十五條の二第二項中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改める。

第十六條を削り、第十五條の四中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條を第十六條とする。

第十八條第一項中「外資委員会の議に付さなければならない。」を「大蔵大臣に依頼して、外資審議会の意見を求めなければならな

い。」に改め、同條第二項中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改め、「当該事項についての」の下に「外資審議会の」を加え、同條の次に次の二條を加える。

（外資審議会の意見）

第十八條の二　大蔵大臣は、この法律の規定による認可、指定又は確認をしようとするときは、あらかじめ外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事案の軽微なものについては、この限りでない。

2　主務大臣は、この法律の規定による認可をする場合には、前項の外資審議会の意見を尊重しなければならない。

第十八條の三　大蔵大臣は、他の法令の規定により居住者の本邦における適法な事業活動により生ずる利潤の外国へ向けた支拂の許可をしようとするときは、あらかじめ外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事案の軽微なものについては、この限りでない。

第十九條の見出しを削り、同條第一項中「国の行政機関は、」を「前條に規定する場合を除く外、国の行政機関は、他の法令の規定により」に、「外資委員会に付議して、その勧告」を「大蔵大臣に依頼して、外資審議会の意見」に改め、「その他外資委員会規則で定めるもの」を削り、同條第二項中「外資委員会の勧告」を「外資審議会の意見」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　外資審議会

（設置）

第十九條の二　本邦に対する外国資本の投下に関する重要事項に関し調査審議させるため、大蔵省の附属機関として、外資審議会を置く。

（組織及び運営）

第十九條の三　外資審議会は、大蔵大臣及び委員九人以内で組織する。

2　大蔵大臣は、外資審議会の会長として会務を総理する。

3　外資審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4　外資審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　外資審議会の委員は、再任されることができる。

6　外資審議会の委員は、非常勤とする。

7　前六項に定めるものの外、外資審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、第二十四條中「外資委員会規則」を「主務省令又は大蔵省令」に改める。

第六章中第二十五條の次に次の二條を加える。

（日本銀行による事務の取扱）

第二十五條の二　主務大臣又は大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を、日本銀行をして取り扱わせることができる。

2　前項の規定により日本銀行をして事務の一部を取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。

（主務大臣及び主務省令）

第二十五條の三　この法律に規定する主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

（外資に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三十二條　外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

附則第五項中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

（外国人の財産取得に関する政令の一部改正）

第三十三條　外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「外資委員会」を「主務大臣」に、「外資委員会規則」を「主務省令」に改める。

第十條中、連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）又はジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）」を「又は連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）」に改める。

第十一條から第十六條までを次のように改める。

第十一條から第十六條まで　削除

第十七條を次のように改める。

（日本銀行による事務の取扱）

第十七條　主務大臣は、政令で定めるところにより、この政令の施行に関する事務の一部を、日本銀行をして取り扱わせることができる。

2　前項の規定により日本銀行をして事務の一部を取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。

第十八條を削り、第十九條を第十八條とし、同條の次に次の一條を加える。

（主務大臣及び主務省令）

第十九條　この政令において主務大臣又は主務省令は、鉱業権及びこれに関する権利並びに第三條第一項第三号に掲げる財産に関する事項については、大蔵大臣及び通商産業大臣又は大蔵省令、通商産業省令とし、その他の事項については、大蔵大臣又は大蔵省令とする。

第二十一條第二号中「第十九條」を「第十八條」に改める。

（外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の一部改正）

第三十四條　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「外資委員会」を「大蔵大臣」に、「外資委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三條に次の一項を加える。

3　大蔵大臣は、第一項の承認をしようとするときは、外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事案の軽微なものについては、この限りでない。

第七條第三項を削る。

第八條の二第一項中「第七條第三項の規定により同條第一項の書類の移送を受けたときは、」を「第三條第一項の承認をしたときは、」に改め、同條第二項中「第七條第三項の規定により同條第二項の書類の移送を受けたときは、」を「第三條第一項の承認をしたときは、」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第三十五條　会社更生法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項、第百六十五條、第百九十四條第一項及び第三項並びに第二百條第二項中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、第七條による特別職の職員の給與に関する法律の改正規定中改正後の同法第一條第二十二号に係る部分は、ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第　号）の施行の日から施行する。

2　この法律施行の際、改正前の所得税法、法人税法、相続税法、富裕税法、資産再評価法又は国税徴収法の規定により国税庁長官に対してされている審査の請求については、当該審査の請求をした者の納税地を所轄する国税局長が審査の決定をするものとする。

3　この法律施行の際現に効力を有する改正前の証券取引法に基く証券取引委員会規則は、この法律施行後は、改正後の証券取引法に基く相当の政令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

4　この法律施行の際現に効力を有する改正前の公認会計士法（同法第六十三條第一項及び第二項を除く。）に基く公認会計士管理委員会規則は、この法律施行後は、改正後の公認会計士法に基く相当の政令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

5　改正前の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の規定による外国為替管理委員会の処分は、改正後の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の相当規定による大蔵大臣の処分とみなす。

6　この法律施行前にされた改正前の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の規定による外国為替管理委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の相当規定による大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

7　改正前の外資に関する法律の規定による外資委員会の処分（同法附則第四項の規定による指定を除く。）は、改正後の外資に関する法律の相当規定による主務大臣又は大蔵大臣の処分とみなす。

8　この法律施行前にされた改正前の外資に関する法律の規定による外資委員会の処分（同法附則第四項の規定による指定を除く。）の申請及びその受理は、改正後の外資に関する法律の相当規定による主務大臣又は大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

9　この法律施行の際現に効力を有する改正前の外資に関する法律に基く外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律に基く相当の主務省令若しくは大蔵省令、通商産業省令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

10　改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（以下「改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等」という。）の規定による外資委員会の処分は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（以下「改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等」という。）の相当規定による大蔵大臣の処分とみなす。

11　この法律施行前にされた改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等の規定による外資委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等の相当規定による大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

12　この法律施行の際現に効力を有する改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等に基く外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等に基く大蔵省令としての効力を有するものとする。

13　改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定による外資委員会の処分は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分とみなす。

14　この法律施行前にされた改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定による外資委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

15　この法律施行の際現に効力を有する改正前の外国人の財産取得に関する政令に基く外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外国人の財産取得に関する政令に基く主務省令としての効力を有するものとする。

16　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17　ユネスコ活動に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とする。

（審査報告書は都合により附録に掲載）

少数意見報告書

保安庁法案

右の法律案に対しては、主として左の理由により反対であるから、参議院規則第七十二條により少数意見報告書を提出する。

理由

一、保安庁法が成立することは、憲法違反の疑いが濃厚である。

二、米国から貸與を受ける予定の保安隊、警備隊の武器の貸與條件は未定であり、貸與そのものが不確定であるから保安庁法の成立要件を欠くものである。

昭和二十七年七月二十四日

内閣委員会

少数意見者　三好　始

松原　一彦

参議院議長佐藤尚武殿

保安庁法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

（小字及び――は衆議院修正）

保安庁法案

保安庁法

目次

第一章　総則（第一條―第八條）
第二章　組織
第一節　内部部局
第一款　通則（第九條）
第二款　長官官房及び各局（第十條―第十七條）
第三款　幕僚監部（第十八條―第二十二條）
第二節　附属機関（第二十三條）
第三節　部隊その他の機関（第二十四條―第二十六條）
第四節　海上公安局（第二十七條）
第三章　職員
第一節　通則（第二十八條―第三十一條）
第二節　任免（第三十二條―第三十七條）
第三節　分限、懲戒及び保障（第三十八條―第四十七條）
第四節　服務（第四十八條―第六十條）
第四章　行動及び権限
第一節　行動（第六十一條―第六十七條）
第二節　権限（第六十八條―第七十七條）
第五章　雑則（第七十八條―第九十條）
第六章　罰則（第九十一條―第九十三條）

附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、保安庁の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、その任務を能率的に遂行するに足る組織及びその職員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　総理府の外局として、保安庁を置く。

（長官）

第三條　保安庁の長は、保安庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

2　保安庁長官（以下「長官」という。）は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、庁務を統括し、所部の職員を任免し、且つ、その服務についてこれを統督する。但し、第一幕僚長又は第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関（以下「部隊

等」という。）に対する長官の指揮監督は、それぞれ当該幕僚長を通じて行うものとする。

3　前項の任命権の一部は、部内の上級の職員に委任することができる。

（保安庁の任務）

第四條　保安庁は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。

（保安隊及び警備隊）

第五條　この法律において「保安隊」という場合は、長官、次長、長官官房及び各局、第一幕僚監部並びに第一幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関を含むものとする。

2　この法律において「警備隊」という場合は、長官、次長、長官官房及び各局、第二幕僚監部並びに第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関を含むものとする。

3　保安隊は主として陸上において、警備隊は主として海上において、それぞれ行動することを任務とする。

（保安庁の権限）

第六條　保安庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、この権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な庁舎、営舎、演習場等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機、食糧、需品等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する文書、統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い必要な措置をとること。

十一　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二　保安庁の公印を制定すること。

十三　海上における法令の違反の防止、犯罪の予防及び鎮圧、犯人の捜査及び逮捕並びに海難、天災事変その他救済を必要とする場合において人命及び財産の保護のため必要な措置をとること。

十四　前号に規定するものの外、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動すること。

十五　海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理を行うこと。

十六　保安隊の訓練の目的に適合する場合において、国又は地方公共団体の土木工事を引き受け、及びこれを実施すること。

十七　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き保安庁に属させられた権限

（定員）

第七條　保安庁の職員（海上保安局に勤務する職員を除く。以下同じ。）の定員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）は、十一万九千九百四十七人とし、うち十一万人を保安官、七千五百九十人を警備官とする。

（次長）

第八條　保安庁に、次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

第二章　組織

第一節　内部部局

第一款　通則

（内部部局）

第九條　保安庁に、長官官房の外、左の四局並びに第一幕僚監部及び第二幕僚監部を置く。

保安局
人事局
経理局
装備局

第二款　長官官房及び各局

（長官官房及び各局の任務）

第十條　長官官房及び各局は、保安隊及び警備隊に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行う第一幕僚長又は第二幕僚長に対する指示、保安隊又は警備隊に関する事項に関して第一幕僚長又は第二幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行う承認並びに保安隊又は警備隊の隊務（長官官房及び各局の所掌事務を除く保安隊又は警備隊の事務をいう。以下同じ。）に関して長官の行う一般的監督について、長官を補佐する。

（長官官房の事務）

第十一條　長官官房においては、保安庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　長官の官印及び庁印の管守に関すること。

三　公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

四　調査及び統計に関すること。

五　各部局及び機関との連絡調整に関すること。

六　長官官房及び各局の分課及び定員に関すること。

七　長官官房及び各局の職員の人事に関すること。

八　法令案の審査に関すること。

九　文書の審査及び進達に関すること。

十　こう報に関すること。

十一　前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関すること。

（保安局の事務）

第十二條　保安局においては、左の事務をつかさどる。

一　警備に関する計画の基本及び調整に関すること。

二　保安隊及び警備隊の行動の基本に関すること。

三　第一幕僚監部及び第二幕僚監部並びに部隊等の組織、定員、編成、装備及び配置の基本に関すること。

四　警備に必要な資料及び情報の収集整理に関すること。

五　職員の訓練及び教育の基本に関すること。

六　保安研修所に関すること。

七　保安大学校に関すること。

（人事局の事務）

第十三條　人事局においては、左の事務をつかさどる。

一　職員の任免、分限、懲戒、服務、規律、監察その他の人事に関すること。

二　礼式、表彰及び職員の服制に関すること。

三　職員の補充の基本に関すること。

四　職員の勤務條件及び給與に関する制度に関すること。

五　職員の福利厚生の基本に関すること。

六　職員の保健衛生の基本に関すること。

七　公正審査会に関すること。

（経理局の事務）

第十四條　経理局においては、左の事務をつかさどる。

一　経費及び収入の予算及び決算並びに会計に関すること。

二　会計監査に関すること。

三　行政財産及び物品の会計に関する制度に関すること。

四　施設の取得、維持及び管理の基本に関すること。

五　事務能率の改善の基本に関すること。

（装備局の事務）

第十五條　装備局においては、左の事務をつかさどる。

一　装備品、船舶、航空機、食糧及び需品（以下「装備品等」という。）並びに役務の調達の基本に関すること。

二　装備品等の補給、維持及び管理の基本に関すること。

三　装備品等の規格統一及び研究改善の基本に関すること。

四　技術研究所に関すること。

（長官官房及び各局の職員）

第十六條　長官官房に官房長を、各局に局長を置く。

2　長官官房及び各局に、課長、部員、事務官、技官その他の所要の職員を置く。

3　官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

4　局長又は課長は、命を受け、局務又は課務を掌理する。

5　部員は、命を受け、課務に参画する。

6　長官、次長、官房長、局長及び課長は、旧正規陸海軍将校又は三等保安士以上の保安官（以下「幹部保安官」という。）若しくは三等警備士以上の警備官（以下「幹部警備官」という。）の経歴のない者のうちから任用するものとする。

（長官官房及び各局における保安官又は警備官の勤務）

第十七條　長官は、必要があると認めるときは、第一幕僚監部若しくは第二幕僚監部又は保安隊若しくは警備隊の部隊に所属する保安官又は警備官を長官官房及び各局において勤務させることができる。

2　前項の保安官又は警備官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所属する部局又は部隊の長の監督を受けるものとする。

第三款　幕僚監部

（幕僚監部）

第十八條　第一幕僚監部は保安隊の隊務に関する長官の幕僚機関とし、第二幕僚監部は警備隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。

2　第一幕僚監部及び第二幕僚監部に、部及び課を置く。

3　前項に定めるものの外、第一幕僚監部及び第二幕僚監部の内部組織は、総理府令で定める。

（幕僚長）

第十九條　第一幕僚監部の長を第一幕僚長とし、第二幕僚監部の長を第二幕僚長とする。

2　第一幕僚長は保安官をもつて、第二幕僚長は警備官をもつて充てる。

3　第一幕僚長又は第二幕僚長は、長官の指揮監督を受け、それぞれ第一幕僚監部又は第二幕僚監部の事務を掌理し、保安隊又は警備隊の隊務及び所部の職員の服務を監督する。

4　第一幕僚長は保安隊の隊務に関し、第二幕僚長は警備隊の隊務に関し、それぞれ最高の専門的助言者として長官を補佐する。

5　第一幕僚長又は第二幕僚長は、それぞれ部隊等に対する長官の命令を執行する。

（幕僚監部の事務）

第二十條　第一幕僚監部は保安隊について、第二幕僚監部は警備隊について、それぞれ左の事務をつかさどる。

一　教育、訓練、行動、編成、装備、配置、情報、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。

二　隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。

三　部隊等の管理及び運営の調整に関すること。

四　長官が定めた方針又は計画の執行に関すること。

五　その他長官の命じた事項に関すること。

（幕僚監部の職員）

第二十一條　第一幕僚監部に第一幕僚長の外所要の保安官を、第二幕僚監部に第二幕僚長の外所要の警備官を置く。

2　第一幕僚監部又は第二幕僚監部に、幕僚副長を置くことができる。幕僚副長は、保安官又は警備官をもつて充てる。

3　幕僚副長は、第一幕僚長又は第二幕僚長を助ける。

4　第一項及び第二項の職員の外、第一幕僚監部及び第二幕僚監部に、事務官、技官その他の所要の職員を置く。

（幕僚監部間の連絡）

第二十二條　第一幕僚監部及び第二幕僚監部は、その所掌事務を行うについては、相互に緊密な連絡をとるものとする。

第二節　附属機関

（附属機関）

第二十三條　左の表の上欄に掲げる機関は、保安庁の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

種類	目的
保安研修所	保安隊及び警備隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究をするとともに、幹部保安官、幹部警備官その他の幹部職員を訓練すること。
保安大学校	幹部保安官又は幹部警備官となるべき者を訓練すること。
技術研究所	保安隊及び警備隊の装備品等について技術的研究を行うこと。

2　前項の附属機関の所掌事務、位置及び内部組織は、政令で定める。

3　第一項の附属機関に、その所掌事務を行わせるため保安官又は警備官を置く外、事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。

4　保安大学校の学生（以下「学生」という。）の員数は、第七條に規定する職員の定員外とする。

第三節　部隊その他の機関

（部隊）

第二十四條　保安庁に、保安隊及び警備隊の部隊を置く。

2　前項の部隊の組織及び編成は、政令で定める。

（その他の機関）

第二十五條　保安庁に、第一幕僚長又は第二幕僚長の監督を受ける訓練施設その他の所要の機関を置く。

2　前項の機関の組織及び所掌事務は、政令で定める。

（部隊その他の機関の職員）

第二十六條　部隊及び前條の機関に、保安官又は警備官を置く外、事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。

第四節　海上公安局

（海上公安局）

第二十七條　保安庁に、海上公安局を置く。

2　海上公安局の組織、所掌事務及び権限等については、海上公安局法（昭和二十七年法律第　号）の定めるところによる。

第三章　職員

第一節　通則

（任命権者）

第二十八條　職員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた職員が行う。

（事務官、技官及び教官）

第二十九條　事務官は、命を受け、事務に従事する。

2　技官は、命を受け、技術（教育に関するものを除く。）に従事する。

3　教官は、命を受け、教育に従事する。

（保安官及び警備官）

第三十條　保安官又は警備官は、命を受け、それぞれ保安隊又は警備隊の隊務を行う。

2　保安官の階級は、保安監、保安監補、一等保安正、二等保安正、三等保安正、一等保安士、二等保安士、三等保安士、一等保安士補、二等保安士補、三等保安士補、保査長、一等保査及び二等保査とする。

3　警備官の階級は、警備監、警備監補、一等警備正、二等警備正、三等警備正、一等警備士、二等警備士、三等警備士、一等警備士補、二等警備士補、三等警備士補、警査長、一等警査、二等警査及び三等警査とする。

（服制）

第三十一條　保安官、警備官、学生その他その勤務の性質上制服を必要とする職員の服制は、総理府令で定める。

第二節　任免

（職員の採用）

第三十二條　職員の採用は、競争試験によるものとする。但し、競争試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2　前項の競争試験及び選考その他職員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（保査長等の任用期間及びその延長）

第三十三條　保査長、一等保査及び二等保査（以下「保査長等」という。）は、二年を期間として任用されるものとする。

2　長官は、保査長等が第六十一條第一項の規定により出勤を命ぜられている場合その他前項の期間が経過したことに因り保査長等が退職することが保安隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、六月以内の期間を限つて、同項の期間を延長することができる。

3　第一項の期間が経過した場合において、保査長等が志願をしたときは、長官の定めるところにより、任用期間を定めて、引き続いて任用されることができる。

（職員の昇任）

第三十四條　職員の昇任は、勤務実績に基く選考又は競争試験によるものとする。

2　前項の選考及び競争試験その他職員の昇任の方法及び手続に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（欠格條項）

第三十五條　左の各号の一に該当する者は、職員となることができない。

一　禁治産者及び準禁治産者

二　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三　法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2　職員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、総理府令で定める場合を除き、当然失職する。

（人事に関する不正行為の禁止）

第三十六條　何人も、職員の任用、休職、復職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に関する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金銭その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

（條件附任用）

第三十七條　職員の採用及び昇任は、すべて條件附のものとし、その職員がその職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2　條件附任用に関し必要な事項及び條件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、総理府令で定める。

第三節　分限、懲戒及び保障

（身分保障）

第三十八條　職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一　勤務成績がよくない場合

二　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三　前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合

四　組織若しくは定員の改廃又は予算の減少に因り、廃職又は過員を生じた場合

第三十九條　職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一　心身の故障のため長期の休養を要する場合

二　刑事事件に関し起訴された場合

（休職の効果）

第四十條　休職の期間は、三年をこえない範囲内において、長官又はその委任を受けた職員が定める。但し、前條第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

2　休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3　休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給與を支給しない。

4　長官又はその委任を受けた職員は、休職者について休職の事由が消滅したときは、すみやかに、その者を復職させなければならない。

（停年）

第四十一條　保安官及び警備官（保査長等を除く。）は、その階級ごとに政令で定める年齢に達したときに、退職するものとする。

（懲戒処分）

第四十二條　職員が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

二　職員たるにふさわしくない行為のあつた場合

三　その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

（懲戒の効果）

第四十三條　停職の期間は、一年以内とする。停職者は、職員としての身分を保有するが、特に命ぜられた場合を除き、職務に従事しない。

2　停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給與を支給しない。

3　減給は、一年以内の期間、俸給の三分の一以下を減ずるものとする。

（学生の分限及び懲戒の特例）

第四十四條　保安大学校の長（以下本條中「学校長」という。）は、学生が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、退校又は休学を命ずることができる。

一　成績不良で修学の見込がない場合

二　心身の故障のために修学に堪えない場合

三　刑事事件に関し起訴された場合

2　学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、これに対して懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。

一　学生としての義務に違反し、又は学業を怠つた場合

二　学生たるにふさわしくない行為があつた場合

三　その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

3　学生が前二項の規定により退校にされた場合には、当然退職するものとする。

4　前項に定めるものの外、学生の分限及び懲戒の効果に関し必要な事項は、政令で定める。

（委任規定）

第四十五條　第四十二條及び前條第二項の規定による懲戒の手続に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（審査の請求及び公正審査会）

第四十六條　職員は、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合には、長官に対して、その審査を請求することができる。

2　長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならない。

3　長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査会の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。

4　公正審査会は、保安庁に置く。

5　審査の請求の手続並びに公正審査会の組織及び運営は、政令で定める。

（適用除外）

第四十七條　第三十八條から第四十條まで及び前條の規定は、條件附採用期間中の職員、臨時的職員及び学生については、適用しない。

第四節　服務

（服務の宣誓）

第四十八條　職員は、総理府令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

（勤務態勢及び勤務時間等）

第四十九條　職員は、何時でも職務に従事することのできる態勢になければならない。

2　職員の勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、総理府令で定める。

（指定場所に居住する義務）

第五十條　保安官及び警備官は、総理府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に居住しなければならない。

（職務遂行の義務）

第五十一條　職員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上司の許可を受けないで職務を離れてはならない。

（上司の命令に服従する義務）

第五十二條　職員は、その職務の遂行に当つては、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（品位を保つ義務）

第五十三條　職員は、常に品位を重んじ、いやしくも職員としての信用を傷つけ、又は保安隊若しくは警備隊の威信を損するような行為をしてはならない。

2　保安官、警備官及び学生は、長官の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

（秘密を守る義務）

第五十四條　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2　職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、長官の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3　前項の許可は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

（職務に専念する義務）

第五十五條　職員は、法令に別段の定がある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2　職員は、法令に別段の定がある場合を除き、保安庁以外の国家機関の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職につくことができない。

3　職員は、自己の職務以外の保安庁の職務を行い、又は保安庁以外の国家機関の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職につく場合においても、これに因り給与を受けることができない。

（政治的行為の制限）

第五十六條　職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。

2　職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3　職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

（私企業からの隔離）

第五十七條　職員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。

2　職員は、その離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについてはならない。但し、総理府令で定める基準に従い行う長官の許可を受けた場合には、この限りでない。

（他の職又は事業の関与制限）

第五十八條　職員は、報酬を受けて、第五十五條第二項に規定する国家機関及び地方公共団体の機関の職並びに前條第一項の地位以外の職又は地位につき、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、総理府令で定める基準に従い行う長官の許可を受けなければならない。

（職員の団体の結成等の禁止）

第五十九條　職員は、勤務條件等に関し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2　職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。

3　何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

4　前三項の規定に違反する行為をした職員は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任用上の権利をもつて対抗することができない。

（委任規定）

第六十條　本節に定めるものの外、職員の服務に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第四章　行動及び権限

第一節　行動

（命令出動）

第六十一條　内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の場合において、不承認の議決があつたとき又は出動の必要がなくなつた場合には、すみやかに保安隊又は警

備隊の撤收を命じなければならない。

（海上公安局の統制）

第六十二條　長官は、前條第一項の規定による警備隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上公安局の全部又は一部を警備隊の統制下に入れることができる。

（出動待機命令）

第六十三條　長官は、事態が緊迫し、第六十一條第一項に規定する出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、保安隊又は警備隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。

（要請出動）

第六十四條　都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し保安隊又は警備隊の部隊（「部隊」という。以下同じ。）の出動を要請することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊の出動を命ずることができる。

3　都道府県知事は、事態が收まり、部隊の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対しすみやかに部隊の撤收を要請しなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに部隊の撤收を命じなければならない。

5　都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が收まつた後、すみやかにその旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。

6　第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

（海上における警備行動）

第六十五條　長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、警備隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

（災害派遣）

第六十六條　都道府県知事その他政令で定める者は、天災、地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2　長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる。但し、庁舎、営舎その他の保安庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、同項の要請を待たないで部隊を派遣することができる。

3　第一項の要請の手続は、政令で定める。

（関係機関との連絡及び協力）

第六十七條　第六十一條第一項、第六十四條第二項、第六十五條又は前條第二項の規定により部隊が行動する場合には、当該部隊及びその行動する区域に関係のある都道府県知事、市町村長、警察機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第二節　権限

（武器の保有及び所持）

第六十八條　保安隊及び警備隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる。

2　保安官及び警備官は、その任務の遂行に必要な武器を所持することができる。

（命令出動時の権限）

第六十九條　警察官等職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の規定は、第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する警察官等職務執行法第七條の規定により保安官又は警備官が武器を使用するには、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六條又は第三十七條に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。

第七十條　第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官は、前條の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

一　職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを排除する適当な手段がない場合

二　多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

2　前條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第七十一條　海上公安局法第十一條、第十二條第一項、第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官の職務の執行について準用する。

第七十二條　第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する司法警察職員として、現行犯人の外、同法第二百十條の規定により被疑者を逮捕することができる。この場合においては、当該現行犯人又は被疑者をすみやかに（被疑者については、刑事訴訟法第二百十條第一項の規定による逮捕状を得た後すみやかに）権限を有する国家地方警察若しくは自治体警察の警察官若しくは警察吏員又は海上公安官若しくは海上公安官補に引き渡さなければならない。但し、これを引き渡すことのできないやむを得ない事情がある場合には、なお引き続き当該現行犯人又は被疑者に係る当該事件の継続処理に必要な限度において、司法警察職員として職務を行うことができる。

2　前項の規定により司法警察職員として職務を行う保安官又は警備官のうち、三等保安士補又は三等警備士補以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。

（要請出動時の権限）

第七十三條　前條及び警察官等職務執行法の規定は、第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられた保安隊又は警備隊の部隊の保安官又は警備官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官等職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2　海上公安局法第十一條、第十二條第一項、第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

3　第六十九條第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

（海上における警備行動時の権限）

第七十四條　第七十二條及び警察官

等職務執行法第七條の規定は、第六十五條の規定により行動を命ぜられた警備隊の部隊の警備官の職務の執行について準用する。

2　海上公安局法第十一條、第十二條第一項、第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、第六十五條の規定により行動を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

3　第六十九條第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

（海上における災害派遣時の権限）

第七十五條　海上公安局法第十一條の規定は、第六十六條第二項の規定により派遣を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

（武器庫等の防護のための武器の使用）

第七十六條　保安官又は警備官は、保安隊又は警備隊の武器庫、弾薬庫又は火薬庫を職務上警護するに当り、人又は武器庫、弾薬庫若しくは火薬庫を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。但し、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合の外、人に危害を與えてはならない。

（部内の秩序維持に専従する者の権限）

第七十七條　保安官又は警備官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪について、第七十二條第二項の例により、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

一　保安官、警備官並びに第一幕僚監部、第二幕僚監部及び部隊等に所属する保安官及び警備官以外の職員並びに学生（以下本條中「職員」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の職員に対する犯罪その他職員の職務に関し職員以外の者の犯した犯罪

二　保安庁（海上公安局を除く。以下本條中同じ。）の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三　保安庁の所有し、又は使用する物件に対する犯罪

2　警察官等職務執行法第七條の規定は、前項の保安官又は警備官の職務の執行について準用する。

第五章　雑則

（募集事務の一部委任）

第七十八條　都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指揮監督を受け、保安官又は警備官の募集に関する事務の一部を行う。

2　都道府県知事は、前項の事務について、市町村長を指揮監督する。

3　内閣総理大臣は、国家地方警察及び自治体警察に対し、保安官又は警備官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

4　第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により自治体警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

（礼式及び表彰）

第七十九條　保安庁の礼式及び表彰に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（機雷等の除去）

第八十條　警備隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

（土木工事の引受）

第八十一條　長官は、保安隊の訓練の目的に適合する場合には、国又は地方公共団体の土木工事を引き受け、及びこれを実施することができる。

2　前項の土木工事の引受に関し必要な事項は、政令で定める。

（水路官署及び航路標識官署との関係）

第八十二條　警備隊と水路官署及び航路標識官署は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならない。

2　長官は、警備隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、水路官署又は航路標識官署に対し、協力を求めることができる。この場合においては、水路官署又は航路標識官署は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

（保安庁の船舶及び航空機の標識等）

第八十三條　保安庁の使用する船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を付し、国旗及び長官の定める旗を掲げなければならない。

2　保安庁の使用する船舶以外の船舶は、前項に規定する標識若しくは旗又はこれらにまぎらわしい標識若しくは旗を付し、又は掲げてはならない。

3　前二項の規定は、保安庁の使用する航空機の標識について準用する。

4　保安庁の使用する船舶及び航空機の標識及び旗の制式は、官報で告示する。

（火薬類取締法の適用除外及び特例）

第八十四條　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定は、第三條、第四條、第七條、第九條第一項及び第二項、第十條から第十三條まで、第十四條第一項、第十五條、第十九條第二項、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三項及び第四項、第三十二條、第三十三條第一項及び第三項、第三十五條、第三十九條第一項並びに第四十六條第二項の規定を除き、保安隊及び警備隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。

2　保安隊及び警備隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱についての火薬類取締法（前項の規定により適用を除外される規定を除く。）の適用については、政令で特例を定めることができる。

3　長官は、第一項の規定にかかわらず、保安隊及び警備隊が取り扱う火薬類について、火薬類取締法及びこれに基く命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱に関する技術上の基準を定め、その他火薬類に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（航空法の適用除外及び特例）

第八十五條　航空法（昭和二十七年法律第　号）中第十一條、第二十條第一項、第二十八條第一項及び第二項、第三十四條第二項、第三十八條第一項、第六十五條、第六十六條、第八十六條、第九十條、第九十五條、第百三十二條第一項及び第二項並びに第百三十四條第一項及び第二項の規定は、保安隊又は警備隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに保安隊又は警備隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

2　航空法第四十九條から第五十一條までの規定は、保安隊又は警備隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九條第一項中「第四十條（第四十三條第二項において準用する場合を含む。）の告示」とあるのは「保安庁長官の告示」と、同法第五十條中「当該飛行場の設置又は第四十三條第一項の施設の変更」とあるのは「当該飛行場の設置又は変更」と読み替えるものとする。

3　保安隊又は警備隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の

規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4　長官は、第一項の規定にかかわらず、保安隊又は警備隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに保安隊又は警備隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

5　長官は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ運輸大臣と協議するものとする。

（労働組合法等の適用除外）

第八十六條　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一條、第二條、第七條から第十八條まで、第二十條、第二十五條から第二十七條まで、第百二十二條から第百二十五條まで、第百二十六條（第六号及び第七号を除く。）、第百二十七條、第百二十八條（第三号を除く。）及び第百三十四條並びにこれらに関する第百二十條の規定を除く。）並びにこれらに基く命令の規定は、特別職である保安庁の職員については、適用しない。

（船舶安全法の適用除外）

第八十七條　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定は、警備隊の使用する船舶については、適用しない。

（船舶職員法の適用除外）

第八十八條　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定は、警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する職員については、適用しない。

（電波法の適用除外）

第八十九條　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百四條の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に関するものは、保安隊及び警備隊の使用する移動無線局については、適用しない。

2　長官は、保安隊及び警備隊の移動無線局の使用しようとする周波数については、郵政大臣の承認を受けなければならない。

3　保安隊及び警備隊の移動無線局は、前項に規定する周波数の使用について、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するため郵政大臣が定めるところに従うものとする。

（銃砲刀剣類等所持取締令の適用除外）

第九十條　銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）第二十五條の規定は、保安隊及び警備隊が保有し、並びに保安官及び警備官が所持する銃砲については、適用しない。

第六章　罰則

第九十一條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第五十四條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第五十七條の規定に違反した者

三　正当な理由がなくて武器を使用した者

2　前項第一号に掲げる行為を企て、そそのかし、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

第九十二條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁こに処する。

一　第五十六條第一項の規定に違反した者

二　第五十九條第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者

三　第五十九條第二項の規定に違反した者

四　第六十一條第一項の規定による出動命令を受けた者で、上司の職務上の命令に服従しなかつたもの

五　第六十三條の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなおその場所につかないもの

六　上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

七　正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

2　前項第二号、第四号若しくは第五号に規定する行為の遂行をそそのかし、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第六号若しくは第七号に規定する行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、若しくはこれらの行為を企てた者は、それぞれ同項の刑に処する。

第九十三條　第六十一條第一項の規定による出動命令を受けた者で、左の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁こに処する。

一　第五十九條第二項の規定に違反した者

二　正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなおその場所につかない者

三　上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

四　正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

2　前項第二号に規定する行為の遂行をそそのかし、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、若しくはこれらの行為を企てた者は、それぞれ同項の刑に処する。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、本則（第七條、第十八條から第二十三條まで及び第七十八條の規定を除く。）中保安隊及び保安官に係る部分、附則第十二項、附則第十三項、附則第十五項及び附則第十六項の規定並びに附則第十四項の規定中保安官に係る部分は、昭和二十七年十月十五日から施行する。

2　警察予備隊は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間、保安庁の機関として置かれるものとする。

3　前項の場合において、長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、警察予備隊の長としてこれを統括し、所部の職員を任免し、且つ、その服務についてこれを統督する。但し、長官は、警察予備隊の部隊その他の機関を指揮監督するに当つては、第一幕僚長を通じて行うものとする。

4　次長は、前項の規定により長官の行う職務に関し、長官を補佐する。

5　保安庁の長官官房及び各局は、長官の定めるところにより、附則第三項の規定により長官の行う職務を分掌する。

6　第一幕僚監部は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、警察予備隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。

7　昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、第一幕僚監部並びに保安研修所、保安大学校及び技術研究所に保安官に代えて警察予備隊の警察官を置き、保安研修所は警察予備隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究をし、技術研究所は警察予備隊の装備品等について技術的研究

を行うことができるものとする。

8　この法律（附則第一項但書に規定する部分を除く。）施行の際警察予備隊の警察官以外の職員である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く保安庁の相当の職員となるものとする。

9　この法律施行の際、海上警備隊の海上警備官である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く相当の階級の警備官となり、海上警備隊のその他の職員である者は、この法律に基く保安庁の相当の職員となるものとする。

10　第七條中「保安官」とあるのは、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、「警察予備隊の警察官」と読み替えるものとする。

11　警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第二條中「総理府」を「保安庁」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條　警察予備隊の警察官の定員（休職者を除く。）は、十一万人とする。

第五條中「本部及び」を削る。

第六條及び第七條を次のように改める。

第六條及び第七條　削除

第九條を次のように改める。

第九條　削除

附則第八項中「警察予備隊本部長官」を「保安庁長官」に改める。

附則に次の一項を加える。

10　昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間の警察予備隊については、この政令に定めるものの外、保安庁法（昭和二十七年法律第　号）附則第二項から第七項までの規定によるものとする。

12　警察予備隊令は、廃止する。

13　警察予備隊令廃止の際、警察予備隊の警察官である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く相当の階級の保安官となるものとする。

14　附則第八項、第九項及び前項の規定により警備官、保安官その他の保安庁の職員となつた者に対し、従前の規定に基いてなされた任用上の決定その他の手続は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

15　昭和二十五年十二月において警察予備隊の警察官に採用され、附則第十三項の規定により引き続いて一等保安士補以下の保安官となる者についての第三十三條第一項の任用期間は、その者が警察予備隊の警察官として採用された日から起算するものとする。

16　前項の者の任用條件、身分及び服務並びにこれらの者に関する罰則の適用については、その任用期間が経過するまでの間は、なお、従前の警察予備隊の警察官に関する規定の例による。

17　昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において、警察予備隊の警査長以下の警察官に採用される者又はその任用期間が経過し、引き続いて警査長以下の警察官に任用される者で附則第十三項の規定により保査長等となるものについての第三十三條第一項の任用期間は、その者が警察予備隊の警察官として採用された日又は引き続いて任用された日から起算するものとする。

18　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十五号中「海上保安庁海上警備隊の職員」を「保安庁（海上公安局を除く。）の職員」に改める。

19　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「警察機関、」の下に「保安庁の機関、」を加える。

20　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六條中第十三号を同條第十四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第十二号の次に次の一号を加える。

十三　保安官及び警備官

21　この附則に定めるものを除く外、この法律施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

（審査報告書は都合により附録に掲載）

海上公安局法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

海上公安局法案

海上公安局法

（所掌事務）

第一條　海上公安局は、左に掲げる事務を行う機関とする。

一　海上（別に法律で定める港の区域を含む。以下同じ。）における法令の違反の防止

二　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助に関すること（運輸省の所掌に属するものを除く。）。

三　天災事変その他救済を必要とする場合における船舶又は航空機による人命及び財産の保護

四　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の施行に関すること（運輸省の所掌に属するものを除く。）。

五　海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理に関すること（機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を除く。）。

六　前二号に掲げるものの外、船舶交通の安全に関すること（運輸省の所掌に属するものを除く。）。

七　海上における犯罪を捜査し、及びこれに係る犯人又は被疑者を逮捕すること並びに海上において犯人又は被疑者を逮捕すること。

八　前各号に掲げるものの外、海上における公共の秩序の維持

（位置及び内部組織）

第二條　海上公安局は、東京都に置く。

2　海上公安局の内部組織は、総理府令で定める。

（海上公安局の長）

第三條　海上公安局の長は、第七條第一項の海上公安官のうちから、保安庁長官が命ずる。

2　海上公安局の長は、保安庁長官の指揮監督を受け、部務を掌理する。但し、第一條第一号の事務については、その事務を管理する主任の大臣の指揮監督を受ける。

（海上公安大学校等）

第四條　海上公安局に、海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所を置く。

2　海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所は、海上公安局の職員の訓練を行うための機関とする。

3　海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所の名称、位置及び内部組織は、総理府令で定める。

（海上公安審議会）

第五條　海上公安局の長の諮問に応じ、第一條各号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議するため、海上公安局に、海上公安審議会を置く。

2　海上公安審議会の組織及び運営の方法は、政令で定める。

（地方機関）

第六條　海上公安局に、その事務を分掌させるため、地方海上公安局、地方海上公安部、港長事務所その他の事務所を置く。

2　地方海上公安局の名称及び位置は、別表の通りとする。

3　地方海上公安局の所掌事務の範囲及び内部組織は、総理府令で定める。

4　地方海上公安部、港長事務所その他の事務所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、総理府令で定める。

（海上公安局に置かれる職員）

第七條　海上公安局に、海上公安官、海上公安官補その他の職員を置く。

2　海上公安官及び海上公安官補は、第一條各号に掲げる事務を行う。

3　海上公安局の職員（海上公安局の長を除く。）の任用、免職その他の人事に関する事項は、海上公安局の長が行う。

（海上公安官及び海上公安官補の階級）

第八條　海上公安官の階級は、左の通りとする。

海上公安監
海上公安監補
一等海上公安正
二等海上公安正
三等海上公安正
一等海上公安士
二等海上公安士
三等海上公安士
一等海上公安士補
二等海上公安士補
三等海上公安士補

2　海上公安官補の階級は、左の通りとする。

海上公安員長
一等海上公安員
二等海上公安員
三等海上公安員

（船舶）

第九條　海上公安局の船舶は、海上公安局の事務を遂行するために必要な限度内において、武器を装備することができる。

（共助）

第十條　海上公安局と国家地方警察、自治体警察、税関、水産庁その他の関係行政庁とは、情報の交換その他の方法により、緊密な連絡を保たなければならず、また、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は犯人若しくは被疑者の逮捕並びに人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、相互に、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

2　前項の規定により協力を求められた海上公安局その他の関係行政庁は、できるだけその求めに応じなければならない。

3　第一項の規定により派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。

（協力の請求）

第十一條　海上公安官は、人命又は財産の保護のための措置をとるに際し緊急の必要があるときは、現場の附近にある人又は船舶に対し、労務の提供その他必要な協力を求めることができる。

（立入等）

第十二條　海上公安官は、法令の違反を防止し、又は人命若しくは財産を保護するため特に必要があるときは、船舶に立ち入り、船舶、書類、積荷その他の物件を検査し、且つ、乗組員に対し、その業務に関し必要な質問をすることができる。

2　海上公安官は、前項の場合において真にやむを得ないときは、船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、一時、船舶の進行を停止し、又はその出発を中止すべきことを命ずることができる。

3　海上公安官は、船内にある者であつて、異常な挙動その他の事情から判断して、犯罪を犯し若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当の理由のあるもの又は犯罪について知つていると認められるものに対し、必要な質問をすることができる。

4　海上公安官は、前三項に規定する権限を行おうとするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならず、且つ、なるべく制服を着用しなければならない。

5　海上公安官の服制は、総理府令で定める。

（停船命令等）

第十三條　海上公安官は、海上において犯罪を捜査し、又は犯人若しくは被疑者を逮捕するため真にやむを得ないときは、必要な限度内において、左に掲げる処分をすることができる。

一　船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、一時、船舶の進行を停止し、又はその出発を中止すべきことを命ずること。

二　船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、指定する場所に船舶を回航すべきことを命ずること。

三　乗組員その他の者の下船又は乗船を制限すること。

四　船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、積荷の陸揚を制限し、又は積荷の陸揚を制限することを命じ、又は積荷の陸揚を制限すること。

（司法警察権）

第十四條　海上公安官及び海上公安官補は、海上において、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する司法警察職員として職務を行う。

2　海上公安官及び海上公安官補は、陸上においても、海上における犯罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察職員として職務を行う。

3　前項の権限は、海上において捜査（刑事訴訟法第二百十二條に規定する犯人の追跡を含む。）に着手した犯罪に限り行使することができる。

4　前項の場合において、令状による逮捕、差押、捜索及び検証は、できるだけ、警察官又は警察吏員に嘱託して行わなければならない。但し、これらの令状の請求は、この限りでない。

5　前四項の規定により司法警察職員として職務を行う者のうち、海上公安局の長が指定する海上公安官は、司法警察員とし、その他の海上公安官及び海上公安官補は、司法巡査とする。

（武器の所持）

第十五條　海上公安官及び海上公安官補は、その職務を行うために必要な武器を所持することができる。

（武器の使用）

第十六條　海上公安官及び海上公安官補の第九條及び前條の武器の使用については、警察官等職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七條を準用する。

（国家公務員共済組合法の適用）

第十七條　海上公安局の職員についての国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の適用については、同法第二條第二項の規定にかかわらず、海上公安局に属する職員を単位として、総理府に一組合を設ける。

（解釈規定）

第十八條　この法律の規定は、警察官又は警察吏員が海上において、犯罪の予防、鎮圧及び捜査並びに犯人又は被疑者の逮捕の権限を行使することを排除するものと解釈してはならない。

附　則

1　この法律は、保安庁法（昭和二十七年法律第　号）施行の日から施行する。

2　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）は、廃止する。

3　関税法（明治三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第百一條の三中「海上保安官」を「海上公安官」に、「海上保安庁法」を「海上公安局法」に改める。

4　航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四條の三中「海上保安庁長官」を「海上公安局ノ長」に改め、同條第一項中「部分品（以下爆発物件等ト謂フ）ハ」の下に「保安庁ノ行フモノヲ除クノ外」を加える。

5　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第九十八條第四項中「海上保安庁」を「海上公安局」に改める。

6　港則法の一部を次のように改正する。

第二十五條中「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所」を「地方海上公安局その他の海上公安局の事務所」に改める。

第三十七條の二中「当該港の所在地を管轄する海上保安監部又は運輸省令で定めるその他の管区海上保安本部の事務所」を「総理府令で定める海上公安局の事務所」に改める。

7　港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二項中「海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第一條第二項の港と河川との境界」を「海上公安局法（昭和二十七年法律第　号）第一條第一号の港の区域」に改める。

8　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十九條第三項第二号を次のように改める。

二　海上公安官

9　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項第二号及び別表第三中「海上保安庁職員」を「海上公安局職員」に改める。

10　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三條第二項及び第四十六條第一項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

第五十條第一項及び第五十二條第一項中「海上保安庁長官」を「海上公安局の長」に改める。

11　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二十三條の見出し及び同條第一項中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。

12　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條第二項、第二十三條第二項並びに第五十二條第二項及び第三項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

13　外国人登録法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

14　気象業務法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十五條中「海上保安庁」を「海上公安局」に改める。

15　海上保安庁の職員は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、同一俸給をもつて、総理府令で定めるところにより海上公安局の相当の職員になるものとする。

別表

名称	位置
第一地方海上公安局	小樽市
第二地方海上公安局	塩釜市
第三地方海上公安局	横浜市
第四地方海上公安局	名古屋市
第五地方海上公安局	神戸市
第六地方海上公安局	広島市
第七地方海上公安局	門司市
第八地方海上公安局	舞鶴市
第九地方海上公安局	新潟市

（審査報告書は都合により附録に掲載）

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

（小字及び――は衆議院修正）

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七條）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　本省

第一節　運輸審議会（第五條―第十八條）

第二節　内部部局（第十九條―第二十八條の二）

第三節　附属機関（第二十九條―第三十八條）

第四節　地方支分部局（第三十九條―第五十四條）

第一款　海運局（第四十條―第四十四條）

第二款　港湾建設部（第四十五條―第四十九條）

第三款　陸運局（第五十條―第五十四條）

第三章　外局（第五十五條―第五十七條）

第一節　船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会（第五十六條・第五十六條の二）

第二節　海難審判庁（第五十七條）

第四章　職員（第五十八條・第五十九條）

附則

第三條第七号中「気象」を「気象業務」に改め、第九号を次のように改める。

九　交通に関する保安

第四條第一項第十四号の次に次の十三号を加える。

十四の二　運輸に関する基本的な政策及び計画につき企画立案すること。

十四の三　所掌事務に係る物資の生産、流通及び消費に関する基本的施策につき企画立案すること。

十四の四　所掌事務に係る価格等の統制を行うこと。

十四の五　所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備をすること

十四の六　所掌事務に係る輸出品の等級、標準及び包装條件を定めて、これらの検査を行うこと。

十四の七　所掌事務に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し、許可を與え、又は届出を受理すること。

十四の八　所掌事務に係る中小企業等の振興を図り、及び経営に関する指導を行うこと。

十四の九　所掌事務に係る中小企業等協同組合の定款の認証等をすること。

十四の十　所掌事務に係る工業品等についての工業標準を制定し、及び普及すること。

十四の十一　国際観光事業を助成すること。

十四の十二　通訳案内業の試験を行うこと。

十四の十三　外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。

十四の十四　旅行あつ旋業を登録すること。

第四條第一項第十五号中「航路、就航区域又は船舶」を「航路又は区域」に改め、同項第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三　航法及び船舶交通に関する信号方法に関し、調査し、及び企画立案すること。

第四條第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　船舶の安全に関する検査をすること。

第四條第一項第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二　海技従事者の免許をすること。

二十四の三　水先人の免許をすること。

第四條第一項第二十七号及び第二十七号の二を次のように改める。

二十七　港湾運送事業の登録をすること。

二十七の二　港湾運送事業者に対し、運賃及び料金並びに運送約款の実施の延期又は変更を命ずること。

第四條第一項第二十九号中「又は保管料率の変更を命ずること。」を「又は料金表の変更に関する命令をすること。」に改める。

第四條第一項第三十一号中「国有鉄道調停委員会」を「公共企業体調停委員会」に改める。

第四條第一項第四十四号の二から第四十四号の五までを次のように改める。

四十四の二　航空機の登録をすること。

四十四の三　航空機及びその装備品の証明及び検査をすること。

四十四の四　航空従事者に関する証明及び航空機乗組員の免許をすること。

四十四の五　航空機の操縦の練習の許可をすること。

第四條第一項第四十四号の五の次に次の四号を加える。

四十四の六　航空路を指定すること。

四十四の七　飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

四十四の八　航空交通管制区及び航空交通管制圏を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を與えること。

四十四の九　航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に関し、許可し、認可し、又は必要な命令をすること。

第四條第一項第四十五号から第四十八号までを次のように改める。

四十五　気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する太陽、天空及び地面のふく射に関する観測、調査及び研究を行うこと。

四十六　気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する太陽、天空及び地面のふく射に関する観測、調査及び研究の成果並びにこれらに関する統計及び資料を発表すること。

四十七　気象の観測を行う者に対し、その成果の報告を求めること。

四十八　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象を予報し、及び警報すること。

第四條第一項第四十八号の次に次の四号を加える。

四十八の二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、津波、高潮及び波浪の予報業務に関し、許可すること。

四十八の三　気象電報を集め、気象無線報を受信すること。

四十八の四　気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関し、許可すること。

四十八の五　気象測器の検定及び型式証明を行うこと。

第四條第一項第四十九号の二の次に次の四号を加える。

四十九の三　水路測量及び海象観測を行うこと。

四十九の四　水路測量及び海象観測の成果を公表すること。

四十九の五　水路図誌及び航空図誌を調製し、及び供給すること。

四十九の六　航路標識の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

第四條第一項中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第六十号までを削り、第六十一号を第五十二号とする。

第四條第二項第六号及び第七号を次のように改める。

六　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

七　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を制限し、又は禁止を命ずること。

第四條第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

第六條第一項第二号中「軌道、」の下に「無軌條電車、」を加え、第三号を次のように改める。

三　旅客定期航路事業（対外定期航路事業を除く。）における運賃及び料金の認可又は変更の命令

第六條第一項第四号を次のように改める。

四　倉庫業における料金に関する基準の設定

第六條第一項第五号中「及び軌道の特許」を「並びに軌道及び無軌條電車の特許」に改め、第六号を次のように改める。

六　地方鉄道の免許の取消、軌道若しくは無軌條電車の特許の取消又は地方鉄道、軌道若しくは無軌條電車の営業の停止

第六條第一項第十号中「及び軌道」を「、軌道及び無軌條電車」に、第十一号中「軌道」を「軌道、無軌條電車」に、第十一号の三中「海上運送法」を「第三号に規定するものを除く外、海上運送法」に改める。

第六條第一項第十一号の五の次に次の一号を加える。

十一の六　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

第十九條第一項中「六局」を「七局」に、「自動車局」を「自動車局、航空局」に改め、第二項から第五項までを削る。

第二十一條第一項中「官房長一人」の下に「及び観光監一人」を、第二項中「大臣官房の事務」の下に「（第二十二條第一項第二十一号から第二十四号までに掲げる事務を除く。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　観光監は、命を受けて第二十二條第一項第二十一号から第二十四号までに掲げる事務を掌理する。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條の二　鉄道監督局、自動車局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十二條第一項第九号中「気象」を「気象業務」に改め、同号の次に次の二号を加える。

九の二　水路業務に関すること。

九の三　航路標識の業務に関すること。

第二十二條第一項第十六号の次に次の四号を加える。

十六の二　運輸に関する基本的政策及び計画を樹立すること。

十六の三　運輸省の所掌事務に係る物資に関する基本的な政策及び計画に関すること。

十六の四　運輸省の所掌事務に係る価格等の統制に関すること。

十六の五　運輸省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関すること。

第二十二條第一項第十七号を次のように改める。

十七　都市における交通調整に関すること。

第二十二條第一項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　通訳案内業に関すること。

第二十二條第三項を削る。

第二十三條第一項を次のように改める。

一　旅客定期航路事業の免許、許可又は認可に関すること。

二　定期航路事業における運賃及び料金に関すること。

三　標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船貸賃料の設定に関すること。

三　船舶の譲受、譲渡、借受及び貸渡の許可に関すること。

四　水上運送事業における補償に関すること。

五　木船相互保険組合の認可に関すること。

六　日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。

七　水上運送の用に供する物資の需給の調査に関すること。

八　海難救助の制度の調査及び企画立案に関すること。

九　海難の調査（海難審判庁の行うものを除く。）に関すること。

十　水先に関すること（船員局の所掌に属するものを除く。）。

十一　航法及び船舶交通に関する信号方法に関する制度の調査及び企画立案に関すること。

十二　港則に関する制度の調査及び企画立案に関すること。

十三　海事代理士に関すること。

十四　海事思想の普及及び宣伝に関すること。

十五　前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上運送一般の発達、改善及び調整に関すること。

第二十三條第二項中第三号及び第五号を削り、第二号の二を第三号とし、第六号を第五号とし、同号中「及び石油製品」を削る。

第二十三條第三項を削る。

第二十四條第一項第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一　船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。

一の二　満載きつ水線の指定に関すること。

第二十四條第一項第五号の次に次の三号を加える。

五の二　船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに船舶の製造及び修繕の用に供する施設に関するものについての工業標準に関すること。

五の三　輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装條件並びに検査に関すること。

五の四　造船に関する事業並びに船舶の引揚及び解体の事業の用に供する物資の需給の調査に関すること。

第二十四條第二項第四号中「及び石油製品」を削る。

第二十五條第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二　海技従事者の免許並びに船舶職員の資格及び定員に関すること。

十一の三　水先人の試験に関すること。

第二十六條第一項第十号中「保管料率」を「料金表」に改める。

第二十六條第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十二　港湾施設に関するものについての工業標準に関すること。

十三　港湾、倉庫等の用に供する物資等の需給の調査に関すること。

第二十六條第二項中「及び石油製品」を削る。

第二十七條第一項第三号中「国有鉄道調停委員会」を「公共企業体調停委員会」に改める。

第二十七條第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の運転事故の調査に関すること。

第二十七條第一項第十四号の次に次の三号を加える。

十四の二　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、鉄道信号保安装置その他の陸運機器並びに鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の施設に関するものについての工業標準に関すること。

十四の三　輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装條件並びに検査に関すること。

十四の四　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する物資の需給の調査に関すること。

第二十七條第三項を削る。

第二十八條第一項第八号中「及び通運計算事業」を「、通運計算事業及び道路運送車両による輸送」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二　道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。

第二十八條第一項第十三号の次に次の三号を加える。

十三の二　自動車用代燃装置及び運輸省が生産を所掌する軽車両並びに自動車車庫に関するものについての工業標準に関すること。

十三の三　輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装條件並びに検査に関すること。

十三の四　道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油脂、タイヤ、チューブ等の物資の需給の調査に関すること。

第二十八條第二項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とする。

第二十八條第三項を削る。

第二十八條の次に次の一條を加える。

（航空局）

第二十八條の二　航空局においては、左の事務をつかさどる。

一　航空機の登録に関すること。

二　航空機の安全性に関すること。

三　航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関すること。

四　航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五　航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。

六　航空機の操縦の練習の許可に関すること。

七　航空従事者の教育及び養成に関すること。

八　航空路の指定に関すること。

九　航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。

十　飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。

十一　飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。

十二　航空交通の安全に関すること。

十三　航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

十四　前号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。
十五　航空機の事故調査に関すること。
十六　所掌事務に係る工業品等についての工業標準に関すること。
十七　所掌事務に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

第二十九條中「運輸技術研究所」を「運輸技術研究所　水路部　燈台局」に、「海員養成所」を「海員学校　航空保安事務所　航空標識所」に改める。

第三十條第一項を次のように改める。

中央気象台は、気象業務法（昭和二十七年法律第　号）第二條第四項各号の気象業務等を行う機関とする。

第三十條第二項中「海況、地震」を「地象、地動、地球磁気、地球電気、水象」に改め、「測器」の下に「並びに羅針盤及び経線儀」を加える。

第三十一條第一項第四号の次に次の一号を加える。

五　航空機、航空原動機、及び航空機装備品並びに飛行場及び航空保安施設に関すること。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

（水路部）

第三十二條　水路部は、左に掲げる業務を行う機関とする。

一　水路測量及び海象観測並びにその成果の公表
二　水路及び海象に関する調査及び研究並びにその成果並びにこれらに関する統計及び資料の公表
三　水路図誌及び航空図誌の調製及び供給
四　水路及び海象並びに水中における沈没物その他の航海の障害となる虞がある物件に関する情報の公表
五　一般の委託により行う水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の調製

2　水路部は、東京都に置く。

3　水路部の内部組織は、運輸省令で定める。

4　水路部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方水路部その他の出張所及び技術者の養成施設を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

（燈台局）

第三十三條　燈台局は、左に掲げる業務を行う機関とする。

一　航路標識の設置及び管理
二　運輸省以外の者で航路標識の設置及び管理を行うものの監督
三　航路標識の附属の設備による気象の観測並びにその成果の公表

2　燈台局は、東京都に置く。

3　燈台局の内部組織は、運輸省令で定める。

4　燈台局の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、燈台管理部その他の出張所及び技術者の養成施設を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第三十六條第一項中「海員養成所」を「海員学校」に改める。

第三十七條中「前員養成所」を「海員学校」に、第二項の表中

「兒島海員養成所	小樽海員学校
唐津海員養成所	唐津海員学校
宮古海員養成所	宮古海員学校
七尾海員養成所	七尾海員学校
宮崎海員養成所	宮崎海員学校
粟島海員養成所	粟島海員学校
門司海員養成所	門司海員学校
高浜海員養成所」	高浜海員学校」

を　に改める。

第三十七條の次に次の二條を加える。

（航空保安事務所）

第三十七條の二　航空保安事務所は、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する業務を行う機関とする。

2　航空保安事務所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

3　運輸大臣は、航空保安事務所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空保安事務所の出張所を置くことができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

（航空標識所）

第三十七條の三　航空標識所は、航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に関する業務を行う機関とする。

2　航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

3　運輸大臣は、航空標識所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空標識所の出張所を置くことができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

第三十八條第一項の表を次のように改める。

種類	目的
海上安全審議会	運輸大臣の諮問に応じて船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）に定める事項その他海上における交通に関する保安に関する重要事項を調査審議すること。
中央船員職業安定審議会	運輸大臣の諮問に応じて船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）に定める船員の職業の安定に関する重要事項を調査審議すること。
造船技術審議会	運輸大臣の諮問に応じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。
海運造船合理化審議会	運輸大臣の諮問に応じて海運及び造船に関する事業の合理化に関する重要事項を調査審議すること。
船員教育審議会	運輸大臣の諮問に応じて船員教育に関する重要事項を調査審議すること。
水先審議会	運輸大臣の諮問に応じて水先法（昭和二十五年法律第百二十一号）第二十五條及び第三十二條に規定するものの外、水先の制度に関する重要事項を調査審議すること。
鉄道建設審議会	運輸大臣の諮問に応じて鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）に定める日本国有鉄道の鉄道新線の敷設に関する事項を調査審議すること。
航空審議会	運輸大臣の諮問に応じて航空に関する重要事項を調査審議すること。

第三十九條中「公共船員職業安定所」を削る。

第四十條第一項中第一号から第四号の二までを次のように改める。

一　旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関すること。

二　定期航路事業における運賃及び料金に関すること。

二の二　本船運送事業の登録に関すること。

三　船舶の讓受、讓渡、借受及び貸渡の許可に関すること。

四　水上運送事業における補償に関すること。

第四十條第一項第四号の次に次の六号を加える。

四の二　日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。

四の三　水先に関すること。

四の四　海難の調査に関すること。

四の五　前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上における輸送の発達、改善及び調整に関すること。

四の六　船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。

四の七　満載きつ水線の指定に関すること。

第四十條第一項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　海技従事者の免許に関すること。

第四十條第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同号中「及び石油製品」を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第四十二條第一項中「五部」を「四部」に改め、「港湾連絡調整部」を削る。

第二章第四節中第二款を削り、第三款を第二款とし、第四十六條を第四十五條とし、以下第五十條まで一條ずつ繰り上げる。

第二章第四節中第四款を第三款とする。

第五十一條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　地方鉄道、軌道、專用鉄道、索道及び無軌條電車の運転事故の調査に関すること。

第五十一條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　道路運送及び道路運送事業と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。

第五十一條第二項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、同條を第五十條とする。

第五十二條を第五十一條とし、以下第五十五條まで一條ずつ繰り上げる。

第五十六條中「海上保安庁」及び「航空庁」を削り、同條を第五十五條とし、第五十七條を第五十六條とする。

第三章第二節を削り、第三節を第二節とし、第五十九條を第五十七條とする。

第三章第四節を削る。

第六十條を第五十八條とし、第六十一條を第五十九條とする。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三條ノ四第一項中「其ノ居住地ヲ管轄スル公共船員職業安定所」を「ソノ居住地ヲ管轄スル海運局（厚生大臣ガ運輸大臣ニ協議シテ指定スル海運局ノ支局及港湾管理事務所並ニ之等ノ出張所ヲ含ム以下同ジ）」に、「当該公共船員職業安定所」を「当該海運局」に、同條第二項中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第三十三條ノ五中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第三十三條ノ六中「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。

第三十三條ノ七中「公共船員職業安定所」を「海運局」に、「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。

第三十三條ノ八中「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。

第三十三條ノ九第三項、第三十三條ノ十一、第三十三條ノ十三、第三十三條ノ十四第一項、第五十二條ノ二、第五十二條ノ三及び第六十五條ノ八中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

3　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「海上保安庁の基地施設、通信施設、航路標識」を「航路標識」に改める。

4　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第九條の二第二項中「海難審判庁審判官」の下に「又は海難審判庁理事官」を加える。

第十條第一項中「海難審判庁審判官」の下に「海難審判庁理事官」を加え、第三項中「海難審判庁審判官」の下に「及び理事官」を加え、第四項を削り、第一項の次に次の一項を加える。

海難審判庁理事官（以下「理事官」という。）は、審判の請求及びこれに係る海難の調査並びに裁決の執行に関することを掌る。

第十三條中「各海難審判庁」の下に「（高等海難審判庁又は地方海難審判庁をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二　海難審判庁に、海難審判理事所を置く。

海難審判理事所は、理事官の行う事務を統轄するための機関とする。

海難審判理事所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第二十九條及び第五十八條中「海上保安庁海難審判理事所」を「海難審判理事所」に改める。

5　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十條の見出中「公共船員職業安定所」を「海運局」に、同條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に改める。

6　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第七條中「海運局長」の下に「（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九條の海運局の長をいう。以下同じ。）」を加え、「公共船員職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、」を削る。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條及び第九條　削除

第十條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に、「公共船員職業安定所において」を「海運局において」に改める。

第十一條及び第十三條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

第十五條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に、「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第十六條から第二十一條まで、第二十三條から第二十五條まで及び第二十九條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

第四十三條、第四十四條、第四十六條及び第五十八條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に改める。

第六十一條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に改める。

第六十七條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

7　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第二條から第五條まで中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第七條中「海上保安庁又はもよりの管区海上保安本部若しくはそ

の事務所」を「港合局又はその出張所」に改める。

第八條第二項中「海上保安官」を「運輸大臣」に改める。

第十三條第四号中「運輸大臣に」を削る。

第十四條中「又は海上保安官」を削る。

第十五條前段中「運輸大臣に」を削り、同條後段を削る。

8　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第七條第二項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第十三條中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。

第二十五條第三項を削る。

第二十六條中「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所（以下「管区海上保安本部の事務所」という。）」を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。

第二十七條及び第二十八條中「管区海上保安本部の事務所」を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。

第三十一條第一項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

9　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第四條の二中「その他の航空に関する図誌」の下に「（航空路誌を除く。）」を加える。

第二十七條中「運輸大臣に」を削る。

10　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に、「海上保安審議会」を「海上安全審議会」に改める。

第二十五條中「運輸大臣に」を削る。

11　航空法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

「航空庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第百三十五條の表の下欄中「航空庁」を「運輸省」に改める。

第百三十七條中「行政官庁」を「運輸大臣」に改め、「運輸大臣に」を削る。

12　気象業務法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「航空庁長官を経て」を削る。

第十五條第一項及び第五項中「航空庁」を「運輸省」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

総理府設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

参議院議長佐藤尚武殿

衆議院議長　林　譲治

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項を削る。

第五條の次に次の一條を加える。

（特別な職）

第五條の二　大臣官房に、賞勲監一人を置く。

2　賞勲監は、命を受け、第六條第一項第十六号から第十九号までに掲げる事務を掌理する。

3　統計局に、次長二人を置く。

4　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第六條第一項第十五号を削り、同項第十六号を同項第十五号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第八條第二項を削る。

第十五條の表中「国土総合開発審議会　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。」を

国土総合開発審議会	国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）及び国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
電源開発調整審議会	電源開発促進法（昭和二十七年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
資源調査会	資源調査会設置法（昭和二十七年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

に改める。

第十六條の二及び第十六條の三を削る。

「統計委員会
公正取引委員会
全国選挙管理委員会
公益事業委員会
国家公安委員会
地方財政委員会
外国為替管理委員会
首都建設委員会
電波監理委員会
土地調整委員会
宮内庁
特別調達庁
賠償庁
行政管理庁
北海道開発庁
地方自治庁」

第十七條中「公正取引委員会
国家公安委員会
土地調整委員会
国家人事委員会
宮内庁
調達庁
行政管理庁
北海道開発庁
自治庁
保安庁
経済審議庁」を「宮内庁」に改める。

第十八條中「又は政令」を削り、同條の表を次のように改める。

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
国家公安委員会	警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）
土地調整委員会	土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）
国家人事委員会	国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）
宮内庁	宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）
調達庁	調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）
行政管理庁	行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）
北海道開発庁	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）
自治庁	自治庁設置法（昭和二十七年法律第　号）
保安庁	保安庁法（昭和二十七年法律第　号）
経済審議庁	経済審議庁設置法（昭和二十七年法律第　号）

附　則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

官報
号外
昭和二十七年七月二十五日

○国第十三回会 参議院会議録第六十九号（その三）

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国家行政組織法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

（――は衆議院修正）

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「、法務府」を削り、同條第四項中「別表第一」を「別表」に改める。

第五條第一項中、「法務府」及び「、法務総裁」を削り、同條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

第十二條第一項中「、法務府令」を削る。

第十七條第一項中「法務府」を削る。

第十八條第一項中「法務府及び」を削る。

第二十二條を削り、第二十二條の二を第二十二條とする。

第二十四條の二中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表

府又は省	委員会	庁
総理府	公正取引委員会 国家公安委員会 土地調整委員会 国家人事委員会	宮内庁 調達庁 行政管理庁 北海道開発庁 自治庁 保安庁 経済審議庁
法務省	司法試験管理委員会 公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
大蔵省		
文部省	文化財保護委員会	
厚生省		
農林省		水産庁
通商産業省		特許庁
運輸省	船員労働委員会 捕獲審査検再審査委員会	海難審判庁
郵政省		
労働省	中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 公共企業体中央調停委員会 公共企業体地方調停委員会	
建設省	首都建設委員会	

附則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、国家行政組織法第二十四條の二の改正規定は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一條中「法務府」及び「、経済安定本部」を削る。

第二條第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
総理府		
本府	一、八一二人	
公正取引委員会	二四〇人	
国家公安委員会		
国家地方警察	四五、二八〇人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
国家消防本部	一一一人	〃
土地調整委員会	一八人	
国家人事委員会	九一六人	
宮内庁	九五二人	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

調達庁	三、一八二人	
行政管理庁	一、三二一人	
北海道開発庁	三、二二三人	
自治庁	二二三人	
保安庁	八、五五七人	
経済審議庁	三七四人	
計	六六、二〇九人	
法務省		
本省	四三、一四一人	うち一〇、九〇七人は、検察庁の職員とする。
司法試験管理委員会	一人	
公安審査委員会	一人	
公安調査庁	一、七一二人	
計	四四、八五三人	
外務省		
本省	一、五八七人	
大蔵省		
本省	七六、〇九五人	
文部省		
本省	六二、六二〇人	うち六一、〇二一人は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	四五〇人	
計	六三、〇七〇人	
厚生省		
本省	四六、二七五人	
農林省		
本省	七六、〇九一人	
水産庁	一、五〇〇人	
計	七七、五九一人	
通商産業省		
本省	一三、五七二人	
特許庁	六七二人	
計	一四、二四四人	
運輸省		
本省	一七、六三五人	
船員労働委員会	五四人	
捕獲審検再審査委員会	五人	
海難審判庁	一五一人	
計	一七、八四五人	
郵政省		
本省	二四九、六九四人	
労働省		
本省	一九、九八五人	
中央労働委員会	九〇人	
公共企業体仲裁委員会	一六人	
公共企業体中央調停委員会	二二人	
公共企業体地方調停委員会	七九人	
計	二〇、一九二人	
建設省		
本省	一〇、八〇五人	
首都建設委員会	一人	
計	一〇、八〇五人	
合計	六八八、四六〇人	

第二條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第三條中「、法務府令、省令又は経済安定本部令」を「又は省令」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　調達庁及び行政管理庁においては、この法律施行の際現に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の定員をこえる員数の職員は、昭和二十八年三月三十一日までの間は、定員の外に置くことができる。

3　改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、一万四千三十一人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、一万三千九百十八人とする。

4　通商産業省の本省においては、昭和二十七年十二月三十一日までの間は、二百十五人以内の職員を前項の定員の外に置くことができる。

5　各行政機関（調達庁、行政管理庁及び通商産業省の本省を除く。）においては、この法律施行の際現に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の定員をこえる員数の職員は、昭和二十七年十二月三十一日までの間は、定員の外に置くことができる。

6　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君　議題に供せられました日程第六より日程第二十までの各案につきまして、順次内閣委員会の経過並びに結果を報告いたします。

先ず以て通商産業省設置法案及び通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案並びに工業技術

庁設置法の一部を改正する法律案について説明をいたします。

この三案の提案の理由及び内容について先ず説明をいたします。提案の理由は、すべて機構の簡素化を図ろうというのであります。内容につきましては、通商産業省設置法につきましては、内部部局の統合整理を目的とするものでありまして、従来の一官房及び九局は今回新らしく設けられる部局を除外いたしますと一官房四局に減少するのであります。特に物資別の原局五局は重工業、軽工業の二局に統合せられております。第二点は、外局たる庁の整理でありまして、審判的機能を有する特許庁を除きまして、他の三庁、即ち資源庁、中小企業庁及び工業技術庁のうちで、前二者を本省内部部局、後者を本省附属機関といたしております。第三点は、公益事業委員会の廃止に伴いまして、同委員会の所掌事務をすべて本省内部部局たる公益事業局に所掌せしめることになつております。第四点に、以上のほかにも、行政機構改革の基本構想によりまして、局中の部を廃止し、或いは経済安定本部の廃止によりまして事務を移管した点等につきまして、旧條文のうちで特許庁関係を除き殆んど全條文について改正を加えておりまするために、旧法を廃止いたしまして新法を制定する措置をとつておるのであります。

次に、通商産業省設置法の施行に伴いまして、鉱山保安法、公益事業令等、関係法令の整理を行う必要がありまするので、その法律案が提出されております。その整理を行う法令でありますが、法律では鉱山保安法、中小企業等協同組合法及び輸出信用保険法、ポツダム政令では公益事業令及び電気事業再編成令の以上の五法令でありますが、これは部局の改革に基く名称の変更を主といたしたもの、中小企業庁設置法の廃止によつて同法上の権限を中小企業等協同組合法の内容といたしておるもの、及び公益事業委員会の所属事務の引継ぎによるものの三つの事柄に区分できるものであります。

最後に、工業技術庁設置法の一部を改正する法律案につきましては、工業技術庁はこのたび通商産業省の附属機関として工業技術院に改組しようとするものであります。併し改正の内容は、単に名称を工業技術院に、従つて長官を院長に改める等、附属機関となつたことに伴つて必要となつた改正にとどまるものであります。これが只今申述べました法案三つの提出の理由及び内容であります。

内閣委員会におきましては、委員会を三回、通商産業委員会と連合会を二回開会いたしまして、三案につきまして審議を重ねたのであります。その際、論議の中心となつた主な点を申上げますれば、第一点は、中小企業庁を現状通り通商産業省の外局として存置すべしという点であります。これに関しましては、通商産業委員会からも強い要望が出されまして、内閣委員の多数からも同様強き主張が述べられたのであります。即ち、中小企業は日本経済の現状において極めて重要な地位を占めておるのであつて、そのことは、産業構造の上から見ても、中小企業の有する生産量、工場数、労働者数等が全産業のうち極めて高い割合を占めておりまする点、或いは貿易の振興や重要産業の再建の上に大いなる貢献をなしておる点等から見ましても明らかである。又そうであればこそ政府が中小企業庁を設置して、中小企業の育成発展に努力をして来たゆえんであると考える。殊に中小企業庁が設置されて種々指導育成がなされておる現状においてすら、なお、制度の面、税制の面、金融の面、その他、産業合理化、技術向上等の面において中小企業は恵まれざる状態に置かれておるのみならず、日本経済の弱点が常に中小企業にいわゆるしわ寄せされる傾向にあるのが現状である。従つて現在の段階においては中小企業庁を内局にするのは適当でないという意見が強く述べられたのであります。

第二点は、原案の鉱山保安監を廃止して、これに代えて鉱山保安局を設置すべしという点であります。即ち近時の鉱山における災害頻発の現状に鑑みて、鉱山保安行政に関しては政府は特に万全の措置をなすべきであるから、従来通り鉱山保安局を設けることが適切であるという意見が強く多数の委員から述べられたのであります。

第三点は、繊維局を存置すべしという点であります。即ち現在の通商繊維局が廃止されて、その所掌事務が軽工業局に包含せられることになつておるのでありまするが、繊維工業が軽工業のうちの大いなる割合を占めておる現状や、又将来の自立経済における繊維工業の占めるべき大いなる重要なる地位から考えまして、特に軽工業局から独立させて一局を設けることが適切であるという意見が多数委員から述べられたのであります。

第四点は、工業技術庁を現状通り通商産業省の外局として存置すべしとする点であります。即ち科学技術の進歩は工業の発達と極めて密接な関係にあり、殊に我が国における工業技術の現状は一層これが進歩向上を必要とする段階にあるから、これを附属機関とする原案は適当でない、現状通り外局として存置させるほうが適切であるという意見でありました。

で、これらの意見に基きまして討論を重ねたのでありますが、通商産業省設置法案及び通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案及び工業技術庁設置法の一部を改正する法律案についてそれ〴〵修正案が発議されたのであります。修正案はすでにお手許に差上げてありまするから、朗読を省略いたしますが、その要点を摘んで申上げますれば、

一、官房に現状通り調査統計部を存置し、原案の調査統計監を廃止すること。二、鉱山保安局を存置し、原案の鉱山保安監を廃止すること。三、企業局に現状通り次長一人を置くこと。四、軽工業局に化学肥料部を存置し、原案の次長を削除すること。五、繊維局を存置すること。六、工業企業庁を現状の通り存置すること。七、この法律の施行期日を原案では本年七月一日と規定してあるのを八月一日に改めることであります。

次に、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案の修正点は次の二つであります。即ち鉱山保安局を存置し、原案の鉱山保安監を廃止すること。もう一つは、中小企業庁を現状通り存置すること。

又、工業技術庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正点は次の一点であります。この法律の施行期日を七月一日と定めてあるのを八月一日に定めることであります。

先ずこれに対しまして波多野委員から、修正案及び修正案を除いた残余の法案全部に賛成である。但し工業技術庁についてはこれを現状通りに修正したかつたのであるが、この点は将来できるだけ早く原状に復することを強く希望するという意味を持たして賛成するという意見を述べられたのであります。鈴木委員からは、政府原案は全部賛成であるが、修正案には反対である。即ち、中小企業庁が現状通り存置されることに修正されたが、併しこれが内局になることによつていささかの支障も起らないし、むしろ大臣の直轄下に置かれるために力強くその使命が達成されることを確信しておる。その他の修正案については賛成であるが、只今の政府の方針に反した重大な修正が含まれておるから、この修正案には反対であるという意見が述べられました。更に竹下委員からは、修正案及び修正案を除く残余の案全部について賛成意見が述べられました。そして特に鉱山保安局の運営について政府に強い要望が出たのであります。即ち竹下委員から、過去の経験に基いて、貴重な人命尊重の重大使命を十分に考えて、できるだけの力を以てこの部局の運営に当つて欲しいということを強く要望せられたのであります。最後に成瀬委員から、修正案及び修正案を除く残余の案全部に賛成である。即ち中小企業庁を現状通り存置したことは、今日の中小企業の現状から見て適切である。併しなお一層広汎な中小企業対策を望

みたい。又鉱山保安局が存置せられたことは、これ又適切な修正であるが、併し最も大切なことは、その運営にあると思う。人命尊重のために万全の注意を拂つて欲しいということ。なお修正外の点では、工業技術庁が附属機関と改組される点は遺憾であるが、次の機会には、科学技術の向上発展のできる機構のできるように期待して、これに賛成するという意見が述べられました。

かくて討論を終局いたしまして、先ず通商産業省設置法案の修正案について採決いたしましたところ、多数を以て修正可決すべきものと決定いたしました。次に修正案を除いた原案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。故に本案は修正可決すべきものと決定せられたのであります。

次に、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の修正案について採決いたしましたところ、多数を以て修正可決すべきものと議決いたしました。

更に最後に、工業技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、修正案を含む原案について採決いたしましたところ、これ又全会一致を以て修正可決すべきものと議決いたしました。

農林省設置法等の一部を改正する法律案について報告を申上げます。

この農林省設置法等の一部改正案は、衆議院から修正せられて本院に送付せられたのでありまして、それを原案として審議いたしたのであります。

先ず本案の内容について概略申上げますと、その第一点は、食糧庁及び林野庁を内局に移管して、それ〴〵食糧局、林野局とすること。第二点は、大臣官房、農政局及び農業改良局の事務を再分配し、農政局を農林経済局とすること。第三点は、内局の部及び新たに内局となる食糧庁及び林野庁の部を廃止すること。第四点は、農林経済局及び農地局に次長各一人を、食糧局に次長二人、林野局に次長三人を置くこと。その他農林経済局に農業協同組合監及び統計調査監おの〳〵一人を、農地局に計画監及び建設監おの〳〵一人を、農業改良局に技監一人を、畜産局に競馬監一人を、食糧局に農産物検査監一人をそれ〴〵置くことにしていること。第五点は、米価審議会を経済安定本部から移管すること。第六点は、営林局の移動及び管轄区域の一部を変更すること等であります。

次に、本案第二條によるところの改正案によりまして、水産庁設置法の一部を改正する点は、水産駐在所七ヵ所を廃止すること及び漁業調整事務所五ヵ所を設置せんとする、この二つであります。

内閣委員会におきましては、本案審査のため、委員会を開催すること六回、そのほか数回に亘つて内閣委員の懇談会を開きまして、審議を盡したのでありますが、その間、問題となつた主な点を二、三申上げて見たいと思います。第一には、原案において食糧庁及び林野庁を内局としたるにかかわらず、水産庁のみを現行のまま外局として存置することの当否如何という点でありました。政府はこれに関しまして、食糧、林野、この二つの仕事は、他の産業と極めて密接な関係があるから、これを内局に移して、農林大臣の直接指揮監督の下に、簡素強力に農林行政の一体としての運営を強化し、能率を増進することとしたい。これに反して水産というものは独立性があり、現に衆参両院の常任委員会においても、農林委員会とは別個に存在している。殊に参議院においては、議員発議の水産省設置法案が提出されている実情等をも勘案して、特殊の例外として外局に残しておいたという説明でありました。第二に、統計調査部廃止の問題でありますが、近代的のサンプリング調査に基いていたすところの統計の事務は、農林行政を推進して行く上に極めて重要なものであるが故に、徒らに形式的画一的な機構改革をなすがために、この部を廃止するということは失当であるという意見が多数の委員諸君から述べられたのであります。第三に、農林行政は、計画、実施、管理のごとく、その行政事務の区分を部門別として能率を挙ぐべきであるという意見が強く出ておりました。第四は、営林局の場所の移転及び管轄区域の変更に関する点でありまして、政府原案によれば、従来の営林局の管轄区域を一部改正いたして、水系別に改めることにし、前橋営林局は、これを福島県福島市に移転して、阿武隈水系を中心とする、即ち宮城県、福島県を管轄区域とする福島営林局とし、木曾の福島営林局は、これを長野市に移して、信濃川水系を管轄する長野営林局といたして、長野県、新潟県をその管轄区域としてしんとするものであるという説明があります。

かようにいたしまして、本案に対して種々質疑をいたしまして、質疑を終了し、討論の段階に入りましたところが、先ず多数委員の意見に基く修正案が提出せられたのであります。その修正案は、結局委員会の採決を経まして、お手許に差上げてありますから、これによつて御了承を願いますが、その内容につきまして簡単に申述べますれば、第一は、農林経済局に農業協同組合部と統計調査部を存置すること。従つて次長を削除し、農業協同組合監と統計調査監を廃止すること。第二は、農地局に現行通り管理、計画、建設の三部を存置し、従つて次長を削除、計画監及び建設監を廃止すること。第三は、農業改良局に現行通り研究部及び普及部を存置し、技監を廃止すること。第四は、畜産局に現行通り競馬部を存置し、競馬監を廃止すること。第五は、営林局の移動と管轄区域の変更は、この際暫らく留保して、現行のままとすること。第六は、中国四国農業試験場を分離すること。第七は、食糧庁及び林野庁は現行通り外局として存置すること。このほか附則第一項の施行期日を修正しておるのであります。

この多数の意見に基く修正案に対して、中川委員は自由党を代表して、修正案の多くの部分についてはこれに同調するにやぶさかではないけれども、食糧庁及び林野庁を庁として存置する点については同意しがたいという意味を以て修正案に反対せられたのであります。補見委員は、自由党を除く各派共同の多数意見による修正案に対して緑風会を代表して賛成の意を表し、なお、営林局の移転及び管轄区域の変更に関する政府原案については必ずしも反対するものではないけれども、この際は留保して現行のままとし、近き将来において適正なる改正措置を実現するようにという希望を述べられたのであります。三好委員は、修正案を含めての原案に賛成の旨を述べ、なお、統計調査部については、むしろこれは統計調査局に昇格すべきであると考えて、その修正案を用意しておつたけれども、多数意見に同調する建前から、あえて単独の修正案は提出しないということを述べられたのであります。江田委員は社会党の第四控室を代表して、三好委員と同様、修正案を含めての原案に賛成であり、なお、三好委員の統計調査部を統計調査局に昇格せしめんとする構想に対しても同感であるという旨を述べられました。波多野委員は社会党第二控室を代表して、修正案を含めての原案に賛成であり、三好委員、江田委員と同様、統計調査部を局に昇格せしめんとする考え方に同意見であつて、この問題は今後内閣委員会としても十分考慮を拂うべきものであるという意見を述べられたのであります。

そこで採決に入りまして修正案を採決いたしましたところが、多数を以て可決すべきものと議決し、修正の部分を除く原案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしたのであります。従いまして本案は修正可決すべきものと議決いたしたのであります。

次に、経済審議庁設置法案、経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案及び資源調査会設置法案について報告をいたします。

先ず、経済審議庁設置法案におけるその内容を簡単に説明いたします。こ

の法案は、経済安定本部を廃止するに当つて、これに代るべき総合的経済政策の企画立案及びこれに基く総合調整を行うための行政機関として、総理府の外局として経済審議庁を設置せんとするものであります。即ち経済審議庁の任務は、経済に関する基本的な政策の総合調整を初め、他の行政機関の所掌に属しない総合的経済政策の企画立案、国土総合開発及び電源開発の促進、国際経済協力の推進、物価及び国民生活に関する基本的政策の企画立案、長期経済計画の策定、総合国力の分析、測定、内外の経済動向及び国民所得等に関する調査分析等であります。そして経済審議庁の特別な性格に鑑みまして、その職員といたしましては、特別な職といたして審議官及び調査官を置くこととなつております。而して審議官は識見のある官民の人材を選抜して、重要な経済政策及び計画の企画立案に当らせ、調査官は専門的事項に精通した人材を以て調査に専念せしめんとするものであります。

次に、この審議庁には附属機関として経済審議会を設置し、内閣総理大臣の諮問に応じて経済に関する最も重要な政策計画等について調査審議せしめることとし、その組織、所掌事務及び委員についての詳細な規定は政令に譲ることとなつておるのであります。なお、この法案は、機構改革に伴う各省設置法の改正法案と共に今年七月一日から施行することになつております。

次に経済安定本部の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案について申述べますが、この法案は、経済安定本部を廃止すると共に、従来経済安定関係の事項を規定している諸法令に所要の改正を加えんとするものでありまして、本法案の施行と共に、経済安定本部の予算の執行及び予備費の支出、決算並びに国有財産に関する事項の残務整理は、経済審議庁において所掌することになつておるのであります。

内閣委員会におきましては、右の二法案の審査につきましては、経済安定委員会との連合委員会を四回、内閣委員会を二回開催いたしましたほか、数次の懇談会を開きまして審議に当つたのであります。委員会において特に問題となつた点は、経済審議庁の性格の点であります。経済に関する基本的総合的企画立案の権限を持たすべきではないかどうかという点が中心であつたのであります。

討論の段階に入りまして栗栖委員その他七名のかたから両法案に対する共同修正の発議がありました。その内容はすでにお手許に差上げてありまするものと同一でありますから、これが朗読も又説明も省略させて頂きます。ただ、その内容の主なる点を申述べますれば、経済審議庁の権限の中に外国為替予算並びに外資に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うことを明確にしたる点、及び経済審議庁の任務を規定しておる第三條の條文の中で、意味のあいまいである字句を改めてこれを明確にいたした点、その他経済審議庁の内部部局として新たに調整部を設けた点、経済審議庁が内閣総理大臣の権限の行使について補佐することとして列挙されておる国土総合開発法ほか二つの法律の中に、新たに特殊土じより地帯災害防除及び振興臨時措置法を加えた点等であります。

この修正案に対しまして、波多野委員は社会党第二控室を代表いたしまして、我が党としては予算編成権をも掌握するような強力な総合企画庁とする方針であつたのであるけれども、この修正案を提出することは本法案審議の経過に鑑みて徒らに混乱を招くことを慮つて、遺憾の意を表しつつ賛成するものであると述べられたのであります。松原委員は、改進党を代表して、修正を含めた原案に賛成である。但し改進党としては、我が国の現状に鑑みて長期経済政策の企画立案を必要とするとの党意見から、別に修正案を準備しておつたのであるけれども、本案の審議状態に鑑みまして、所期の目的とは違うけれども、これに賛成するという意見を述べられたのであります。自由党の中川君は自由党を代表して、この両法案は修正案を含めて原案に賛成であることを述べ、次いで江田委員は、止むを得ず賛成する。併し日本の経済は今後楽観を許さない。従つて長期を見通しての経済政策の企画立案が必要である。我が党としては総合企画庁を必要とするという意見であると述べられたのであります。補見委員は、波多野委員と同意見であつて、修正を含めた原案に賛成するとの意見を開陳せられました。

最後に採決に入りまして、修正案を含めた両原案について採決を行いました結果、全会一致を以て修正可決すべきものと議決いたしたのであります。

更に、これに関係のありまする資源調査会設置法案について説明をいたします。

経済安定本部が今度の機構改革によりまして廃止されまするに当つて、この資源調査会を設置いたしまして、これを総理府の附属機関に移して、ここに、この法律によつて法的根拠を與えんとするものであります。この法案によりますれば、資源調査会は国家行政組織法第八條第一項に基く総理府の附属機関とし、その所掌事務は、資源の総合的利用のための方策に関し調査審議すること、関係各行政機関が樹立する資源の利用計画の総合調整に関し調査審議すること、及び資源調査の計画に関し調査審議すること、この三つを主たる任務といたして、内閣総理大臣の諮問に答申するほか、関係各行政機関の長は、その所掌事務を遂行するに当つて必要があると認めるときは、右の事項に関し資源調査会の審議を求めることができることといたし、又資源調査会は必要に応じて関係各行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるとなつておるのであります。

その組織につきましては、資源調査会は、会長、副会長及び委員二十名以内を以て組織し、会長は経済審議庁長官を以てこれに充て、副会長は一人とし、学識経験のある者、又は関係各行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命し、常勤とする、但し関係行政機関の職員のうちから任命された場合、又は止むを得ない場合は非常勤とすることができるとしてあるのであります。次に、委員は学識経験のある者又は関係各行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命するのでありますが、この委員は非常勤とし、関係各行政機関の職員のうちで教職にある者及び試験研究に従事する者以外の者で委員に任命される者の数は委員総数の二分の一以下でなければならないとなつておるのであります。次に、資源調査会に事務局を置いて、事務局長は委員のうちから内閣総理大臣が任命することとなつております。更に、資源の利用に関し資源調査会及び関係各行政機関相互の間の連絡を図るため、連絡会議を置くこととといたし、その他、本法律に定めるものを除くのほか、資源調査会に関し必要な事項は政令で定めることとしてあるのであります。なお、施行期日は本年七月一日となつておつたのであります。

内閣委員会におきましては、経済安定委員会との連合委員会において、又二回の内閣委員会において審査をいたしたのでありますが、その審議に当りまして、委員から、資源調査会の従来の業績を十分に認めると共に、この種機関に対する予算措置が余りに貧弱である点、即ち年額千五百万円程度、その点について政府の注意を促す意見が述べられたのであります。

なお、本案につきましては施行期日に修正を加えましただけでありまして、この修正を含めました原案について採決いたしましたところ、全会一致を以て修正可決すべきものと議決したのであります。その施行期日の修正点は、「七月一日」とあるのを「八月一日」と改めたのみであります。

次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案及び大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の

整理に関する法律案について説明をいたします。

先ず大蔵省設置法の一部を改正する法律案の内容を申上げます。第一は、外局を廃止して内局への改編乃至統合でありまして、外局であるところの証券取引委員会、公認会計士管理委員会及び国税庁、並びに総理府の外局であるところの外国為替管理委員会及び経済安定本部の外局であるところの外資委員会を廃止して、その権限の全部又は一部、これをそれ〴〵証券取引委員会及び公認会計士管理委員会は本省の理財局へ、国税庁は本省の内局として新設する徴税局へ、外国為替管理委員会及び外資委員会は同じく内局として新設する為替局へ統合せんとするものであります。第二は、本省の内部部局の改編でありますが、従来の官房、五局に、新たに徴税局及び為替局の二局を加え、一方、官房の調査部、主税局の税関部及び銀行局の検査部を廃止して、主税局及び銀行局には次長おのおの一人を、徴税局には次長二人を置くこととし、又従来の財務官の制度はこれを廃止して財務参事官を置くこととしてあるのであります。第三は、附属機関の再編に関するものでありますが、現在大蔵省の外局たる造幣庁及び印刷庁を本省の附属機関に改め、又証券取引委員会、公認会計士管理委員会、外国為替管理委員会及び外資委員会の廃止に伴つて、これらの所掌事務に関する諮問機関として、証券取引審議会、公認会計士審査会、外国為替審議会及び外資審議会を設けると共に、経済安定本部の附属機関たる企業会計基準審議会を企業会計審議会として大蔵省に移し、更に国税庁の統合に伴つて中央における国税庁協議団はこれを廃止することとなつておるのであります。第四に、地方支分部局に関しては、国税庁の地方支分部局たる国税局を本省の支分部局に改め、納税者の便宜を図る点を考慮して、税務署の支署を置き得ることとしておるのであります。右のほか、経済安定本部の廃止に伴い、大蔵省の任務、権限及び所掌事務に所要の改正を加え、規定の整備を図つておるのであります。

次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について申しますが、この法案は、前申上げました大蔵省設置法の一部を改正する法律案による大蔵省の機構改革に伴いまして、関係法令に所要の整理を加えようとするものであります。その関係法令は総数三十四件に及んでおりますが、ここにはその報告を省略させて頂きます。

内閣委員会におきましては、これら法律案の審議のために大蔵委員会との連合委員会を一回、内閣委員会を八回開会いたしまして審議を盡したのであります。質疑を終つて討論の段階に入りましたところ、多数の意見によるところの共同修正案が発議されました。その修正案はこれ又お手許に配付してあるものと同一でありますから、それによつて御了承を願うことといたしまして朗読及び理由の説明は省略いたします。その要点を申上げますれば、一、主税局に現行通り税関部を存置することとし、従つて原案の次長を削除したること、二、銀行局に現行通り検査部を存置することとし、従つて原案の次長を削除したること、三、国税庁を現行のまま存置したること、即ち外局として存置したること、四、経済審議庁設置法の修正に伴い、外国為替予算案の準備に関する大蔵省の所掌権限の字句に一部修正を加えたること等であります。なお附則の施行期日を修正いたしまして八月一日といたしました点は、他の法案に対しますと同一であります。

本案に対しまして討論に入りましたところ、鈴木委員は自由党を代表して、修正案の一部即ち国税庁を復活する点には反対であるから、修正案に反対せざるを得ないということを述べました。楠見委員は緑風会を代表して修正案を含める原案に賛成の旨を述べ、なお附言いたしまして、造幣局及び印刷局は将来これを公共企業体とすることについて、政府は十分なる検討をいたすべしという希望意見を述べられたのであります。

かようにいたしまして、討論を終つて採決に入りましたところ、修正案については多数を以てこれを可決すべきものと議決し、修正案を除くところの原案について採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決したのであります。即ちこの案につきましては修正可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、最も慎重な討議を盡しました保安庁法案及び海上公安局法案について説明をいたします。保安庁法案、この法案は衆議院において一部修正されましたので、それが原案となつておるのであります。

この法律案は、現行の警察予備隊と、海上保安庁の海上警備隊及びこれと密接な関係にあるもので水路、燈台等、運輸省に属せざる部分を除いたものとを統合いたして、治安に関する一体的な運営を図るために、総理府の外局として新たに保安庁を設置せんとするものであります。これは今回提出せられました行政機構改革の問題のうちで最も重要な意義を持つておるものでありますから、いささか詳細に報告いたそうと思うのであります。

保安庁は、我が国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、併せて海上における警備救難の事務を行うことを任務とするものであります。そのうち海上における警備救難の事務を行うのは保安庁に置かれる海上公安局でありまして、これは従来の海上保安庁の警備救難部を中心として設置されるもので、常時海上においてその任務を行うこととなつておるのであります。保安庁が管理し運営するところの部隊は、主として陸上において行動するものは保安隊、これは従来の警察予備隊であり、海上において行動するものは警備隊、これは従来の海上警備隊であります。本法案は一般行政機構の改革と同時に本年七月一日から施行することとし、但し警察予備隊については、現在の隊員の大多数の任用期間が本年の十月十四日までに満了いたしますので、それまでの間は警察予備隊を存続せしめることとして、所要の調整規定を設けておるのであります。

ここに、この法案によりまして、保安庁の機構、部隊の編成等について概略申述べます。保安庁の長は保安庁長官として、国務大臣を以てこれに充て、長官は内閣総理大臣の指揮監督を受け、庁務を統轄し、所部の職員を任免し、その服務を統督するのであります。部隊その他の機関に対する長官の指揮監督は、その補佐機関たる第一幕僚長又は第二幕僚長を通じて行うこととなつておるのであります。保安庁に次長一人を置き、内部部局として、長官官房のほか、保安局、人事局、経理局及び装備局の四局並びに第一幕僚監部及び第二幕僚監部を置き、長官官房及び各局は、保安隊及び警備隊に関する方針の策定及びその一般的監督について長官を補佐することを主たる任務とし、長官、次長、官房長、局長及び課長は、文官制を堅持する建前から、三等保安士以上の保安官又は三等警備士以上の警備官の経歴のない者のうちから任用することとなつており、政府原案では更に旧正規陸海軍将校の経歴のある者もこれと同様の取扱をすることとなつておつたのであるが、これは衆議院の修正によつて削除されて参つておるのであります。第一幕僚監部は保安隊につきまして、又第二幕僚監部は警備隊につきまして、その隊務に関する長官の幕僚機関とし、各幕僚監部の長を幕僚長とするのであります。幕僚長は、保安隊又は警備隊の隊務について、最高の専門的助言者として長官を補佐するものとし、幕僚監部には部及び課を置き、又幕僚長のほか所要の保安官又は警備官その他事務官等を置き、又幕僚副長を置くことができることといたしておるのであります。第一幕僚長及び第二幕僚長の指揮監督下に置かれる保安隊及び警備隊に関する組織及び編成等は政令を以て定めることとし、又幕僚長の監督を受ける訓練施設その他の所要機関についても、その組織、所掌事務等は政令で定めることになつておるのであ

ります。保安庁職員の定員は、海上公安局に勤務する職員を除いて十一万九千九百四十七人とし、そのうち十一万を保安官、七千五百九十人を警備官とし、残りの二千三百五十七人が事務官、技官その他の職員であります。なお附属機関として、保安研修所、保安大学校及び技術研究所を置き、これらの機関には、保安官又は警備官のほか、事務官、技官、教官、その他所要の職員を置くことになつており、保安庁に置かれる海上公安局については、海上公安局法により、その組織、所掌事務及び権限等を定めておるのであります。海上公安局の職員を除く保安庁の職員は、現在の警察予備隊及び海上警備隊の職員と同じく、これを国家公務員法上の特別職とし、服務についてはおおむね国家公務員法の規定に準じて規定するが、勤務の特殊性を勘案して総理府令で定めることとなつておるのであります。

保安隊及び警備隊の部隊編成について一言いたしますると、保安隊は一方面隊、四管区隊及び直轄部隊を以て編成し、それぞれ方面総監部、管区総監部を置き、その長を方面総監、管区総監とする。又警備隊は三地方隊及び三以内の連合船隊を以て編成し、地方隊に地方総監部を置き、地方隊の長は地方総監とする。又連合船隊の長は連合船隊司令とすることとなつておるのであります。

出動に関しましては、内閣総理大臣は、非常事態に際して治安の維持のため特に必要があると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができることとし、内閣総理大臣は、出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならないこと、但し国会が閉会中か又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならないこと、又、長官は、警備隊の出動があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上公安局の全部又は一部を警備隊の統制下に入れることができることとしているのであります。更に又、長官は、事態が緊迫し、命令出動が予測される場合において、これに対処するために必要ありと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、保安隊又は警備隊に対し出動待機命令を発することができることにしてあるのであります。更に又、都道府県知事は、治安維持上重大な事態について止むを得ない必要ありと認める場合には、当該都道府県公安委員と協議の上、内閣総理大臣に対し、保安隊又は警備隊の部隊の出動を要請することができる。この場合において事態止むを得ないと認めるときは、内閣総理大臣は、保安隊又は警備隊の部隊の出動を命ずることができることとしているのであります。

次に、海上における人命若しくは財産の保護、又は治安の維持のため、緊急の必要がある場合には、長官は、内閣総理大臣の承認を得て、警備隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができることとし、都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、保安隊又は警備隊の部隊の派遣を長官又はその指定する者に要請することができ、長官又はその指定する者は、この要請を受けた場合、事態止むを得ないと認めるときは、保安隊又は警備隊の部隊を派遣することができること、但し庁舎、営舎等、又はそれらの近傍の火災等の場合には、要請がなくとも部隊を派遣することができることとなつておるのであります。保安隊及び警備隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる。但し武器の使用については、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除いては、当該部隊の指揮官の命令によらなければならないこととなつているのであります。

次に海上公安局法案について申述べます。

海上公安局は、先に申述べました保安庁法案の第二十七條に、「保安庁に、海上公安局を置く。」と規定してあり、その第二項には「海上公安局の組織、所掌事務及び権限等については、海上公安局法の定めるところによる。」とありまして、即ち本法案によつて、その組織、所掌事務、権限等が定められているものであります。即ち、海上公安局は、海上における法令の違反の防止、海難、天災事変などの際の人命及び財産の保護、海上における犯罪捜査、犯人の逮捕等の事務を掌る機関でありまして、海上公安局の長は、保安庁長官の任命にかかり、その指揮監督を受けるのでありますが、海上における法令の違反の防止の事務については、外務、大蔵、運輸等、それぞれ主管大臣の指揮監督を受けることとなつておるのであります。又海上公安局の職員の任免につきましては、専ら海上公安局の長が行うことになつております。海上公安局には職員の訓練機関として、海上公安大学校、海上公安学校、海上公安訓練所を置き、又海上公安局長の諮問に応じ、海上公安に関する主要事項の調査審議に当らせるために、海上公安審議会を置くことになつております。地方機関といたしまして地方海上公安局、地方海上公安部、港長事務所、その他の事務所を置くことといたしております。海上公安局の事務を遂行いたしますための職員といたしまして、海上公安官及び海上公安官補が置かれるのでありますが、海上公安官は、船舶への立入検査、船内にある犯罪容疑者に対する質問、犯罪捜査のため止むを得ない場合においては、船舶に停船を命じ、又は船舶の回航等を命ずる権限を有することとし、又海上公安官及び海上公安官補は、司法警察職員といたしますほか、職員に必要な武器を所持し得ることといたしておるのであります。なお、海上公安局の船舶は、職務遂行のため最小限度必要な武器を装備することができることとし、犯罪容疑船に対する停船信号等、止むを得ない場合に使用できることといたしているのであります。最後に、海上公安局の職員を単位とする国家公務員共済組合を総理府に設けることといたしております。なお、この法律案は保安庁法と同様に、施行期日を七月一日としておるのであります。

内閣委員会におきましては、両法案につきまして、六月二日以降地方行政委員会との連合委員会を二回、人事委員会との連合委員会を一回、及び前後十回の内閣委員会を開き、その間に参考人の証言を求め、本法案の審査に万全を期したのであります。

その審議の過程において問題となりました主なる点を申上げますれば、

第一に、本法案第四條に掲げるところの保安庁の任務についてでありまして、従来の警察予備隊は、警察予備隊令によつて、その設置の目的は、「わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するのに必要な限度内で、国家地方警察及び自治体警察の警察力を補うため警察予備隊を設け、」とあるのでありますが、本法案第四條、（保安庁の任務）に掲げるところの保安庁のその任務を見ますると、「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。」とありまして、従来の警察予備隊とは、その目的、任務について若干相違するものがあるのでありまして、これに対しては、その点に対する質疑について、政府側、従来は目的において国家地方警察並びに地方自治体警察の警察力の不足を補う目的であるというふうに書いてあつたが、今回の保安庁法においては、如何なる場合において如何なる手続を以て行動するかということを具体的に定めることといたしたのである。又保安隊、予備隊の目的は、飽くまでも現在の警察予備隊或いは海上警備隊の目的を継承いたしているのでありまして、国内治安の責に任ずることがその目的となつている。従つて外国の侵略に対する防衛ということをば直接の目的としてはおらないということを答弁しているのであります。

第二に、保安隊、警備隊の法的性

椅、殊に憲法第九條との関係におきまして極めて周到慎重な質疑応答が繰返されたのであります。政府は、飽くまでも国内治安維持のための治安機構であつて、軍備ではないという見解を堅持しておつたのでありまして、外国からの侵略攻撃を受けた場合の保安隊、警備隊の行動について質疑を重ねた際においても、政府は、我が国が直接間接の侵略を受けて、警察の任務の遂行上必要がある場合には、国民と共に全力を挙げて行動することは当然であると存じます。従つてこの際において、臨機に一種の自衛行動をとることがありましても、それは結局国内治安の維持のための行動であるのであるということを強く言い張つておつたのであります。従つて、政府の職力の解釈は、国内において治安維持確保の目的でできたものは職力とは考えられない。専ら外敵を撃退する或いは外国軍隊と交戦することを目的として編成される場合には、これが軍であり、これが職力であるという説明に一貫しておつたのであります。

第三に、保安庁の長官、次長、官房長、局長及び課長等、幹部職員には旧正規陸軍海軍将校を任用しないという政府の原案は、衆議院の修正において削除されているのでありますが、この点について政府の考え方を質しましたのに対し、政府は、何分にも軍隊に類似をいたしている実力部隊であるから、政治政策を支配するというような弊害に陥りやすい。これを民主主義を守るために予防しようという趣旨の規定であつたが、旧時代の一つの経歴というものを理由として、殊更に差別待遇をなすがごとき感を與えることは、今日の政治段階から見て適切でない。実行によつて効果を挙げれば、必ずしも法的に制限する必要はなかろう。こういう趣旨を以て削除したものである。こういう御説明でありました。これを削除したことによつて公然と旧正規陸海軍将校を保安庁の幹部として任用することはしないということを明らかにいたしております。

第四に、六月中旬以来大きく新聞紙上に報道されておりますアメリカからの千五百トン級のフリゲート艦十八隻、二百五十トン級の上陸用船艇五十隻の貸與を受けるという件について、貸與を受ける行政上の手続、交渉手続並びに今後生ずべき国庫負担の点等について、岡崎外務大臣、村上運輸大臣、大橋国務大臣等に対して質疑応答を重ねたのでありますが、政府は目下事務当局を通じて艦艇の貸與についてアメリカ極東海軍との間に下交渉中であつて、而してその下交渉は閣議の決定に基いての下交渉であるというのでありまして、正式の艦艇貸借協定等を締結する段階にはまだ達していないという説明でありました。この事柄と、それから憲法九條の解釈に関連する問題とは、質疑者と政府側との間には甚だしい見解の相違があることが認められたのであります。

第五に、保安庁に置かれる海上公安局について、陸上の国家地方警察にも比すべき海上保安庁の事務、即ち海上における法令の違反の防止、海難の際の人命、財産の救助、港則法の施行、海上における犯罪捜査並びに海上における公共の秩序維持等を運輸省から切り離して、保安庁の附属機関たる海上公安局に所掌せしめるという点について質疑応答が重ねられたのであります。政府は、海上の特殊性を強調して、海上では陸上よりも一層緊密な連絡をとることが必要であるが、我が国は海岸線が長いにかかわらず、現有船舶の数は極めて乏しいので、専ら船の関係から相互に利用し合う必要があるので、海上公安局を設置することといたした。国家地方警察は、国家公安委員会の下に民主的に運営するので、これを保安庁に統一することは一方を犠牲にすることになるので除外したと申しておるのであります。

大体これらの点について質疑応答を重ねまして、昨日討論に入つたのであります。鈴木委員外七名の委員から、保安庁法案及び海上公安局法案に対する共同修正案が提出せられました。その修正案は議決を経ましてお手許に差上げておりますから、朗読及び説明を省略いたします。

保安庁法案に対する修正案は、要するに、附則中第十七項を除き、本法施行期日七月一日を八月一日に改めること、及び海上公安局の所掌すべき事務は、海上公安局法案の修正に基き、別に法律で定める日から施行することとなつておるのであります。

次に海上公安局法案に対する修正案の修正要旨は、この法律は別に法律で定める日から施行するという点であります。

かくて討論に入りまして、中川委員は自由党を代表して、修正案を含めた原案に賛成の意見を述べ、波多野委員は、保安庁、海上公安局は実際軍隊であり、軍備であつて、憲法に違反するものであるから、反対である。成瀬委員からも同様の趣旨で反対であるということを述べ、三好委員は改進党を代表して、本法案は、第一、憲法に違反するものであつて、法秩序を破壊するものである。第二に、保安庁の使用する装備、艦艇は、一にアメリカから貸與を受けるものであるから自主的ではない。第三に、本法案の各條は極めて弾力性に富み、緊要な部分を政令以下に委任しておる点は、陰に国防省を作りつつありとの疑惑を抱かせるものであつて、甚だ遺憾であるという、三つの点を挙げて反対の意思表示をせられたのであります。なお、その上、本法案は、艦艇その他武器の借受等、未決定の問題を含んでいるから、この法案は当然これを継続審査に付すべきであるという動議を提出したのであります。この動議に対しまして松原委員から賛成の発言がありましたから、これを採決に問いましたところ、三好委員の継続審査に付すべしという動議は委員会において否決せられたのであります。

そこで採決に入りまして、両法案につきまして先ず修正案を採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと議決し、次に修正案を除いた他の部分の原案について採決いたしましたところ、いずれも多数を以て可決すべきものと議決せられたのであります。即ちこの両案は修正可決すべきものと議決せられた次第であります。

次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案について説明いたします。これも衆議院の修正がありますので、これが原案であります。

提案の理由につきましては、これも又行政機構の改革の方針によつて提出したというのでありまして、その内容については大体二点あると思います。第一点は、運輸省の外局であるところの航空庁を内局とし、名称を航空局に改め、大臣官房観光部、海運局海運調整部、鉄道監督局国有鉄道部及び民営鉄道部並びに自動車局業務部及び整備部の六部を廃止すると共に、公共船員職業安定所を海運局に統合することといたしております。次に、大臣官房に観光監を置いて観光に関する事務を掌理させ、又鉄道監督局、自動車局及び航空局にそれぞれ次長一人を置いて局長を補佐させることにいたしておるのであります。改正の第二点は、海上保安機構の改革に伴う所要の整理でありまして、即ち、運輸省の外局である海上保安庁を廃止すると共に、海上保安庁海事検査部の所掌事務を運輸省の各局に分属させ、海上保安審議会及び水先審議会を運輸省に移し、水路部及び燈台部は運輸省の附属機関に改め、海難審判理事所は海難審判庁の附属機関とし、警備救難部の所掌事務のうち、海上交通の保安に関するものを海運局に移す等の改正をいたしておるのであります。最後に、この改正に伴いまして必要な関係法律の整理をも併せ行なつておるのであります。

内閣委員会におきましては委員会を開くこと五回、審議を尽したのでありまして、その主な点を申上げます。第一には、運輸省の外局たる海上保安庁の廃止に伴う問題でありまして、海上保安庁が廃止されると共に、保安庁の附属機関として海上公安局が設置され、ここで海難救助の仕事が行われるのでありまするが、他面、海上保安庁の警備救難部の所掌事務のうちで、海

難救助の基本計画に関する仕事は運輸省の海運局に移されることになつておりますので、結局海上交通の保安に関する仕事は二つの部門に分けられることとなるわけであります。併しながらこの点につきましては、海上交通の保安に関する仕事は、本来運輸省の所掌事務であるから、海上公安局は保安庁の附属機関とするよりも運輸省の管轄の下に置いて、そこで一元的に海上保安の仕事をなすことが最も適切であるという意見が述べられたのであります。第二点は、行政の簡素能率化を図るという政府の方針に基いて、局中における部を一律に廃止することは、事務の円滑なる運営を図るゆえんでないとし、官房の観光部、海運局の海運調整部、鉄道監督局の国有鉄道部、民営鉄道部、自動車局の業務部及び整備部を現状通り存置すべしという意見、及び航空局に管理部と技術部を設置すべしという意見が多数委員から述べられたのであります。

討論の段階におきまして、鈴木委員から、この法律案の一部を修正する修正案が発議せられたのであります。この修正案は前と同様に朗読及び説明を省略いたします。併しその要点は次の点であります。第一には、観光部を現状通り存置して、原案の観光監を廃止すること。第二に、海運局に海運調整部を現状通り存置すること。第三に、鉄道監督局に国有鉄道部、民営鉄道部を現状通り存置し、原案の次長を廃止すること。第四に、自動車局に業務部及び整備部を現状通り存置すること。第五に、地方支分部局の港湾建設部を港湾建設局と改称すること。第六に、航空局に管理部及び技術部を設け、原案の次長を廃止すること。第七に、昭和二十七年八月一日から別に法律で定める日までの間は、海上保安庁は現状通り運輸省の外局として存置することであります。

かくて討論の後に採決をいたしましたところ、この修正案を含めて原案は多数を以て修正可決すべきものと議決いたしたのであります。

次に、総理府設置法の一部を改正する法律案及び国家行政組織法の一部を改正する法律案について説明をいたします。

先ず、総理府設置法の一部を改正する法律案でありますが、総理府設置法の一部を改正する法律案の内容は、現在総理府には十の行政委員会と五つの庁が、外局として設置されてありまして、総理府の所掌する行政事務の範囲は非常に広く且つ多岐に亘っておりますが、総理府を内閣の首長としての総理大臣を長とする機関たるにふさわしいものとするために、各外局の行政事務は、できるだけこれを各省に分属せしめると共に、新たに国家公務員に関する事務、経済施策の総合調整に関する事務等を加えることとし、且つこれらの事務を遂行する機構についても、現在の複雑厖大な機構を極力整理簡素化し、事務処理の能率化を図る必要がありますので、この法律案を提出いたしたのであります。

その内容として挙げられておりますのは、第一に内部部局につきましては、大臣官房賞勲部及び統計局の人口部、経済部及び製表部を廃し、新たに特別な職として賞勲監及び統計局次長二人を置くことといたしております。第二に、現存の外局につきましては、公益事業委員会、外国為替管理委員会及び電波監理委員会はこれを廃止して、それらの事務をそれ〴〵通商産業省、大蔵省及び郵政省に分属せしめ、首都建設委員会は建設省の外局に移管し、統計委員会はこれを廃止して、その事務を行政管理庁に統合し、全国選挙管理委員会、地方財政委員会及び地方自治庁を統合して自治庁とすることといたしております。第三に、人事院及び経済安定本部の廃止に伴い、新たに外局として国家人事委員会及び経済審議庁を、又附属機関として新たに電源開発調整審議会及び資源調査会を設置すると共に、保安庁を設け、これに伴つて警察予備隊を総理府の機関から保安庁の所属に移すことといたしておるのであります。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案についての内容を説明いたします。これも衆議院において一部修正が加えられておるのであります。その内容は、第一に、従来行政機関たる府としては、総理府及び法務府が認められて置かれてあつたのでありますが、今般の行政機構改革によりまして、法務府はこれを各省並に法務省と改め、その長を法務大臣といたすこととなつております。これに伴いまして、国家行政組織法の規定に所要の改正を加えておるのであります。第二に、従来国家行政組織の一部をなすものとして規定されておつた公団は、すでに全部廃止されましたので、これに関する規定を削除することといたしております。第三に、府、省、委員会及び庁等の廃止統合並びに部等の廃止に伴いまして、別表を整理しておるのであります。

内閣委員会は経済安定委員会と連合委員会を三回、又内閣委員会独自に四回開会いたしまして、総理府設置法の一部を改正する法律案の審議に当つたのでありますが、その際、論議の中心となつた点の一つは、行政委員会制度の廃止に関する事柄であります。これら廃止される委員会のうちで、例えば全国選挙管理委員会、地方財政委員会、電波監理委員会等について、その廃止の非なるゆえんを多くの委員から強く主張されましたことは、すでにこれまで各設置法改正案の委員長報告で御説明申しておいた通りであります。又原案では現行の賞勲部を廃止して賞勲監を置くことといたしておりますが、新たな見地に立つて、この国の恩賞制度を確立することから考えまするに、この恩賞事務を掌る機構を原案のごとく軽々しい取扱をするということの是非につきましては深く考慮すべしという意見が多数の委員から強く述べられたのであります。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案にきましては、委員会を四回開きまして、その審査に当つたのであります。その議論の中心となつたのは、総理府及び各省の官房又は局に置く部は別表に掲げるものに限り当分のうちこれを置き得ることとして、以て部の濫設を防止せんとする点であります。次に、各省又は各外局及びその課の設置をば現在各大臣又は外局の長に任しているのでありまするが、これらの課の設置について適正を期するために、これを政令で定めるということにすべしという意見が強く述べられたのであります。

この二案につきまして、討論の段階におきまして、先ず竹下委員から、総理府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案及び国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案が発議されたのであります。この修正案の朗読及び説明は、同様の理由を以て省略させて頂きます。併しその内容を簡単に申上げますれば、一、賞勲部を現在通り存置し、原案の賞勲監を削ること。二、統計局に調査部及び製表部の二部を存置し、原案の次長二人を削つたこと。三、原案で新設される国家人事委員会を削つたこと。これは現に人事委員会に付託されておりまするところの国家公務員法の一部を改正する法律案によつて決定されるべきものでありまするから、内閣委員会において、これをここに議決することはできないと認めまして、国家人事委員会を削つたのであります。第四には、原案の施行期日を改めたことであります。

後の修正案の要点は次の通りであります、現行法では課の設置及び所掌事務の範囲は各大臣又は外局の長がこれをきめるということになつているのを政令で定めることとしたこと。第二は、総理府又は各省の官房又は局には当分の間別表に掲げる部を置くことができることとしたこと。第三には、原案の施行期日を改めたことというのであります。

上條、成瀬、三好、波多野各委員から、この修正案を含む二つの原案は、すでに全国選挙管理委員会、電波監理委員会等の行政委員会の廃止に反対し、又保安庁の新設に反対し来たつた

立場から反対せざるを得ないという発言がありました。中川委員からは、大蔵省、農林省、通商産業省の外局の庁の復活に反対し来たつた立場から、国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案については不満であるが、併しもはやこれらに関する各設置法の改正法律案が可決せられた以上は、この修正案を含む二つの原案に賛成する旨の発言がありました。

かくいたしまして、総理府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案について採決をいたしたところ、多数を以て可決すべきものと議決しました。次に修正案を除いた原案について採決しましたところ、これ又多数を以て可決すべきものと議決したのであります。即ちこれは修正議決すべきものと決定した次第であります。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案について採決をいたしましたところ、多数を以て可決すべきものと議決いたしました。更に修正案を除いた原案について採決いたしましたところ、これ又多数を以て可決すべきものと議決したのであります。従つてこの案も修正議決と決定した次第であります。

最後に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について報告をいたします。

政府は今回行政機構改革の方針下に各府省の設置法等の改正法律案を国会に提出いたしたのでありまするが、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、この機構改革に伴つて、各府省庁等の定員に所要の改正を行うことを主たる内容といたすものであります。

改正の第一点は、現行定員に対する実質的な増減でありまするが、先ず今回の機構改革で廃止される官庁のうちで、経済調査庁につきましては七百四十七人を、経済安定本部につきましては百二十六人をそれ〴〵減員いたし、残余は関係各省庁に移し替えることといたし、又調達庁につきましては、事務の縮減に伴つて千九百九十一人を減員することにいたしております。次に、今回の機構改革に伴いまして、長官、次長、局長、部長の職で不要となるものがありまするので、これに相当する定員として各府省を通じて合計六十人を減員いたしております。更に、これは直接機構改革とは関係ありませんが、本年七月一日から石油の配給統制が廃止されまするので、各省を通じてその関係職員六百四十二人を減員することとなつております。又実質的な増員といたしましては、保安庁の営繕に当る職員として、北海道開発庁に七十五人、建設省に六百二十五人を、海上安全の充実のために新設保安庁に四百人を、又船舶の動静調査のため運輸省に六人をそれ〴〵増員することといたしております。このほか、現在すでに国会に提案され、国会で審議中の各種法律案によつて現行定員法に追加されることになつておる定員増合計六百八十九人も今回の定員法改正案に織り込まれておるのであります。

改正の第二点は、現行定員に対する形式的な増減でありますが、一般職から特別職に振替えられるために定員法から削減されるものとして海上保安庁の航路啓開関係職員等千八百三十九人、新たに内閣法による機関となるために定員法の適用範囲外となるものとして法制局の六十一人があります。又日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社の新設に伴い、現在電気通信省の職員十五万四百十八人は、監督要員として郵政省に移される者十人を除いて、全部定員法の定員から削減されております。一方、形式的な増としましては、従来内閣機関であつた人事院が今回の機構改革によつて総理府の外局たる国家人事委員会となるに伴いまして、その職員九百二十人が定員法の定員に加えられることになつております。以上の実質的及び形式的な増減を通算いたしまするとと、増員二千七百三十七人に対し減員十五万五千八百九十六人でありまして、差引現行定員に対し十五万三千百五十九人の減員となつておるのであります。

改正の第三点は、各府省庁の間の定員の移動であります。今回の機構改革によつて経済安定本部が廃止されるほか、相当数の委員会及び庁が廃止され、その事務が本省又は他の官庁に移行されるのでありますが、これら廃止される行政機関の定員は、これをその事務を受け継ぐ行政機関に移し替えることとされております。

改正の第四点といたしましては、今回の機構改革により、法務府が法務省となり、経済安定本部が廃止されるに伴つて、現行定員法の條文中、法務府、経済安定本部、法務府令、経済安定本部令等の字句がありまするのを削除することといたしております。又現行定員法によれば、引揚援護庁の職員の定員は、引揚援護事務の状況により政令でこれを増員し得ることとなつておるのでありますが、今回同庁が厚生省の内局となるのを機会に、この規定を削ることといたしております。

改正の第五点は、前国会における定員法の改正の際、通商産業省について認められた暫定定員に関するものでありますが、現行法によりますと、同省の本省の定員は、本年九月末までは八千二百五十六人、十月一日から十二月末までは八千百四十三人と定められておりますが、同本省の基本定員が変更されるのに伴い、この数をそれ〴〵一万四千三十一人及び一万三千九百十八人と改めることにいたしております。

最後に、今回の改正による人員の整理を円滑に実施するために、一定期間を限り、新定員を超える員数の職員を定員外に置くことができる措置をとることといたしております。即ち調達庁の職員及び行政管理庁に引継がれる経済調査庁関係の職員の整理のために、これら両庁については明年三月末まで、その他の行政機関については本年十二月末まで、それ〴〵定員を超える員数の職員を定員外に置き得ることといたしておるのであります。なお通商産業省の本省につきましては、先に申述べました通り、本年十月一日を境として、その定員に段階を設けております関係上、今回の改正によつて新たに実質的に減員となる二百十五人という数を特に明記して定員外の定めをすることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概略であります。

内閣委員会は経済委員会と連合委員会を四回、又内閣委員会独自の会を二回開きまして、この法律案の審議をいたしたのであります。今回の改正は人員整理を主としたものでなくて、機構改革に伴う定員の増減でありまするので、特に論議せられた重要な問題はなかつたのであります。最後に討論の段階におきまして、楠見委員から原案の一部を修正する修正案が発議されました。その修正案及びその理由につきましては、前と同様の理由を以ちまして、ここに説明を省略させて頂きます。併しその要旨は次の点であります。第一に、各省又は各外局の庁の設

置法の一部を改正する各法律案に対する修正が行われました結果、これに伴つて調達庁の定員は原案より九百八十六名増加し、行政管理庁の定員は原案より四百五十六名増加し、経済審議庁の定員は原案より二十三名増加し、国家人事委員会の定員九百十六名が削除せられたのであります。第二には、南方連絡事務局が総理府の附属機関として先に新たに設置せられましたに伴いまして、総理府本府の定員が二十七名増加いたしたこと。第三には、定員の合計が原案に比して五百九十四名増加したこと。これであります。上條、三好成瀬各委員から、修正案には特に反対ではないが、修正案を除いた原案には反対である旨の発言がなされました。

かくて修正案を含む原案について採決をいたしましたところ、多数を以て修正議決すべきものと決せられたのであります。

以上を以ちまして日程各案の報告はここに終了いたしたのであります。

結論といたしまして、去る二十一日の本会議に報告いたしました点と対照をいたしまして、整理の結果を申述べたいと思います。

最も重要なる事項といたしましては、法務府を省とし、法制意見三局を法制局として内閣に移した点、電気通信省を廃止して公共企業体といたした点、経済安定本部を廃止して総理府外局の経済審議庁を設置した点、保安庁を設置して総理府外局といたした点は、政府の提案の最も重要なるものの実現を見たことと考えられるのであります。ただ、人事院の廃止に伴う国家人事委員会は、人事院の廃止が内閣委員会の権限に属せざるを以て、これが実現を見なかつたものであります。次に、行政委員会は二十三を廃止して十四とする政府の元の考えは、その全部が認められたのであります。但し新設の法務省に公安審査委員会が設置せられ、国家人事委員会は一応原案から削除せられたのであります。庁につきましては、原案通り廃止を認めたものは七つ、修正案によつて復活いたしたものが四つ、期限付き又は法律で定める日まで残存するものが二つ、合計六であります。又新設が三つあります。即ち保安庁、経済審議庁、公安調査庁、これであります。局につきましては、増加が一つ、原案は九十二を整理して七十四とするという説明でありましたから七十五局となつたわけであります。部につきましては、原案では三十四部を廃止したいというのに対しまして、委員会は二十六復活をいたしました。故に廃止は八つであります。監は全部これを認めなかつたのであります。かような結末と相成つております。

最後に私は、連日四十四回に亘つて審議をいたし、夜分まで延長したのが十六回になつております。委員諸君の熱心な御意見によりましてこの修正案ができましたことを実に欣快とするのであります。その間におきまして委員諸君から行政整理について傾聴すべき有力なる御意見が発表せられたのであります。国家のこの行政組織は将来もなお常に改善をしなければならんということは、これは最も必要なことと考えますから、それらの参考に資するために只今委員会において述べられた有力な御意見と考えられますものを少々挙げまして、後の御参考に供したいと思います。

第一は、現行の法律政令等の整理を断行することであります。最近の立法は複雑繁多を極めておりまして、あらゆる小さなことまで法律を以て規定せんとする傾向が著るしくなつております。又議員立法等におきましては、予算措置の決定もなくて、国費の巨額な支出を顧みないところのものもあります。かくのごときことは、過去のこれまでの現行法律政令の整理を断行すると共に、これらの点についても十分考えなければならないと思います。即ちこれは、極端にこの議員立法が進みまするならば、三権分立の趣意に反するものではないか、又立法府が政府の行政権を侵害するということにもならないかと考えられますと同時に、立法の権威を失墜する虞れがあると信ずるものであります。

第二は、国家予算の編成方法を改善して欲しいものであります。これが又行政整理において大変に役に立つと思います。これまでの予算のごとくに、誰が見てもわからないような旧式な予算の書き方は、誠に困つたものであります。これらはどうしても改善して欲しいと考えます。

第三には、地方財源の確固を図つて地方自治制の確立を期することであります。又中央と地方の事務の再分配を検討いたしまして、地方自治体の機構の中の煩雑なものを整理することが絶対に必要であるという点であります。

第四には、中央行政府の組織を簡素にし、権限を強力にし、責任を明らかにするために、課の整理統合を行なつて、有力なる課長を重用して事務を執行することであります。これに従いまして、局の次長であるとか或いは部であるとかいうような不明瞭なこの組織をば整理することができると同時に、局の数までこれを減少することができると信ずるのであります。併しこれを実行するがためには、どうしても、国家公務員の処遇を改善することが必要であります。

第五には、信賞必罰の主義を厳明にいたすことであります。

第六には、フーバー・コンミッションのごとき組織を作つて、二年若しくは三年を期して適切なる行政機構改革案を作成することが必要であると認めております。行政整理の過去の実績を考えてみまするときに、単独強力内閣であつても、よき案を得ることは至難であります。特に連立内閣においては殆んど不可能であるかと認められます。故に、政府と離れて、これを検討する有力な機関を設置することが必要と思います。アメリカにおいてのフーバー・コンミッションはよき例であると信じます。

かような事柄が、委員会において、委員長として伺いました有力な意見でありまするから、これを紹介いたしまして、結論として将来の行政機構改革の一つの参考に資したいと思います。

最後に、委員諸君、関係職員諸君の御辛苦に対しまして深甚なる敬意を表します。

これを以て報告を終ります。

○議長（佐藤尚武君）　保安庁法案に対し、少数意見者から報告することを求められております。三好始君。

（三好始君登壇、拍手）

○三好始君　内閣委員会に付託されておりました重要議案でありました保安庁法案は、昨日の内閣委員会において多数を以て可決せられたのでありますが、問題は極めて重要でありますので、私はここに少数意見の報告をいたしたいと思うのであります。

報告に先立つて一言申上げておかなければならないのは、最近における国民の政治不信の傾向についてでありま

す。国民は、積極的に或いは消極的に、今日の議会政治に不信の態度を強めつつあることは、否定できない事実であります。（「その通り」と呼ぶ者あり）そのよつて来たる理由がどこにあるかは、人によつて見るところを異にすると思いますが、私は、その最大なるものは、政治権力の地位にある者の真実無視の態度にあることを指摘しなければなりません。（拍手）占領されて以来の政治が独立を回復した今日に至つてもなお真実を追求する良心と勇気と自主性に欠けているところに理由があることを痛感いたすのであります。その最も代表的なものが平和主義的憲法の下において行われつつある国家の武装の問題であります。国家にとつて自衛手段が必要であるかどうかの問題と、現行憲法の下で自衛力の具体化を図ることの是非の問題は、別問題であります。心ある国民は、日本が敗戦によつて憲法を與えられ、今又平和憲法の下で事実上の軍備を與えられつつある現実に、深い悩みを感じつつあります。それは、自衛を問題とせざるを得ない国際情勢の重圧だけが問題なのではありません。独立したはずの日本の政治に真実の独立があるのかないのか。憲法秩序といえども力の前には破られざるを得ないものであるかどうかについて苦悩を感じているのであります。そこには国民に知らされない秘密があつて、物の順序と納得がないのであります。私は、内閣委員会において、約二ヵ月間に亘る保安庁法案の審議を通じ、今日の日本の政治の縮図を体験したことを、率直に申上げねばなりません。（拍手）

総論的な問題として、第二に申上げなければならないのは、政治における條理の尊重の問題であります。幼稚な頭脳の持主が犯すところの、手段をわきまえずに結果を急ぎ、中間過程を抜きにして先走りするというがごとき過まちを政治が犯してはならないということであります。保安庁が必要であり、保安隊、警備隊が必要であると認めている人々は、現行憲法の下においても、外国よりの直接及び間接の侵略に対し、国家としてこれに対抗し、国家機関たる保安隊、警備隊が出動するのは、自衛手段として当然であるとの考え方に立つていると認められます。一般国民がただ外敵のなすがままに任せているはずはなく、これに抵抗することが正当防衛として許されるがごとく、保安隊、警備隊の行動も当然だと思つているようであります。私は、政府を初めとして、国会内部においても、このような単純にして素朴な考え方が行われていることは、了解するのに苦しむのであります。ヘーグの陸戦條規によりますと、正規の軍隊でないものが交戦資格を與えられる場合として、義勇兵団と群民蜂起の規定があります。義勇兵団は、統率者があつて、隊員が一定の記章を付けて敵対行動するものであり、群民蜂起は、統率者を選んだり記章を付けたりするいとまがなくして、所在の民衆が外敵に抵抗する場合でありますが、これらは国際法上の交戦資格を認められております。問題の憲法第九條は、国家としての交戦権を放棄しているだけだから、以上のごとき国際法上認められた民衆の自発的抵抗手段は禁止されてはおらないと考えられます。ところが「国の交戦権は、これを認めない」のだから、国家機関が国家の意見として外敵に対抗することは、憲法上は不可能である。現実の問題として果して適当なりや否やは別として、これが憲法の命ずるところであります。法はたとえ悪法なりといえども無視することは許されません。それは改正を待つてのみ適用を止めることができるのであります。これは文明国の常識であり、国家生活の秩序を維持するための民主政治の原則であります。今回の保安庁法案の審議の報告に際し、私は先ず以上の点を強調しておくことの必要を痛感いたすのであります。

以下具体的に保安庁法案に対し反対の理由を説明して参りたい」と思います。

政府の説明によりますと、保安庁は国内治安維持のために設けられるものだというのでありますが、治安の維持とは、別の表現をすれば、法秩序の維持であります。ところが保安庁法は、憲法の規定に違反し、憲法の秩序を破壊するものであつて、法秩序の維持に任ずべきものが先ず出発点において最大の法秩序破壊を犯しているのであります。この点は、私が本法案に反対する第一の理由であります。（拍手）

反対の第二の理由として指摘しなければならないのは、保安庁機構運営の物的手段としての保安隊、警備隊の装備は、米軍の貸與に待つものであり、貸與兵器並びに艦艇の種類、数量等は、我が国の発意と自主的判断によつて決定されるというよりは、むしろこれらの決定のイニシアティヴは米軍にあると思われる点であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）即ち、国内治安の維持、国家自衛の手段が自主的に決定されていないということであつて、独立国の名に値いするかどうかに大いに疑問を持たざるを得ないことであります。而も貸與條件は未定であり、貸與に関する国内法上の手続すら未だ明確になつておらないのであります。

反対の第三の理由は、保安庁法案の規定が極めて弾力性のある表現に終始し、而も重要な具体的内容を政令又は総理府令に委任しているため、部隊の組織、編成、装備、訓練機関等から始まつて、その実体と行動の内容を予測することが困難であつて、国会の監督を不十分にし、民主政治に反するという点であります。もつとはつきり言えば、このような弾力性のある規定によつて保安庁の国防省的性格をカムフラージュしていることであります。

以下これらの諸点に関し、内閣委員会における審議を通じて明瞭になつたところを中心に、問題を明らかにしてみたいと思うのであります。

先ず憲法違反性の問題でありますが、具体的に保安隊、警備隊が憲法違反の存在であるかどうかを決定するには、先決問題として、基準となるべき憲法の解釈自体を明らかにしておかなければなりません。本法律案の審議に当つて、内閣委員会において憲法論が長時間に亘つて論議されたのはこのためであります。保安隊、警備隊が憲法に抵触するや否やを判定する上に関係のある憲法の主たる條文は、第九條第二項であります。即ち第九條にいう戦力放棄の意義は如何なるものであるか。「交戦権は、これを認めない」とは如何なるものであるかが先ず明らかにされねばならないのであります。この点に関する従来の国会の論議は、極めて活潑を極めたかに見えて、実は単純で素朴な議論にとどまつていたことは、遺憾なことであつたと言わなければなりません。政府は、予算委員会において、戦力とは近代戦を有効適切に遂行し得る編成装備を持つたものであつて、時代により、国際情勢によつて異なるところの相対的なものであると主張して参りました。これに対し、予

算委員会においては、野党側より潜在戦力も憲法違反であるとの反対論が述べられたことは、余りにも有名であります。率直に言えば、これはいずれも憲法の正しい解釈論としては十分ではないのであります。殊に、政府の憲法解釈は、国際法の原則と憲法の平和主義的構造に全く目を蔽い、憲法の規定を離れて、抽象的な戦力の定義を弄んでいる暴論であることは、識者の常識であります。（「その通り」と呼ぶ者あり）成るほど法を離れた抽象的な概念としては、戦力の意義は相対的であり、固定的ではありません。併しながら、実定法に規定された用語の意義は、このような不確定極まるものではないのであつて、或る程度限定された客観的な意義が考えられねばなりません。即ち憲法が戦力を保持しないという規定を設けた趣旨は、解釈上おのずから論理的な限界があるはずであります。それは何であるかと申しますと、攻撃目的にせよ、自衛目的にせよ、対外的な対抗の意図を持つた武力は、名目の如何に拘わらず、これを保持しないということであります。換言すれば、武力を保持する国家の意図が外敵に備えんとするものである限り、憲法第九條第二項の禁止する戦力であるということであります。第九條第一項が、国際紛争を解決する手段として、戦争に限らず、一切の戦力を用いないことを規定したのに対し、第二項は、それを確保するため、名目の如何にかかわらず、一切の対外的意図を持つた武力を保持しないことを明らかにしたものであります。そこには対外的な目的を以て保持し得る武力の程度問題のごときは全く考慮の余地が残されておりません。即ちこの場合、近代戦遂行能力に達しているかいないかのごときを問題にするのはナンセンスなのであります。これが憲法第九條の正しい文理解釈であると共に、憲法全体の平和主義的構造の正しい認識に立つた理論的帰結であります。このような対外的意図は、軍と名付けられた部隊を保持する場合には明瞭に現われておりますから、勿論許されないのでありますが、軍と名付けられていない実力部隊についても、それを設ける意図がどこにあるかが客観的に判断せらるべきものであります。若しそれが外敵対抗を予想して設けられるものである限り、保安隊と名付け警備隊と名付けてみたところで、憲法の容認しないところであることは、解釈論として明瞭であると言えるのであります。潜在戦力の問題のごときも、かかる考え方から申しますと極めて明快に解決できるのであります。政府及び一部の学者は、憲法が潜在戦力をも禁じているものとすれば、一般警察は勿論、人口も、産業一般も潜在戦力たり得るのだから、一切の産業活動も国民生活も不可能になる。従つて潜在戦力違憲論は正しくないと主張しておるのであります。これは潜在戦力としての可能性の問題と潜在戦力の意図の問題を混同するものであつて、外敵対抗の意図を以て保持する場合、潜在戦力が初めて違憲であるということを見落している幼稚な議論なのであります。一方、潜在戦力が無差別に違憲であるという素朴な議論も、憲法論としては正当であるとは言えないのであります。

そこで、保安隊、警備隊が違憲であるかどうかを判定する上に先ず検討しなければならないのは、兵員、装備を中心とした相対的な戦力論争ではなくて、このような武力機構を設けんとする政府の意図が対外目的にあるかどうかの一点に始まらなければならないのであります。私は委員会の審議で先ずこの点の究明に全力を傾けたのであります。先ず理論的な前提として、主として対外的な意図を以て設けられた部隊は近代戦遂行能力に達しなくても違憲であることを、大橋国務大臣は率直に認めるに至りました。これは六月六日及び六月七日の会議録に極めて明瞭に繰返して記録されております。これに対して木村法務総裁は六月二十六日の内閣委員会で、そういう考え方もあり得ると思うけれども、自分としては近代戦遂行能力が戦力であると解釈すると答えて、政府部内に憲法解釈上の混乱があることをはつきり示したのであります。この点に関する限り、私は大橋国務大臣の答弁が良心的であり、木村法務総裁の答弁には違憲の追及を免れるための法制意見局苦心の作為のあとがあり〳〵と見えるのであります。ところが政府は、大橋理論をとつても木村理論をとつても違憲であることを免れることは不可能であります。即ち政府としては違憲論争の上からは進退両難に陥つていることは、もはや動かし得ない事実なのであります。即ち、大橋国務大臣は主として外敵に対抗する意図を持つた部隊は違憲であることを認めたのでありますが、警察予備隊創設以来今回の保安庁法律案提出までの間に、これらの部隊が外敵に当然対抗するものであることは繰返して述べられたところでありまして、これらの証拠資料としての速記録は枚挙にいとまがないほどに数多く記録されておるのであります。政府の主観においてそうなのでありますが、更に客観的にも、現にライフル銃に始まつて重機関銃、バズーカ砲、迫撃砲等を多数持ち、更に戦車、航空機等を以てする装備を急がんとしている部隊の意図が、治安を乱すところの一部国民を目標にしているとは到底考えられないのであります。それは警察の手段を遥かに超えるものであります。従つて、大橋国務大臣が憲法の解釈論として、外敵対抗の意図を有する部隊を持つことは違憲であることを認めたことは、予備隊、保安隊の違憲性を自認したものと言わざるを得ないのであります。この辺の事情がわかつたためであるかどうか、大橋国務大臣は後に至つて、憲法問題は法務総裁が主管大臣であると言い出しました。ところが木村理論は、これを追及してみますと、陸海空軍と名付けられたものを保持しても、客観的に近代戦遂行能力に達しない限り違憲ではないというところまで到達するのであります。これは六月二十六日の内閣委員会速記録に明瞭に記録されているところであります。これはまさに木村理論が到達せざるを得ない運命であつたのでありまして、逃げ廻つていた船が陸へ乗り上げてしまつたと評するほかはないのでありまして、近代戦遂行能力に達しないと政府が認定する限り、陸海空軍と名付けられた部隊を持つても差支えないという理論が、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」という憲法の明文と両立し得るかどうかは、問わずして明らかであります。（「詭弁だ」と呼ぶ者あり）このように憲法理論の上で進退両難に陥つた政府を、なお且つ弁護しようという篤志家があれば、私はいつでもこれと対決する用意があります。若し本法案の賛成者が、この程度の部隊を持たないと安心できないというような、極めて通俗的で何ら憲法問題の本質に触れない幼稚な立場にとどまるならば、甚だ遺憾な態度と言わざるを得ません。（「その

通りだ」と呼ぶ者あり）先ほど申しました通り、法はたとえ悪法なりといえども無視すべきではないのであつて、法改正の手続を待つて欠陥を是正するほかに文明国のとり得る途はないのであります。政府が若し自衛機構の必要を認めるならば、憲法改正を堂々と提議すべきであります。政府はそれを問題にしないだけでなく、憲法を改正しないと言明しながら対外的自衛力の具体化を急ぎつつあることは、法秩序を破壊するものであり、憲法違反として糾弾されることを免れないのであります。（拍手、「その通り」と呼ぶ者あり）

本法法律案の憲法違反性の第二の問題は、「国の交戦権は、これを認めない。」という憲法の明文にもかかわらず、外敵と交戦する意図が明らかに予想されている点であります。政府は、保安隊、警備隊が外敵に対抗しても、それは国内治安維持のための警察行動であつて、自衛戦争ではないと主張しているのであります。即ち、この場合の保安隊、警備隊の行動は、国際法秩序維持のための軍事行動ではなくして、国内秩序維持のための警察行動である、従つて外敵に対しても国内法を適用するのだと弁解しているのであります。侵入外敵に対し日本国刑法の騒擾罪を適用しようというがごとき答弁を、私は正気の者が言う言葉として受取るわけには行かないのであります。国家として武力を以て外敵に対抗する場合、国際法上の交戦状態が発生するのは当然であつて、交戦に伴つて生ずる法律関係が、宣戦布告をすると否とにかかわらず、国際法関係であることは、否定できないのであります。これを強いて国内法関係として説明しようとした政府は、相手国が宣戦布告をして侵入して来た場合はどうするかという私の質問に対し、全く答弁することができなかつたのであります。国際法上、戦争は合意を要せずして成立するという原則があるからであります。このようにして、違憲論に答えた政府の答弁は、我々を納得させる何ものも見出すことができなかつたのであります。

次に私は本法案に反対する第二の理由として、保安隊、警備隊の装備の内容が独立国家としての自主性のない状態できめられている点を指摘しなければなりません。現在までの使用武器は米軍の貸與に待つているのでありますが、これは米国と我が国、又は米軍と警察予備隊との間に、正式の協定乃至契約ができて貸與が実現しているのではございません。全く予備隊の顧問将校の個人的責任において事実上の使用をしておるのに過ぎず、貸與條件は何ら明確にされておらないのであります。将来の問題としても、有償なのか無償なのか、返済條件はどうなつておるのか、全く不明確であります。而も、如何なる武器をどれだけの数量貸與されるかは、米軍の発意と示唆に基いて決定されるという、自主性のない状態に置かれておると認められるのであります。米軍顧問将校の地位も、単に事実上の問題だというだけで、その法的地位は何ら明らかになつておりません。吉田内閣は独立回復に当つても、自主性のある独立国家の政治への切換えを忘れ、精神的に依然として占領下の状態から脱却し得ないという風潮の原因を作つております。国民的誇りと勇気を見失つたかのごとき政治の継続が見受けられます。これは吉田内閣の最大の失政であると言わざるを得ません。本法律案の実体をなす具体的事実の中にもこれが明瞭に現われておることを私は遺憾に思うのであります。

反対の第三の理由として、保安庁法案の規定が余りにも弾力性に富み、解釈上の幅が広く、而も具体的な内容の多くは政令又は総理府令に委任してあるため、いよ〳〵捕捉しがたいものになつている点を挙げなければなりません。例えば法案第四條によりますと、保安庁の任務は、「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理」することが主たる内容になつておるのでありますが、「特別の必要がある場合」とは如何なる場合か、甚だしく不明確であります。それは第六十一條以下に書いてあると言うのでありますが、第六十一條には「内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。」と規定しております。ここに言う非常事態とは如何なる場合か、はつきりいたしません。暴動も含まれるし、外敵侵入、従つて事実上の戦争も含まれるというわけであります。又第六十八條には、「保安隊及び警備隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる。」と規定してあります。任務の遂行に必要な武器とはどの程度のものであるか、全く限界がありません。現にライフル銃から重機関銃、バズーカ砲、迫撃砲を保有し、航空機、戦車が次の装備として予定されておるのであります。而も保安隊、警備隊の組織編成は政令で定めるのであり、第一幕僚監部、第二幕僚監部の内部組織を規定するのは総理府令であり、第一幕僚長、第二幕僚長の監督を受ける訓練施設その他所要の機関を定めるのは政令である等、重要なる問題を余りにも多く立法事項から外してるおのであります。このような内容の不明確な、限界のわからない法律は、民主主義国家の法律として形式的にも不適当であります。

警察予備隊、海上警備隊を統合して、このような弾力性のある法律を作ろうとする政府の真意は一体どこにあるかが問題であります。保安庁法案の審議を通じて私が推測し得たのは、国内的には警察であると説明し、アメリカに対しては軍隊であると説明できるような状態を作るという、性格の二面性を実現しようとしておるものと認められるのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり、拍手）即ち、アメリカはヴァンデンバーグ決議に基いて、自助と相互援助の原則に基かないところの他国の国内治安の維持のごときものには軍事援助をしないという方針が確立しておるところに、今回の保安庁法案が提出された最大の事情があると考えられるのであります。そこで、今回名称を保安隊、警備隊と改め、條文から警察補充的表現を一切削除して、性格に弾力性を與え、アメリカからは軍隊として公けに武器貸與その他の軍事援助を期待し、国内的には警察であることを説明して、違憲の追及を免れる方法を案出しようとしたのが、保安庁法案提出の真意と認めることができます。かかる政府の意図は掌を指すがごとくに明瞭に指摘し得ると言えるのであります。

以上私は保安庁法案の主要なる問題点を指摘したのでありますが、本問題の影響するところは極めて広汎であり、且つ重要であります。かかる法律案を認めることは、良識ある国会議員のとるべからざる態度であつて、この

ような法案が成立することになれば、今日の心ある国民は勿論、後世の国民に国会の権威と能力を疑わしめることになることを恐れるものであります。（拍手）ただそれだけではありません。政治的方便のためには、憲法の骨格さえも歪めることができるという例を政府みずからが示すことは、正義と秩序を基調とする法の権威と国民の良心を破壊するところの最大の罪悪を犯すものであります。今日我が国は、社会的にも政治的にも無秩序と分裂の傾向を示しつつあります。敗戦に打ちのめされた日本が国家の独立と繁栄を期待するには、現在各方面に見られる国論の分裂は速かに克服しなければなりません。それには、特に政治家が真に良心と誠実を持つて、国民に真実を語り、真実を訴えなければなりません。政治的方便のために言葉を繕い、一時を糊塗し、遂には憲法さえ偽わるがごとき野蛮政治が行われるならば、民族の前途は誠に憂慮すべきものがあります。占領軍から憲法を與えられて、これに従い、軍隊設置を示唆されて、今度は憲法を偽わつてこれに従うというがごとき自主性のない状態が、独立回復後においても続けられる限り、真実を追求せんとする国民の胸に深い憤りと苦悩を感ぜしめずにはおきません。純真なるべき学徒が暴力的な狂態を示すのも、その由来するところの多くが今日の政治の真実無視の態度にあることを、政治権力の地位にある者は深く銘記すべきであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手）

私は少数意見の報告を終るに当りまして、今日の政治の段階こそ、国会議員が国家の光栄ある独立のため良識と勇気を持つて行動すべきときであることを強調いたすものであります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　保安庁法案及び海上公安局法案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。成瀬幡治君。

（成瀬幡治君登壇、拍手）

○成瀬幡治君　私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、只今議題となつております保安庁法案並びにその関係法案に対して反対をいたすものでございます。

反対する第一の理由は、保安庁設置は憲法違反であるからであります。我が国の平和憲法は、第二次世界大戦の惨澹たる経験からいたしまして、平和を心から熱望し、平和を悲願として、すべての武力を放棄し、たとえそれが自衛の戦であれ戦争はやらない。なぜなら、今までの戦争は、たとえそれが侵略戦争であつたといたしましても、その多くが自衛戦争という名目で戦われたためであります。国民の戦争に対する深い反省と平和愛好の熱意によつて、世界にその例を見ないところのいわゆる平和憲法が制定されたのであります。なお、当時の占領軍司令官であつたマ元帥も、日本は東洋のスイスたれと指導され、この平和憲法成立に対しては満腔の敬意を表されたところでございます。

（議長退席、副議長着席）

又国会におきましても、ただこの武力放棄に反対されたのは共産党の野坂参三氏のみであつて、独立国家に武力のないことはおかしいという意味のことを述べられておるのでありますが、他の議員全員は、この平和憲法を、文字通り永遠に戦争を否定して武力を放棄したところの平和憲法に心から賛成され、祝福されて、制定されておるのであります。ところが、この武力を放棄した平和憲法も、米ソ対立が深刻化すると共に、又、朝鮮動乱が起り、国連の警察行動がとられるようになつて、冷たい戦争が熱い戦争に変貌を来たして来ますと、との解釈がだん〳〵と変化をいたして参りました。今国会の予算委員会におきまして、吉田総理は、自衛のためなら現憲法下においても再軍備ができるような意味の答弁をして、その翌日、慌てて、自衛のためでも戦力を持つことは再軍備であつて、このためには憲法の改正が必要であると訂正発言をされておるのでございます。たとえそれが不用意から出た発言であつたといたしましても、これを不用意であるとか、錯誤したというような一語で片付けることは、余りにも私は重大な発言であると考えます。これは、つい肚にあつたことが出てしまつたと見るべきものであつて、（「その通り」と呼ぶ者あり）現政府の憲法解釈の一方向を暴露したものであると言うことができるのであります。

政府は、本法案提案に際しまして、その理由として、警察予備隊と海上警備隊を一緒にして一体的運営を図ることが、機構が簡素化し能率的であるから、性格並びに任務等は何ら変化は加えておらないこの保安庁を設置すると言うのでありますが、警察予備隊令の任務の第三條第二項に「警察予備隊の活動は、警察の任務の範囲に限られるべきものであつて、いやしくも」云々とあるのでありますが、これが保安庁法では全く削除されて、第四條に「特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し」云々とあるのであります。これではその任務が一変しておるのであります。性格、任務は変つていないと言明しておりましても、一朝有事の際を予想しての行動部隊であることには間違いございません。警察の補助機関でなくて、この行動部隊は完全に独立した機関となつたのであります。この独立した行動部隊は、長官の下に、第一幕僚長、第二幕僚長がおの〳〵管区総監隊並びに方面総隊を指揮し、部隊は機関銃からバズーカ砲、タンク、野砲、迫撃砲と装備を整え、このほかに曾つての機甲部隊のごとき特科連隊を持ち、又偵察用の飛行機を持つことを計画希望しておるのであります。又海上関係は、呉、横須賀、舞鶴に地方総監部が置かれ、三連合隊に編成されております。又、隊員は十四階級或いは十五階級にそれぞれ階級が区別されておるのでありますが、その装備、規模、訓練から判断しまして、これは、もはや保安庁という名称でなくて、むしろ国防省の名前のほうがふさわしいことになつておるのであります。新聞紙上に政府の再軍備計画を、お玉杓子は蛙でないとか、袖や袂で隠しても隠せなくなりましたというふうに諷刺しておるのでありますが、これは政府は、口を開けば、予備隊、警備隊は軍隊でない、再軍備はやらないと繰返しておるのでありますが、もはや国民大衆の目をごまかすことのできないことを示しておると見るべきであります。なお、このことは、本法案の審議に際して、大橋国務大臣は、警察予備隊は外敵の侵入が仮にあつた場合には、国内治安のため、その侵入の外敵と戦う任務を持つておると答弁されておるのでありますが、これはその性格、任務を明らかにされたものであります。即ち、自衛戦争及び自衛戦争としての潜在戦力を否定放棄しておる憲法の下で、自衛のための交戦権を認められておるのであります。曾つて歌に、東洋平和のためなら何で生命が惜しかろうという歌があつたのでありますが、今や自衛のためなら何で

生命が惜しかろうと、政府は憲法を蹂躙して進軍ラッパを吹かんとしておるのであります。これでは憲法の前文にある「われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」云々と、又「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」云々、及び本文第二章戦争の放棄の項の第九條、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」この解釈は、制定当時を思い、忠実に解釈するならば、政府の言うところの外敵侵入に対して戦う、いわゆる国際紛争をも武力を用いないし、又そのための武力及び潜在戦力の保持を禁止しておるのでありまして、予備隊が国内治安のための警察力の補助力であると同時に、他面、外敵と交戦することを覚悟し、見越して、装備を整え、訓練、規模を図ることは、明らかに解釈の範囲を越えた解釈であり、その本質、実質を変えるものであつて、解釈ではないのであります。（「憲法違反だよ」と呼ぶ者あり）法は政府の独善的解釈で決定されるものではありません。吉田内閣は現憲法下に生れた政府であります。その政府が憲法を無視しておるのであります。政府はみずからその手で憲法を破つておると申しても差支えないのでございます。これは明らかに憲法違反であり、我が党が最高裁へ憲法違反の提訴をしておるのもこれがためであります。即ち反対の第一の理由は、保安庁設置は憲法違反であるから反対をするのであります。

次に第二の反対の理由は、予備隊、警備隊はその独立性と自主性を欠いておる点であります。先ず例をとりますなら、予備隊、警備隊の員数であります。占領軍司令官の書簡によつて十一万五千名が望ましいと言われれば、六万名から、はい、そうですか式に十一万五千名に定員を増します。又十八万名が適当であるとの書簡を政府は頂いておられるのでありますが、今のところ政府は定員を増さないと言明されておるのでございますが、論より証拠、近い将来定員を増されることであると思います。が、これは別といたしまして、武器について実例をとれば、現在使用中の武器は米軍の部隊司令官の好意によつて使用を許可されておるということでありますが、（「廃品だよ」と呼ぶ者あり）予備隊が設置されるときの武器、装備についての政府の希望的観測とはおよそ距離のあることとなつているのであります。使用のみを許可されて、借りている装備で、政府は一朝有事の際、何ができると期待しているのでありますか。折角訓練をし、いざというときに武器の使用はちよつと待てでは、何のために経費と日時を費して来たのか、全く国費の浪費ということに相成るのであります。武器の使用を差し止められて、空手の予備隊、艦隊のない警備隊を想像するとき、滑稽だけでは済まされないのであります。政府の今までやつて来たことに対する責任は重大であると言わなければならないのであります。又、本審議中に明らかにされたことに、米国船舶の借受けの件がありますが、この件につき、岡崎外務、村上運輸、大橋国務の各大臣との間に答弁が食い違つておりましたので、政府の統一ある答弁を要求いたしましたところ、文書を以て、「海上警備隊の使用船舶については、政府は、米国政府よりの借受を希望し、閣議において協議の上、海上保安庁をして米極東海軍と下交渉を為さしめた処、略ぼ借入れができる見透しがついたので、外務省から米国政府に申し入れをした。かかる関係もあり、今回の米大統領に権限を與へる法案の成立となつたものと思う。此の実施については固より日米政府の合意が必要であり、合意すべき事項の内容についての先方の意向は未だ明かでないが、内容が重大な権利義務に関する事項を包含することとなれば「條約」として所定の手続を経べきものたるは勿論である。」こういう答弁書を送つて来たのでありますが、六月四日の官報では、海上保安庁公示第十一号として、まだ契約のできていないもの、いわば海のものとも山のものとも判断のできない、米国の軍艦名、即ちPFを四隻、LSSLを二隻借受けたものとして、告示発表をしているのであります。かくしては、米国当局の示唆又は意向によつて、定員とか装備は決定されるとしか推測されないのであつて、一体全体、保安庁はどこの国の保安庁であるか、（「アメリカだよ」と呼ぶ者あり）どこの国の立案計画によつて事が運ばれて行くのか、判断に苦しむものであります。予備隊、警備隊の編成に際しての最大條件である武器及び艦艇の数量とか、貸與條件が未解決であり、従つて我が国の義務並びに負担内容が不明であります。併し、この義務負担如何は、経済基盤の浅い国民生活に重大な関係を有することは当然であり、（「傍聴席が笑つているよ」と呼ぶ者あり）貸與の條件が国民の負担能力を欠くときは、貸與を政府は断わるというのでありますが、装備計画、方針がない、でたらめな予備隊、警備隊であつては、全く独立性と自主性のないことであり、反対の第二の理由であります。

以上、基本的な問題につきまして、憲法違反であり、自主独立性のない点を指摘したのでありますが、これは、要するに、吉田政府が先に占領軍の圧力の下に、国民大衆の意思を無視して、独善的に講和條約、安保條約を締結して、米ソ対立の激しい荒海の中へ日本を押出したためであります。不沈航空母艦の役割を果すところの日本に対して、海と空は引受けた、地上部隊は日本で何とかでは、何も知らないところの国民大衆が甚だ迷惑するのであります。政府は、秘密裡にすべての取引を行なつている。秘密独善的外交は、国民に害こそあれ、何の利益も、もたらさないものであります。民主主義に反するものであります。講和、安保の両條約によつて、日本は一切を挙げてアメリカの対ソ、中共戦に協力するというならば、過日協力方を要請して来ました防空演習も、陸海軍に等しいところの陸の予備隊、海の警備隊の装備拡充強化も、米軍の基地拡大も筋の通つたことであります。併しこの方針、内容は、未だ一度も明らかにされなくて、秘密裡に一方的に強行されているのであります。又、政府は先に資本家勢力を温存させるために、国民の各階層を挙げて反対したにもかかわらず、破防法制定を強行しまして、破壊暴力活動に関する意識革命の助長を防止するという理由で、憲法で保障されているところの基本的人権である言

論、出版、結社の自由を抑圧し、あまつさえ取締範囲の不明な扇動行為、宣伝行為まで取締の対象としているのでありますが、半面、予備隊、警備隊に至つては、これは全く逆の方向に、軍隊ではない、再軍備ではないと言いわけをしつつ既成事実を作り上げまして、これによつて国民の再軍備への意識革命を進めているのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり）これも全く吉田内閣の反動性を如実に示すものと言わざるを得ないのであります。（「與党ひどいぞ、本当に」と呼ぶ者あり）第二次大戦で最も多くの犠牲を強要されたのは農民と労働者の階級であります。予備隊、警備隊は、国家予算において、教育費は僅か五％に比較して、二一％の多くを占めているのでありますが、先に本会議で、我が党の荒木君の提案にかかわるところの義務教育費国庫負担法修正案に対して、費用の点から莫大であるから云々というようなことを自由党のお方が言われて反対されたのでございますが、私たちは、民族の繁栄は武器ではできない、（「その通り」と呼ぶ者あり）文化にこそ期待が持てるものと考えております。国民の生活安定を経済的に破壊いたしまして、失業に喘ぐ労働者と潜在失業者を抱えて苦しんでいるところの農民の子弟をこの予備隊並びに警備隊に吸収いたしまして、結果的には、これら勤労階級の血と前途有為の青年諸君の命を再び要求することにならないと、誰も断言することができないのであります。（「そうだ」「だから学生が騒いでいるんだ」と呼ぶ者あり）かかる法案は、勤労階級に対して犠牲の要求こそあれ、益少しと断定し、（「益がない」と呼ぶ者あり）反対するものであります。

なお、本国会は、私は、この平和憲法下において開かれているものであつて、飽くまでも法の秩序に従つて設けられているものだと思います。この法律案に賛成の意を表されるということは、取りも直さず法秩序を私はみずからの手によつて破壊されるものであると考えざるを得ないのであります。私は、良識によるところの賢明なる諸君によつて本法案が否決されることを心からお願い申上げまして、私の討論を終る次第であります。（拍手）

（「採決々々」「記名投票」「定足数なし」「散会々々」「採決やつて否決してしまえ」「反対」「採決しろ」「進行」「討論は棄権するから採決しろと言つてるじやないか」「そうだよ、採決」「議場閉鎖」「議長、思い切つてやりなさい」「こんな植民地軍隊を作る必要はない」と呼ぶ者あり）

（小笠原二三男君発言の許可を求む）

○副議長（三木治朗君）　小笠原君、何ですか。

○小笠原二三男君　只今議場における出席は定足数を欠くものと認めますので、議長において調査の上、その事実が明らかになりましたならば、暫時の間休憩せられんことの動議を提出いたします。（「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（三木治朗君）　暫時休憩いたします。

午後六時三十一分休憩

午後七時一分開議

○議長（佐藤尚武君）　休憩前に引続きこれより会議を開きます。波多野鼎君。

（波多野鼎君登壇、拍手）

○波多野鼎君　只今議題となりました保安庁法案その他一件につきまして、社会党第二控室を代表して反対の意向を述べるものであります。

初めに我が党が、行政機構全体の問題についてどういう方針をとつておつたかという点を極く簡単に申述べて御了解を得たいと思いますが、行政機構の改革という問題については、我が党も従来から熱心に調査研究をして参りました。そうしてこのたび政府の側から案が出ましたのに関連いたしまして、この案を厳正に批判検討いたしました結果、我が党としましては、行政委員会の廃止という政府の方針には絶対反対する。即ちその理由は、行政の民主化ということを実現するために、この行政委員会というものは、今後とも育成して行かなければならない。そうすることによつて、公務員、いわゆる官僚というものによつてのみ握られておる行政機構に対して、民間の清新な空気を注入する必要があるということを考えておるのであります。又第二に、行政の簡素化、この言葉には我々も賛成なのでありますが、如何にすれば行政の簡素化ができるかという点について、政府の方針とは反対であります。と申しますのは、今行政の簡素化という問題について一番問題になる点は、いわゆる各官庁の事務の縄張り争いであります。この事務の縄張り争いが、いわゆる共管の事項であるとか、或いは所管であるとかいつたような形で、妥協的に取扱われておる。そのために国民の側から申しますと、一つの官庁では事が足りないで、あちらこちらの官庁にお百度を踏まなければ事が足りないという恰好になつておる。こういう点を是正いたしまして、責任官庁を一つ定めてしまうという方針を我々はとつておつたのでありますが、政府の機構改革案は、この問題については何ら触れておりません。決して政府の案では行政の簡素化は実現されないと我々は断定せざるを得なかつたのであります。又行政の能率化、この点につきましても、言葉としては政府も言つておりますが、如何にしたらこの能率化ができるかという点については、政府側には何ら成果が出ておりません。我々は信賞必罰を明らかにするということ、並びに高能率高賃金の原則を貫いて行くということ、これによつてこそ、初めて行政の能率化が実現できると考えておるものであります。

要するに行政機構と申しますものは、人民の公僕としての公務員の組織であります。でありますから、人民に行政上の便益を與えること、これが行政機構を考える場合の主眼でなければならない。いわゆる人民への奉仕の組織、人民への奉仕の組織として完璧なものを作らなければならんと考えておりますが、今度の政府原案を見てみますと、それとは逆の人民支配の組織を確立せんとするものであると我々は見てとつたのであります。かような意味において、各省の機構につきまして、政府の原案に反対の意を表して参つたのでありますが、今問題となつております保安庁法案その他一件につきましては、別の見地からも反対の意向を述べざるを得ないのであります。

先ず最初に、この設置法案については修正案が出されておりました。この修正案は委員会で議決されましたが、この修正案の要旨は、言うまでもなく海上の警備救難の仕事を、機構上は保安庁に移しながら、その機構を一時停止しておいて、現在の運輸省の外局たる海上保安庁をして現実に海難救助の仕事をさせようというのが修正案の骨子であります。これは非常に複雑怪奇

な組織を作り上げたことでありまして、いわゆる行政機構の簡素化という見地からは、全く背反的な事柄であります。而もこういうような修正案が自由党の諸君から提案されたというに至つては、私どもはその趣旨が那辺にあるかということを疑わざるを得ないのであります。でありますから、我々は修正案を含めて保安庁法案に反対をするものであります。我々といえども、海上における警備救難の仕事が、海国日本の建前から言つて重要であるということは重々承知いたしております。併しながらこの海難救助の仕事を、保安庁というような軍隊的な組織の中の一部として編入することに反対なんです。これは独立して、海難救助の事務機構を拡大する必要があるという建前をとつておるのであります。

さて保安庁法案そのものについてでありますが、これは同僚諸君がしばしば指摘されておりますように、内閣委員会の審議を通じてこういう点が明らかになつております。これは陸海軍を統轄する国防省的な性格を持つものであること、特に第一幕僚監部とか第二幕僚監部、即ち昔の陸軍省、海軍省に当るものを設けまして、いわゆる陸海併せ統帥するという機構としてこれができております。大橋国務大臣も我々の質疑に答えまして、この保安庁の機構というものは軍隊統率の形式を模したものである。真似たものであるとはつきり申しております。即ち組織の上において軍隊的な組織であることは明白なのであります。第二に、保安隊並びに海上警備隊なるものが持つ武器、これもしば〳〵指摘されましたが、大砲からバズーカ砲、更に飛行機に至るまで、或いは千五百トン級の艦艇から二百五十トン級の上陸用舟艇、種々さま〴〵の武器を携えてこれを使用することになるのでありますが、このような武装、装備と申しますものは、これはいわゆる第二等国か第三等国か、或いは第四等国か知りませんけれども、こういう弱小国の武力としては十分な武力であります。原子爆弾がないから兵力でもない、武力でもないという議論は、我々どもは到底承認することはできないのであります。我が国のような弱小国としては、これは十分過ぎるほどの武力である。こう考えざるを得ない。

第三に、目的の点につきましても、この保安隊を動かす目的が、単に国内の治安維持のみに限らない。外敵の侵入があつた場合にこれと戦う意図を明白に持つているということも、審議の過程を通じて明らかになつた点、即ち組織の点、装備の点、目的の点、この三つの点から見ましてこれは憲法第九條が禁止しているところの武力であると断ぜざるを得ないのでありまして、かような憲法違反の疑いのある保安庁に対しては反対せざるを得ないことになるのであります。

世界の人々は我が国がすでに警察予備隊を作りました当時から、日本の軍隊の芽生えができたということをはつきり申しております。リトル・アーミーというような言葉が、日本の警察予備隊を指す言葉として世界通用語であります。尤も警察予備隊は、この予備隊設置令において明らかになつておつたように、警察力の不足の部分を補うだけ、警察力に対する補助機関であるという性格が明白にせられておりましたが、而もそれにもかかわらず、すでに諸外国においては、これは陸軍だ。小さな軍隊だというふうに言われておつた。今度の保安隊は、警察力の不備を補うという性格は全部削除されておりまして、警察力とは別個の独立の一つの組織力であります。でありますから今後はます〳〵諸外国の者は、日本の陸軍或いは海軍が整備の過程に入つたというふうに論評するであろうことは明白であります。

国内におきましてもすべて良識のある人々は、警察予備隊時代から、もうすでにこれは軍隊の子供であるというふうに見ておりました。軍隊でない。或いは兵力でないというような言説が横行いたしまして、又かかる言説が多数を占めておりますのは、我が国会だけであります。この意味において国会はまさに世界及び国民から遊離した一つの特殊地帯を形成しておつたと言わなければならん。併しよく考えて見ますと、国会のうちにおきましても、又自由党の諸君でも、恐らく保安隊、今度の保安隊は兵力でないと良心的に確信しておる人が、果して何人あるかということを私は疑うのであります。又保安庁法案が憲法に絶対抵触しないと確信を以て言える人が、自由党の諸君の中に何人あるか。私は多くの諸君もそういう疑いがあるなということだけは感じておいでになると思う。

こう考えて参りますと、言葉に出して言うか言葉に出して言わないかの違いこそあれ、保安庁法案は憲法の條章と何らか矛盾することがありはしないかという、そういう危惧の念をすべての人が持つておると思う、そういう危惧の念を抱かれるような、このような法案は成立させないほうがよいと私は考えるのであります。憲法違反でないということをはつきり言つておりますのは、政府の諸君であります。併し政府の諸君にいたしましても、深夜静かに考えておりますれば、恐らく良心の声を聞いて、はつとする場合があるだろうと思う。朝から晩まで本当に確信して、これは憲法の條章に絶対違反しないという人はなかろうと思う。（鉄面皮だ」と呼ぶ者あり）世の中に嘘発見器というものがある。これが発明されたそうであります。若しこの嘘発見器が、もつと正確なものになりましたならば閣僚のうち何人かは、恐らく良識の豊かな閣僚は、自己の本当の考えをこの嘘発見器によつて見破られることになるでありましょう。嘘発見器が今日未完成であることは、現政府にとつて誠に幸いのことと申上げなければならんのであります。（笑声）

憲法違反の疑いのある予備隊或いは保安隊、海上警備隊でありますから、隊員の士気の揚らないということも又当然でありましょう。いわゆる日陰者、或いは私生兒的なこのひがみを持たざるを得ない。そういう目で見られる。従つて士気が揚らないのも当然のことであります。聞くところによりますと、今日の警察予備隊員が外出するときには、制服を着ないで外出できるようにしてもらいたいということを申出ておるという話であります。又家族の身の危険を感じまして、キャンプ内に住宅を與えてくれ。キャンプの外に一軒の家を構えて、そこから通うことは困る。家族の者が心配だ。だからキャンプ内に住宅をくれという要望も出ておると聞いております。このようなことでどうして士気が揚るはずがありましようか。小さくなつて町を歩いておるようなことで、いわゆる保安庁法に規定してある任務を本当に遂行できるとは、誰も考えることはできない。

今日我が国の治安を乱すものとして、いわゆる少数の暴力主義者なる者があります。併しこれは一種の確信犯でありまして、本当に自己の確信を持つてやつている人たちであります。命

懸けであります。この命懸けの暴力主義者に向つて日蔭者的なそういう考えを持つている人が一体どんな力がありましようか。併し私はこう思う。暴力主義者と言われるものは国民全体の中には非常に数が少い。国民の生活が若し安定いたしまして、民主主義が行き渡つておりますならば、少数の暴力主義者が何をしようとしたつてできるはずはないのであります。政府は、ところがこの少数の暴力主義者に恐れをなして、一方においては破壊活動防止法を作り、他方においては保安隊を作ろうとしております。そうして、民主主義の発展にブレーキをかけようとしている。我々の見地から申しますと、少数の暴力主義者は恐るるに足りません。国警、自警に現在の警察予備隊、これがありさえすれば十分だと私は思つている。我々が恐れなければならんのは、少数の暴力主義者の存在ではない。それじやない。これを傍観し、知らず〳〵にこの暴力主義者の第五列的な役割を果す者が多くなること、これが恐しいのであります。暴力主義者の行動に心の中で拍手を送る国民がだん〳〵殖えて来やしないか。これが恐ろしい。要するに乱を好む人、これが多くなることが恐ろしいのであります。

然らば乱を好む人が多くなるのはどうしてであるかというと、言うまでもなく生活の不安であります。一方に生活が安定しないということは、他方においてはこの民主主義的な制度が抑圧されて行く。いわゆる民心の伸長ができないということ、この二つのことから乱を好む気持が生れて来る。然るに政府のほうでは破防法を制定して人心を壓屈させ、莫大な国費を割いて保安隊や海上警備隊を作つて行く。而も保安隊にも海上警備隊にも憲法違反の疑いがあつて隊員の士気は少しも揚らぬ。日蔭者であります。地方ではかくして生活の不安に脅かされる人たちが、乱を好む性癖を持つて来る。現政府の施策の全体を見てみますと、治安確保の目的とはまさに反対の方面にぐん〳〵進んでおります。我々から言えばこの破防法関係の経費だとか、或いは保安隊や海上警備隊に注入する幾百億円の国費を、民生安定のために活用する、そうしますれば、期せずして治安確保の目的が達せられると確信いたしております。即ちかくして暴力主義に対する傍観者、第五列的存在を一掃することができるならば、私どもは少数の暴力主義者を完全に孤立させることができる、こう確信をいたしているものであります。

保安隊や海上警備隊の兵器の貸與の問題があります。この保安隊や海上警備隊は、アメリカから武器を借りて使うそうであります。借りるならば借りる條件があるであろう。どういう條件で借りるか。この條件は條約として国会の議決を求めるのかといつたような問題がしば〳〵論議されました。政府のほうでは、貸與される武器は無償で、ただで借りる。そういう希望を持つている。又そういう見通しも確かであるということをしば〳〵申しております。そうして借りる條件については、目下交渉中であつてこれは確定しておらん。確定すれば国会に報告はいたしますということになつている。ところが我々の審議の過程において、最中に、アメリカの連邦議会は、日本に対する艦艇の貸與の法律案を通過させました。そうして御承知のフリゲート艦十八隻、十隻乃至十八隻、或いは上陸用舟艇五十隻、これを大体五年間貸す。そうして五年後には、実質上貸したときと同一の状態において返還を受けるということが、連邦議会において決定された。そうして大統領の署名さえも済んだのであります。

そこで委員会においては、アメリカの議会において、又大統領の署名が済んだのだから、五年後には原状、実質上借りたときと同じ状態において返さなければならないということにきまつている。そうすれば五年後に、日本の政府が一定の債務を負担する。修繕するなり、沈没したものは新らしく造るなり、何かそういう一定の国費を支出しなければならない債務を負担することになる。それならば、予算的措置を講ずる必要があるのじやないかということが問題として追及せられましたけれども、政府は最後まで、この貸與の條件については何らまだ確定はしません。アメリカの連邦議会の決定などは全然無視しておりまして、無視して、無償で借りられるでありましようということで、答弁を濁しておつたのであります。借りておるかと聞けば、まだ借りておらんと言う。ところが事実においては、すでに借りておるのであります。六月四日の官報の、海上保安庁の告示を見てみますと、もうはつきり借りておる。この告示の中に、警備船なるものを新たに海上保安庁で配置した。その警備船として、PFという記号の船四隻、LSSLという記号の船二隻、これを海上保安庁の中に編入することになつたのである。PFとは何であるかと聞きますれば、これは千五百トン級の艦艇であるという、LSSLとは何であるかと聞けば、これは二百五十トン級のいわゆる上陸用の舟艇であると言う。千五百トンの船が四隻、二百五十トンの船が二隻、すでに海上保安庁の機構の中に入つたのであります。

これが六月四日の官報に示されている。この問題に関しまして、政府側の答弁は非常にあいまいであります。政府側はこういうふうに答弁しております。日本で船を造る場合に、まだその船ができない先、まだ造船所にある間にも、その船ができたならば誰が乗組むかというような指令を出さなければならない。それにならつて、借りられたら誰が乗組むかという指令を出すために、この告示を出したんだと、こう言つております。これはおかしい。日本の造船所で、日本の政府が造つておる船ならば、できない先だつて告示してもよろしいでしよう。所有権は初めから日本にある。これはアメリカの船であるということは明白なのであります。而もまだ借りていないと国会では言いながら、海上保安庁の告示には、日本の船として籍に入れた。どちらかが嘘であります。契約ができていないということが嘘であるか、どちらかが間違つている。

又大橋国務大臣は、この告示は、船の所有権の問題とは関係ないと言う。その例としまして、例えばイギリスの造船所に日本の軍艦を注文する。できるまでは日本の所有権はない。できて渡されたあとで所有権が日本に移る。併しイギリスの造船所で製造中にも、その船に将来乗組むべき人をきめるために、イギリスの所有の船であるが、日本に登録することができるのだ。それと同じことだ。こういうふうに大橋国務大臣は言います。併しこれも又嘘なんであります。間違つております。イギリスの造船所に頼んだ日本の船ならば、それは確実に日本の船籍に入るべきものなのであります。そういう契約

ができて頼んでいる。よそに行くはずはない。ところがアメリカの船を借りる借りんの問題について、政府は無償で借りられるなら借りる。ただでない場合には借りんことも出来ないことになるかも知れない。確実に将来日本の籍に入れることができるかどうか未定のものと我々は理解している。未定のものを、告示において確定的なものとして出している。ここに私どもは非常に割り切れない多くの問題を持つのであります。

私はよその国の船を日本の国籍に入れると。大体どうも、貸してくれそうだからというので、国籍に入れてしまうというようなことが、国際信義上果してできることなのかどうか。私は、アメリカの船も日本の船と一緒だと、隣の家の財産も、自分の家の財産と一緒だという考え方の基本には、恐るべきものがあると思う。それはアメリカと日本とが一体であるという考え方であります。日本は独立国でないという考え方なんです。私はここに、非常にケアレス・ミステークとしてこういう告示を出したというような答弁もありましたけれども、そのケアレス・ミステークが起きる根本に非常に重大なものがあると思う。人のものも自分のものと同じように考える。その考え方が被占領意識、占領されておるという意識をまだ脱却していない証拠であるし、又アメリカの属国的な考え方を持つている証拠であります。このような基礎の上に艦艇なり武器なりが貸與されまして、そうして保安隊並びに海上警備隊が活動することになるといたしますと、ます〳〵保安隊や海上警備隊というものの士気は沈滞して参ります。ます〳〵おかしくなつて来る。普通の顔をして世の中に出られないような、そういうような意識を持たしてしまうことになるのであります。このようなことで、一体政府が保安庁を作りたいという目的の、治安の目的を図れるかというと、絶対図れないと私は思う。

この意味において、私はこの保安庁法案並びにその修正案及び海上公安局法案につきまして、反対の意向を開陳するものであります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　松原一彦君。

〔松原一彦君登壇、拍手〕

○松原一彦君　私は改進党を代表しまして、主として保安庁法案に対する反対を申したいと思うのでございますが、その前に、今回七十日以上を費しまして、非常な時間をかけたる、行政機構の整理が審議せられたのでございますが、この二十七件に亘るところの大きな法案の整理の結果が、誠に骨抜きになつたというふうに伝わつておりますが、これは私は誠に遺憾と思うのであります。それならば、誠に骨を抜いてしまつては相済まないのでありますが、もと〳〵この法案の中には骨はないのであります。（笑声、拍手）ない骨の抜かれるはずはないのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり）と申しますのは、この中で若し現内閣の性格的な基本政策から出ておる改革があるとしますならば、それは一つは経済安本を廃止して、経済審議庁というものを作つたことであり、今一つは保安庁という新らしい、ここに軍隊組織的なものを作つたこと。今一つは電電公社等の一つの公社、或いは株式会社を作つた程度のものであつて、その他は、名目上の一つの機構いじりに過ぎなかつたことは、すでに皆様御承知の通りであります。それは中二階である部というものを置くことはできないというために、部長を廃して、監という得体の知れないものが生れて参つておる。これは行政責任が全く不明なのであります。そういう一つの職名のものが現われて、部長の代行をさせることになつており、或いは外局を廃して内局としたものが多数あります。

なぜに外局を廃して内局としたかということにつきましては、はつきりした理由はございませんが、これ又行政の簡素化であると言うのであります。冗費を省き、国民への奉仕を、サービスを豊かにするための行政の簡素化であるならば、何かそこに理由がなくてはならんのでありますが、これは実質的には長官が局長となるに過ぎないのであります。そのほかにはいろ〳〵の経費も、看板を書き換える、すり換えるだけの手間しかかからないのであります。（「却つて金がかかるよ」と呼ぶ者あり）むしろそれは金はかかります。これは併し非常にこの政府は苦にしておいでになる。今夜の夕刊を見ますというと、これはどうしても、もう一遍取返さなければならんというので、衆議院の決議の、審議の結果は、更に両院協議会に持込んで、廃案をも辞せないと言われるほどに、大変力瘤をお入れになつておりますが、私はその理由を知ることができないのであります。

なぜにかように名目に拘泥せらるるか。むしろ外局は外局として半ば独立の性格を與えて、命令もとこから出される。人事の異動もここで行われて、行政上の機能が円滑に、而も迅速に行われる組織を持つことのほうが、遙かに私どもは有利だと信ずるのであります。従つて今回は、この外局は若干の取止めはありましたが、大体において残つたのであります。決してこれは改悪とは私どもは信じません。従つて骨が抜かれたとお考えになることは大きな間違いであつて、さような名目に御拘泥になるよりも、むしろもつとしつかりした厚生省と労働省とをば一つの社会省にするとか、有力な大臣を据えて、その機構の根本を変えるとか、何かもう少しはつきりした行政機構の改革があつて然るべきものと思つておつたのであります。

冗費を節約し、冗員を淘汰し、そして窓口を豊かにすることによつて国民の便利を増す、中央がその範を示さない限り、地方の官庁においでになつたら、皆さん何とこれを御覧なさる。小さい府県が、今日一人の知事の下に、副知事があり、八人の部長があり、六十課から八十課、百課に近いところの課長を並べており、その課長代理なるものがあり、係長なるものがある。厖大なる役所が小さな県に皆並んでおるのであります。ここにどれほど大きな冗費が費されておるかということは思い半ばに過ぎるものがある。これは中央から先ず範を示さなければならないのであります。こういうような意味におきまして、私は先刻委員長が、あの老委員長が真剣にこの数十日間の審議の中からより出しまして、抽出して、今後行政機構改革に対するところの一つの基本的な機構を持たなければならないということを言われたことに心から賛成するものであります。

私は以上を前提としまして、保安庁法案につきましての反対を申述べたいと思う。で、この法がその内容とするところの警察行政の埒を越えて、すでに現平和憲法に違反するところの内容を持つ軍隊組織的なものであるということの理由は、同僚三好議員が精細にこ

のことは述べておられますから、この点は省略いたします。で、現下の情勢からみまして、治安の維持、生命、財産の安全を期するために警察力を充実するということにつきましては、何ら私ども異存はございません。これは今日政治の責に当る者の当然の責任でありまして、警察力を充実して、国民をして枕を高くして眠らしめるように図られることに対しては、感謝こそすれ、非難をするものではないのであります。従つて本当の警察であつて欲しいのであります。真に人民のための警察であつて欲しい。国民のための正しい警察こそ必要なのであつて、軍隊まがいの、何ともわからないような警察を我々は少しも要求いたしてはおらんのであります。

今回設けられましたるところの保安隊、警備隊というものに対する性格は、これはすでに波多野氏も今言い盡されましたし、成瀬氏も申されましたから、私は繰返しませんが、私どもの常識として見るところによりますと、警察というものは第一、力の行使を最も最小限度にとり、犯人は裁判所で裁く性質のものであると思う。第二には、極端な場合のほかは、人の生命を奪わぬこと、むしろ進んで生命の保護に当ることでなくてはならない。第三は、対立する警察があつても、絶対に武器を持つて戦うようなものではない。更に国外に進出する性格を持つものではない。第四には、犯罪を未前に防止するのが警察の主なる責任であつて、むしろ犯罪者があつても、改過遷善に努むるのが最上の警察であると、私どもはかように信じております。果して今日の警察が、このような内容を持つているのでありましようか。今回設けらるるところの保安隊、警備隊というものが、政府の説明によりまするというと、飽くまで警察の予備隊である、警察力を補充する一つの予備的存在であると言われるのでありますが、これは明らかに軍隊的組織機構を持つたものであつて、殊に我々はめつたにその姿をも見ることのできない、どこかにあつて、国民には接触していない存在であります。

軍隊と申しまするというと、これは周知の通り、敵と見れば有無を言わさず殺す性質のものであります。第二には、しば〳〵中立的な無辜の者までも殺傷し、或いは困窮させ、或いは爆撃等によつて大量悲惨な損害を與えるものであります。従つて勝つた場合においても、みずから又傷つくのがこの軍隊であります。第三には、戦時は勿論、平時といえども、すさまじく税金を食わなければ育たないのが軍隊であります。おびただしい税金を食つて、初めてこの軍隊は育つのであり、絶えず相手国を標準として拡大強化させられて際限がないのが、この軍隊の性格であります。（「なか〳〵いいことを言うな」と呼ぶ者あり）

更に第四には、自衛が積極化すればおのずから侵略となります。敵地を奪い敵の戦力を絶滅させなければ、自衛は完成しないのであります。敵の後方に廻らなければ、敵を全滅することはできません。これは即ち自衛の積極化であります。かくのごとくにして日本は支那事変においても、あらゆる戦争において、常に進出いたしておりますが、これは常に口実は自衛の積極策であつたのであります。

第五には、軍隊が強化すれば政治を従属者とする虞れがあります。軍人が政治を支配するときに恐るべきミリタリズムが生まれることは御承知の通りであります。今回現われましたところの保安隊、警備隊というものがどういう性格なものであるかは、なお今後に我々は仔細に観察しなければなりませんけれどもが、この法案の中に現われたところを見まするというと、実は諸君もまだ或いはお気付きにならんかと思われる点がありますので、私はこれを指摘いたしておきたいと思う。

保安庁法案によりまするというと、保安隊の長官は国務大臣であり、これに次長があり、官房長その他の文官がおるのであります。従つて、保安庁は一応文官統制の形を以て警察予備隊当時から進んで参つており、原案にはさようになつております。保安庁法案第十六條には、長官、次長、官房長、課長等までは、旧正規陸海軍将校はこれを採用しないということが明記されておる。これを私はいわゆるシヴイリアン・コントロールと称するものの当然の用意であると信じておつたのでありますが、これは衆議院において抹殺せられておるのであります。その理由はわかりません。政府に聞きましたところが、別に憲法上の疑義からではない。衆議院のほうで抹殺したので政府も同意したということであります。それから衆議院における提案者を呼んで説明を求めようとしましたが、提案者は参りません。だん〳〵承わりまするというと、これは政府側の御腹案であつたかのような事実があるのであります。してみますると、このシヴイリアン・コントロール、いわゆる文官統制というものはないのであります。警察ならば御承知のように公安委員会があつて、これはいわゆる民間統制になつておる。いわゆる民主的統制になつておる。ところが同じ性格を持つ今回の保安隊、警備隊は、この民主的統制ではなくして、而もこの抹殺せられた法案から見れば旧正規軍人将校が将官にもなり、次長にもなれるのであります。政府は勿論これはやらない方針だと言われます。方針だけではわかりません。方針はいつ変るかわかりません。法律に明記せざる限りこれは当てにならないのであります。或いはやがて近き将来に警備隊の長官である国務大臣が旧陸海軍の将官であるかたが、この雛壇に並ばないと誰が保証することができましよう。私どもは過去の軍部が政治を支配したときのあの危険、これをしみ〴〵と今思い起すのであります。百万の軍隊ありといえども、文官統制の下であつたならばミリタリズムとは申しません。併しながら軍人が政治を支配する。ここに非常な危険があることは皆様御承知の通りであります。この点につきまして今度どういうふうになりますか。この法案の若干の文字を抹殺したことにおける内容につきまして、厳重に御監視を願いたいと思う、私どもがこの法案を呑むことのできないゆえんの一つもここにあるのであります。

更にこの武器、艦艇の貸借関係につきまして、私は若干の資料を得ましたので、ここで申上げておきたいと思つたのですが、波多野氏が盡されましたからこれも省略いたします。併しこれは最初私的に船を借りるのだという話があつた。運輸大臣が話しかけておるのだという話もあつた。閣議は知らんという話もあつたのでありますが、だんだん進むにつれまして、閣議を経たことであり、外務大臣が交渉の任に当つておることもわかり、若し有価なものを今後弁償でもしなければならない国家責任ができたときに、どういう責を取るか、財政法における根拠は、どこからこれが貸借関係として現われるか等を追求いたしましたところが、一時は私的な貸借であるという解釈までも

び飛出しましたけれども、これは許されず、ついにアメリカの上下両院におけるところの、あの決議の通りに、今や先方においては日本からの交渉を正式に待つ段階になつておると思う。やがてこの国会にこれに対するところの條約か協定かが現われるでありましようから、このときに十二分に念を入れて、かようなアメリカの艦艇を、一体日本憲法の下において、皆様がたが御承認になつて借りられるかどうかということを、今のうちから十二分に御研究を願つておきたいと思うのであります。（拍手）

日本の今日の急務は何と申しても大砲よりもバターであります。思想に向つて大砲をぶつかけたところで、これはどうにもなるものではございません。国民が飢えて、どうして一体治安の維持があり得ましようか。（「その通り」と呼ぶ者あり）私どもは、あらゆる場合に一つの切札として、共産党の蜂起ということが常に言われます。これが一つの切札であります。かくして日本はあらゆる面が糊塗されて参つている。現に支那事変の起つた当時、蔣介石に対し、共産党の名によつて滅共倒蔣というのが、あの当時の旗印であつた。国民ことごとく共産党を滅ぼし蔣介石を倒せというのが、御承知の通りに重慶への進軍の旗印であつたのでありますが、果して今日、どこに蔣介石の身辺に、共産主義的臭いがあるでございましよう。共産党があばれるからということが常に一切の議論を封じて、憲法がどうあろうとも止むを得ないという一つの切札になつている。これによつてあらゆるものが封じられて参つている。私は暴力を否認する。暴力革命に対しては断じて否認する。あらゆる暴力を否認することにおいて人後に落ちませんが、この警備隊を否認することによつて、如何にも非愛国者のような非難をせられるかたがたのあることを遺憾とするものであります。（拍手、「その通り」と呼ぶ者あり）真の愛国者は、そのような軽率な、物の判断はいたさないのであります。あの愛国者のはずであつた滅共倒蔣の旗印の下に進軍したるところの支那事変の結果が、如何に日本の国を悲惨なものに陥れたかを、十二分にこの際御反省を願いたい。私は反対の理由を申述べました。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　堀眞琴君。

〔堀眞琴君登壇、拍手〕

○堀眞琴君　私は労農党を代表いたしまして、只今議題となつておりまする保安庁法案並びに海上公安局法案に対しまして反対をいたすものであります。

先ず第一の反対の理由は、保安庁を初めとする諸行政機構の改革によつて、再軍備のための組織を計画しているということであります。去る二十五年八月制定いたされましたところの警察予備隊令第一條によりますると、警察予備隊というのは、国家地方警察及び自治体警察の警察力を補い、治安維持上特別の必要のある場合において行動するところの任務を持つものであるということを規定しているのであります。ところが今度の保安庁法案によりますると、保安庁の任務というものは、「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、」云々と書いてあるのでありまして、今度の保安庁法案においては、その設けられるところの保安隊にしましても、警備隊にしましても、警察予備隊とは、全く性格を異にしているのであります。即ち警察予備隊は、警察力の補助機関であり、その補助的な役割を果すのが任務であつたのであります。ところが今度の保安庁の任務として掲げられているところのものを見ますると、それはもはや警察の補助的な機関ではないのであります。補助的な役割を演ずるものではないのであります。全く独立の機関として「わが国の平和と秩序を維持し、」云々と規定いたしておるのでありまして、ここに先ず第一に、私は保安庁並びにその下に設けられるところの保安隊にしましても、警備隊にしましても、再軍備のための組織を狙つていると申さなければならんと思うのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり）

我々は警察予備隊が設置せられました当時、それが再軍備への第一歩であるとして、これに反対を表明したのであります。又我々ばかりではありません。当時のアジアの国々は勿論のこと、西ヨーロッパの国々においても、この警察予備隊に対しまして、日本は今や再軍備の第一歩を印したものとして反対乃至は批判の声が高かつたのであります。然るに今回この独立の軍備的な機関を設けまして、而もその装備なり或いは組織なり或いはその訓練等、全く軍隊と同一の性格を持つに至つているのであります。而もなおこの法案によりますると、更にそれが増強されるばかりではなくて、やがてその名称も保安隊と変るということになつているのであります。本年の四月十九日でありますか、リッジウェイ将軍は、警察予備隊は軍隊とならなければならない。そのことはすでに締結された二つの條約によつて日本として義務付けられているところのものであるという意味のことを述べております。このリッジウェイ将軍の言葉通りに、今や警察予備隊は変じて再軍備のための保安隊となり、警備隊となり、そのための機構、組織が着々実現せられつつあるものと申さなければなりません。更にこの問題が憲法違反の問題に触れるのであります。この問題につきましては、すでに同僚各議員諸君によつて述べられましたから、私はこれを詳しく述べることをいたしません。ただこのような憲法違反の事実をあえてしながら、国民に対しては欺瞞に満ちたところの言葉を以て、それは軍隊ではない。再軍備ではない。憲法の違反ではないという言葉を常に繰返して、そうして事実は再軍備を汲々として急いでいるというのが現状であります。なおこれも又同僚議員の諸君によつて指摘されたことでありますが、武器などもアメリカから貸與される。こういうような状態において日本の再軍備は事実として今や始まつているものだ。こう申さなければならんのであります。

次に、第二に反対する理由といたしましては、本保安庁法案の中に規定されておりますところの諸規定が国防省の設置をもくろむものであり、参謀本部の復活をもくろむものだという点であります。陸海軍省を復活して国防省的性格を與えようとしているという点につきましては、これ又同僚諸議員の述べられたところでありますから、私はそれをくだくしくここに申すことを避けようと思います。併しながら保安庁長官の下に、幕僚機関として、第一、第二幕僚監部が設けられるというような点、それから又保安官及び警備官の等級は十四級乃至十五級に分れておりまするが、これは曾つての軍の等級と名称こそ違え、全く同じ性格を持つものであるということ、（「職階制だよ」と呼

ぶ者あり）次に、幕僚監部及び各部隊には、曾つての軍人の中堅層が今日すでに多数採用されているという事実も挙げなければなりません。又更に出動命令を受けた場合に、保安隊の有する権限というものを見ますると、警察等職務執行法の規定が準用されるということになつておりますが、併しながら保安隊、警備隊が武器を保有し、或いは保安官、警備官が武器を所持するばかりでなく、その出動命令にありましては、職務上警護する人なり施設なり又は物件なりが、暴行なり或いは侵害を受けるとか又は受けようとするような明白な危険がある場合には、武器を使用しても差支えないということが規定してあります。又多衆集合して暴行なり又は脅迫をし、又はその明白な危険がある場合にも、武器を使用することができるということが規定してあります。（「当り前じやないか」と呼ぶ者あり）なお武器庫であるとか、弾薬庫であるとか、それらのものの防衛のための武器使用も、この保安庁法案は認めておるのであります。曾つての軍隊の行動と何ら異なるものを見出すことができないのであります。更に又憲兵にも相当すべきところの部内の秩序維持に事従する職員というものを置いておきまして、これらの職員に部内の秩序維持という名目で以て司法警察官としての職務を行わしめようとしております。これは全く憲兵の復活と同じことと申さなければなりません。

更に又この法案によりますると、保安隊或いは警備隊の、それ〴〵の保安官や警備官を募集するに当りまして、募集事務の一部を地方公共団体に委任する旨が規定されております。これは曾つての徴兵事務を、それ〴〵地の方公共団体に委任して行わしめたと全く同じものと申さなければならんのであります。更に又演習地一ヵ所およそ三千乃至四千町歩を占める広大な場所が、曾つての陸海軍の演習地に復活し、アメリカ軍と共同作戦を行なつて、共同作戦の下にこれが演習を続けているということも報道されているのであります。このような点から申しますると、全く国防省の復活であり、曾つての軍隊の復活であると申さなければなりません。

私は更に第三に、この保安庁法案並びに保安庁の下に設けられるところの保安隊や警備隊の任務、その活動に対しまして、何がその基調をなしておるかということについて一言する必要があると思います。それは言い換えるなれば、共産主義に対するところの恐怖が基調になつていると思うのであります。保安庁法案の提案の理由の説明を見ますると、こういう言葉が見えております。「今後いよ〴〵重要性を加えることが予想される治安の確保に万全を期するために」云々という言葉が見えておるのであります。だが、すでにその対策として警察力の増強が行われている。警察官は曾つては一尺そこ〴〵の棍棒を一本持つておつたに過ぎないのでありますが、今日においてはどの警察官もピストルを持ち、長い棍棒を持ち、更に最近では催涙弾その他の武器すら所持している状態であります。この上なお警察力を増強し、更に保安隊や警備隊を設けて確保しなければならないところの治安上の不安とは、一体何であろうか。政府はこれは、共産主義勢力の国内におけるところの暴力であり、或いは外国からの共産主義勢力の侵略であると説明しております。

併しながらふりかえつて、我々がこのような不安を醸し出すところの社会的な條件というものは何かということを考えてみますると、それは国民生活の安定を欠いているという一点に帰着すると思います。西ヨーロッパでも、大砲かバターかという問題は非常にやかましく議論されていることは今更申上げるまでもないのであります。日本でもやはり同じような問題が、この社会的不安の前に、今日問題とされているということも私たちは認めるのであります。併しそれかといつて、果して社会的不安の醸成を除去するような果して政治というものが行われているかということを考えますというと、私どもとしましては、否と答えざるを得ないのであります。而も外国の共産主義的勢力が日本に侵略する。これに対抗するために国内に軍隊的な保安隊、警備隊を設けるのだと言うに至りましては、全く噴飯ものと申さなければなりません。

成るほど外国の侵略、共産主義の勢力の侵略も考えられるかも知れません。併しその考えに対しまして、私は何のための侵略か、果して侵略することによつて何を得ようとしているのであるか。又共産主義勢力が日本に侵略して来た場合においては、第三次大戦の危険を我々は予想できると思うのでありますが、そのような第三次大戦の危険を侵してまでも、果して外国が侵略するだろうか。こういうことを私ども静かにふりかえつて考えますときに、結局は外国の侵略とか、或いは共産主義勢力からの侵略とかいうことは、恐怖心の上に基いているところのものであつて、それ以外の何ものでもないと申さなければなりません。更にこれを端的に言うならば、国民の恐怖心をあおつて、そうして実はそれに乗じて日本の再軍備を実現しようとするのがその狙いではないか。曾つて恐怖から自由とのいうことは、ルーズベルト大統領によつて述べられております。共産主義の侵略、共産主義の暴力、これは確かに恐るべきものに違いはない。併しその共産主義の暴力も、その侵略というものは、国民に対して恐怖心を植付けるだけである。その恐怖心からの自由なくしては、本当の国民の自由はあり得ないということを申しております。

又イギリスの労働党のベヴアン氏も、我々が恐れなければならないのは、共産主義そのものではない。共産主義に対するところの恐怖心であるということを申しておるのであります。恐怖心に基くところの共産主義対策というものが、結局何をもたらすでありましようか。アメリカの有識者はこれに対して答えております。共産主義の恐怖を国民の上におおることによつて、結局は共産主義を追放するのではなくて、共産主義についての十分な知識を追放する結果になるだろう。そのことは自由を尊重するところのアメリカにおいて、極めて恐るべき結果を招くのであるという工合にアメリカの有識者は述べておるのであります。我々も共産主義の暴力或いは侵略という言葉は、単なる国民の恐怖心をあおる結果に終つておるということを見なければなりません。その恐怖心の上に対策を立てて保安隊を作り、警備隊を作り、そして日本を再軍備するほどおろかなことはないと思う。（「その通り」と呼ぶ者あり）若し良識ある議員ならば、我々としてはこれらの保安庁法案、その下に設けられるところの再軍備としての保安隊、警備隊に対して絶対反対しなければならんと思うのであります。

以上をもちまして、私の反対討論とするわけです。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　鍋岩傳一君。

〔兼岩傳一君登壇、拍手〕

○兼岩傳一君　私は日本共産党を代表して、両法案に反対いたす者であります。

先ず全体としてこのたび政府の行政機構の改革案を見ますると、その目指すところは、第一に破防法に相呼応して国民の民主的運動を弾圧するために法務府その他を強化すること、第二に、各省の民主的な運営をやめて、大臣の命令一下、秘密裡にそれを遂行するために、高級官僚の独裁権を強化すること、第三に、再軍備を具体化するために、保安庁、海上公安局のような陸海軍の作戦本部を設置すること、これであります。本日間もなく多数の行政機構の改革法案が通過いたしますと、これによつて政府と自由党の目指すところのサンフランシスコ両條約、行政協定に、予算と法律の襲付を與えるという、この長い第十三回国会の売国的な役割がほぼ終るのであつて、我が国の前途を思えば、うたた心痛に堪えぬ次第であります。（笑声、「笑いごとではないぞ」と呼ぶ者あり）

中国の友人がこう言いました。日本は今明らかに破滅の道を辿つている。今日わからなければ明日わかるであろう。併しそれでは遅い。この意味から私は以下反対討論を展開しなければならないと考えます。

事ここに至りました経過を簡単に回顧いたしますと、先ず問題の根本は、第二次世界大戦によつて絶頂に達したアメリカ資本主義の生産が、大戦の終了によつて大打撃を受けたこと、他方アメリカは、中国を先頭とするアジア諸民族の解放運動の発展によつて、政治的にも大打撃を受けた。これが問題の出発点であります。トルーマン政府は、この事態を切抜けるために第三次世界大戦、その不安をあおり、これによつて資本主義各国の軍備を拡充し、促進し、そのためには資金の貸出しは勿論、経済的、政治的いわゆる援助という形で、アメリカの繁栄を維持しようとしているのであります。マーシャル計画然り、後進国開発の援助政策又然り、アメリカのこの戦争と軍備拡張をあおり立てる犠牲に供せられたのが、不幸な朝鮮の民族であります。朝鮮で干渉戦争が始りますと、日本の単独講和という問題が上程されまして、サンフランシスコ会議という猿芝居が計画され、これに飛び付いて、自分の政権の存続と発展をつかもうとしたものが吉田総理大臣であり、各閣僚諸君であつたことは、今や国民の周知の事実であります。こうして両條約が締結され、続いて屈辱的な行政協定が締結され、国民の気の付いた今日、日本は無期限にアメリカ軍並びに国連軍と称する英連邦軍の軍事基地となり、兵器工廠となり、練兵場となり、爆撃基地となり、兵隊の慰安場になつておつたのであります。即ち日本はこの数カ月間に、吉田政府と自由党の手によつて、国民の眼前でアメリカを先頭とする帝王、帝国主義者に売渡されたのであります。（「何を言つている」と呼ぶ者あり）

このたびの行政機構改革は、この状態から更に一歩を進め、日本の行政機構をアメリカのアジア侵略政策に基いて戦争に即応する態勢に整備することが、その根本的の狙いなのであります。保安庁、海上公安局の設置は、まさにその具体化の第一歩であります。曾つて日本に勤務し、その後招かれざる客としてヨーロッパに赴任し、到る所で労働者のストライキで歓迎されているところのリッジウエイ将軍が何と言つておるか。去る四月二十九日、彼は、警察予備隊は軍隊にならねばならない。なぜならば、それは締結されたサンフランシスコ條約によつて日本政府の義務になつておると発表しております。波多野鼎氏に私はこのことを申上げたいのであります。又アメリカの上院議員のマグナット氏は何と言つておるか。露骨にこう言つておる。アメリカが中共と全面戦争に入つたときには、日本人を戦闘部隊として使用し、日本を主要作戦基地として利用すべきであると強調しております。又ウエデマイヤー中将、この男は、曾つて支那駐屯アメリカ軍隊の総司令官をしておつた軍人でありますが、彼はもつと露骨に言つておる。最近の放送演説でこう言つておる。朝鮮の戦線からアメリカ人部隊を引揚げて、その代りにアジア人部隊を使用すべきであるとはつきり主張しておるのであります。この希望に応えて、現に日本においては保安隊十一万、警備隊一万は、アメリカ製の兵器によつて着々武装され、近代戦に堪え得る部隊が編成されております。

例えば海上保安隊はフリゲート艦十隻、上陸部隊の援護艇五十隻がアメリカの海軍から提供されようとしております。保安隊は遠からず二十五万に増強される。その中には飛行隊を含むと伝えられておりますが、論より証拠、保安隊はすでに飛行訓練を開始しておりますし、アメリカ製の戦闘機が貸し與えられる日も目前に迫つておるのであります。そうして旧軍人の佐官以下ではなくして、将官が最高幹部として採用される日も遠くはないでありましよう。そして法案の内容を見ると、保安隊が十四階級に区分されておつて、その中には憲兵の編組がある。その編成は、まさにアメリカの軽機械化兵団そのものであります。それのみではありません。現に警備隊は、アメリカ駐留軍と共同作戦の演習を毎日やつておるのであります。一カ所三千町歩乃至四千町歩に及ぶ厖大な演習地が全国に設置され、日本の象徴である富士山さえも取上げられようとしているではありませんか。然るに吉田総理は、これを相変らず軍隊ではないと答弁しておる。大橋国務相は、これを近代戦に堪え得る部隊であると答弁しておる。両君の答弁を綴り合せて見るとどうなりますか。保安隊は、近代戦には耐え得る部隊であるが、軍隊ではない。こういうことになります。国民を愚弄することこれより甚だしい言葉があるでありましようか。（拍手）全国の、保安庁、海上公安局の設置は、まさに陸軍省、海軍省の復活であります。アメリカのための傭兵の本部であります。中ソを侵略する作戦本部として必要な、アメリカ国防省の日本局にほかならないのであります。（「ノー〳〵」「脱線」と呼ぶ者あり）これの設置に賛成する政党が、果して日本人の政党であるでしようか。（「何を言うか」と呼ぶ者あり）私は或いは、少くともこの恥ずべき法案に対して今日わからなくても、明日はわかる。併し明日わかつたときには遅い。これに反対できないならば、せめて良識ある議員は、少くも棄権することを私は要望してやまないのであります。

我が党は、このアメリカのための陸海軍省の設置に断固反対するのみならず、これの廃止を決意しているものであります。日本国民の眼から隠れてひそかに軍事訓練をしておる警察予備隊は、明らかにアジア諸民族を殺戮するための軍隊であります。そうしてアメリカから貸與されたカービン銃が、誰

に向けられようとするか。これはアジア民族解放と平和のために闘う日本国民の胸に向けられた人殺しの武器であることは、今日わからなければ明日わかる。併しそのときは遅いのであります。日本の植民地化と軍事基地化を永久化するための、武装暴力団とも言うべきアメリカ……アジア侵略のための軍隊であるというところに、日本国民の平和と繁栄にとつて最大の敵がこの傭兵軍隊であります。（「ノー〳〵」と呼ぶ者あり）諸君の多くは、或いは知つておらないかも知れない。群馬県選出の議員のかたは或いは知つておられるかも知れませんが、群馬県の相馬原の予備隊のキャンプでは、ピストル、カービン銃、バズーカ砲の訓練はもとより、現在では戦車の訓練が終ろうとしている。この訓練には、隊員一人についてアメリカの兵隊が一人の割で附いておる。更に韓国軍の将校百五十名が参加している。このキャンプは二ヵ月も前から、外出も、外部との通信も、厳重に取締られており、現に朝鮮行の噂で戦々兢々としております。隊員はひそかに逃亡の話をして、これをやれば銃殺されるのではないだろうかと、真剣に話合つておるというのが実情であると伝えられております。現在二ヵ年の服務年限を満了すれば、予備隊員、下士官以下六万九千名、この四割二分の二万八千名の多数が除隊を希望しているということは、国会議員の諸君にはわからなくとも、日本の、二ヵ年の服務をやつたところの日本人のこの隊員諸君が、はつきりと私が以上述べたことを身を以て体験しておる。そうして彼らこそが、この四割二分、二万八千名までが除隊を希望しておる事実こそ、警察予備隊の本質が何ものであるかをはつきりと示しておるところの事実であります。（「その通り」と呼ぶ者あり）

このように日本国民から反対されておる再軍備を強行されようとする日本、アメリカの反動は、必ずや近い将来に徴兵制を布くべく進むことは明瞭であります。そしてその第一歩が本法案による保安庁の設置であります。我々は圧倒的な日本国民の、特に青年諸君の強い意思を代表して、青年男女、婦人、家庭の主婦、戦争の最大の犠牲者の強い意思を代表して、警察予備隊及び海上警備隊の即時解散を要求するものであります。（「その通り」と呼ぶ者あり）そうして、演習地、宿舎、及び強制的に日本国民の手から奪い取つた農耕地、原野、開拓農場、漁場及び学校等を即時日本国民の手に返すことを要求するものであります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

先ず通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上両案全部を問題に供します。委員長の報告はいずれも修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔「多数」「少数」「記名投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。（拍手）よつて両案は委員会修正通り議決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に、工業技術庁設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に農林省設置法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に、経済審議庁設置法案、経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案、資源調査会設置法案、以上三案全部を問題に供します。委員長の報告はいずれも修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて三案は委員会修正通り議決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上両案全部を問題に供します。委員長の報告はいずれも修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて両案は委員会修正通り議決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に、保安庁法案、海上公安局法案、以上両案全部を問題に供します。委員長の報告はいずれも修正議決報告でございます。両案の表決は記名投票を以て行います。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名呼点を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（佐藤尚武君）　投票漏れはございませんか……。投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（佐藤尚武君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数百三十八票、
白色票八十三票、
青色票五十五票、

よつて両案は委員会修正通り議決せられました。（拍手）

〔参照〕

賛成者（白色票）氏名　八十三名

藤野　繁雄君　早川　愼一君
德川　宗敬君　伊達源一郎君
館　哲二君　竹下　豐次君
高瀬荘太郎君　高田　寛君
新谷寅三郎君　島村　軍次君

楠見　義男君　河井　彌八君　泉山　三六君
加藤　正人君　片柳　眞吉君　横尾　龍君
加賀　操君　岡本　愛祐君　境野　清雄君
井上なつゑ君　伊藤　保平君　大隈　信幸君
飯島連次郎君　赤木　正雄君　谷口弥三郎君
山川　良一君　村上　義一君
森　八三一君　上原　正吉君
岡田　信次君　青山　正一君
玉柳　實君　中川　幸平君
郡　祐一君　廣瀬與兵衛君
松平　勇雄君　加藤　武徳君
城　義臣君　山縣　勝見君
木村　守江君　山田　佐一君
大谷　瑩潤君　一松　政二君
深水　六郎君　草葉　隆圓君
左藤　義詮君　黒田　英雄君
寺尾　豊君　溝口　三郎君
三浦　辰雄君　前田　穣君
小野　義夫君　宮田　重文君
西川甚五郎君　杉原　荒太君
秋山俊一郎君　鈴木　直人君
長谷山行毅君　高橋進太郎君
石原幹市郎君　堀　末治君
鈴木　恭一君　愛知　揆一君
安井　謙君　平林　太一君
長島　銀藏君　平沼彌太郎君
竹中　七郎君　溝淵　春次君
國　伊能君　滝井治三郎君
池田宇右衛門君　前之園亮一郎君
駒井　藤平君　油井賢太郎君
北村　一男君　中山　壽彦君
白波瀬米吉君　岩沢　忠恭君
鈴木　强平君　木内　四郎君

大屋　晋三君　泉山　三六君
黒川　武雄君　横尾　龍君
境野　清雄君　大隈　信幸君
谷口弥三郎君

反対者（青色票）氏名　五十五名

成瀬　幡治君　重盛　壽治君
山花　秀雄君　門田　定藏君
千葉　信君　三輪　貞治君
三橋八次郎君　若木　勝藏君
小酒井義男君　梅津　錦一君
三好　始君　深川タマエ君
荒木正三郎君　内村　清次君
羽生　三七君　紅露　みつ君
松浦　定義君　松原　一彦君
高田なほ子君　森崎　隆君
吉田　法晴君　深川榮左エ門君
岩木　哲夫君　岩男　仁藏君
菊川　孝夫君　岡田　宗司君
河崎　ナツ君　小笠原二三男君
金子　洋文君　須藤　五郎君
岩間　正男君　兼岩　傳一君
江田　三郎君　堀　眞琴君
水橋　藤作君　鈴木　清一君
上條　愛一君　田中　一君
加藤シヅエ君　山田　節男君
齋　武雄君　矢嶋　三義君
村尾　重雄君　永井純一郎君
吉川末次郎君　佐々木良作君
松永　義雄君　相馬　助治君
赤松　常子君　小松　正雄君
伊藤　修君　三木　治朗君
棚橋　小虎君　波多野　鼎君
下條　恭兵君

○議長（佐藤尚武君）　次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案、総理府設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、以上四案全部を問題に供します。委員長の報告はいずれも修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて四案は委員会修正通り議決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　日程第二十一、電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員長鈴木恭一君。

（審査報告書は都合により附録に掲載）

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月十九日

衆議院議長　林　譲治

参議院議長佐藤尚武殿

（小字及び――は参議院修正）

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　海岸局及び船舶局の運用（第六十二條―第七十條）」を「第二節　海岸局及び船舶局の運用（第六十二條―第七十條）　第三節　航空局及び航空機局の運用（第七十一條―第七十條の二―第七十條の六）」に改める。

第五條第一項中第五号及び第六号を削り、同條第二項に次の一号を加える。

三　航空法（昭和二十七年法律第　号）第百二十七條但書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機の無線局

第五條に次の一項を加える。

3　左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を與えないことができる。

一　この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　無線局の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

第六條第三項中「（船舶無線電信局（船舶の無線局であつて、無線電信により無線通信を行うもの）及び船舶無線電話局（船舶の無線局であつて、無線電話により無線通信を行うもの）をいう。以下同じ。）」を「（船舶の無線局をいう。以下同じ。）」に改める。

第六條に次の一項を加える。

4　航空機局（航空機の無線局をいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に同項に掲げる事項の外、その航空機の所有者、用途、種類、等級、型式、航行区域、定置場及び登録記号をあわせて記載しなければならない。

第十三條第二項中「船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令（昭和二十四年政令第三百六号）第五條の漁船の船舶無線電信局」を「船舶の船舶局（以下「義務船舶局」という。）及び航空法第六十條に掲げる場合に該当する航空機の航空機局（以下「義務航空機局」という。）」に改める。

第二十七條第一項中「船舶」を「船舶又は航空機」に改め、同條第二項中「船舶」を「船舶又は航空機」に、「目的港」を「目的地」に改める。

第三十三條に次の一項を加える。

3　船舶局が義務船舶局であつて、

船舶無線電信局（船舶局であつて、無線電信により無線通信を行うものをいう。以下同じ。）であるときは、前項の規定により備えつけなければならない連絡設備は、船舶内の主たる連絡設備から独立し、且つ、同時に音声を送り、及び受けることができるものでなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号（同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の船舶の船舶無線電信局であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の條件）

第三十三條の二　義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

2　義務船舶局の無線電話であつて、船舶安全法第四條第二項（同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により無線電信に代えたものは、船舶の上部に設けなければならない。

第三十四條の前の見出しを削り、同條を次のように改める。

第三十四條　義務船舶局の無線電信の主送信設備は、郵政省令で定める有効通達距離をもつものでなければならない。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條　義務船舶局の無線電信には、郵政省令で定める條件に適合する補助設備を備えなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十五條の次に次の一條を加える。

第三十五條の二　義務船舶局の無線電話であつて、船舶安全法第四條第二項の規定により無線電信に代えたものの送信設備は、郵政省令で定める有効通達距離をもつものでなければならない。

第三十六條を次のように改める。

（救命艇の無線電信の條件）

第三十六條　船舶安全法第二條（同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基く命令により船舶に備える発動機附救命艇に装置しなければならない無線電信の送信設備は、郵政省令で定める有効通達距離をもつものでなければならない。

第三十六條の次に次の一條を加える。

（義務航空機局の條件）

第三十六條の二　義務航空機局の送信設備は、電波監理委員会規則で定める有効通達距離をもつものでなければならない。

第三十七條中「警急自動受信機」の下に「、船舶安全法第二條の規定に基く命令により船舶に備えなければならない救命艇用携帯無線電信、電波監理委員会規則で定める航空機に施設する無線設備の機器」を加える。

第三十九條但書中「船舶」を「船舶又は航空機」に改める。

第四十條の表中第一級無線通信士の項の下欄を次のように改める。

無線設備の通信操作	船舶又は航空機に施設する無線設備の技術操作
陸上に施設する空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作	陸上に開設する無線航行局（電波を利用して、航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向を決定し、又は船舶若しくは航空機の航行の障害物を探知するために開設する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備の技術操作

第四十條の表中第二級無線通信士の項の下欄を次のように改める。

国内通信のための無線設備の通信操作 東は東経百七十五度、西は東経百十三度、南は北緯二十一度、北は北緯六十三度の線によつて囲まれた区域内における国際通信のための船舶局の無線設備の通信操作	航空局（航空機局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）及び航空機局の国際通信（公衆通信を除く。）のための無線設備の通信操作
第一級無線通信士の指揮の下に行う国際通信のための無線設備の通信操作	船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線電信及び百五十ワット以下の無線電話の技術操作
航空機に施設する無線設備の技術操作	陸上に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び七十五ワット以下の無線電話（放送をする無線局の無線電話を除く。）の技術操作
陸上及び船舶に開設する無線航行局の無線設備であつて、三万キロサイクルをこえる周波数を使用するものの技術操作	

第四十條の表第三級無線通信士の項中「国内通信」の下に「（航空移動通信（航空機局と航空機局又は航空局との間の無線通信をいう。以下同じ。）を除く。）」を、「海岸局」の下に「（船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）」を加える。

第四十條の表中第三級無線通信士の項の次に次のように加える。

航空移動通信（国際通信たる公衆通信を除く。以下同じ。）のための無線電話の通信操作	航空級無線通信士
空中線電力百ワット以下の航空移動通信のための無線電話の技術操作	
航空機の航行のための無線航行局の無線設備であつて、三万キロサイクルをこえる周波数を使用するものの技術操作	

第四十條の表中聽守員級無線通信士の項を削る。

第四十條の表中第二級無線技術士の項の下欄を次のように改める。

第一級無線技術士の指揮の下に行う無線設備の技術操作	空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作 無線航行局の無線設備の技術操作

第五十條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條中第一項の次に次の一項を加える。

2　国際航空に従事する航空機の航空機局であつて、無線電信により無線通信を行うものには、航空機通信長（航空機通信士の長をいう。）として、無線通信士の資格を得て五十時間以上航空機の無線通信の業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者を配置しなければならない。

第五十二條第一号から第三号までの規定中「船舶」を「船舶又は航空機」に改める。

第六十三條第一項中「第二種局」の下に「及び第三種局甲（総トン数千六百トン未満五百トン以上の旅客船以外の船舶安全法第四條の船舶の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱わないものをいう。以下同じ。）」を加える。

第六十三條第二項中「一日八時間」の下に「、第三種局甲にあつては一日四時間」を加える。

第六十三條第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　義務船舶局であつて、船舶安全法第四條第二項の規定により無線電話をもつて無線電信に代えたものは、その船舶の航行中は、郵政省令で定める時間割の時間運用しなければならない。

4　前項の時間割の時間は、一日四時間とする。

第六十五條第一項を次のように改める。

五百キロサイクルの周波数の指定を受けている第一種局（甲及び国際航海に従事する旅客船のものを除く。）及び第二種局（乙）の周波数で常時聽守しなければならない。

第六十五條第二項を第五項とし、同條中第一項の次に次の三項を加える。

2　五百キロサイクルの周波数の指定を受けている海岸局（第二種局乙）及び第三種局甲（国際航海に従事する旅客船のものを除く。）は、その運用しなければならない時間（以下「運用義務時間」という。）中は、五百キロサイクルの周波数で聽守しなければならない。

3　前二項の無線局は、運用義務時間中の第一沈默時間を除く外、現に通信を行つている場合は、前二項の規定による聽守をすることを要しない。但し、警急自動受信機を施設している船舶無線電信局にあつては、この限りでない。

4　第一項及び第二項の無線局は、運用義務時間中は、警急自動受信機により聽守してはならない。但し、現に通信を行つている場合は、この限りでない。

第六十五條に次の一項を加える。

6　第三種局乙（第一種局、第二種局及び第三種局甲に該当しない船舶無線電信局をいう。以下同じ。）は、二時間をこえない範囲において郵政省令で定める時間、郵政省令で定める周波数で聽守しなければならない。但し、現に通信を行つている場合は、この限りでない。

第六十六條第一項中「船舶」を「船舶又は航空機」に改める。

第五章中第七十條の次に次の一節を加える。

第三節　航空局及び航空機局の運用

（航空機局の運用）

第七十條の二　航空機局の運用は、その航空機の航行中及び航行の準備中に限る。但し、受信装置のみを運用するとき、第五十二條各号に掲げる通信を行うとき、その他電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2　航空局又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

3　航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

（運用義務時間）

第七十條の三　義務航空機局は、電波監理委員会規則で定める時間運用しなければならない。

2　航空局は、常時運用しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（聽守義務）

第七十條の四　航空局及び航空機局は、その運用義務時間中は、電波監理委員会規則で定める周波数で聽守しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（航空機局の通信連絡）

第七十條の五　航空機局は、その航空機の航行中は、電波監理委員会規則で定める方法により、電波監理委員会規則で定める航空局と連絡しなければならない。

（準用）

第七十條の六　第六十四條第一項（第一沈默時間）及び第六十六條から第六十九條まで（遭難通信、緊急通信、安全通信及び船舶局の機器の調整のための通信）の規定は、航空局及び航空機局の運用について準用する。

第七十五條中「第五條」を「第五條第一項及び第二項」に改める。

第七十六條第二項に次の一号を加える。

四　免許人が第五條第三項第一号に該当するに至つたとき。

第七十六條に次の一項を加える。

3　電波監理委員会は、前項の規定により免許の取消をしたときは、当該免許人であつた者が受けている他の無線局の免許を取り消すことができる。

第八十三條第一項第一号中「第三十五條（補助装置の備えつけ）、」の下に「第三十六條の二（義務航空機局の條件）、」を加え、「第五十條第二項」を「第五十條第三項」に、「第六十五條第二項（聽守義務）」を「第六十五條第二項、第七十條の四（聽守義務）、第七十條の五（航空機局の通信連絡）」に改め、同項第二号中「第七十六條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第九十九條の十一第一号中「第三十五條（補助装置の備えつけ）」を「第三十四條から第三十五條の二まで（義務船舶局の條件）、第三十六條（救命艇の無線電信の條件）」に、「第六十五條第二項」を「第六十五條第五項及び第六項」に、「及び第百條第一項第二号」を「並びに第百條第一項第二号」に改める。

第百三條の次に次の一條を加える。

（船舶又は航空機に開設した外国の無線局）

第百三條の二　第二章及び第四章の規定は、船舶又は航空機に開設した外国の無線局には、適用しない。

2　前項の無線局は、左に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一　第五十二條各号の通信

二　公衆通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三　航空機の航行の安全に関する通信（公衆通信を除く。）

第百五條第一項中「第六十六條第一項」の下に「（第七十條の六において準用する場合を含む。）」を加える。

第百六條第二項中「船舶遭難」の下に「又は航空機遭難」を加える。

第百十二條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第七十條の二第一項の規定に違反した者

第百十三條第二号中「第六十四條第一項」の下に「（第七十條の六において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三條第三項、第三十三條の二から第三十六條まで、第三十七條（船舶安全法第二條の規定に基く命令により船舶に備えなければならない救命艇用携帯無線電信に係る部分に限る。）、第六十三條、第六十五條及び第九十九條の十一第一号の改正規定は、昭和二十七年十一月十九日から施行する。

2　この法律の施行の際現に聽守員級無線通信士の資格を有している者については、その免許の有効期間内は、第四十條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　第六十五條の改正規定施行の際現に免許を受けている第二種局甲及び国際航海に従事する旅客船の第二種局乙の聽守しなければならない時間は、同條第一項の規定にかかわらず、昭和二十九年十一月十八日までは、その運用義務時間とする。

○鈴木恭一君　只今議題となりました電波法の一部を改正する法律案について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本件の提案理由は、日本国との平和條約第十三條の規定により、我が国が国際民間航空條約の規定並びに同條約の附属書として採択されました標準方式及び手続を実施することとなりましたことと、一九四八年の海上における人命の安全のための国際條約に加入することとなりましたために、現行電波法に航空機の無線局に関する規定を新たに設け、又船舶の無線局について所要の改正を行う必要を生じたことによるものであります。

その内容は、新たに制定されました航空法及び海上における人命の安全のための條約に加入等のため一部改正の行われました船舶安全法の規定に対応したものであります。なお、本案は、原案に対して衆議院において三項目について修正の上、本院送付となつたものでありますが、修正の要旨は、船舶安全法施行規則による近海区域第一区の区域内における船舶局の通信は、現行電波法上、国際通信として、第二級無線通信士が独立して行い得ないこととなつており、経過措置として電波法制定後三年間だけこれを認められているのでありますが、既往二カ年の実情及び国際電気通信條約の規定に照らして、これを恒久措置とすることとした点その他であります。

電気通信委員会におきましては、本法律案が五月十日予備審査のために付託されまして以来六回に亘つて委員会を開き、その間におきまして参考人の意見を聞くなど慎重審議をいたしたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知をお願いいたします。

七月二十二日質疑を終え、翌二十三日討論に入りましたところ、別段発言もなく、直ちに採決に入り、全会一致を以て本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時三十五分散会

○本日の会議に付した事件

一、積雪湿潤地帯における義務教育学校の屋内運動場の整備促進に関する決議案

一、日程第一　市の警察維持の特例に関する法律案

一、日程第二　地方公営企業法案

一、日程第三　地方制度調査会設置法案

一、日程第四　義務教育費国庫負担法案

一、日程第五　臨時石炭鉱害復旧法案

一、日程第六　通商産業省設置法案

一、日程第七　通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

一、日程第八　工業技術庁設置法の一部を改正する法律案

一、日程第九　農林省設置法等の一部を改正する法律案

一、日程第十　経済審議庁設置法案

一、日程第十一　経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案

一、日程第十二　資源調査会設置法案

一、日程第十三　大蔵省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十四　大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

一、日程第十五　保安庁法案

一、日程第十六　海上公安局法案

一、日程第十七　運輸省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十八　総理府設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十九　国家行政組織法の一部を改正する法律案

一、日程第二十　行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

一、日程第二十一　電波法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長　佐藤　尚武君

副議長　三木　治朗君

議員

藤森　眞治君　藤野　繁雄君
早川　愼一君　波多野林一君
鶴川　宗敬君　常岡　一郎君
田村　文吉君　伊達源一郎君
館　哲二君　竹下　豐次君
高橋龍太郎君　高橋　道男君
高瀬荘太郎君　高田　寛君
高木　正夫君　杉山　昌作君
新谷寅三郎君　島村　軍次君
西郷吉之助君　小宮山常吉君
高良　とみ君　楠見　義男君
木下　辰雄君　河井　彌八君
加藤　正人君　片柳　眞吉君
加賀　操君　奥　むめお君
岡本　愛祐君　岡部　常君
梅原　眞隆君　井上なつゑ君
伊藤　保平君　石黒　忠篤君
飯島連次郎君　赤木　正雄君
結城　安次君　山川　良一君
村上　義一君　森　八三一君
上原　正吉君　岡田　信次君
青山　正一君　玉柳　實君
中川　幸平君　九鬼紋十郎君
郡　祐一君　廣瀬與兵衛君
岡崎　眞一君　松平　勇雄君
楠瀬　常猷君　加藤　武徳君
城　義臣君　植竹　春彦君
山本　米治君　古池　信三君
小杉　繁安君　山縣　勝見君
石川　榮一君　木村　守江君
山田　佐一君　大谷　瑩潤君
一松　政二君　深水　六郎君
仁田　竹一君　草葉　隆圓君
左藤　義詮君　大島　定吉君
黒田　英雄君　小林　英三君
中川　以良君　寺尾　豊君
溝口　三郎君　三浦　辰雄君
前田　穣君　堀越　儀郎君
小野　義夫君　小串　清一君
野田　卯一君　重宗　雄三君
大野木秀次郎君　入交　太藏君
宮田　重文君　西川甚五郎君
平井　太郎君　杉原　荒太君
松本　昇君　秋山俊一郎君
鈴木　直人君　石村　幸作君
長谷山行毅君　高橋進太郎君
石原幹市郎君　堀　末治君
鈴木　恭一君　愛知　揆一君
安井　謙君　平林　太一君
長島　銀藏君　平沼彌太郎君
竹中　七郎君　菊田　七平君
溝淵　春次君　團　伊能君
滝井治三郎君　池田宇右衛門君
前之園喜一郎君　駒井　藤平君
林屋亀次郎君　油井賢太郎君
北村　一男君　中山　壽彦君
白波瀬米吉君　岩沢　忠恭君
鈴木　强平君　木内　四郎君
西田　隆男君　大屋　晋三君
泉山　三六君　黒川　武雄君
横尾　龍君　境野　清雄君
大隈　信幸君　谷口弥三郎君
稲垣平太郎君　成瀬　幡治君
重盛　壽治君　山花　秀雄君
門田　定藏君　千葉　信君
三輪　貞治君　三橋八次郎君
若木　勝藏君　中田　吉雄君
小瀧　彬君　小酒井義男君
梅津　錦一君　三好　始君
深川タマエ君　荒木正三郎君
内村　清次君　羽生　三七君
紅露　みつ君　松浦　定義君
松原　一彦君　高田なほ子君
森崎　隆君　吉田　法晴君
深川榮左エ門君　岩木　哲夫君
岩男　仁藏君　菊川　孝夫君
岡田　宗司君　河崎　ナツ君
一松　定吉君　櫻内　辰郎君
堀木　鎌三君　小笠原二三男君
木下　源吾君　金子　洋文君
野溝　勝君　須藤　五郎君
岩間　正男君　兼岩　傳一君
江田　三郎君　堀　眞琴君
水橋　藤作君　鈴木　清一君
岩崎正三郎君　上條　愛一君
千田　正君　東　隆君
田中　一君　加藤シヅエ君
山田　節男君　齋　武雄君
矢嶋　三義君　村尾　重雄君
永井純一郎君　吉川末次郎君
カニエ邦彦君　島　清君
佐々木良作君　松永　義雄君
相馬　助治君　山下　義信君
赤松　常子君　小松　正雄君

伊藤　修君　棚橋　小虎君
波多野　鼎君　原　虎一君
下條　恭兵君　片岡　文重君

国務大臣

法務総裁　木村篤太郎君
文部大臣　天野　貞祐君
通商産業大臣　高橋龍太郎君
運輸大臣　村上　義一君
建設大臣　野田　卯一君
国務大臣　大橋　武夫君
国務大臣　周東　英雄君

政府委員

電波監理長官　長谷　慎一君
地方自治政務次官　藤野　繁雄君
大蔵政務次官　西村　直己君
文部省初等中等教育局長　田中　義男君
農林政務次官　小川原政信君
通商産業政務次官　本間　俊一君
資源庁長官　山地　八郎君
資源庁炭政局長　中島　征帆君
資源庁開発鉱害部鉱害第一課長兼第二課長　大山　臨君
海上保安庁長官　柳沢　米吉君

昭和二十七年七月二十五日　参議院会議録第六十九号（その三）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十円
（送料実費）
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段(33)一三九九　官報課
振替東京一九〇〇